

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

No.  
69

2016.12

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 巻頭言

- 1 日本の法整備支援に対する期待 日本弁護士連合会 国際交流委員会前委員長 矢吹公敏

#### 寄稿

- 8 ミャンマーの諸民族と諸言語 大阪大学大学院言語文化研究科教授 加藤昌彦  
27 通訳人を介して話をするときの留意点 JICA長期派遣専門家 辻 保彦

#### 特集

【ミャンマーに対する知的財産権分野に係る支援における我が国の支援機関の連携・協調】

- 31 連携・協調のフォーラムとしてのICD NEWS 国際協力部長 阪井光平  
32 ミャンマー法整備支援プロジェクトにおける知的財産関連法への協力 JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 神谷 望  
37 法整備支援プロジェクト課題と知的財産侵害事件の刑事手続について 国際協力部教官 野瀬憲範  
43 ミャンマー知的財産行政専門家としての活動 JICA長期派遣専門家 上田真誠  
50 経済産業省模倣品対策室が推進する「ミャンマー税関差止プロジェクト」の概要 経済産業省製造産業局模倣品対策室 模倣対策専門官 脇野俊二  
55 ミャンマーにおける知的財産法分野の司法審査について 元知財高裁判事 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 三村量一  
60 ミャンマーにおける知的財産法制度整備支援について(弁護士の立場から) 弁護士知財ネット理事 弁護士 伊原友己

#### 外国法制・実務

- 74 [ベトナム] 2015年ベトナム民法と財産登記制度の課題 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘  
82 [ラオス] ラオスと国際労働基準 立命館大学法学部教授 吾郷眞一  
86 [ミャンマー] ミャンマー民事裁判における当事者主義(2) JICA長期派遣専門家 小松健太  
90 [インドネシア] インドネシアにおける司法制度の概要(1) JICA長期派遣専門家 間明宏充  
96 [ネパール] 新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(2)～ JICA長期派遣専門家 長尾貴子  
100 [中国] 中国行政訴訟法の改正条文等について(2) JICA長期派遣専門家 白出博之

#### 活動報告

- 【国際研修・共同研究】  
129 [ベトナム] 第53回本邦研修(法令の整合性及び明確性の確保) 国際協力部教官 松尾宣宏  
134 [ベトナム] 第54回本邦研修(財産登録に関する法令の理論や実務) 国際協力部教官 伊藤 淳  
141 [カンボジア] 現地セミナー(民事実務上の諸問題) 国際協力部教官 内山 淳  
145 [ラオス] 現行プロジェクト第8回本邦研修(日本の労働法の概要、ラオスにおける労働法執務参考資料に関するセッション等) 国際協力部教官 廣田 桂  
153 [インドネシア] 第1回本邦研修(知的財産権の保護) 国際協力部教官 石田正範  
159 [ネパール] 現行プロジェクト第5回本邦研修(事件管理等) 国際協力部教官 内山 淳

#### 【海外出張】

- 164 [インドネシア] 立法過程に関する国際シンポジウムへの参加 国際協力部教官 石田正範

#### 【対外研修】

- 167 平成28年度司法修習(選択型実務修習)に係る研修 国際協力部教官 伊藤 淳

#### 【部内研修】

- 172 法制度整備支援活動の対象国に係る政治、社会、文化等の情勢及び言語に係る研究会(ベトナム及びミャンマー)について 国際協力部教官 大西宏道

#### 【来訪】

- 174 神戸大学法科大学院生による国際協力部訪問 国際協力部教官 松尾宣宏

#### 【講義・講演】

- 175 国際協力専門官 遠藤裕貴

#### 【活動予定】

- 176 国際協力専門官 伊藤 淳

#### 専門官の眼

- 181 国際協力専門官 井倉美那子

#### 各国プロジェクトオフィスから

- 185 ベトナム長期派遣専門家 川西 一 カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦 ラオス長期派遣専門家 須田 大  
ミャンマー長期派遣専門家 小松健太 インドネシア長期派遣専門家 横幕孝介

#### 編集後記

- 188 国際協力専門官 遠藤裕貴



### 日本の法整備支援に対する期待

日本弁護士連合会  
国際交流委員会前委員長  
矢 吹 公 敏

#### 1 はじめに—カンボジア王国

私は、1995年から20年間法整備支援活動に参加してきたが、ICD NEWSに巻頭言を書かせていただくこととなり、感謝申し上げたい。本稿では、私のこれまでの法整備支援活動について振り返るとともに、日本の法整備支援の課題と期待について述べたいと思う。

私が法整備支援活動を始めたのは、外務省の要請を受けて、日本弁護士連合会が国際交流委員会の活動として1996年から5年間にわたり実施したカンボジア王国の法曹関係者の本邦研修に参加したことがきっかけである。日弁連では、その活動を「国際司法支援」と呼んでいるのでその呼称を使用する。第一期の研修生には、その後司法大臣となったアンボン・ワタナ氏（当時は弁護士会からの参加）、後に司法省次官となったイー・ダン氏、後のプノンペン法科大学長となったユック・ゴイ氏などがいた。その後も、ヒー・ソピア氏（現在の司法省次官）、ユー・ブンレイ氏（現在の高等裁判所長官）、モン・モニチャリア氏（当時最高裁裁判官）など現在カンボジア司法を担う人材が参加した。毎回の研修は数週間に及び、研修旅行もあり、この研修で得た繋がりがその後の日弁連の活動を支える源泉となった。

その間、1997年の武力衝突の経験から（その日、私はバンコクの空港でプノンペン行きの飛行機を待っていたが、武力衝突勃発のため入国できなかった。もっとも入国していたら、その後2ヶ月間は出国できなかったに違いない。）、翌年日本政府が参加した国際選挙監視団に参加し、同国の国政選挙を監視した。武力衝突直後の選挙であったため、事前研修も地雷や武装解除の研修など緊張感があり、実際の監視活動も自衛隊員の参加を得て、常に身の安全を図りながらの監視活動であった（その後、私は2008年の選挙の際にも日本政府が派遣した選挙監視団の副団長として参加したが、緊張感の程度は比較にならない。）。

さらに、JICAが、1999年3月からJICAの重要政策中枢支援の一つである国際司法支援プロジェクトを開始し、カンボジアの民法及び民事訴訟法の起草協力を開始したが、私も同プロジェクトの国内支援委員会及び事務局に参加し、起草活動の最初から参加することになった。民法起草活動と民事訴訟起草活動の違いをつぶさに拝見し、とてもよい経験を得ることとなった。その活動の中で、民法案と世界銀行が支援した土地法との相克が生じ、日本側が急遽ワシントンDCに赴き調整活動を行ったことなど懐かしい。

他方、日弁連でも、独自のNGOプロジェクトを企画し、2000年10月にJICAの国際司法支援プロジェクトの一環として現地弁護士を対象に「民事紛争における弁護士の役割」、「法律扶助」、「弁護士倫理」、「刑事弁護士の研修」をテーマにセミナーを開催した。その

経験を踏まえて、2001年度から始まった JICA の小規模パートナーシップ事業を申請し、その第1号として承認され、同年7月からプロジェクトが開始された。同プロジェクトは、カンボジア王国弁護士会をカウンターパートとして、弁護士養成セミナーの開催及び法律扶助制度の制度提案をおこなった。前者については、上記のように JICA の重要政策中枢支援プロジェクトで起草されている同国の民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計4回のセミナーが実施された。また、同時期にカナダ弁護士会及びリヨン弁護士会がカンボジア王国弁護士の養成プロジェクトを企画していたことから、3弁護士会によるユニークなプロジェクトとなった。後者は、貧困層への司法サービスの機会保障（access to justice）の視点から、カンボジア王国における法律扶助制度の確立に向けた制度調査及び将来の提言が主たる事業である。現地で東南アジアの弁護士を招へいしてアジア法律扶助会議を開催し、国連人権高等弁務官の地域代表も参加して、有意義な会議となった<sup>1</sup>。

さらに、日弁連は、JICA からの委託事業（開発パートナー事業）として2002年9月から3年間「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」を受託し<sup>2</sup>、中断していた弁護士養成校（正式名称は、「Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia」）を復活させ、その後のプロジェクト継続期間（2007年まで）を合わせた毎年40名～70名のカンボジア弁護士を養成してきた。このプロジェクトでは、日弁連は、カリキュラム・テキスト作りについて既に助言し、科目毎にチューターを配置して技術指導を実施し、学校の運営についても、適宜助言を開始している。例えば、場所の調達でも、日弁連が大学関係者と交渉して側面から支援し、職員の採用面接にも立ち会った。さらに、入学試験についても、公正な試験の実施方法について助言するとともに、試験当日はオブザーバーを派遣した。また、リーガルクリニックを併設し、学生が実際に事件に触れる機会を設けた。また、このプロジェクトでは、カンボジア弁護士の継続教育及びジェンダー・トレーニングも実施した<sup>3</sup>。

さらに、2007年12月から、日弁連が JICA から委託を受けて、弁護士養成校の支援を実施する方法に変わり（2010年6月まで）、弁護士に対する民事訴訟法セミナー（継続教育）及び弁護士養成校におけるセミナーを短期専門家派遣により実施するとともに、同プロジェクト専属の長期専門家一名と密に連携して支援を行なった。

私は、これらのカンボジアプロジェクトに、プロジェクトマネジャーとして参加し、多くのカンボジア法律家と協働して、同国の弁護士制度改革と弁護士養成に参画した<sup>4</sup>。私の

---

<sup>1</sup> その結果、カンボジアに政府から法律扶助制度に資金が拠出されるようになり、現在金額も増額されて継続している。

<sup>2</sup> カンボジア司法省は、2001年8月に弁護士養成校の設立を認めるサブデグリーを発し、同校が再開される法的根拠が整備された。同校は当初1995年に設立され3期生まで輩出し、その後1997年の武力衝突で停止していたのである。

<sup>3</sup> カンボジア弁護士養成校は現在も続き、2016年に第14期生が卒業する。同校の卒業生は723人（2016年現在）となり、同国の弁護士1134人中過半数となっている。同校のカリキュラムは、現在も基本的には日弁連が支援した当時のカリキュラムを踏襲している。

<sup>4</sup> 日弁連とカンボジア王国弁護士会との間では2000年に友好協定を締結している。



基本的なフィールドはカンボジアであり、同国への思いは強い。他方で、近年の同国の経済的な発展と十分とはいえない法制度のアンバランスに強い懸念も持っている。

## 2 日弁連の活動と日本の法整備支援

### (1) 基本方針

日弁連の活動で特徴的なことは「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針」を2009年3月18日の理事会決議で採択していることである。日弁連の活動の基本理念は、基本的人権の保障と恒久平和主義並びに法の支配である。以下、基本方針から抜粋する。

#### 「1 基本理念

日本弁護士連合会（「日弁連」）の国際司法支援活動は、以下に述べるような基本理念に基づいて実施されるものである。

##### (1) 基本的人権の保障と恒久平和主義

日弁連は、現憲法を擁護することを活動の基本としてきた。憲法前文では、恒久平和主義・平和のうちに生存する権利を謳い、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。」という国際的な協力の責務を規定している。

さらに、弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定され、これを受けて日弁連会則2条は「本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉である。」と明記している。日弁連は、この使命を遂行するために会員とともに協働しているのである（同会則3条）。

また、日弁連では、世界人権宣言をはじめとする国際的人権基準の普遍的遵守と保障の促進とが、全ての国の厳粛な責務であることを謳ったウィーン宣言およびその行動計画（世界人権会議1993年採択）の実施に積極的に関与・協力していくことを決意し、宣言しているが<sup>5</sup>、日弁連の国際司法支援活動もこの責務の実行の一環として考えるべきである。

日弁連が国際司法支援活動を実施する際にも、憲法に謳われた恒久平和主義・基本的人権の尊重、弁護士法1条の基本理念および国際人権基準の遵守と保障への決意に従い、国際協力を実施する責務を自覚し、我が国最大の人権NGOとしてその国際司法支援活動を行わなければならない。

##### (2) 法の支配

日弁連では、憲法の底流に流れる「法の支配（rule of law）」の実現のために日々努力しているところであるが、その国際司法支援活動においても同様である。

そこで、日弁連では、その司法改革実行宣言<sup>6</sup>において「法の支配」が社会のすみずみまで及ばされ、市民の期待にこたえる司法を実現することが、弁護士・弁護

<sup>5</sup> 1998年9月18日第41回人権大会宣言。

<sup>6</sup> 第57回定期総会・司法改革実行宣言（2006年）

士会の市民に対する責務であると述べているが、その責務は国内にとどまらず、国際的にも遂行されるべきものである<sup>7</sup>。日弁連が、国際司法支援活動を実施するに当たっても、「法の支配」の実現に向けた活動であることを基本理念の一つとすべきである。」

この基本理念をもとに基本方針として以下の5点を挙げる。

「(1) 基本理念の実現

日弁連の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・恒久平和主義・法の支配という基本理念を実現することを目的とすべきである。

(2) 政治的不偏性と中立性

日弁連の国際司法支援活動は、政治的不偏性・中立性に基づくものでなければならず、実際の活動の実施にあたってはこの点に十分に留意するべきである。

(3) 活動プロセス

国際司法支援活動を実施するに当たっては、原則として以下の点に留意すべきである。

① 市民の自立支援

国際司法支援活動は、現地の実情に応じた支援でなければならず、現地からの要請に基づいた自立支援によるものとする。現地では、政府、市民、企業など様々な利害関係者がいるが、日弁連の活動は、常に最終的な受益者である市民の立場に立脚した自立支援を目的とすべきである。

② カウンターパート（共同実施者）との協働

上記の目的を実現するために、現地のカウンターパート（共同実施者）との協働を図るべきである。

③ フォローアップの実施

日弁連が行った国際司法支援活動が本基本方針に沿ったものであるか常に検証するべきである。そのため、その活動について活動中およびその後にフォローアップ評価を行うことに努めるべきである。

④ 安全性

日弁連が国際司法支援活動を実施するにあたっては、参加する会員等の安全性に十分に配慮して実施すべきである。

(4) 弁護士および弁護士会への支援活動

日弁連による独自の国際司法支援の活動として、対象国の弁護士および弁護士会

---

<sup>7</sup> 司法制度改革審議会意見書（2003年）は、「国際社会は、決して所与の秩序ではない。既に触れた一連の諸改革は、ひとり国内的課題に関わるだけでなく、多様な価値観を持つ人々が有意的に共生することのできる自由かつ公正な国際社会の形成に向けて我々がいかに積極的に寄与するかという希求にも関わっている。」と謳い、さらに「発展途上国に対する法整備支援については、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきである。」と述べているのも、その趣旨である。

に対する協力および弁護士制度の構築に関する助言を積極的に推進すべきである<sup>8</sup>。

弁護士は法曹の一翼を担う重要な役割を果たしており、特に途上国では、人権問題などが顕在化する中でその擁護者としての途上国の弁護士の活動は重要である。他方、こうした途上国の弁護士の活動の支援には政府 ODA が目を向けることは少なく、他の団体も支援活動を積極的にするわけではない。こうした環境のなかで、日弁連が、弁護士の団体として他の機関と重複しない支援協力活動を実施するという観点からも、日弁連が途上国の弁護士および弁護士会に協力することには意義がある。

#### (5) ODA（政府開発援助）との関係

政府とは異なる立場で国際司法支援活動を行う日弁連は、ODA との関係について慎重に検討の上で参加の是非を判断すべきである。

ODA 大綱では、司法の役割に触れる部分として、①「良い統治」（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力、②個々の人間に着目した人間の安全保障、③平和構築の努力、④政府開発援助の実施にあたっては、国際連合憲章（特に、主権、平等および内政不干涉）を踏まえて、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断すること、⑤開発途上国の民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権と自由の保障状況に十分に注意を払うこと、などの記述がある。これは日弁連の活動理念と相通じる点もあるので、ODA と有機的かつ効果のある協力活動（最大効率をあげる手法）を実施するために、上記の日弁連の基本理念および基本方針に反しないことを条件として、ODA と協働して活動することも考慮すべきである<sup>9</sup>。」

日弁連では、以上の国際司法支援活動の基本方針に基づいて、カンボジア以外にも様々な活動を展開してきた。その一部を紹介する。

#### (2) ベトナム

ベトナムの法制度整備に関する JICA の重要中枢技術支援活動に参加して以降、同国の司法支援活動に参加してきた。特に、2009 年にベトナム弁護士連合会が設立されたことを受けて、日弁連では、同年、同弁護士会理事者らに対する研修を受入れ、弁護士会運営、弁護士自治、弁護士の継続教育等に関する研修を行ってきた。

#### (3) ラオス

日弁連では、2000 年 5 月にラオスに関する司法調査を初めて実施し、2011 年 8 月には、同国弁護士会との間で弁護士の役割等に関する会議を共同実施している。JICA の同国に対する国際司法支援プロジェクトにも協力してきた。同国に司法研修所が設立された

<sup>8</sup> 弁護士の役割に関する基本原則（国連犯罪防止会議 1990 年採択）参照。

<sup>9</sup> 日弁連では、1996 年から独立行政法人国際協力機構（JICA）が主宰するインドネシア、中国、モンゴル、カンボジア、ベトナム、ラオス、などに対する国際司法支援活動に協力してきたことはその現れである。

後、2016年からは同研修所の弁護士研修を担当している弁護士の養成に協力している。

#### (4) モンゴル

モンゴルでは、JICAの弁護士会強化計画プロジェクトが4年間にわたり実施され、その後、モンゴルの弁護士会の調停センターの支援、モンゴル弁護士会の自主研修などに支援を実施している。

#### (5) アジア司法アクセス会議

日弁連では、2008年10月には、マレーシア弁護士会との共催で、マレーシアクアラルンプールで、アジア途上国から弁護士を招へいして、「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議を開催し、開催後は日弁連英文ホームページに、各国の司法アクセスに関する資料を掲載した。同会議は、その後約2年毎に東京、ブリスベン、プノンペンで開催されてきた。

### 3 日本の法整備支援の課題

私は、以上のような国際司法支援の経験を踏まえて、我が国（特に日弁連）の法整備支援の課題と期待を述べる。

第一に、我が国もより戦略的な取組みが必要だと考える。日弁連もアジアの弁護士会の一つとしてアジア諸国における法の支配の確立に協力することが求められている。

その場合には、様々な経験（特に現場体験）と知見、戦略論、組織体制を有する体制で検討することが望ましい。また、これは、単に国内の司令塔だけではなく、国連、世界銀行などと強いパイプをもつ組織にすべきである。

さらに、国際的標準を念頭においた国際的協調・協力による国際司法支援を推進すべきである。国際司法支援もドナー間競争の一面があり、そのような場に適切に対応できる国際的な知見を学ぶべきである。

また、国際司法支援のシンクタンク機能をはたす機関を設置するべきである。これまで、現場での活動に従事する機関は多くあったが、我が国の国際司法支援について調査・研究・分析するシンクタンク機能を備えた機関はなかったように思われるからである。

最後に、官と民間とが連携した組織による柔軟な組織体制が臨まれる。NGOの活用は世界政治では重要な論点となっており、我が国においても世界の潮流の考え方を導入すべきである。さらに、民間による国際司法支援を充実するためにも民間ファンドの育成が急務である。米国では、アジア財団、フォード財団、ソロス財団などの民間ファンドの果たす役割が大きいのである。

国際司法支援の成功の鍵はいくつかある。対象となる相手国の需要（ニーズ）に即した支援であること、適切なカウンターパートを選択し他の政府機関および支援組織と調整すること、他の支援団体との調整をすること、適切な計画を立案すること、現地カウンターパートと協働すること、プロジェクト評価を適切にすること、などである。いずれも、継続した経験とそれを踏まえたプログラム化を図ることで実現できると考えている。

第二に、我が国の国際協力活動が認知されることが必要である。日弁連の人権NGOと



しての活動は日弁連の活動として重要である。国際協力活動もそうした人権 NGO の活動の一つだが、国際社会・国内でこうした活動が認知されることが、よりよい活動につながる。そのためには、適切な広報活動が大切である。また、国際機関や海外の弁護士会との連携も重要である。国際法曹協会（IBA）、ローエイシア（LAWASIA）などの国際的な法曹団体との協力、米国法曹協会（ABA）などの他の弁護士会との共同プロジェクトの推進が望まれるところである。加えて、UNDP、UNHCR などの国連機関、アジア開発銀行（ADB）などの地域的国際機関のプロジェクトに参加することを検討したい<sup>10</sup>。

第三に、活動の幅の拡大である。特に、今後はアジア地域での平和構築活動への参加を検討することが望まれる。紛争直後の国では裁判制度をはじめ法の支配の基本インフラが崩壊している。こうした国々における法の支配構築に、日弁連が当初から携わることができるよう研究、国際機関の活動への参加、パイロットプロジェクトの推進などを開始していきたいと考えている<sup>11</sup>。

第四に、こうした活動を支える人的インフラの充実である。我が国の国際司法支援の標語は「人材」（内なる人材と相手国の人材）である。各分野に精通した法律実務家、特に国際舞台で活躍してきた実務家、の供給が必要である<sup>12</sup>。国際司法支援の現場で活躍してきた実務家がさらに活躍する場を設け、安定した人材供給源を育成し、人材の養成を含めて委託することが望ましい。

国際司法支援の分野でも、弁護士の活動の多くはプロボノ活動（営利を求めない公益活動）に支えられている。こうした活動に参加することを誇りに思う弁護士が数多く輩出されることを願ってやまない。現在、国際司法支援活動弁護士登録制度には約 150 人の弁護士が登録し、活動に参加しているが、この登録をさらに増加させていきたいと考えている。

第五に、財務的な支援体制である。日弁連の活動の多くは JICA の資金で実施している。また、専門家の派遣も同機構のプロジェクトに参加する形で行われている。ABA など他の弁護士会のプロジェクトに参加する場合には、旅費などの費用はそうしたプロジェクトで賄われている。今後、日弁連のプロジェクトでは、他の財団などのファンドから資金を得て、国際機関からのプロジェクトを受任するなど、多様な資金の給源を求める努力が必要だと考えている。

---

<sup>10</sup> 日弁連では、International Legal Assistance Consortium および IBA と協力して、イラクの法曹のトレーニングプロジェクトを実施した。また、ABA と協力して、UNDP から依頼のある国際司法支援プロジェクトに回答してきた。

<sup>11</sup> 前注のイラクプロジェクトがその好例である。

<sup>12</sup> 法整備支援活動に従事する弁護士は、先進国での契約交渉などとは異なり、発展途上国や移行経済国およびそこに生活している人々に対する深い愛情と、その国の司法制度の改革ひいては人権擁護の確立という活動に情熱を傾注できることが不可欠の条件となる。そのためには、支援対象国の政治、経済、社会および法文化を受容し、十分理解しようとする謙虚さが要求される。また、自分だけの判断に偏らず、広く対象国の専門家の意見を聴取し、関連文献を精査するなどの地道な調査研究をする能力が求められる。また、各種の法整備支援活動の理解と相互協力、法律の専門性とリーガルマインド、スケジュールの調整力、語学力という様々な能力が必要である。



## ミャンマーの諸民族と諸言語

大阪大学大学院言語文化研究科教授

加藤昌彦

(かとう あつひこ)

1966年栃木県生まれ。国立民族学博物館助手、大阪外国語大学助教授を経て、現在、大阪大学言語文化研究科教授。専門は言語学。ミャンマーやタイで話されるカレン系諸言語の現地調査を行い、それらの文法や音声を研究している。並行して、ミャンマーの公用語であるビルマ語の研究を行う。著書に『ニューエクスプレス ビルマ語』など。

## 1. はじめに

ミャンマーは多民族国家である。ミャンマーの人口は、1983年以降約30年ぶりに行われた2014年の国勢調査によれば、約5,142万人である。このうちビルマ族が約70%を占めると言われている。ミャンマー政府によると、ミャンマー国内に住む民族の数は、ビルマ族を含めて135種類となっている。政府が挙げる135民族の内訳は以下のとおりである(Hla Min 2001: 107-11)。

1.Kachin, 2.Trone, 3.Dalaung, 4.Jinghpaw, 5.Gauri, 6.Hkahku, 7.Duleng, 8.Maru (Lawgore), 9.Rawang, 10.Lashi (La Chit), 11.Atsi, 12.Lisu, 13.Kayah, 14.Zayein, 15.Ka-Yun (Padaung), 16.Gheko, 17.Kebar, 18.Bre (Ka-Yaw), 19.Manu Manaw, 20.Yin Talai, 21.Yin Baw, 22.Kayin, 23.Kayinpyu, 24.Pa-Le-Chi, 25.Mon Kayin (Sarpyu), 26.Sgaw, 27.Ta-Lay-Pwa, 28.Paku, 29.Bwe, 30.Monnepwa, 31.Monpwa, 32.Shu (Pwo), 33.Chin, 34.Meithei (Kathe), 35.Saline, 36.Ka-Lin-Kaw (Lushay), 37.Khami, 38.Awa Khami, 39.Khawno, 40.Kaungso, 41.Kaung Saing Chin, 42.Kwelshin, 43.Kwangli (Sim), 44.Gunte (Lyente), 45.Gwete, 46.Ngorn, 47.Sizan, 48.Sentang, 49.Saing Zan, 50.Za-How, 51.Zotung, 52.Zo-pe, 53.Zo, 54.Zahnyet (Zannlet), 55.Tapong, 56.Tiddim (Hal-Dim), 57.Tay-Zan, 58.Taishon, 59.Thado, 60.Torr, 61.Dim, 62.Dai (Yindu), 63.Naga, 64.Tanghkul, 65.Malin, 66.Panun, 67.Magun, 68.Matu, 69.Miram (Mara), 70.Mi-er, 71.Mgan, 72.Lushei (Lushay), 73.Laymyo, 74.Lyente, 75.Lawhtu, 76.Lai, 77.Laizao, 78.Wakim (Mro), 79.Haulngo, 80.Anu, 81.Anun, 82.Oo-Pu, 83.Lhinbu, 84.Asho (Plain), 85.Rongtu, 86.Bamar, 87.Dawei, 88.Beik, 89.Yaw, 90.Yabein, 91.Kadu, 92.Ganan, 93.Salon, 94.Hpon, 95.Mon, 96.Rakhine, 97.Kamein, 98.Kwe Myi, 99.Daingnet, 100.Maramagyi, 101.Mro, 102.Thet, 103.Shan, 104.Yun (Lao), 105.Kwi, 106.Pyin, 107.Yao, 108.Danaw, 109.Pale, 110.En, 111.Son, 112.Khamu, 113.Kaw (Akha-E-Kaw), 114.Kokant, 115.Khamti Shan, 116.Hkun, 117.Taungyo, 118.Danu, 119.Palaung, 120.Man Zi, 121.Yin Kya, 122.Yin Net, 123.Shan Gale, 124.Shan Gyi, 125.Lahu, 126.Intha, 127.Eik-swair, 128.Pa-O, 129.Tai-Loi, 130.Tai-Lem, 131.Tai-Lon, 132.Tai-Lay, 133.Maingtha, 134.Maw Shan, 135.Wa

このうち 86 番の **Bamar** が主要民族であるビルマ族に相当する。加えて、87 から 89 の **Dawei, Beik, Yaw** は、言語的あるいは文化的に標準的なビルマ族とは異なるものの、民族的アイデンティティーの観点から、ビルマ族に入れてよい。この 4 種以外はいわゆる少数民族である。このリストは参考のためここに挙げたが、極めて不正確なものであり、見落とし、重複、表記の不正確さ等々、様々な問題を抱えている。以下読み進めるにあたっては、民族名の表記が本稿で用いるものと異なることが多いので、混乱を避けるため、無視していただいて構わない。なお、本稿では、ミャンマーという用語を国名を指す場合にのみ用い、ビルマ族とビルマ語の呼称としては用いない。学術用語の混乱を避けるためである。

少数民族のうち、人口の多い主要な少数民族である、カチン族 (**Kachin**)、カヤー族 (**Kayah, Karenni**)、カレン族 (**Karen, Kayin**)、チン族 (**Chin**)、モン族 (**Mon**)、ラカイン族 (**Rakhine, Arakan**)、シャン族 (**Shan**) には州が与えられている (稿末の地図と写真を参照)。2014 年の国勢調査では民族ごとの人口内訳が明らかにされていないため、これらの民族がミャンマー国内にどのくらい居住しているのかは不明である。参考として、**Smith (1994)** が示したビルマ族と主要少数民族の推計人口を表 1 に載せておく。**Smith** が幅を持たせた数値を示しているのは、信頼できる統計がなく、組織や機関によって主張する数値が大きく異なるためである。

表 1：主要民族の人口 (**Smith 1994** による)

|      |              |       |              |
|------|--------------|-------|--------------|
| カチン族 | 50 万～ 150 万  | ビルマ族  | 2,900 万      |
| カヤー族 | 10 万～ 20 万   | モン族   | 110 万～ 400 万 |
| カレン族 | 265 万～ 700 万 | ラカイン族 | 175 万～ 250 万 |
| チン族  | 75 万～ 150 万  | シャン族  | 220 万～ 400 万 |

ミャンマーの発展を阻害してきた一因として、1948 年のイギリスからの独立以来、反政府武力闘争を続けてきた民族が少なくないことが挙げられる。**Buchanan (2016)** も報告するように、ミャンマーには何百もの民兵組織がある。そのうちの多くは少数民族によって組織されたものである。民兵を抱える少数民族組織には、兵員数 1000 人を超える代表的なものだけでも、カレン民族同盟 (**KNU**)、カチン独立機構 (**KIO**)、新モン州党 (**NMSP**)、シャン州回復評議会 (**RCSS**)、シャン州進歩党 (**SSPP**)、ワ州連合党 (**UWSP**) など、十数組織がある。

武力衝突が起こる背景には、言語や文化を異にする異民族同士が共通の意識を持って国家統合を目指すことの難しさがある。この難しさを理解する一助とするため、本稿では、ミャンマーに住む様々な民族の言語を取り巻く状況の一端を紹介したいと思う。同様のことは加藤 (2013) で述べたが、紙幅が足りず、意を尽くせなかったので、ここで改めて詳しく論じる次第である。

## 2. 主な少数民族言語

ミャンマーで話される諸民族の言語は、系譜的に大きく、(1)チベット・ビルマ系 (Tibeto-Burman)、(2)モン・クメール系 (Mon-Khmer)、(3)タイ・カダイ系 (Tai-Kadai)、(4)マライ・ポリネシア系 (Malayo-Polynesian)、(5)ミャオ・ヤオ系 (Miao-Yao)、(6)インド・アーリア系 (Indo-Aryan)、の6系統に分けることができる。この分類に基づくと、表1に示した主要民族の言語の系統は、表2に示したとおりである。

表2：主要民族の言語系統

|      |           |       |           |
|------|-----------|-------|-----------|
| カチン族 | チベット・ビルマ系 | ビルマ族  | チベット・ビルマ系 |
| カヤー族 | チベット・ビルマ系 | モン族   | モン・クメール系  |
| カレン族 | チベット・ビルマ系 | ラカイン族 | チベット・ビルマ系 |
| チン族  | チベット・ビルマ系 | シャン族  | タイ・カダイ系   |

主要民族にはチベット・ビルマ系の言語を話す民族が多いことが分かる。しかし、後で見るとおり、同じ系統であってもタイプのまったく異なる場合があることに注意されたい。例えば、ビルマ族が話すビルマ語は、日本語と同じSOV型の言語であるが、カレン族やカヤー族の話すカレン系言語は、英語と同様のSVO型の言語である。

以下に、6つの言語系統の概略を記す。

チベット・ビルマ系諸言語は、チベットや雲南省、四川省、貴州省といった中国南西部、ネパール、ブータン、インドのアッサム州周辺、バングラデシュ、ミャンマー、ラオス、タイ北部、ベトナム北部といった地域に分布する。代表的な言語として、チベット語、ビルマ語、ネワール語などが挙げられる。これらは中国語諸方言と共にシナ・チベット語族 (Sino-Tibetan family) を成す。したがって、中国語はこれらの言語にとって親戚筋の言語である。ミャンマーには非常に多くのチベット・ビルマ系諸言語が分布し、その数はおそらく百を下らない。チベット・ビルマ系言語は、カレン諸語など一部を除き、SOV型である。

モン・クメール系諸言語は、雲南省などの中国南部、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイといった地域に分布し、インド東部に分布するムンダ諸語と併せてアウストロアジア語族 (Austroasiatic family) を形成する。代表的な言語として、ベトナム語、クメール語などがある。マレーシアの山地に分布するアスリー諸語 (いわゆるネグリトによって話される。) やニコバル諸語もここに属する。10世紀以前、東南アジア大陸部は、この系統の言語を話す人たちが人口の点で他より優勢だったと思われる。ミャンマーで話されるモン・クメール系言語には、モン語、パラウン語、ワ語といった言語がある。モン・クメール系言語の多くはSVO型であるが、ワ語のようにVSO型語順を取るものもある。

タイ・カダイ系諸言語は、タイ、ラオス、ベトナム北部、中国南部、ミャンマー北部、インドのアッサム州周辺に分布する。代表的な言語には、タイ語、ラオス語、中国のチワン語などがある。以前、この言語群は、シナ・チベット語族に属すとする考え方が有力だ

ったが、現在ではアウストロネシア語族との強い関連を示唆する研究が多く出ている。ミャンマーでは、シャン族の話すシャン語がこの系統に属する。タイ・カダイ系言語の多くは SVO 型であるが、一部に SOV 型語順を示すものもある。

マライ・ポリネシア系諸言語は、台湾原住民の諸言語と共にアウストロネシア語族 (Austronesian family) を成す。アウストロネシア系の言語は、西はマダガスカル、東はイースター島、北は台湾やハワイ、南はニュージーランドに至る広大な地域の島々に分布する。彼らの祖先は紀元前数千年頃には中国南部に住んでいたと考えられ、そこから台湾を経て、巧みな航海術を利用して居住域を広げた。マレー語 (インドネシア語を含む。)、タガログ語、ハワイ語、マオリ語などは皆、この語族に属する。ミャンマーでは、南部のメルギー諸島 (Mergui Archipelago) に住むモーケン族がこの系統の言語を話す。マライ・ポリネシア系言語は、VSO, VOS, SVO といった語順を呈する。モーケン語は SVO 型である。

ミャオ・ヤオ系諸言語 (Miao-Yao あるいは Hmong-Mien) は、中国南部からベトナム北部、ラオス北部、タイ北部にかけて住むミャオ族およびヤオ族の話す言語である。以前はシナ・チベット語族に属すると考えられることもあったが、現在では別扱いされることが増えている。ミャンマーでもシャン州に少数のミャオ族が住む。ミャオ族はモン族 (Hmong) とも呼ばれるが、モン・クメール系のモン族 (Mon) とはまったく異なる民族なので、注意されたい。ミャオ・ヤオ系諸言語は一般的に SVO 型である。

インド・アーリア系の言語は、インド、バングラデシュ、パキスタンなどで話される言語で、インド・ヨーロッパ語族の一部を成す。ミャンマーでは、バングラデシュ国境近くで話されるダインネツ語 (Daingnet) がこの系統に属す。また、ミャンマー政府が土着の民族としては認めていないロヒンギャ族の言語はベンガル語なので、この系統に属す。インド・アーリア系の言語は一般的に SOV 型である。

次に、表 2 に示した主要民族の言語が具体的にどのような特徴を持っているのかを、ビルマ、カチン、カヤー、カレン、チン、モン、ラカイン、シャンの順で見えていく。

#### ① ビルマ族

多くの場合、ビルマ族の第一言語はビルマ語 (Burmese) である。ビルマ語はミャンマー連邦共和国の公用語として憲法に規定されている。この言語は、チベット・ビルマ諸語のロロ・ビルマ語支 (Lolo-Burmese branch) に属する。(1) に例文を示す。等号は、言語学で言うところの倚辞 (英語で clitic と言う。いわゆる付属語) が自立語についたときに、その境界を表すために用いているが、ここでは特に気にする必要はない。「RL」と逐語訳を付した文末の形式は、文の表す事態が現実であることを表すもので、実用的には過去または現在を表すと理解しておけばよい。

- (1) ù(=gâ)    ʔəphè=nê    ʔèin=hmà    nǎ(=gò)    sá=dè  
 彼 = は    父 = と    家 = で    魚 = を    食べる =RL  
 「彼は父と家で魚を食べた」

括弧でくくった =gâ は日本語の「は」や「が」に相当する機能を持つ助詞で、なくてもよい。=gò は日本語の「を」や「へ」に相当する助詞で、これもなくてもよい。逐語訳を見ると分かるように、ビルマ語は日本語と同様、「主語－目的語－動詞」の順で単語を並べる、いわゆる SOV 型の言語である。また、ヨーロッパの言語によく見られる格変化や動詞の活用といった語形変化もないので、文法の点では日本人には習得しやすい言語であると言ってよい。

母音の上に付けたアクセント記号のようなものは、声調を表す。声調というのは、音程の高低やうねりで単語の意味を区別する音声現象であり、中国語の四声もこれである。チベット・ビルマ系言語は声調を持つことが多い。タイ・カダイ系やミャオ・ヤオ系も同様である。なお、日本語にも例えば東京方言の「橋」と「箸」の区別のように、ピッチの違いで単語の意味が区別される現象があるが、これは単語のどこでピッチの落下が起きるかという場所の問題として解釈できる現象なので、どの音程を用いるかということが重要な声調とは別の現象である（早田 1999）。ただし、日本語にも声調を持つ方言が近畿地方や四国などに分布しており、例えば京阪神の方言が声調による単語の区別を行う。大阪の方言で「気（きい）」は高く平らに発音され、「木（きい）」は上昇調で発音されるが、これは声調による単語の区別と捉えることができる。なお、本稿で実例を紹介する言語は、モン語を除き、すべて声調を持つ。

ビルマ語の特徴の一つとして、基礎的な単語が 1 音節から成ることが多いということが挙げられる。いわゆる単音節言語という特徴である。(1)の例文では、「彼」「家」「魚」「食べる」といった単語が単音節である。複音節からなる単語は、複合語であったり、接辞による派生語であったりする場合が多い。この特徴は、他のチベット・ビルマ系言語やタイ・カダイ系言語、ミャオ・ヤオ系言語にも共通して多く見られる。

ところで、少数民族の言語がビルマ語といかに違うかを示すため、私が 20 年来研究している東部ポー・カレン語の文を(2)に挙げておく。(1)と同じ意味の文であるが、個々の単語がまったく異なるだけでなく、語順も違っていることが分かるだろう。

- (2) ʔəwè    ʔán    já    dē    pàpà    ló    yéin    phən    [東部ポー・カレン語]  
 彼    食べる    魚    と    父    で    家    中  
 「彼は父と家で魚を食べた」

## ② カチン族

実は、カチン族の話す言語は様々である。Kurabe (2015) が述べるとおり、いわゆるカチン族が話す言語には、少なくとも、ジンポー語 (Jinghpaw)、ツァイワ語 (Zaiwa;



Atsi とも呼ばれる), ロンウォー語 (Lhaovo; Maru とも呼ばれる), ラチ語 (Lacid; Lashi とも呼ばれる), ゴーチャン語 (Ngochang), ラワン語 (Rawang), リス語 (Lisu) がある。ただし, 3. の①で述べるように, ラワン語とリス語を話す人々をカチン族に含めることにはいささかの問題がある。

このうちジンポー語は, カチン社会の中で共通語的な役割を果たしている。ジンポー語はチベット・ビルマ系言語の中で, 様々な言語の特徴を併せ持つ言語であると指摘されてきた (西田 1960, Benedict 1972)。しかし最近では, 同じチベット・ビルマ系言語の中のルイ系諸言語 (Luish) との系統的近さが指摘されている (Matisoff 2013)。ツァイワ語とロンウォー語とラチ語とゴーチャン語は, いずれもチベット・ビルマ系ロロ・ビルマ語支の言語であり, かつ, その中のビルマ語群 (Burmish) と呼ばれる, ビルマ語と極めて近い関係にある言語群に属する。ラワン語は, チベット・ビルマ系のヌン語支 (Nungish) に属する。リス語は, チベット・ビルマ系ロロ・ビルマ語支ロロ語群に属する。同じチベット・ビルマ系であっても, 系統が少しずつ違うことに注意されたい。この複雑な言語状況については, また後で述べる。

カチン社会の共通語であるジンポー語の例を(3)に挙げる。例は Kurabe (2016: 6) から取った。逐語訳は分かりやすいように改変してある。DECL と逐語訳が付された形式は, 叙述文であることを標示するマーカーである。

- (3) ei        gùy        (phé?)    gəyàt    ?ay  
       彼        犬        を        叩く        DECL  
       「彼は犬を叩いた」

逐語訳を見ると分かるように, この言語もビルマ語と同様, SOV 型の言語である。しかしながら, この言語にはビルマ語や日本語に見られない現象がある。それは, 人称一致の現象である。Kurabe (2016: 417) から取った(4)の例を見られたい。

- (4) ηay    nan        phé?    tsó?rà?    ηà        ηη-?ay  
       私    あなた    を        愛する    ている    1sg-DECL  
       「私はあなたを愛している」

叙述文マーカーの前に, 「1sg」という逐語訳を付けた形式が現れているのが分かるだろう。これは, 愛情の主体が「私」であるということを表している。すなわち, ヨーロッパの言語によくあるような, 動詞述語が名詞と人称一致する現象がジンポー語には見られるのである。ただしこの現象は, ミャンマーのジンポー語では廃れてきているという (Kurabe 2016: 323)。

次に, ジンポー語とは別の言語として, ツァイワ語の例を挙げておこう。(5)は藪 (1982: 89) に挙げられている例である。「終わる」が「食べる」の前に現れることを除けば,

日本語と同様の語順を取ることが分かるだろう。

- (5) tsaj pân tso pēlu?  
飯 終わる 食べる しまったか  
「ご飯を食べ終わりましたか」

ロンウォー語の例も挙げておこう。澤田 (2013: 8) から例を取る。各音節の右肩に付された L や F は声調を表す。文末の「IRL」と逐語訳が付された形式は、文が表す事態が非現実であることを表す。

- (6) yon<sup>L</sup> tso<sup>F</sup> myo<sup>L</sup>myo<sup>L</sup> tso<sup>L</sup>-nej<sup>H</sup>  
彼 食物 たくさん 食べる -IRL  
「彼はご飯をたくさん食べるだろう」

この言語も SOV 型の語順を取る。先述したとおり、ツアイワ語もロンウォー語もビルマ語群に属する。比較言語学の手法を使って単語を比較すると、ビルマ語と非常に近い関係にあることが分かる。一方のジンポー語は同じチベット・ビルマ系とはいえ、ビルマ語に近いとは言えない。したがって、ツアイワ語とロンウォー語はジンポー語と系譜的にも異なる、まったく別の言語である。文法的にも、ツアイワ語とロンウォー語には、ジンポー語にあるような人称一致の現象はない。

もうひとつ、ラワン語も見ておこう。大西 (2015) によると、ラワン語の動詞には屈折(いわゆる活用)がある。大西が挙げている例を次に示す(大西 2015: 226)。逐語訳「A」が付された形式は動作主マーカーで、「NPST」は非過去を表す。

- (7) àng-í ngà ēsà:t̀v̀ng-ē  
彼 -A 私 殺す -NPST  
「彼は私を殺す」

ここで、「殺す」を表す動詞は ē と ng で挟まれており、この動詞形は、二人称や三人称から一人称へ動作が向かうときに使われる形である。これも広い意味での人称一致と言ってよいだろう。

### ③ カヤー族

カヤー族の話すカヤー語 (Kayah) は、後述するスゴー・カレン語やポー・カレン語と同じで、チベット・ビルマ諸語の中のカレン語支 (Karenic) に属する。次の例文は、Solnit (1997: 155) から取ったものである。

- (8) sára      ?iswá      phúcè      li  
 教師      教える      子供      文字  
 「先生が子供に書き方を教える」

例文から見て取れるように、この言語は SVO 型である。主語や目的語などの基本的な文法関係は語順によって示される。語形変化はなく、声調はある。なお、カヤー族は英語でカレンニー (Karenni) と呼ばれるが、これは「赤カレン」を意味するビルマ語に由来する。

#### ④ カレン族

筆者は、カレン系言語の研究を専門として、長年研究してきた。そうした経験の中で、カレン族の内部事情の複雑さを観察してきた。加藤 (1997) や加藤 (2011) に述べたとおり、その複雑さの原因のひとつは言語にある。カレン族にもカチン族と同じように、別々の言語を話す複数の集団がある。狭義のカレン族だけでも、スゴー・カレン語 (Sgaw Karen)、東部ポー・カレン語 (Eastern Pwo Karen)、西部ポー・カレン語 (Western Pwo Karen) の 3 種類があり、互いに通じない。狭義と言ったのは、より広い意味で使われることもあるからであり、それについては 3. の③で述べる。それぞれの言語の例を筆者が収集したデータから取り、(9)から(11)に挙げる。同じ意味の文だが、少しずつ単語や発音が違っていることがお分かりいただけると思う。

- (9) jə      shá      təkwiθá      khé?i      [スゴー・カレン語]  
 私      売る      バナナ      今  
 「私は今、バナナを売っている」

- (10) jə      ?áncĥá      θəkwiθá      ?əkhájò      [東部ポー・カレン語]  
 私      売る      バナナ      今  
 「私は今、バナナを売っている」

- (11) jə      ?ànsĥà      θa?klúθà      6ójó      [西部ポー・カレン語]  
 私      売る      バナナ      今  
 「私は今、バナナを売っている」

カヤー語と同じように、これら 3 言語は、チベット・ビルマ語族カレン語支に属する。文法もカヤー語と同様で、SVO 型であり、単語は変化せず、主語や目的語などの基本的な文法関係は語順によって示される。また、声調を持つ。これはカレン系の言語に共通する特徴である。チベット・ビルマ系言語の多くは SOV 型言語であり、SVO 型であるカレン系言語はその点で非常に特殊である。おそらく、カレン系の言語も昔は SOV

型の語順を取っていた。そして、1500年から2000年ほど前のある時期に、カレン系言語の祖先がモン・クメール系の言語と接触することによって、語順を変えたのではないかと私は考える。たぶんそのモン・クメール系言語はモン語 (Mon) であろう。

カレン族の分布は、カレン州内部だけにとどまらない。エヤワディ河のデルタ地帯にも非常に多くのカレン族が住んでいる。スゴー・カレン語はカレン州の方言とデルタ地帯の方言の間で意思疎通が可能であるが、ポー・カレン語は両地域の方言が互に通じないため、私は、カレン州周辺の方言を東部ポー・カレン語、デルタ地帯の方言を西部ポー・カレン語と呼んで区別している。

#### ⑤ チン族

チン語は、チベット・ビルマ系のクキ・チン語支 (Kuki-Chin) に属する。チン語にも、何十種類もの、互に通じない非常に多くの変種がある。チン諸語は、北方チン、中央チン、南部チンなどに分かれる。

チン諸語はビルマ語と同様に SOV 型であるが、先述したジンポー語と同様に、人称一致を持つ場合がある。Otsuka (2015: 130) が挙げているティディム・チン語 (Tiddim Chin) の例を次に示す。音節末尾の右肩に付された数字は声調を表している。

- (12) ken<sup>3</sup>    taŋ<sup>1</sup>mâi<sup>2</sup>    t<sup>h</sup>um<sup>2</sup>    lei<sup>1</sup>    =ij<sup>3</sup>  
私は    キュウリ    三    買う    =1SG.REAL  
「私はキュウリを3つ買った」

「1SG.REAL」と逐語訳が付されている形式は、動詞の後に付いて、事態が現実であることを示すと共に、主語が1人称であることを表す。チベット・ビルマ語学では、このように動詞に人称を表す形式がつく現象を、代名詞化 (pronominalization) と呼んでいる。

もうひとつ、ハカ・ライ語 (Hakha Lai) の例を見てみよう。(13)は、Peterson (2003: 415) が挙げている例である。

- (13) tsakay-pool    ka-va-kaap-hnaa-laay  
トラ - たち    1SG- 行く - 撃つ -3PL- だろう  
「私はトラたちを撃ちに行く」

この言語では、人称一致が主語だけではなく目的語にも生じる。「1SG」という逐語訳をつけた ka- は主語が1人称単数であることを表し、「3PL」という逐語訳をつけた -hnaa は目的語が3人称複数であることを表している。ちなみに、「行く」という逐語訳をつけた -va- は、動詞ではなく、行くという移動を表す接頭辞である。

## ⑥ モン族

モン族 (Mon) は、古くから現在のミャンマーやタイに住み、ドヴァーラヴァティ、ハリブンチャイ、タトン、ペゲー (ハンターワディー) などの王朝を建てたことから分かるように、かつては強大な力を持っていた。文化的な影響力も強く、例えばビルマ文字は、モン文字を援用することによって11世紀頃から成立していったものだと考えられる。また、ビルマ語にはモン語の影響と見られる様々な現象が観察される。

モン族の話すモン語 (Mon) は、モン・クメール系の言語である。(14)に、Jenny (2014: 586) から取った例文を示す。

- (14) mi?    ràn    kwaj    kɔ    kon  
母    買う    菓子    ため    子  
「母は子供のために菓子を買った」

見てのとおり、この言語はSVO型の言語である。モン・クメール諸語にはSVO型の言語が多い。この言語では、カレン系言語と同様に、主語や目的語などの基本的な文法関係が語順によって示される。名詞や動詞の変化もない。上の例文で、「母」や「買う」を表す単語の母音にアクセント記号がついているのは、声調ではなく、弛緩母音を表す。息を漏らすようにして発音される。この記号がついていない母音は、通常の発声法で発音される。モン・クメール系の言語の多くは、母音にこのような発音の区別を持っており、これをモン・クメール語学ではレジスター (register) と呼んでいる。

先ほど、カレン系言語がSVO型になったのはモン語との接触の結果だろうと述べた。大雑把にはカレン系言語とモン語の文法は似ているけれども、細部では異なる。例えばカレン系言語では「私の家」というとき、「私+家」の順で単語を並べるが、モン語では「家+私」の順で並べる。

## ⑦ ラカイン族

ラカイン族の話す言語は、ビルマ語の方言である。このいわゆるラカイン語も一様ではなく、一般的に、西へ行けば行くほど語彙や発音の面で標準ビルマ語 (ヤンゴン＝マンダレー方言) とは離れたものになる。シットウエ (Sittwe) などのバングラデシュ国境に近い西部地域の方言は標準ビルマ語話者が聴いて即座には意味が理解できないほどの違いがあるが、東部のエヤワディ管区に近い地域の方言は、標準ビルマ語との間で相互理解に支障を生じないほど似ている。

下掲(15)は、Okell (1995: 41) から取った西部地域の方言の例である。表記は私が用いているものに改めてある。



- (15) nau? shò=gè, dè sei?dɛ?=câun wèdānà phrai?=sò=tí cī=rè  
 後 言う=なら この 精神=ため 苦痛 起きる=の =PL ある =RL  
 「それから、この精神状態のため苦痛が起きることもある」

Okell が同論文で示した、これに対応する標準ビルマ語は(16)のとおりである。これも表記は私が用いているものに改めた。

- (16) nau? shò=yin, dì sei?da?=câun wèdānà phyi?=tà=dè cī=dè  
 後 言う=なら この 精神=ため 苦痛 起きる=の =PL ある =RL  
 「それから、この精神状態のため苦痛が起きることもある」

おそらく、標準ビルマ語の話し手の多くは、(15)を聴いて文の意味を理解することができるだろう。一般的に、標準ビルマ語話者であっても、ラカイン語は慣れれば分かると言われている。ビルマ語諸方言と民族との関係については、後述する。

### ⑧ シャン族

シャン語はタイ・カダイ系の言語である。タイ王国のタイ語と系譜的に極めて近い関係にあるため、シャン族はタイ語を聴いて理解できることが少なくない。下に新谷(2001: 17) からシャン語の例文を引用する。数字は声調のピッチを表す。

- (17) mā33hū55 khaw13 te13 maa55 lū33 may53  
 あさって 彼ら (未来) 来る 切る 木  
 「あさって彼らは木を切りに来る」

シャン語も、カレン系言語やモン語と同じように SVO 型の言語で、主語や目的語などの基本的な文法関係は語順によって示される。名詞や動詞の語形変化もない。シャン族は 14 世紀にアヴァ王朝を建てた民族であり、ミャンマー史において重要な役割を果たしている。

ここまで、主要民族の言語の特徴をざっと見てきた。ラカイン族のようにビルマ語の方言を話す民族もいるけれども、一般的に言って、少数民族の言語はビルマ語とはまったく異なる言語であることが分かると思う。さらに次の節では、ミャンマーの諸民族の言語と民族との間に見られる複雑な関係を紹介したい。

## 3. 民族と言語の関係

私たち日本に住む者は、民族と言語が一对一の関係にあると思いがちである。例えば、ビルマ族はビルマ語を話し、逆に、ビルマ語を話す者はビルマ族であるといった関係であ

る。しかし、ミャンマーに住む民族と言語の関係を調べていくと、民族と言語はそのような単純な対応を示さないことが分かる。以下では3つの事例を紹介したい。

### ① カチン族と言語の関係

2. の②で述べたとおり、カチン族の話す言語には少なくとも、ジンポー語、ツァイワ語、ロンウォー語、ラチ語、ゴーチャン語、ラワン語、リス語がある (Kurabe 2015)。すなわち、カチン族の民族と言語の関係は一对多の関係にあることになり、図1のように図示できる。ラワン語とリス語を括弧でくくったのは、ラワン語を話す人々とリス語を話す人々は、カチン社会に部分的にのみ組み込まれていて、カチン族としてのアイデンティティーを持たない人もいるからである。したがって、ラワンやリスの人々をカチン族と言い切ることは問題がある。

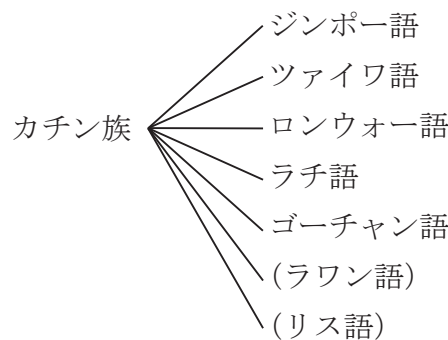


図1：カチン族と諸言語

カチン族のすべての言語がチベット・ビルマ諸語に属するのだが、ツァイワ語、ロンウォー語、ラチ語、ゴーチャン語の4言語が近い関係にあるのを除けば、他は近いとは言えない。異なる言語を話すグループが同じ民族的アイデンティティーを持つ背景には、カチン族の社会構造が大きな要因としてある。カチン族に含まれる言語グループの人々は、カチン社会における父系制の氏族制度 (patrilineal clanship) に組み込まれているのである (Leach 1954)。それぞれの言語を話す人々は、カチン社会の中で、ある程度独立した個々の民族意識を持っている。しかし、そのような個別の民族意識を持ちながらも、カチン族としての民族意識も持っている。

カチン独特の社会状況を背景とし、カチン族の言語は重層的に使用されている。このことについて、藪 (1994: 96) は、ツァイワの言語生活を例に取って次のように述べている。文中のアツィ、マル、ラシはそれぞれ、ツァイワ、ロンウォー、ラチと同義である。

アツィ族は、家族やその地域社会では、当然、アツィ語を使う生活をする。マル＝ラシ＝アツィ系の言語の話し手は、多くがそのなかの有力言語マル語を話す。そして、マル＝ラシ＝アツィ系の人々は、たいてい、ジンポー語も流暢に話す。

これを読むと、ミャンマーの少数民族の言語生活が単純ではないことがよく分かるであろう。

② ビルマ族、ラカイン族、ダヌ族、タウンヨー族、インダー族と言語の関係

2. の⑦で、ラカイン族の話す言語がビルマ語の方言であることを述べた。ビルマ語の方言には様々なものがあり、一般的には、標準語と見なされるヤンゴン＝マンダレー方言の分布域から離れれば離れるほど、音韻や語彙の乖離が激しくなる。諸方言は様々な違いを有しながらも連続体をなしている。ラカイン族の言語はそのような連続体の一部として位置づけられるものである。したがって、ビルマ語という一言語を、ビルマ族とラカイン族が共有しているとみなすことができ、ここには民族と言語の間に多対一の関係を見出すことができる。さらに、ビルマ語の方言を話す民族には、シャン州に住むダヌ族 (Danu) やタウンヨー族 (Taungyo) やインダー (Intha) のような民族もいる。よって民族と言語の関係は図2のように図示できる。

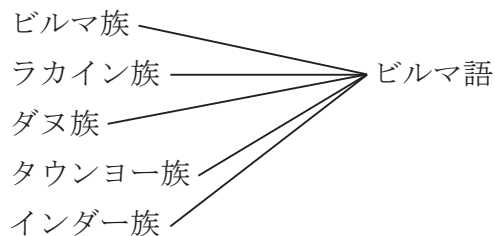


図2：ビルマ語と諸民族

ラカイン族がビルマ族と別個の民族意識を有する要因として、かつてラカイン族がビルマ族とは異なる王朝を持っていたことがある。また、内陸に住むビルマ族と違って海岸沿いに居住すること、そしてその居住地域がインド世界に近いことも、異なる民族意識の醸成に役立ただろう。ダヌ族、タウンヨー族、インダー族といったシャン州に住むビルマ系民族の場合は、シャン文化の影響を強く受けていることと、山岳地帯のため平地ビルマとの関係が薄いという居住地域の特性が異なる民族意識の形成を促したと考えられる。

実は、ビルマ語方言の話者は、ミャンマー国内だけに分布するのではない。ラカイン族はバングラデシュにも分布し、同じくバングラデシュには、マルマ族 (Marma) という民族が住んでおり、この民族の話す言語はラカイン族の言語と多くの共通点を持つ、ビルマ語の一方言である。例えば、藤原 (2003: 296) からマルマ語の例を引いてみよう。

(18)  $\eta a \quad \partial\text{-}la^?=\acute{n}\acute{a} \quad th\acute{a}\_m\acute{o}\eta \quad c\acute{a} \quad re$   
 私 手=で ご飯 食べる RL  
 「私は手でご飯を食べる」

これに対応するビルマ語は次のとおりである。表記法の違いがあるので分かりにくいかもしれないが、非常によく似ている。

- (19) ṅà lɛʔ=nê thāmín sá=dè  
私 手 = で ご飯 食べる =RL  
「私は手でご飯を食べる」

すなわち図2には、マルマ族というミャンマー国外に住む民族を加えることも可能なのである。

### ③ カレン系諸民族と言語の関係

カレン族と言語の間関係も一筋縄では理解できない(加藤1997, 2011を参照)。私がカレンの人々につき合う中で感じてきたのは、様々に揺れ動く民族意識である。狭義のカレン族には、スゴー・カレンとポー・カレンがある。彼らは、それぞれに、スゴー・カレン族としての意識、ポー・カレン族としての意識を持っている。さらにポー・カレンは東西で言語が通じないため、東西で別の民族意識を持つことも多い。しかし、スゴーとポーが同じ民族としての強い意識も持っているのは確かであり、それは例えば、各地でカレン新年の祭を合同で開催していることにも現れている。スゴーとポーが違う言語を話すにもかかわらず同じ民族意識を持つ背景には、文化的な類似性がある。彼らの民族衣装にはまったく違いがない。また、祖霊を呼び出す儀礼や自分の魂を呼び戻す儀礼など、共通する祭祀がある。カレン州、モン州からエヤワディ・デルタに至る広大な地域においてスゴーとポーの居住村落は近接していることが多いのだが、これは、このような文化的類似性を背景として、何百年にもわたる民族移動の歴史においても互いを仲間として意識してきた結果であると私は考えている。村によっては、スゴーとポーが混在し、トクリバン・ポー・カレン(Htoklibang Pwo Karen)のように、言語的にもスゴー・カレン語とポー・カレン語が混交している現象が見られること(Kato 2009)はこのことの証左になろう。

そしてもうひとつ、同じ民族意識を持つ要因として否定できないのは、ビルマ族に対する対抗意識である。カレン族は、ビルマ独立期から、自治権の獲得ないしは独立を求めて民族運動を続けてきた(池田2000参照)。私には、強大な民族であるビルマ族に対抗するための団結が、同じ民族としての意識を強化しているように見えることがある。

いずれにせよ、スゴー・カレンとポー・カレンがひとつの民族としての意識を持っていることは明白な事実である。したがって、民族と言語の関係は、カレン族というひとつの民族にスゴー・カレン語とポー・カレン語という複数の言語が対応する一対多の関係にあると言える。

ところがややこしいことに、視野をもう少し広げると、カレン語支の言語を話す民族と言語の関係は多対多の関係にあることが分かる。

カレン語支の一言語であるゲーバー語(Geba)の話し手は、自分達がゲーバー族であるという民族意識を持っている。しかしその一方で、居住地の近さから来る親密性などにより、彼らはカヤー族としての意識も持っているようである。また、言語の類似

性などの要因により、カレン族としての意識も持っているようなのである。ただ、ゲーバー族のカヤー族やカレン族に対する同族意識は、スゴー・カレンとポー・カレンの間に見られる同族意識ほど強くなく、希薄であるように感じる。

加えて、2. の③で見たカヤー族は、対ビルマ意識および言語上の類似性を基に、希薄ながらも、自分達がカレン族であるとの意識を持つことがあるようである。

これを図示すると図3のようになる。破線で示したのは、同族意識が薄いことを示している。例えばカレン族とゲーバー語を結ぶ破線は、ゲーバー語の話し手が希薄ながらもカレン族としての意識を持つことを意味する。

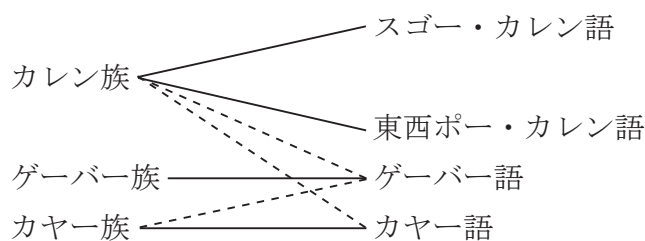


図3：カレン系民族と言語

このように、カレン語支の言語を話す民族と言語の関係は多対多の複雑な関係にあると言える。20世紀の初頭からカレン語支の言語の種類が多いことは知られていたが、最近の研究により、カレン語支には数十言語があることが分かってきた（Shintani 2003など参照）。本稿ではカレン、ゲーバー、カヤーという3つの民族のみ取り上げたが、実際には、もっと複雑な状況を呈することが予想される。

以上、本節では、ミャンマーの民族と言語の関係について見てきた。ミャンマーにおいては、民族と言語が一对一对応する事例はむしろ少数派なのではないかと私は思う。モン族（Mon）とモン語の関係は、モン語が話せずビルマ語だけを話すという最近増えてきたケースを除けば、一对一に近いと言えるかもしれない。しかし、多くの場合、民族と言語の関係はもっと入り組んでいるのである。

#### 4. まとめ

本稿では、ミャンマーに住む主要民族の言語の特徴及び、民族と言語の関係について述べてきた。ミャンマーの少数民族諸言語がビルマ語とはまったく異なる言語であり、言語のタイプも様々であること、そして、民族と言語の対応関係は一对一の単純な構図を示さないことが分かっていただけだと思う。

本稿では紙幅の都合上、文字について扱うことができなかった。実は、少数民族の言語使用を捉えるとき、文字という要素をひとつ加えると、もっと複雑な状況が浮かび上がってくるのである。例えば、東部ポー・カレン語を例に取ると、カレン州の州都パアン市（Hpa-an）の周辺では、この言語を表記するのに3つの文字が使われている。一つはモ



ン文字を起源とし古い歴史を持つ仏教ポー・カレン文字，二つ目はアメリカ人宣教師が作ったキリスト教ポー・カレン文字，三つ目はレーケー教という弥勒菩薩を信仰する宗教の信者が使うレーケー文字である。パアン市周辺のポー・カレンの人々は，自分の信仰する宗教に基づいて，使用する文字を決める。このような状況においては，使用する文字が自分の宗教的アイデンティティの発露となり，宗教対立の火種になり得るのである。しかも，カレン族においては，スゴー・カレンに比較的キリスト教徒が多く，ポー・カレンには仏教徒が多いという傾向があるため，宗教対立が民族グループ間の対立にもつながりかねない。1994年，幹部にキリスト教徒の多いカレン民族同盟（KNU）から民主カレン仏教徒軍（DKBA）が分離したとき，キリスト教徒対仏教徒という対立の裏には，スゴー対ポーという民族対立の様相も見え隠れしていた。このような状況においては，文字の使用にさえ慎重にならざるを得ないのである。カレン族の文字使用状況の詳細については，加藤（2006, 2011）を参照していただきたい。

言語は，個々人の民族的アイデンティティを形成する非常に大きな要因である。そうであるからこそ，一国の中にこれほど多様な言語が話されている状況は，国家の統合にとって大きな阻害要因となることが容易に予想できる。しかも，ミャンマーにおいては，単に様々な少数民族言語が話されているというだけでなく，ひとつの少数民族，例えばカレン族という一民族の内部に複雑な言語状況がある。カレン族の反政府武装闘争は決して一枚岩では進んでこなかった。この要因の一つとして，カレン族の中に様々な言語グループが存在し，強固な仲間意識を築けないという事情があると私は感じる。一民族の中でさえ団結が困難であるなら，それを束ねた国家に平和な未来はあるのだろうか。それがミャンマーと接していて私が常々心配に思うことである。

#### 【参考文献】

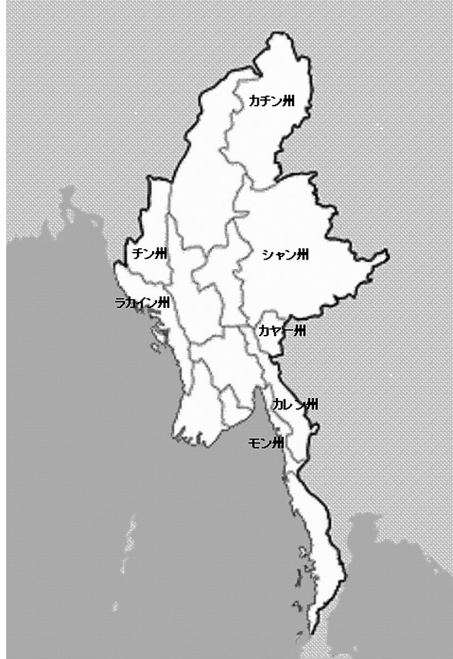
- Benedict (1972) *Sino-Tibetan: A Conspectus*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Buchanan, John (2016) *Militias in Myanmar*. Yangon: The Asia Foundation.
- 早田輝洋（1999）『音調のタイポロジー』東京：大修館書店。
- Hla Min (2001) *Political Situation of Myanmar and Its Role in the Region*. Yangon: Sitmahabyuha Lelayeyoun. (ビルマ語文)
- 藤原敬介（2003）「マルマ語の音声に関する考察」『京都大学言語学研究』22, pp. 237-300.
- 池田一人（2000）「ビルマ独立期におけるカレン民族運動 - "a separate state" をめぐる政治 -」『アジア・アフリカ言語文化研究』60, pp. 37-111.
- Jenny, Mathias (2014) Modern Mon. In Mathias Jenny & Paul Sidwell (eds.) *The Handbook of Austroasiatic Languages Vol. 1*, pp. 553-600. Leiden/Boston: Brill.
- 加藤昌彦（1997）「カレン人とその言語」田村克己・根本敬（編）『暮らしがわかるアジア読本ビルマ』pp.42-49, 東京：河出書房新社。
- 加藤昌彦（2006）「同一言語内における文字普及状況の差異について：ポー・カレン語の事例」塩原朝子・児玉茂昭（編）『表記の習慣のない言語の表記』pp.89-110. 東京：東

- 京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 加藤昌彦 (2011) 「第3章 カレン世界—第2節 言語・文学・歌謡」伊東利勝 (編) 『ミャンマー概説』 pp.269-287, 東京: めこん.
- 加藤昌彦 (2013) 「ビルマ語と少数民族語」田村克己・松田正彦 (編) 『ミャンマーを知るための60章』 pp.180-183, 東京: 明石書店.
- Kato, Atsuhiko (2009) Basic vocabulary of Htoklibang Pwo Karen with Hpa-an, Kyonbyaw, and Proto-Pwo Karen forms. *Asian and African Languages and Linguistics* 4:169-218.
- Kurabe, Keita (2015) Jinghpaw and related languages. In Kenneth VanBik (ed.) *Continuum of the Richness of Languages and Dialects in Myanmar*, pp. 71-87. Yangon: Chin Human Rights Organization.
- Kurabe, Keita (2016) A Grammar of Jinghpaw, from Northern Burma. 京都大学博士論文.
- Leach, E. R. (1954) *Political Systems of Highland Burma: A Study of Kachin Social Structure*. London: The London School of Economics and Political Science.
- Matisoff, James A. (2013) Re-examining the genetic position of Jingpho: putting flesh on the bones of the Jingpho/Luish relationship. *Linguistics of the Tibeto-Burman Area* 36.2, pp. 15-95.
- 西田龍雄 (1960) 「カチン語の研究—バモ方言の記述ならびに比較言語学的考察」『言語研究』 38, pp. 1-32.
- Okell, John (1995) Three Burmese dialects. In David Bradley (ed.) *Papers in Southeast Asian Linguistics No. 13: Studies in Burmese Languages*. Pacific Linguistics Series A-83, pp. 1-138.
- 大西秀幸 (2015) 「ラワン語の自他動詞」パルデシプラシャント・桐生和幸・ナロックハイコ (編) 『有対動詞の通言語的研究』 pp. 223-237, 東京: くろしお出版.
- Otsuka, Kosei (2015) Tiddim Chin. In Toshihide Nakayama, Noboru Yoshioka & Kosei Otsuka (eds.) *Grammatical Sketches from the Field 2*, pp. 109-141. Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa.
- Peterson, David A. (2003) Hakha Lai. (In) Graham Thurgood & Randy LaPolla (eds.) *The Sino-Tibetan Languages*, pp. 409-426. London and New York: Routledge.
- 澤田英夫 (2013) 「ロンウォー語の文構造の概観」澤田英夫 (編) 『チベット=ビルマ系言語の文法現象2: 述語と発話行為のタイプからみた文の下位分類』 pp. 1-40. 東京: 京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 新谷忠彦 (2001) *Pap Hen Lik Tay* Vol. 1. ms. (シャン語の教科書)
- Shintani, Tadahiko L. A. (2003) Classification of Brakaloungic (Karenic) languages in relation to their tonal evolution. In Shigeki Kaji (ed.) *Proceedings of the Symposium Cross-linguistic Studies of Tonal Phenomena*, pp.37-54. Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa.
- Smith, Martin (1994) *Ethnic Groups in Burma: Development, Democracy and Human Rights*. London: Anti-Slavery International.
- Solnit, David (1997) *Eastern Kayah Li: Grammar, Texts, Glossary*. Honolulu: University of

Hawai'i Press.

藪司郎 (1982) 『アツイ語基礎語彙集』 東京：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.

藪司郎 (1994) 「民族と言語」 綾部恒雄・石井米雄 (編) 『もっと知りたいミャンマー』 pp. 73-110, 東京：弘文堂.



地図：ミャンマーの少数民族州

【参考】 ミャンマーの主要民族 (出典 : Hla Min 2001, pp. 7-10)



カチン族



カヤー族



カレン族



チン族



ビルマ族



モン族



ラカイン族



シャン族



## 通訳人を介して話をするときの留意点

JICA 長期派遣専門家

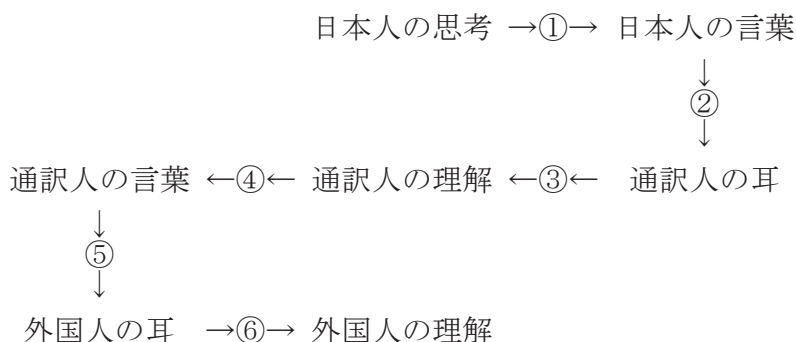
辻 保彦

### 1 はじめに

法整備支援の現場では、当然ながら通訳人を介して外国人と話をすることが多い。通訳の仕事は、言葉と言葉をつなぐことで人と人をつなぎ、国と国をつなぐ重要な仕事であって、私はそのような通訳業務に携わる通訳人に対し、敬意を抱いている。様々な国際協力の分野の中でも、法整備支援の分野は特に言葉が重要な分野であるから、自分の言葉を正確に相手方に伝える必要性はとりわけ大きく、通訳の正確性がとりわけ重要となる。ICD や JICA が本邦研修などで日ごろお世話になっている通訳人の方々は、知識も経験も豊富な方々ばかりであるが、長期専門家として任国で勤務する場合、知識も経験も様々な通訳人の方々と一緒に仕事をすることになるから、通訳の正確性を確保するため、こちら側も話し方に工夫をする必要がある。そこで本稿では、将来、法整備支援の現場に立つ若者のために、私たちカンボジアのプロジェクトの専門家が、通訳人を介して話をするに当たり日ごろから留意している点をご紹介します。ここでは主に、日本語を習得した外国人が通訳人となる場合を想定している。

### 2 思考が伝わる過程

日本人が通訳人を介して外国人と話をする場合、日本人が頭の中で理解している内容は、以下のような過程をたどって相手方に伝わる。



まず、日本人が自分の頭の中にある思考を表現するために言葉を選択し (①)、日本人の口から発せられた言葉が通訳人の耳に届く (②)。通訳人がそれを自分なりに理解し (③)、その理解した思考を表現するために通訳人が言葉を選択する (④)。そして、通訳人の口から発せられた言葉が外国人の耳に届き (⑤)、外国人がそれを自分なりに理解する (⑥)、という過程である。

日本人が伝えようとする思考が、100%の正確性を保ったまま外国人に伝わるのが理想であるのは言うまでもない。たとえば「私は日本人です。」「私は桜の花が好きです。」「い



「ま何時ですか？」などといった簡単な思考であれば、100%の正確性を保ったまま相手方に伝えることも難しくない。しかし、法整備支援の現場では、もっと高度で複雑な思考を伝える必要があるため、そう簡単にはいかない。①から⑥の過程で少しずつ正確性が減じていき、最終的に90%、80%、70%、あるいは50%未満になったり、場合によっては全く別の意味として相手方に伝わり誤解を与えてしまうこともある。では、どうすれば通訳の正確性を向上させることができるか。

### 3 通訳人へのレクチャー

セミナーやプレゼンの予定がある場合、時間の許す限り、通訳人に対して事前のレクチャーをしておく方がよい。法整備支援の現場で話す内容は、日本人でも法学部で法律を勉強した人でなければ容易には理解できないような難しい内容であり、難解な法律用語のオンパレードである。通訳人の方々はとても熱心で、ご自身で予習をして法律用語の訳語をきちんと習得した上で通訳に臨まれるが、法律用語は、その背景にある概念を理解していなければ正確に通訳できない場合が多く、特に質疑応答の場面では、概念の正確な理解が求められる。たとえば、民法の「婚姻費用」という法律用語は、実際には夫婦が共に生活していくための費用のことであるが、一般の人がこの言葉を聞くと、婚姻申請の手数料であるとか、結婚式、披露宴、新婚旅行の費用のように男女が結婚するための費用を思い浮かべることが多い。通訳人がそのように誤解したままセミナーやプレゼンに臨むと、こちらの言いたいことが通訳人にうまく理解してもらえず、そのため相手方の外国人にもうまく伝わらない結果となる。そこで、通訳人に対する事前のレクチャーが必要となるわけである。これは、上記図の「通訳人の耳→③→通訳人の理解」の精度を上げるための方策である。

私たちのプロジェクトでは、日本語のできるカンボジア人スタッフがおり、勉強会やセミナーでは彼らに通訳を担当してもらっている。彼らは全員、通訳に必要なレベルの日本語力は備えているが、法学部以外の出身のスタッフはもちろん、法学部出身のスタッフでも、民法・民事訴訟法の諸概念を完全に理解しているわけではない。そこで私たち専門家は、勉強会やセミナーの前に、通訳を担当するスタッフに対して必ず事前のレクチャーを実施するようにしている。事前のレクチャーは、通訳人のスタッフが理解するまで念入りにやるため、ときには本番の勉強会やセミナーよりも長い時間をレクチャーに費やす場合もある。事前のレクチャーによって通訳人の理解度を高めてから臨んだ勉強会やセミナーでは、通訳人との間で一体感が生まれ、ときには参加者からの不明確な質問に対し、通訳人が質問者に聞き返して確認し、質問を明確にしてから日本語に訳すという場面も見られるなど、心強い味方となってくれるし、参加者も安心して聞くことができる。

### 4 言葉の選び方

そのようにして事前の準備を済ませたら、いよいよ本番である。日本人が自分の頭の中にある思考を伝えようとする場合、まずはその思考を表現するための言葉を選ぶ必要があ

る。つまり、上記図の「日本人の思考→①→日本人の言葉」の過程である。この過程で、通訳人にとって理解しやすく通訳しやすい表現を心掛けることによって、「通訳人の耳→③→通訳人の思考」の過程における正確性の減少をできるだけ防ぐことができる。

言葉を選ぶときには、自分が英語で表現しやすいかどうか、という視点を常に持った方がよい。そのためには、まず文章を短く切ることである。特に法律用語、専門用語、数字が多く出てくる場合には、通訳人を混乱させないため文章を短く切ってあげた方がよい。この点につき、経験豊富な通訳人の中には、たとえば「あしたは雨が降るかどうか分かりませんが、雨が降らなければもちろん海へ行きますし、雨が降っても少しくらいの雨であれば海へ行きますので、まずは自分で天気を確認して、分からなければ私に電話して聞いて下さい。」といった日常会話の比較的簡単な文章の場合、文章を短く切るよりも、そのまましゃべってもらった方が通訳しやすいとおっしゃる方もいる。つまり、文章を短く切らずにしゃべってもらった方が、日本語の文章の自然な流れを損なうことなく通訳することができ、相手方も聞きやすいということである。たしかに、このような日常会話の比較的簡単な文章まで短く切ると、相手方は聞いていて少しもどかしい思いをするかもしれない。しかしながら、本稿のテーマである通訳の正確性という視点で考えた場合、短く切ってもどかしい文章になっても、少なくとも内容の正確性が損なわれることはなく、むしろ話をするときに、「この文章は短く切った方が通訳しやすいだろうか。あるいは、短く切らない方が通訳しやすいだろうか。」と迷いながら話をするものの負担の方が大きいと思われる。そこで、私個人の意見としては、法整備支援の現場で話をする場合には、常に文章を短く切るように心掛けてよいと思う。

次に、微妙なニュアンスを含む日本語特有の表現（ニュアンス表現）は、できるだけ避けるべきである。たとえば、「そういう考え方も、ありと言えあればあります。」という文章はどうであろうか。日本人同士のセミナーであれば、つい言ってしまいそうなフレーズである。これを英語で簡潔に表現するならば、「That idea is acceptable.」のようになるのかもしれないが、これは私たち日本人が上記文章に含まれる日本語のニュアンスを完全に理解しているからこそできる意識である。通訳人の中には、このような日本語特有のニュアンス表現に精通している方もいらっしゃるが、通訳人全員がそうだとは限らないので、通訳人に無用の負担をかけず、通訳の正確性を確保するため、このようなニュアンス表現はできるだけ避けた方がよい。上記文章であれば、たとえば「そのような考え方もできます。ただ、あまり一般的ではないと思います。」のような表現にすればいかがであろうか。

私たち日本人が、このようなニュアンス表現をしてしまう理由の一つとして、その場に同席している日本人を意識してしまっている点が挙げられる。つまり、当該セミナーにオブザーバーなどとして同席している日本人のことである。日本人を意識すればするほど、日本語としての分かりやすさを優先してしまい、日本人にしか分からないニュアンス表現が多くなって、通訳の正確性を減じる要因となる。そこで、セミナーやプレゼンでは、その場にいる日本人のことは意識せず、通訳人が通訳しやすいかどうかだけを考えて話すように心掛けるべきである。

## 5 通訳人に対する話し方

そのようにして自分の頭の中にある思考をどのような言葉で表現するかが決まれば、次はそれを言葉として口から発して通訳人に伝える過程である。上記図で言うと、「日本人の言葉→②→通訳人の耳」の過程である。通訳人がよく聞こえなかったり、聞き間違いをしたりすれば、通訳の正確性が損なわれることから、自分が発した言葉が正確に通訳人の耳に届き、正しく認識されるようにしなければならない。ここで重要なのは、言うまでもなく大きな声ではっきりと明瞭に話すことである。特に日本語の場合、「ます」「ますか」「ません」のように文末のわずかな違いで文章の意味が違ってくるので、文末まで明瞭に発音した方がよい。まるで演劇部の稽古のようでちょっと恥ずかしいかもしれないが、その場にいる日本人を意識しなければ恥ずかしくない。

## 6 通訳人が話すときの配慮

次に、上記図の「通訳人の言葉→⑤→外国人の耳」の過程については、通訳人が話した言葉を外国人が正確に聞き取ることができるように、たとえば通訳人に対して大きな声でしゃべってもらうようお願いしたり、通訳人のマイクの音量やエコーを調節したり、会場の最後列の人に対して通訳人の声がきちんと聞こえるかどうか確認するなど、可能な限り配慮をする必要がある。

## 7 おわりに 感謝の言葉

私が ICD 教官として勤務していた 2012 年 4 月頃、当時の山下輝年部長（2016 年 10 月現在、渋谷公証役場公証人）から、故・米原万里さんの著書「不実な美女か貞淑な醜女か」を読むように勧められた。米原さんはロシア語通訳の第一人者で、同著は通訳の仕事に関するエッセイである。さっそく通販サイトで購入したものの、そのまま本棚の肥やしとなって 2 年半が過ぎ、長期専門家としてカンボジアに赴任することになった。赴任に当たりカンボジアにも同著を持って行ったが、やはり本棚の肥やしとなり、1 年半が経過した。

私は、ICD 教官の頃から、通訳人の負担を減らすことや、通訳の正確性を確保することに関心があり、いろいろと試行錯誤をしてきた。カンボジアでは、大学を卒業したばかりで通訳経験の浅いプロジェクトスタッフに通訳をしてもらうため、通訳の正確性の確保には一層配慮するようになった。

そのようなとき、米原さんの上記著作を、何気なく本棚から手に取って読んでみた。するとそこには、通訳の正確性について自分がそれまで何となく頭に描いていたことが体系的に理路整然と書かれており、さらに、それまで自分が考えたことのない新しい視点も数多くあって、目からウロコが落ちる思いがした。本稿の冒頭の図は、同著を参考にして描いたものである。米原さんと山下元部長に、心から感謝申し上げたい。

国際協力部長

阪井光平

昨年7月に、国際協力部長に就任した後、当部や国際協力機構（JICA）を始めとする日本の法整備支援の担い手の活動ぶりをつぶさに観察し、その足跡をたどってみた。就任当初の雑感は、本誌第65号に寄せた「国際協力部について思うこと」において述べたとおりであるが、「国際協力部の国内の他の支援機関との連携・協調体制はどうか」と、これに対しては残念ながら十分であるとはいえず、改善の余地がある」との評価は、残念ながら今も変わっていない。

法整備支援における「法」が、もっぱら民法、民事訴訟法、刑法といった法務省所管のいわゆる基本法であった時代においては、そのような「連携・協調」は、我が国の法曹と研究者の間でなされればおおかた事足りていた。

しかし、対象法令が基本法から専門分野の法律へと拡大するにあたり、もはやそのような古典的な体制では不十分であり、対象法令を所管する省庁、ひいては対象国において活動する我が国の人々と緊密に連携を取り、協調して事を進めなければ、対象国に対する支援が十分なものとはならず、極論すれば、当部を含む我が国の支援機関の「自己満足」に終わってしまうとさえいって、決して過言ではない。

この問題に対し、私自身決して拱手傍観していたわけではなく、そのような連携・協調のフォーラムを「法整備支援連絡会」以外に作ることはできないかと模索してきたが、一つの方策として思い付いたことが、本誌を積極的に活用するということであった。

まさに「灯台もと暗し」であるが、第67号から「単なる部報から法整備支援の積極的な発信の場へ」というコンセプトで、全面的に装いを新たにされた本誌に、本号からは、「我が国の法整備支援の連携・協調のフォーラム」という機能をも付加して、再度のリニューアルを図ることにした。

そのような文脈において今回取り上げたミャンマーに対する知的財産権分野に係る支援における我が国の支援機関の活動は、まさにオールジャパンの様相を呈する画期的なものであり、途についたばかりとはいえ、今後の我が国の法整備支援の在り方に重要な示唆を与えるものといえよう。

各支援機関は、自己の専門分野・得意分野には、これまで培ってきたノウハウを傾注して更なる拡充を図ればよいのであるが、他方で、広くその領域に関する支援を行っている他の機関の動向をよく把握して、相互補完関係を築き上げることが必須であるところ、当部は、本誌を一つの手段として、今後積極的にかかる体制構築に向けて取り組んでゆく所存である。



# ミャンマー法整備支援プロジェクトにおける知的財産関連法への協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）  
産業開発・公共政策部ガバナンスグループ  
法・司法チーム 神谷 望

ミャンマー法整備支援プロジェクトは、連邦法務長官府（Union Attorney General's Office, UAGO）と連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union, SCU）をカウンターパート機関として、2013年11月20日から2018年5月31日までを活動期間として実施している JICA による技術協力プロジェクトである。技術協力プロジェクトとは、一定期間内に一定の成果を達成することを目的として、あらかじめ実施機関同士で合意された協力計画に基づき、双方の責任・関与のもと、一体的に実施・運営される技術協力事業のことである。JICA はプロジェクト全般の運営、監理を行う中で、成果達成のために必要な専門家の派遣、予算管理、機材調達・供与、日本及び現地における研修の実施など、多くの関係機関の協力を得ながら様々な支援を通じて案件を実施している。

以下においては、本プロジェクトにおける JICA の役割や留意点、そして知的財産関連法支援に関して、関係機関との連携や今後の課題について記述する。

## 1 JICA プロジェクトの運営・実施

JICA は、プロジェクト目標の実現に向けて、必要な協力内容を相手国政府関係機関、プロジェクト専門家、国内関係者と協議し、適切な実施方法の検討及び予算の確保を行っている。各プロジェクトにおいては、相手国関係機関との間で締結する合意文書（Record of Discussions, R/D）の中に、プロジェクトの目的や達成目標、そしてそのためにどのような活動を行うのかを一覧表に示したプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix (PDM)）、更にはプロジェクトの実施計画案である Plan of Operations (PO) を記載し、この内容に基づいて案件を実施している。その進捗管理に関しては、プロジェクトと関係機関との間で事務方の運営委員会（Management Committee, MC）を設置し、原則として月1回のペースで進捗状況やプロジェクトにおける問題点を議論している。また、年に1回、JICA、関係機関の代表者（本プロジェクトにおいては両関係機関の次官級<sup>1</sup>）、プロジェクト専門家が一堂に会し、プロジェクトの進捗確認や今後のプロジェクト計画について確認を行う Joint Coordination Committee (JCC) を開催することとしている。また、活動期間中盤においては中間評価を実施し、プロジェクトの実施状況を整理するとともに、改善が必要な部分に関しては、軌道修正を図る。更に、活動期間終了約6か月前には終了時評価を実施し<sup>2</sup>、プロジェクトの成果を取りまとめる。このように、様々な形で

<sup>1</sup> 法務長官府においては Permanent Secretary、最高裁判所においては Director General（最高裁判所は、Permanent Secretary を設置していないとのこと）。

<sup>2</sup> 2014年2月以前に合意文書が締結された案件のみ。



相手国関係機関との共同作業として、プロジェクトの運営が図られている。

プロジェクトの実施においては、相手国関係機関の主体的な取組を尊重し、自立的な発展を目指している。従って、関係機関のカウンターパートとの円滑なコミュニケーションは非常に重要な要素となる。実際のプロジェクト活動においても、関係機関に常駐するプロジェクト専門家によるカウンターパートとの普段からのコミュニケーションが促進されていることにより、より正確にニーズの確認を行うことが可能となる。カウンターパートの意思を十分に尊重しながら、最も効率的かつ効果的な協力方法について検討を重ねた結果として、カウンターパートの主体性に基づいたプロジェクト実施が可能となっている。このような協力体制は、ミャンマーにおけるドナーによる協力の中では日本特有のものである。現在、本案件が順調に進展しているのも、初代チーフ・アドバイザーの國井弘樹元専門家、アドバイザーの小松健太専門家、業務調整の坂野一生元専門家を始め、技術指導やアドバイスのために10回以上もの出張を重ねている法務省法務総合研究所国際協力部の野瀬憲範検事、現在業務調整支援のために派遣されている久心コンサルタントの熊谷隆宏氏、そして英語－ミャンマー語の通訳も行う Ms. Poe Oo 等現地プロジェクトスタッフが現地で密接な連携を取り、関係機関の要望にその場で対応するという献身的な活動の賜物と言っても過言ではない。

## 2 プロジェクト実施に関する留意点

他方、案件監理を行う JICA として留意すべき点もあり、何点か紹介する。

まずは、運営上の問題である。ミャンマーでプロジェクトを実施する際、最大の問題は事務手続きに時間がかかることと言える。通常、1年以上の長期間派遣される専門家の派遣手続きを実施する際には、JICA 内での手続き以外にプロジェクトの関係機関からの専門家の派遣依頼（A1 フォーム）の提出と、労働移住人口省などによる選考された専門家の身辺審査及びビザ申請の手続きがあり、これまで日本を含むドナーから手続きの簡素化や合理化を求めているところではあるが、依然として時間を要している。ミャンマーにおいては、長期間現地滞在を伴う専門家を派遣するドナーがほとんどないため、このような特別な待遇に関しては、審査のために余計に時間がかかる。特に、専門家の身辺審査を実施する国家民族委員会（National Races Committee）における審査が長く、2～3か月以上かかる事例も見られている。従って、専門家の派遣に関しては、JICA 内での手続きが終了し、派遣が可能になってからも通常より長い時間派遣の待機をお願いすることとなる。JICA では手続き開始から最低6か月を派遣手続き期間として見ているが、最近ではこれ以上の期間がかかるケースも生じている。同様のことが短期専門家に関しても言える。短期専門家は、特定分野に関する技術移転を短期間で実施する目的で派遣され、比較的容易に派遣を実施することが可能な制度である。他方、ミャンマーにおいては、短期専門家も長期専門家とほぼ同じような手続きを必要とするため、機動的に派遣することが難しい状

況にある<sup>3</sup>。

次にリソースの確保について。本プロジェクトは、法務省からの検事専門家、弁護士専門家、業務調整員の3名から構成されている。法務省の支援により、検事専門家の派遣に関しては、大変スムーズな手続きとなっている。弁護士専門家の派遣に関しては、日本弁護士連合会企画部国際課の支援により公募が行われ<sup>4</sup>、日弁連とJICAと共同で人選を行う体制が構築されている。日弁連が弁護士の海外派遣に積極的に取り組まれていることも、弁護士専門家派遣の拡大につながっている。

最後に、本案件のODAでの位置づけについて述べたい。2016年11月2日にアウン・サン・スー・チー国家最高顧問に対し安倍総理大臣が説明した9の柱からなる日本・ミャンマー協力プログラムにおいて、3つめの柱である「都市部の製造業集積・産業振興」に資する「予見可能で効率的なビジネス環境・制度基盤整備」に貢献するものと期待される。したがって、本プロジェクトにおいては、相手国関係機関の業務に資する法制度整備を実施するとともに、同支援を通じた現地のビジネス環境改善、ひいては我が国民間企業の投資環境整備にも資する案件として実施されることが期待されている。知的財産関連法は我が国民間企業のビジネス展開にも貢献する法令の一つであり、今後も重要な支援となる。

他方、今後のミャンマーの知的財産紛争解決に最もフィットする訴訟手続きが必要であることから、プロジェクトにおいては、我が国の知的財産関連法及び民刑事関連法に加え、他国における法律に関しても情報提供を行っている。このように、カウンターパートに今後の活用を含めて考える機会を与え、ミャンマーにとって最も活用しやすい知的財産裁判制度構築に向けた法律の作成に貢献する必要があると考えている。

### 3 知的財産関連法支援に向けた関係者間の連携

技術協力において、非常に重要なのは人のつながりである。本プロジェクトは、ミャンマー及び日本双方において、幅広い関係者による参画が得られていることが特徴である。ミャンマーにおいては、プロジェクトが核となり、法案の起草を行う関係省庁、審査を行う連邦法務長官府、審議及び承認を行う連邦議会、運用を行う各省庁に加えて連邦最高裁判所など、起草から運用に至る一連の流れに関係する各機関との間で、連携が行われている。これらの関係機関が同じ方向を向いて議論を行わない限り、法律が制定されても運用段階で支障が生じる可能性が高い。

実際、過去には法案の成立を急ぐあまり、各省庁の法案が十分な審査や確認を経ずに、連邦議会に提出され、見直しと再提出が繰り返されているものもあった。本プロジェクトが支援を行っている会社法に関しても、他ドナーが作成し提出した法案に対して、日本を含む様々な関係者による意見や具体的な運用に関する検討が繰り返されており、法案検討から2年以上もかけて現在第5ドラフトの議論が続けられている。このような審査段階に

<sup>3</sup> この為、プロジェクト活動に関連した日本側関係者の派遣は、短期間の場合、調査団派遣という形での実施となっている。

<sup>4</sup> 小松専門家は、JICA国際協力専門員として、JICAより派遣。

おける効率化のためには、起草段階から関係するすべての機関が議論に参加し、意見調整していくことが重要となる。知的財産関連法に関しても同様であり、旧科学技術省（現教育省）が草案を作成したものの、関係機関による十分な審査が行われない中で連邦議会に提出され、連邦議会から関係省庁に対するコメント依頼が行われて初めて連邦最高裁判所などが内容を知ることとなった。他方、コメントを行うとしても、知的財産に関する裁判の経験が少なく、草案内容に関しても十分な理解のない連邦最高裁判所に対しては、この分野に関する能力強化が不可欠であった。そのため、プロジェクト専門家は、連邦最高裁判所から知財分野に関する支援の相談を受けることとなった経緯がある。検討の結果、連邦最高裁判所の知財分野の理解促進に向けての協力を行うこととなり、プロジェクト、法務省とともに具体的な内容に関する調整が始まるに至った。

まず、連邦最高裁判所に対し、知的財産制度の紹介を行うための現地セミナーを開催することとなった。講師の選定に関しては、ネピドーにおいて活動し、知的財産と担当する科学技術省の知的財産行政アドバイザーである上田真誠専門家（我が国特許庁から派遣）からのアドバイスを得、ミャンマーにおける知的財産制度について詳しい熊谷健一明治大学法科大学院教授からのご支援を得ることとなり、2015年11月に4日間の現地セミナーを開催することとなった。熊谷教授の説明は分かり易く、連邦最高裁判所からの評判は大変良いものであった。裁判官参加者の中には、熊谷教授のかつての教え子もおり、他の出席者に対するサポートを行ったことも、理解が進んだ一因と考えられる。会議においては、上田専門家から知的財産関連法案に関する最新情報が共有されたことも、成功の大きな要因となった。

このセミナーにより、連邦最高裁判所での知的財産関連法案の検討はさらに進展し、引き続き、より具体的な法律に関する知識の獲得と技術移転が必要となった。JICAのプロジェクトにおいては、特定の分野に関して高い知見と経験を有する有識者に依頼し、プロジェクトを支援する国内支援委員会を形成することが可能である。JICAは法務省法務総合研究所と相談し、国内支援委員会形成のために、各方面へのアプローチを行うこととなった。法務総合研究所の提案は、学术界、法曹界、関係省庁の有識者で、日本の知的財産法制に関する知見のみならず、諸外国の法律についても幅広い知見を有する専門家による参画を希望するものであった。折しも、2016年2月に日本弁護士連合会知的財産センター及び弁護士知財ネットが、ミャンマーにおける知的財産制度に関する理解を深めるため、20名以上からなる会員弁護士のミッションを現地に派遣しており、ミャンマーの知的財産関連法に関する関心が高くなっていた。それも追い風となり、日弁連ミッションにも参加された元知的財産高等裁判所判事である長島・大野・常松法律事務所の三村量一弁護士、そして森・濱田松本法律事務所の小野寺良文弁護士のご支援を得ることとなった。更に、行政側からの視点を得るべく、特許庁、文化庁からも参加も得て、プロジェクトを支援する国内支援委員会を形成することが出来た。現在も熊谷教授を幹事役として、現地セミナーの開催、プロジェクトにおいて活用する資料の作成、改訂など、各委員のご多忙なスケジュールにも関わらず、ミャンマーのためにご支援を頂いている状況にある。

2016年5月に行われた2回目の現地セミナーにおいては、三木・伊原法律特許事務所の伊原知己弁護士、小松法律特許事務所の小松陽一郎弁護士、長島・大野・常松法律事務所の松井真一弁護士にご参加頂き、連邦最高裁判所に対し、実務面での具体的な内容に関するご指導を得ることが出来た。このように、本プロジェクトは我が国及び現地において知的財産制度に関係する、非常に高いレベルの関係者間での連携が実現している案件と言える。

#### 4 今後の課題

ミャンマーの知的財産関連法は関係省庁における審査が終了し、国会における審議を経て、承認されることとなる。他方、法律は運用する関係省庁が理解するだけでなく、地方の行政機関や裁判所、更には現地における経済界や我が国民間企業、そして一般市民に至るまで、十分な情報が提供され、実際に活用されることにより法律制定の意義が深まることとなる。現在、法律の制定に向けた取り組みが続いているが、今後は法律の定着に向けた支援が必要となる。現地においては知的財産行政アドバイザー、日本においても法務省、特許庁とも連携し、裁判官や行政官向けのマニュアル、一般向けのパンフレットの作成など、日本の経験も交え、理解促進に向けた取り組みが必要となり、JICAとしても積極的に支援を行っていきたい。

また、知的財産関連法に限らない話となるが、プロジェクトの取り組みを広く紹介し、情報共有することは、プロジェクトの取り組みに関する理解促進、他ドナーとの重複支援の回避だけでなく、邦人企業のミャンマー進出にも貢献できる情報となる。また、様々な関係者との交流を通じてプロジェクトにおいても幅広い意見を聴取することが可能となり、プロジェクトの向上に貢献することも可能となる。このような機会の形成も含めて、JICAとしてもプロジェクトの発展に向けて貢献を続けていきたい。

以上



# 法整備支援プロジェクト—課題と知的財産侵害事件の刑事手続について

国際協力部教官

野瀬 憲 範

## 1. プロジェクトについて

ミャンマー法整備支援プロジェクトについて、これまでに、ICD NEWS において何度か寄稿があったところですが<sup>1</sup>、同プロジェクトについては平成 25 年（2013 年）11 月からミャンマー連邦最高裁判所及びミャンマー法務長官府をカウンターパート機関として、3 年間の期間で開始され、2016 年 3 月に 2018 年 5 月 31 日までプロジェクト期間を延長するとの合意がなされたところです。

また、現在、同プロジェクトのフェーズⅡとの位置づけで、先方機関及び日本側関係機関との間で「法・司法制度整備支援プロジェクト（仮）」が協議されています。

ミャンマー法整備支援プロジェクトは、2012 年 4 月に行われた日・メコン首脳会議における日・ミャンマー首脳会談後に発出された共同プレスステートメントの中の「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」に位置づけられるものとして検討が開始され、ハイレベル調査団<sup>2</sup>、JICA 職員と国際協力部教官等による調査を経て開始されました。

当時、ミャンマーが民主化途上にあり、同国のニーズが変化することが予想されたことなどから、同プロジェクトは、対象分野を絞らず様々な分野に対応できるようになりました。

こうしたことから、同プロジェクトでは、これまでに、裁判官及び検察官の能力向上をベースにしつつも、会社法、倒産法、立法過程の透明化などにもフォーカスして協力を行ってきました。

とりわけ、最もスムーズに行われている活動が知的財産裁判制度に関係するもので、知的財産裁判制度に関する具体的な活動については既に紹介させていただいたところですが、本号がミャンマー知的財産分野における活動をしておられる関係者が、それぞれの活動を紹介して情報共有を図り、もって、紙面におけるフォーラムとするという趣旨であるということに鑑み、まずは、一般論として、当プロジェクトが直面する課題などについて簡単に紹介した上、知的財産が侵害された場合における刑事手続について紹介することとします。

本稿中、意見にわたる部分は、もとより私見です。

## 2. プロジェクトが直面する課題について

- (1) 同プロジェクトは、前記のとおり 2013 年 11 月に開始され、弁護士の小松健太専門家が 2014 年 1 月に着任し、同年 4 月に業務調整の坂野一生専門家が、同年 5 月に検

<sup>1</sup> ICD NEWS 57 号など。

<sup>2</sup> 法務省法務総合研究所長が団長。



事の國井弘樹専門家<sup>3</sup>がそれぞれ着任し、足場が悪く、ベースとなる人間関係がない中で、プロジェクトの方向性を模索し、各カウンターパート機関との間で強固な信頼関係を構築しました。

ミャンマーでは、JICA 以外の国際機関も法分野の支援を行っていますが、当プロジェクトと各カウンターパート機関、特に実務家との間に築かれた信頼関係は、比肩するものがないと言えます。

- (2) 他方、当プロジェクトの活動が、順風満帆かと言えば、直ちに肯定できないこともまた事実です。法整備支援活動が成果が出ていないとか、あるいは成果が見えにくいなどと他国のプロジェクトにおいても仄聞している点は別にして、ことミャンマーに関しては、以下の課題があると言えます。

まず、ミャンマー法曹関係者<sup>4</sup>が有するコモンローに関する矜持です。ミャンマーの法制度を分析された法律関係者は、ミャンマーにおいては、独立以後、コモンウェルスに留まらず、成文法は継受しつつも、英国法の国内における効力を否定している点、判例それ自体が法源とはされていない点、また、経済関係法令を含む行政法規が多数制定される点などから、ミャンマーは、コモンロー国よりもシビルロー国に近い特色を持つと指摘しています。

しかし、ミャンマー法曹は、コモンローの国に対する憧憬に似た感情を持っているように思われます。日本からの知見の提供には感謝しつつも、他の国際機関が招致したコモンロー国からの専門家の意見を取り入れたり、コモンロー国の法律をコピーアンドペーストしたものを取り入れたりする傾向にあり、こうした意味において、同プロジェクトは、法令の整備という点で、ディスアドバンテージがあると思われます。

2点目は、意思決定に対するアクセスの問題です。

カウンターパート機関に限ったことではありませんが、ミャンマーにおける意思決定はトップダウン型であり、我々が日々接する裁判官、検察官（以下「相手方実務家」という。）にインプットをして彼らの知識が増えたとしても、それが「法案」や「マニュアル」という形では必ずしも直結しないことが多いと思われます。何かしらの「成果」（ポリシーペーパーやドラフトなど）を相手方実務家がトップに上げて承諾を得る、というプロセスが不可欠であり、そのためには、相手方実務家がトップに上げるための「成果」を完成させる必要があります。

ただ、相手方実務家は日々の仕事に忙殺されており、ワーキンググループで得た知識や議論の結果を「成果」としてまとめることができない状況にあります。

ある法律の起草に向けて、日々こつこつとワーキンググループを続け、相手方実務家に対してインプットを行っていたところ、突然、他の国際ドナーが起草と人材育成をパッケージにしてトップセールスを展開した場合、（それがコモンロー国であればなおさら）相手方カウンターパート機関は、他の国際機関に（も）支援をお願いする

<sup>3</sup> 2015年7月以降、チーフアドバイザー。

<sup>4</sup> 特に裁判官。

ということにもなりかねません。

3点目は、上記2点と関連するのですが、ミャンマーの法分野における支援は、国際ドナー間で、さながら陣取り合戦の様相を呈しており、スピード感が求められるということです。

他の国際機関は、自身で立法をするのではなく、入札によってコンサルタントを選定して、コンサルタントが法案起草などをパッケージで行う方式が多いと聞いています。

国際ドナーの予算は限られているので、問題点を一つ一つ時間をかけて解決していくというような方式をとらず、コンサルタントの自国の法律をほぼコピーアンドペーストするような方式が多いとの由です。

小官は、相手に寄り添って、相手のニーズをくみ取りながら共に作り上げるというJICAのやり方を否定するものではありませんが、さはさりとして、国際ドナーとの競争という側面から目を背ける訳にはいかず、プロジェクトとしてもスピード感を持って対応する必要があります。

4点目は、ミャンマーが経済的に注目されている関係で、他国の法整備支援プロジェクト以上に、日系進出企業への裨益という点について、きちんと説明をすることが求められることが多いという点です。

(3) ミャンマーにおける法分野の協力についてはこうした課題がある中で、広い意味での知的財産分野の協力に関しては、順調であると思われます。

その理由としては、まずは、知的財産法について、特許庁と世界知的所有権機関(WIPO)が協力してドラフト案を作り上げたこと、ミャンマーは既に国際協定に加盟しており、法案作成に当たって、コモンロー国、シビルロー国と言った法文化の背景が入り込みにくい分野であることが上げられます。

何よりも法案作成の段階では特許庁がイニシアティブを発揮し、法案作成後の段階では、同プロジェクトがリエゾンの役割も果たすハブとして、日弁連、特許庁派遣の専門家<sup>5</sup>などと連携を取り、日本国内においても日本の専門家に御参加いただいてアドバイザーグループを結成して、先方からの要望に応えられる体制が整えられていることが上げられます。

また、現地セミナーを通して政策文書案を作成し、現地専門家においてそれをたたき台としてリバイスするという作業が比較的短期間で行われていること、アドバイザーグループの先生に新任裁判官向けの教科書作りなどをさせていただいており、目に見える成果物が出ている(出ることが想定されている)ことも理由だと考えられます。

### 3. 知的財産侵害事件の刑事手続について

ミャンマーの刑事手続については、別の機会に報告することとし、本稿では、商標法違反の事案を念頭に、報告します。

---

<sup>5</sup> 本号でも記事を掲載されている上田真誠氏。

- (1) ミャンマーの刑事手続は、日本の刑事手続とは異なるため、日本人がミャンマーにおける刑事手続を理解するに当たっては、①犯罪のタイプ、②裁判のタイプを意識する必要があります。

ミャンマーにおける犯罪は、Cognizable offence（「認識できる犯罪」）と Non-cognizable offence（「認識できない犯罪」）に分けられ、一般的な感覚として Cognizable offence は無令状逮捕ができる重大な犯罪ですが、Cognizable offence か Non-cognizable offence については、刑法（Penal code）やその他法律に、どちらの類型かについての記載があります。

この分類が重要な理由は、Non-cognizable offence の場合、警察はその事件を捜査できず、裁判官に対する“Direct Complaint”（直接の訴え）が必要となるからです<sup>6</sup>。

なお、偽ブランド品を販売する商標法違反の事案の場合、現行刑法上は、一見すると 486 条<sup>7</sup> に該当するよう見えますが、現地関係者の話を総合したところ、当該事案については、同条のみならず 420 条<sup>8</sup> が適用される場合が多いとのことです。

この犯罪は、Cognizable offence であり、通常は<sup>9</sup>、警察が捜査をすることになります。

また、商標法案 95 条<sup>10</sup> は、“The offence prosecuted under this Law is prescribed as the cognizable offence.” と規定しており、現行法又は近い将来制定される新法のいずれにおいても、商標法違反の事案は、Cognizable-offence であると考えられます。

捜査段階において勾留ができるか否かなどについては、Bailable offence（保釈できる犯罪）か Non-bailable offence（保釈できない犯罪）かによって分かれていますが、その点は刑事手続について記載をする機会があればそこに譲るとして、警察は、証拠が十分にあり、罪を犯したと合理的に認められる場合<sup>11</sup>、この事案を裁判所に「起訴」し

<sup>6</sup> Direct Complaint のケースでも、裁判官から指示があれば警察は捜査をします。

<sup>7</sup> Whoever sells, or exposes, or has in possession for sale or any purpose of trade or manufacture, any goods or things with a counterfeit trade mark or property mark affixed to or impressed upon the same or to or upon any case, package or other receptacle in which such goods are contained, shall, unless he proves - (a) ~ (c) 【略】, be punished with imprisonment of either description for a term which may extend to one year, or with fine, or with both.

<sup>8</sup> Whoever cheats and thereby dishonestly induces the person deceived to deliver any property to any person, or to make, alter or destroy the whole or any part of a valuable security, or anything which is signed or sealed and which is capable of being converted into a valuable security, shall be punished with imprisonment of either description for a term which may extend to seven years, and shall also be liable to fine.

<sup>9</sup> 形式的には、裁判官に対して、Cognizable-Offence, Non-cognizable offence いずれでも Direct Complaint できますが、実務上は、Cognizable-offence の場合、警察が捜査をすることになります。

<sup>10</sup> 現在修正が加えられており、最終的に 95 条に規定されるのか、あるいはこの規定が残るのかについては不明で、法案成立後に確認をする必要があります。

<sup>11</sup> 刑事訴訟法 169 条の反対解釈。同条は “If, upon an investigation under this Chapter, it appears to the officer in charge of the police-station or to the police-officer making the investigation that there is not sufficient evidence or reasonable ground of suspicion to justify forwarding of the accused to a Magistrate, such officer shall, if such person is in custody, release him on his executing a bond, with or without sureties, as such officer may direct, to appear, if and when so required, before a Magistrate when, powered to take cognizance of the offence on a police-report and to try the accused or commit him for trial.” との規定である。

ます<sup>12</sup>。

- (2) 裁判所に「起訴」された後の手続については、当該事案が Warrant Trial なのか Summon Trial なのかによって手続が異なります。

Warrant Trial は法定刑が6月を超える犯罪、Summon Trial は、6月以下の犯罪です。Warrant Trial と Summon Trial の大きな違いは、Framing Charge (正式審理) という手続の有無です (これを Court Charge と呼ぶ人もいます)。

Warrant Trial には Framing Charge があり、裁判官は、Framing Charge の前に、被害者の証言を求めたり、原告側<sup>13~15</sup>からの証拠を採用するとのことです。

正式審理が開始された後も、罪状を否認した場合に、被告人が希望した場合には、原告サイドの証人の再尋問 (Recall) が行われます。

Summon Trial には、こうした手続がなく、Cognizable offence であれば、Police Report の内容について認めるか否か、認めた場合は、有罪判決を出すことに、認めない場合は、双方の証拠を調べることになるとのことです。

商標法違反の事案についても、一部は、Summon Trial で審理されることが予定されており (商標法案 85 条など)、その場合、被告人が否認すれば、被害者が法廷で証言を求められる可能性があります。

- (3) 最後に、証拠方法、どのように偽ブランドであることを立証するかという点について記載します。

---

<sup>12</sup> 起訴するに際しては、ローオフィサーの署名を取得するなどの手続が定められています。

刑事訴訟法 173 条は “Every investigation under this Chapter shall be completed without unnecessary delay, and, as soon as it is completed, the officer in charge of the police-station shall - (a) forward to a Magistrate empowered to take cognizance of the offence on a policereport a report…” との規定があり、この Police report が「起訴」にあたるものとの由。この起訴を Police Charge と呼ぶこともあるとのことです。

<sup>13</sup> 「原告」がローオフィサーなのか告訴人 (Complaint) なのかという点に関しては、明確な答えを得られていません。一部裁判官と話をした際、原告は Complaint であるとの説明がありました。伝統的には、Private Prosecution のシステムをとる英国法の影響を受けている上、ほぼ同じ条文を持つバングラデシュ刑事訴訟法に規定されている “In every trial before a Court of Session, the prosecution shall be conducted by a Public Prosecutor.” (BD 刑事訴訟法 265A) のような規定はなく、Attorney General Law においては、ローオフィサーの権限等として (The Law Officer…Carry out the following functions and duties), “Supervising the lawyer hired by the complaint, in accord with the stipulation, in criminal cases in which the law officer appears.” などと規定があり、Complaint がプライベートロイヤーを雇えることが前提となっていることなどが、原告 = Complaint であるとの説を裏付けます。

<sup>14</sup> 原告が誰かという観念的な話とは別に、Complaint 自身が訴訟遂行の責任を負うかという点に関して、刑事訴訟法 259 条は、“When the proceedings have been instituted upon complaint で “upon any day fixed for the hearing of the case the complainant is absent,” の場合, the offence may be lawfully compounded, or is not a cognizable offence, the Magistrate may in his discretion, notwithstanding anything, hereinbefore contained, at any time before the charge has been framed, discharge the accused.” と規定しており、この射程が問題となる場合、裁判所関係者によると、“Direct Complaint” のみが射程で、警察が捜査をした “Cognizable-offence” については、Complaint が欠席しても、被告人が discharge されることはないとの説明を受けました。

<sup>15</sup> ローオフィサーがどの裁判に立会するという点に関して確認したところ、Cognizable-offence のケースでは、ローオフィサーが必ず立会し、Summon Trial では、被告人が否認した場合に限り、ローオフィサーが立会するとのことでした。以上からすると、少なくとも、Warrant Trial で扱う Non-cognizable offence, Summon Trial で被告人が否認した場合の Non-cognizable offence においては、Complaint は、自分自身で (あるいは、弁護士を雇って) 訴訟を行う必要が生じます。

警察関係者によると、真贋鑑定については、警察の犯罪捜査部（CID<sup>16</sup>）が行う可能性があるとのことでした。

警察が企業からどのように真贋を識別できるかを聴き取り、その方法に基づいて警察自身で実験などを行って、警察自身のレポートとして裁判所に提出することを考えているとのことでした<sup>17</sup>。

真贋鑑定を行った警察官が法廷で証言をする必要があるか否かについては、刑事訴訟法 510 条の“only the report made by the Chemical Examiner or Assistant Chemical Examiner to the government”に読み込めるか否かにかかっている問題で、“Chemical Examiner”に読み込めれば、書面の提出で足りるという運用になると思われます。

#### 4. 最後に

この号が公刊される頃、小官は、JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトのチーフアドバイザーとして着任している、あるいは着任する直前であると思われます。

この分野は、オールジャパン体制で、かつ、関係者が同じ方向を向いていて、協力をしている（数少ない）分野です。

今回、こうした形での各分野の皆様が報告をされることで情報共有が進み、さらなる協力が促進されるよう同プロジェクトがリエゾン、ハブとしての役割も果たしていきたいと考えていますので、訪問などを含め依頼がありましたら同プロジェクトまで御連絡下さい。

---

<sup>16</sup> Criminal Investigation Department

<sup>17</sup> 小官が聴取をした警察官個人の考えである可能性もある。また、企業が真贋鑑定の方法を警察に教示することが前提となっている。



# ミャンマー知的財産行政専門家としての活動

JICA 長期派遣専門家

上 田 真 誠<sup>1</sup>

## 1 はじめに

小職は2015年3月より（独）国際協力機構（JICA）の専門家としてミャンマー連邦共和国（以下単に「ミャンマー」と表記します。）ネピドーの地に赴任し、任地での知的財産制度整備支援に携わっています。本稿では、小職の活動内容を紹介させていただくとともに、特に日本側機関との連携という観点で日頃の活動で感じることを述べさせていただきます。本稿で述べられている意見は、小職の個人的な見解であり、所属する組織の見解ではないことをあらかじめお断りさせていただきます。

## 2 ミャンマー知財制度とミャンマー教育省

特許、意匠、著作権、商標といった知財を権利として適切に保護することは国家が発展していく上で必要不可欠の要素です。しかしながらミャンマーではこれら知財の登録及び保護を定めた法律が存在しないか、現存する著作権法であっても100年以上前のものでほとんど機能していない状況です。例えば商標については「商標法」は存在せず<sup>2</sup>、コモンローに基づく保護が認められており<sup>3</sup>、また刑法には商標の偽造に関する罰則規定が存在します。このような商標の保護は他国と比べると異質なものと<sup>4</sup>なっています。

このような状況の中、世界知的所有権機関（WIPO）に対応するフォーカル省として、科学技術省が新知財制度の検討を進めてきました。知財法案作成は2004年にWIPOの支援のもとで始まり、今年3月末に発足した新政権の下での省庁再編によって教育省と科学技術省が統合され、現在は新教育省の下で同制度の検討が進められています。日本国特許庁（以下単に「特許庁」と表記します。）は、2013年2月に、特許庁長官と当時のミャンマー科学技術大臣及び副大臣との会談を契機としてミャンマーに対する本格的な協力を開始し、知財法案への助言や、知的財産制度構築に関する提言などを行ってきました。

小職は現在教育省の中にある知財部（IP Department）で、知財制度の運用体制の構築を

<sup>1</sup> 特許庁出身。特許庁では特許審査に従事するほか、企画調査課、国際課、国際協力課を経て2015年3月からJICA長期専門家としてミャンマー教育省（旧科学技術省）に派遣される。

<sup>2</sup> 特許庁「特許行政年次報告書2016年版（統計・資料編）」の各国産業財産権法概要一覧表によると、掲載されている183か国（なお、国連加盟国は2016年9月時点で193）のうち、商標法が未制定の国はミャンマーとモルディブの2か国のみとなっています。

<sup>3</sup> 何らかの権利が発生するわけではないものの、登録法（Registration Act）及び命令により、指定商品等を明記したうえで、商標を農業灌漑省土地記録局に登録することができ、コモンローにおける商標の先使用主義のもと、当該登録を訴訟の場において商標を先に使用したことを証明する証拠の一つとすることができます。これを証拠とするには、商標使用者が新聞に登録内容を警告として掲載し、公衆に商標の権利を有していることを知らせることが不可欠の手段とされています。

<sup>4</sup> 英国領インドであった時代に導入された法律からほとんど手が加えられていない状況にあります。

支援する業務に携わっています。知財部では新法律（特許法、意匠法、商標法、著作権法）の草案作成、知財権の登録を行うための知財庁<sup>5</sup>の設置準備などを行っています。5年前にはわずか数名の組織でしたが、現在は40名弱の組織で特許グループ、意匠グループ、商標グループ（地理的表示を含む）、著作権グループ、ITグループの5つのグループからなります。知財4法案は、ITグループを除く各グループによって起草され、ITグループは、将来の知財庁設立に向けた内部ネットワークやウェブサイトの検討を行っています。知財部の職員は将来の知財庁を担う職員になるとみられています。

### 3 活動内容

小職は教育省内に執務スペースを借りて日々の業務を行っています。執務スペースとしては、知財部の職員が急増していてスペースが十分でないという状況もあり、部長（Director）の個室を間借りしているというやや特殊な環境です。

ミャンマー側からの要請に基づき、小職の業務は、大きく①知財庁の整備のための助言、及び②知財制度の環境整備のための助言に分けられます。①知財庁の整備としては、第一に知財法に基づいて権利登録業務を行う知財庁の組織や機能に関する助言があります。知財庁を創設することになりますので、どのような組織とすればよいか、どのような機能が必要か等について、特許庁とも協力をして日本の経験を中心として必要な助言を行っています。

また、知財庁で行う業務は通常の行政業務と比べて、TRIPS 協定<sup>6</sup>やパリ条約、ベルヌ条約などの国際ルール<sup>7</sup>への対応や、出願人とのコミュニケーションの多さなどの理由で複雑なものとなっています。そこで第二に担当者ごとにバラつきなく業務や審査を行うための登録業務のビジネスプロセス及び業務マニュアル作成のための助言を行っています。ビジネスプロセスの作成は知財法の下位規範にも密接に関係してくることになります。

さらに、知財庁では出願された発明やデザインが新規であるかどうか、商標に識別性があるかどうか等、登録を認めるかどうかの審査も必要になってきますので、第三として審査手法をミャンマーが確立するために必要な助言を特許庁と協力をしながら行っています。

これらの助言は、日々の業務の中で知財部の職員と話をしながら行うこともありますが、主にその分野に詳しい特許庁職員、あるいは他の有識者に来ていただいてワークショップの形式で行うことが中心になります。例えば、特許庁の審査官を講師として商標や意匠の審査実務を共有するためのワークショップを開催しました。また、日弁連知的財産センター／弁護士知財ネットの調査団がミャンマーにお越しになる機会に、旧科学技術省に対し

<sup>5</sup> 以下、「知財庁」と表記する場合には、ミャンマーの知財庁を意味します。

<sup>6</sup> 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（WTO 設立協定の付属書 1C）

<sup>7</sup> 後述しますが、ミャンマーはWTOの加盟国ですのでTRIPS協定の履行義務がありますし、TRIPS協定に従い工業所有権の保護に関するパリ条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の規定を遵守しなければなりません。後発開発途上国であることを理由とする同協定履行の経過措置が存在します。

て弁理士制度の概要や新商標法施行に伴う問題点について日本側の知見や経験を共有するためのワークショップを開催しました<sup>8</sup>。現地のみならず、日本に職員を招へいし、ワークショップを開催することもあります。今年8月25日から9月1日にかけては、特許庁が知財部の職員を招へいして、知財庁の設立に向けた様々な課題を抽出し、知財庁の組織体制、業務管理、人材育成等について日本の知見や経験を共有することを目的とした「ミャンマー知財庁設立支援コース」が東京で開催されました。同コースでは知財庁に関する集中的なディスカッションのほか、特許庁の実務を見学し、意見交換を行いました。言うまでもないことですが、ワークショップ開催後は、その内容を根付かせるためのフォローアップを行っていくことも重要です。



「ミャンマー知財庁設立支援コース」の様子（特許庁内）

②知財制度の環境整備に関しては、普及啓発活動に対する支援と権利執行環境の整備支援があります。普及啓発活動に対する支援としては、知財制度がどのようなものであるか、そして同制度がミャンマーの国民にとってどのようなメリットがあるかを普及させるためのセミナーの開催や、パンフレットの作成などを行っています。ミャンマーでは知財制度が国民の間にほとんど知られていないこともあり、知財部の職員が最も力を入れている点でもあります。もう一つの権利執行環境の整備支援は、法整備支援プロジェクト<sup>9</sup>等、関係者の協力を得ながら活動を行っておりまして、以下詳述します。

#### 4 知財権の執行環境整備支援

知財権は、権利の適切な設定登録はもちろんのこと、権利が効果的に執行又は活用されるようにならないと権利としての価値が減減してしまいます。権利の執行（エンフォース

<sup>8</sup> 詳しくは、日弁連知的財産センター、弁護士知財ネット「ミャンマー知的財産制度の現地調査の概要報告（第2回）」（知財ぷりずむ2016年5月（Vol.14 No.164））をご参照ください。

<sup>9</sup> JICAの技術協力プロジェクトとして、2013年11月から2018年5月（予定）まで、法務長官府、最高裁判所における法整備、運用能力の向上を支援するために実施されています。



メント) に関しては行政機関や司法機関がその役割を担うことになり、国内流通過程での権利侵害に対する警察による取締り、権利侵害品の輸入に対する税関での差止め、裁判所における民事上の争いとしての訴訟等があります。WTO 設立協定の附属書 1C として発効された TRIPS 協定には、権利執行の基本的事項が規定されています。WTO の加盟国であるミャンマーは、後発開発途上国であることによる経過措置<sup>10</sup> が存在するもののいずれこれらの規定に対応しなければなりません。また、知財が尊重され、ミャンマー国内で模倣品が取り締まられるようになることは日本の企業にとっても重要な関心事項の一つです。



司法制度と知財に関するダイアログミーティングの様子

そこで、知財権の執行環境を整備するための検討に係る助言も行っています。執行機関は警察、税関、裁判所と様々あるのですが、この国では省庁間をまたがった連携が難しいという現実があります。そこで 2015 年 9 月、関係省庁を一堂に会した司法制度と知財に関するダイアログミーティングを JICA と旧科学技術省の共催で開催しました。このミーティングでは、ミャンマー側からは旧科学技術省のほか最高裁判所、法務長官府、警察庁、税関から、日本側からは熊谷健一明治大学大学院教授のほか、法整備支援プロジェクト所属の専門家に御参加いただき、知財に関連する行政不服申立及び権利執行に関して議論が行われました<sup>11</sup>。その後法整備支援プロジェクトのなかに知財裁判制度のワーキンググループが設置され、このワーキンググループの活動にも知財の専門家として協力しています。最高裁判所のみならず、税関や警察庁に対しても個別に、経済産業省模倣品対策室、(独)

<sup>10</sup> TRIPS 協定 66 条(1)に従い、後発開発途上国は同協定の履行を要求されないという経過措置が存在します。同措置の期限は延長され、2021 年 7 月 1 日までとなっています。

<sup>11</sup> この時に出席されていた最高裁判所の Daw Tin Nwe Soe (当時 Director) から「知財制度を司法の側から支えるために裁判官のキャパビルやマニュアル作成が必要」とのコメントがありました。これも一つのきっかけとなり、後日法整備支援プロジェクトにワーキンググループの設置要請がなされることとなります。

日本貿易振興機構（JETRO）とも協力しながら意見交換を実施しているところです。

## 5 日本の機関との連携における課題と挑戦

知財分野に関する協力は知財権の申請、審査、登録、執行と幅広い分野にわたり、関連する機関も複数存在します。更にミャンマーでは、新しい知財法の制定、知財庁の設立といった他国にはない特殊な状況にあり、知財庁内の審査実務のみならず、制度設計面での助言が大きな比重を占めることとなります。ミャンマー側からは実務者レベルでの知財に関わるあらゆる分野の知見の共有を求められており、これらの期待に最大限応えていくためには各分野に精通された方々、特に制度設計という観点で法制度に精通された方々と連携して協力を行っていくことが肝要です。

現在、特許庁のほか、法整備支援プロジェクト、経済産業省模倣品対策室、(独)日本貿易振興機構（JETRO）等の機関と協力しながら活動を行っているところですが、日本の各機関との連携により、㊦現状の適切な把握による協力の中身の充実（タテ）、㊧日本側機関間の協力内容の共有による協力の効率化（ヨコ）、㊨相手側との信頼関係の深化（深さ）、といった有利性を感じているところです。以下、小職の現地での経験から若干述べさせていただきます。

㊦に関して、もとより現状を把握し、相手側がどのような協力を望んでいるかを把握することが効果的な協力には欠かせませんが、ミャンマーの知財分野における協力では、この現状の把握が極めて重要になってきます。というのは、日本の経験や知見をどのように適用したらよいか、どのように実施するのかという提案型のインプットをミャンマー側から要望される場面が多いためです。これはすなわち、日本での現在の制度や運用が発展してきた経緯を踏まえた上で、日本とミャンマーとの法律の違い、文化や慣習の違い、行政システムの違い等の関連する要素を考慮して、日本の運用をどのように（修正して）適用して実施していくべきか、一緒に考えていくということであり、完成形としての日本の制度や運用のみならず、制度や運用を作る上での考え方を伝えることを意味します。

そしてさらに、法制度だけでは見えてこないミャンマーにおける運用や、ミャンマー側が前提とすることができる知識がどのようなものであるか<sup>12</sup>を適切に把握することも重要になってきます。このような様々な分野にわたる現状の把握は、ミャンマー側のそれぞれの機関に協力を行っている日本側機関との意見交換によって得ることも多く、それにより協力の中身を充実させることが可能となります。容易に想像がつくとおり、提案型のインプットは大変困難で時間がかかるものですが、制度を構築しつつある今だからこそ重要な

---

<sup>12</sup> ミャンマーでは特許法、商標法、意匠法が存在しませんので、日本その他の多くの国では当たり前のよう運用されている制度や、関係者にとって議論の前提となっている知識が、ミャンマーでは当たり前でないことがあります。例えば、行政の決定を司法で再審査するという考えになじみの薄い国では、TRIPS 協定 32 条「特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられる」の規定の実施は新しい挑戦になります。



ものであり、今のミャンマーにおいては必要なことであると思います<sup>13</sup>。

④に関して、日本の様々な機関が知財に関する協力を行っていますが、当然ながら協力の重複は避けなければなりません。また、制度に関係する機関が複数存在し、例えば教育省で行うワークショップの内容が最高裁判所にとっても有用な場合がありますし、その逆もあります。このような場合に同じ内容のワークショップをそれぞれの機関に行うことは効率的とは言えないかもしれません<sup>14</sup>。日本側機関間でスケジュール等を共有することで、ミャンマー側機関に対するワークショップに他機関からも参加してもらうことができ、効率的に相手側に必要な情報を伝えることができますし、その場合にはミャンマー側機関同士で意見交換をすることもできます。

⑤に関して、知財協力に関しミャンマー側の各機関は、日本の機関あるいは専門家が横でつながっていることを、ワークショップや会議への参加という形で認識しています。このことは、知財の協力が日本側から継続して多くの専門家によって行われていること、そして日本側がある意味ミャンマー側の省をまたがった議論を調整してくれていること等の理由で、ミャンマー側にある種の安心感や信頼感を与えているように思います。この点は、多くの分野に専門家として入っている JICA を中心とした日本側の強みであり、他国ドナーにはない特徴であると思います。日本側が一体となってミャンマーの知財制度の発展に協力している姿を見せることは、信頼関係の深化という何よりも効果のある協力の在り方であると思います。

小職の経験から幾つか述べさせていただきましたが、これらは順調に進んでいると思われる例を3つのベクトルに分けてとりあげただけのことです。これをもって連携が十分にできているとはとても言えません。連携が不十分な部分もありますし、改善すべき点も多くあります。日本側機関の間での情報共有を密にすること、現地からの情報発信を更に充実させることで、それぞれのベクトルを更に大きくできるのではないかと思います。

## 6 おわりに

日本では100年以上かけて現在の形になっている知財制度ですが、ミャンマーではほぼゼロの状態から短い期間で近代化しようという試みを行っているのですから知財部をはじめとするミャンマー関係者の苦労は並大抵のものではありません。また、知財制度は先進国を利するだけのものではないのかという論調も国内には少なからず存在します。しかしながら、一刻も早く知財制度を整備することがミャンマーのさらなる発展のためには欠かせません。多くの困難を乗り越えてミャンマーの知財制度整備にまい進するミャンマー側

---

<sup>13</sup> 本来であれば、相手側主体で問題解決を考えてもらうよう働きかけるのが理想的です。しかしながら知財部の職員たちは限られた時間で制度を考え、所属省大臣のみならず他省庁、国民、国会議員など多くの関係者にその制度を説明し、彼らからの質問に対して回答しなければなりませんし、軍事政権下で暗記重視の学校教育を受けてきた職員がほとんどで、問題解決のためのアプローチに慣れていないという実情があります。

<sup>14</sup> ただし、一つの機関のみを対象としてワークショップを行う方が、他機関の目を気にせずより深い議論ができることもあります。

関係者に深い敬意を表するとともに、その活動に寄り添って、日本側が一体となって粘り強く息の長い支援を行っていくことが、ミャンマーと日本との間のきずなを更に深めることにつながっていくものと確信しています。

最後になりましたが、ミャンマー又は日本でミャンマー知財制度整備のために御協力いただいているすべての先生方、専門家、スタッフ、同僚の皆さまにこの場を借りて厚く感謝申し上げます。

# 経済産業省模倣品対策室が推進する 「ミャンマー税関差止プロジェクト」の概要

経済産業省製造産業局模倣品対策室

模倣対策専門官 脇野俊二

## 1. はじめに

### (1) ミャンマーにおける模倣品対策の環境

ミャンマーは1995年にWTOに加盟したものの、後発開発途上加盟国としてTRIPS協定の履行期限が2021年に再延長されています。2016年10月現在、一般的に模倣品対策に深く関わる商標や意匠は、登録法に基づき、農業灌漑省土地記録局の権利・保証登録官室において登録が可能なものの、現地ではコモンローによる保護が適用されるため、当該登録は権利の成立を意味するものではありません。また、登録されても公報は発行されないため、登録を行ったものが自ら現地の新聞に広告を掲載することが一般的です。また、審査、異議、審判といった制度もありませんし、登録の取消には裁判所の命令が必要となります。

模倣品対策の方策としては、民事上及び刑事上の救済が可能で、その根拠は特定救済法、刑法、商業標章法、マネーロンダリング規制法が挙げられます。これらの方策を利用している日本の権利者も一部にはあるようですが、まだまだ一般的には利用されていません。

水際措置は海上関税法<sup>1</sup>によって可能となっておりますが、模倣品対策室がこれまでミャンマー税関から聴取した限りでは、過去の模倣品差止の実例は確認されておられません<sup>2</sup>。

### (2) ミャンマーにおける模倣品被害

日系企業の現地進出を表す指標であるミャンマー日本商工会議所の会員数は、1996年度から2011年度までは50社前後で推移していましたが、2015年12月時点で280社となり、急伸しています<sup>3</sup>。また、日本特許庁が作成する「2015年度 模倣被害報告書」によりますと、2014年度のアンケートに回答した896社のうち1.8%の16社がミャンマーで模倣品、模倣サービスの販売で被害を受けていると回答しています。

今後も一層企業の進出が進展すると見込まれており、模倣対策環境を改善する必要性も一層増すものと考えられます。

### (3) 課題

現地で、模倣品の製造国はミャンマー国外のケースが多いと言われているところ、模

<sup>1</sup> 18条に、輸入禁止品として、刑法に定める模倣商標、商業標章法に定める虚偽の商品表示が付された商品を挙げる。

<sup>2</sup> 後述のTin Tin Aye氏の発表資料、応答に基づく。

<sup>3</sup> ジェトロヤンゴンの資料に基づく。

倣品を排除するための最も効率的な方策は国内への流入を未然に防止する水際措置と考えられます。しかしながら、現地でこれが実質的に機能していないとすれば、権利者が利用可能な模倣品対策は、国内に流入した模倣品に対する刑事ルート、民事ルートのみとなり、水際措置に比べ負担が大きいと言わざるを得ません。そこで、当室では、ジェトロとの連携で、現地における水際措置の実態把握と、日本企業の保有権利に係る差止実績を創出するためのプロジェクトを開始しました。

## 2. これまでの主な取組

### (1) 準備段階

本プロジェクト開始前の動向として、2014年8月にミャンマー税関向けの真贋判定セミナー（権利者の4社が参加）の他、2015年2月にミャンマー税関職員を日本に招へいし、日本の権利者向けのセミナー（企業・団体15社が参加）や意見交換会を実施しました。招へいの概要は以下の通りです。

#### 【招へい対象者】

- ① Preventive Division, Staff Officer（上席審査官）  
Ms. Tin Tin Aye
- ② Import Expert Control Division, Control Inspector（通関審査官）  
Ms. Ei Pyae Nyan Win

セミナーでは、ミャンマー税関から以下の説明がありました。

- 権利者のほとんどがヤンゴン市内にいるため、侵害疑義品が発見された際の真贋判定は、権利者が税関まで出向いた上で行う。しかし、権利者が在外者の場合、当該製品の写真等をメールで送り、遠隔地から真贋判定を行っていただくことも手続的には可能。
- 権利者からの回答期限は未だ設定していない。
- 法律や規則に定めるものではないものの、権利者が保護を求める権利や連絡先を税関に登録する手続はある。
- 担保金、保管費用、廃棄費用等が権利者に請求されることは、現時点ではない。
- 職員の真贋判定スキルを向上させたいと考えている。そのため、日本の権利者から真贋判定に資する識別情報を提供いただきたい。

以上より、今後も日本側から真贋判定に資する識別情報の提供や対話を行えば、現地での水際措置の実現に資するとの心証を得ましたので、次年度に取組を加速することとしました。

### (2) プロジェクトの開始（2015年度）

日本企業製品の模倣品の水際差止事例創出と、ミャンマー税関職員のノウハウ蓄積に向けて、まずは、税関で集中監視すべき対象を特定し、進捗確認の協議を行うこととし、前年度の真贋判定セミナーの参加者に参加を打診しました。

### ① 権利者のプロジェクト参加要件

- 現地で税関登録済み、または登録手続中の商標であること
- 現地で商標の使用があること（ミャンマーへの正規品の輸入があること）
- 対象商品の真贋判定が容易であること
- 現地連絡窓口が設置できること（代理人も可能）
- 真贋判定資料作成と真贋判定セミナーに参加できること（代理人も可能）
- ミャンマーで模倣品が存在すること（高い可能性でも可能）

これに対し、数社が関心を示しましたが、最終的な応募はスポーツ用品を扱う A 社一社でした。

### ② ミャンマー税関向け真贋判定セミナー概要

日時：2015年8月8日（土） 7:30～10:30

場所：ミャンマー税関研修所（ヤンゴン）

本セミナーにおいて、模倣品対策室からは、A社商標が通関申請書類に記載された輸入貨物の全てについて集中監視（開梱検査）するよう依頼し、また、現地参加したA社の代表者からも、ホログラムを利用した簡便な真贋判定方法の説明がなされました。これに対し、ミャンマー税関からは、「判定方法を内部で共有し、集中監視を行う」旨、表明されました。

### ③ フォローアップ協議

その後、侵害疑義品発見の通報がない状態が続きました。ある程度、想定はしておりましたが、状況を改善するため、ジェットロ単独での訪問も含め、三度にわたりフォローアップ協議を行い、ミャンマー税関での貨物検査の実態を確認するとともに、改めての要請を行いました。特に、2016年2月の訪問時には貨物検査場の視察及び担当職員への聴取も併せて実施しました。その際の特記事項は以下の通りです。

（協議での聴取結果）

- 通関申請書類にはブランド名の記載が義務付けられているので、検査担当職員は目視で全品のブランドをチェックしている。
- 輸入申告書類にブランド名の記載がない場合、輸入業者に罰金が科される。
- 日本企業以外に税関登録している企業数は、全部で7社。ヨーロッパの他、タイなどのアセアン諸国の企業が登録しているが、未だ差止実績はない。
- 来年度のプロジェクト参加企業数が現状の1社から5社程度となっても、ミャンマー税関側としては問題ない（ただし税関登録とセミナー実施が前提）。

（貨物検査場職員への聴取結果）

- 開梱対象貨物となるレッドチャネルへの振り分け方は以下の通り。

以下貨物は100%レッドチャネルとなる。

- ・薬品
- ・機械
- ・申告価格不明のもの



その他貨物は抽選して振り分け、イエローチャネルになればX線検査する。

#### ④ 結果

残念ながら、年度内の疑義品差押えの実績はありませんでした。

他方で、A社の商品の模倣品は依然としてミャンマー国内で流通が確認されています。電子化されていないミャンマーの通関検査では、集中監視（開梱検査）の実行可否が貨物検査場職員の注意力に依存することから、本来検査されるべき貨物も、ほとんどが実質的に検査されないグリーンチャネルか、ごくわずかがイエローチャネルに振り分けられていた程度ではないかと推測されます。

しかしながら、2016年度もこの取組を継続することでミャンマー税関と一致しました。

#### (3) プロジェクトの再スタート（2016年度）

疑義品の発見頻度を向上させるため、前年度は1社であった参加権利者を5社程度まで増やすことを目指し、模倣品対策に関心を持つ企業・団体の集まりである国際知的財産権保護フォーラム（IIPPF）のワーキンググループにて本プロジェクトの周知を行い、改めて参加権利者を公募した結果、以下の4社が参加することとなりました。

- ・スポーツ用品 A社
- ・電機 B社
- ・輸送機器 C社
- ・時計 D社

#### ① 権利者のプロジェクト参加要件

2015年度と同様です。

#### ② ミャンマー税関向け真贋判定セミナー概要

日時：2016年7月29日（金）9:00～12:00

場所：Park Royal Hotel（ヤンゴン）

模倣品対策室からは、模倣品による悪影響（消費者の健康や安全に悪影響を及ぼすこと、市場の健全な発展の阻害要因になることなど）を説明し、プロジェクトの具体的なスケジュールや、税関職員が疑義品を発見した際に取りるべき手順などを説明しました。

ミャンマー税関側参加者のヘッドである San Lwin 副局長からは、模倣品の国内流入を阻止し消費者を保護する水際措置の意義、セミナーに出席する職員への動機付け、日本側への感謝が表明されました。また、意見交換のセッションにおいては、税関の参加者から意見や質問が寄せられましたが、いずれも前向きなメッセージでした。興味深かった数点を列記します。

- 本日共有された真贋判定方法を持ち帰り、都市部のみならず国境付近の税関職員含め内部周知したい。
- 通関を停止することは責任重大なので、権利者からは迅速・確実な真贋判定をお願いしたい。

- 模倣品の価格と真正品の価格はなぜ乖離があるのか。
- 商品デザイン（意匠）の侵害品の差押えは、現段階では、法的根拠がなく実施できない。

### ③ 現状

以上より、ミャンマー税関幹部も、職員も、取組の意義や背景は十分に理解されているようですが、2016年10月現在、未だ疑義品差押え実績はありません。これは、前述の通関検査の仕組み（基本的に特定3商品のみがレッドチャンネルに振り分けられ開梱検査される）を現場レベルで変更する（本プロジェクトの対象商標の商品について開梱検査する）ことの難しさに起因するものと思われます。

## 3. これからの取組

今後も、昨年度と同様、フォローアップ協議を行い、差止事例創出を要請しつつ、必要な情報提供等も行なって参ります。また、国際協力機構（JICA）のミャンマー法整備支援プロジェクト等、知財の切り口に関連する他の協力事業との連携も意識して取組んで参りたいと考えております。

特に、現在、国際協力機構（JICA）が2016年11月の導入に向け支援している電子通関システム（MACCS：マックス）には大いに期待しております。日本税関が行っているように、模倣品の可能性が高い貨物の特徴など様々なリスク判定情報をミャンマー税関職員がMACCSに入力し、疑義品を電子的に探知できるようになれば、疑義品発見の頻度は徐々に向上することと思われます。

これまで、ミャンマー税関で疑義品がなかなか発見されない背景として、真贋判定に関するノウハウの不足、現場の人員不足などがあげられてきました。通関検査を担当する職員が数ヶ月毎に異動し、職員間の情報共有も活発と見受けられないミャンマー税関において、真贋判定セミナーを開催するのみでそれらを抜本的に改善することは困難に思えますが、MACCS導入というインフラ改善の好機を捉え、その有効利用に向け、官民で情報提供を加速したり、実務的な運用方法に関する協議を開催する等、協力を適時に実施することで、改善を促進できるのではないかと考えております。

## 4. 終わりに

これまで知財権侵害品の差止がなかったミャンマー税関に事例創出を働きかけるこのプロジェクトの難しさは当室でも認識しているところです。しかしながら、知財関連法の制定に向けて現地政府の準備も進展しておりますところ、今後、知財保護の機運は現地で盛り上がってくるはずであり、当室は引き続き粘り強い構えで取組んで参りたいと考えております。また、別事業で本年12月に予定しているインドネシア警察招へいにおいても、法務省法務総合研究所にご協力いただく等、このような省庁間連携を今後も継続していきたいと考えております。

ご関係の皆様のご理解とご支援を切にお願い申し上げます。

# ミャンマーにおける知的財産法分野の司法審査について

元知財高裁判事

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

三 村 量 一

(みむら りょういち)

1977年東京大学法学部卒業，同年司法修習生，1979年東京地裁判事補。その後，2009年まで，最高裁民事局付，旭川地家裁判事補，最高裁調査官，東京地裁部総括判事，知財高裁判事，東京高裁判事等を歴任。2009年弁護士登録（第一東京弁護士会）。

## 第1 はじめに

ミャンマー連邦（以下，単に「ミャンマー」という。）における知的財産制度については，現在，教育省<sup>1</sup>を主管官庁として，著作権法，商標法，意匠法及び特許法という4つの法律（以下，併せて「知財四法」ということがある。）の立法作業が進められており<sup>2</sup>，近い将来において，これらの知財関連法が成立することが見込まれている<sup>3</sup>。知的財産をめぐる訴訟制度については，知財四法の成立後に，管轄裁判所を含めた訴訟手続が最高裁の規則により定められることになっている。

ミャンマーでは，従来，コモンローに基づく司法が存在していたところ，今後，知的財産分野においては，刑事訴追や民事訴訟による救済と並んで，商標権等の工業所有権の審査及びその有効性に関する知的財産庁（以下「知財庁」という。）<sup>4</sup>の判断に対する司法審査（Judicial Review）や，税関の輸入差止処分に対する司法審査の在り方が問題となる。

筆者は，本年（2016年），数回にわたりミャンマーを訪れるなどしてミャンマー連邦最高裁判所（以下，単に「最高裁」という。）及び教育省の担当者らと意見交換を行ったが，そのような際に，現在進められている知的財産分野における訴訟制度の準備作業<sup>5</sup>における検討内容について知る機会を得た。本稿は，ミャンマーにおける知的財産法制整備をめぐって現地において現在議論されている法的問題の内容を紹介するとともに，議論の対象となっている法的課題に関して，我が国からどのような協力を行うことができるかを提言

<sup>1</sup> 知財関連法案の所管官庁は，当初，科学技術省であったが，その後の省庁再編で教育省の所管となった。

<sup>2</sup> 現在，知財四法の法案は，連邦議会に提出され，議会の法案審査部門（法案委員会）の審査を待つ状況ようであるが，今後，法案につき実質的な修正がされる可能性も存在することから，現時点での法案がそのまま法律として成立すると判断することはできない。

<sup>3</sup> ミャンマー現政権の発表に係る経済政策においては，知的財産法制の整備は，重点政策の一つに位置づけられており，この点からすれば，知的財産関係諸法の制定作業は，相当程度，優先して遂行されることが期待される。

<sup>4</sup> 知財庁は，知財四法の成立後に創設される予定である。

<sup>5</sup> 現在，最高裁を中心に，知財四法の法案をめぐる法的問題を検討するとともに，知的財産分野における訴訟を円滑に実施するための実務的な体制整備の作業が進められている。

するものである。

なお、今回は、行政庁の判断に対する司法審査をめぐる問題点及び議論の内容を、商標の審査及びその有効性についての知財庁の判断を例にとりて、紹介することとする。

## 第2 ミャンマーにおける司法の優位

ミャンマーは WTO（世界貿易機関）に加盟しており、TRIPS 協定の履行義務を負っているところ、同協定に基づく義務として、最終的な行政上の決定については、その当事者に対して、司法による再審査の機会を与える必要がある<sup>6,7</sup>。

現在、連邦議会で審理されている知財四法の法案のうち工業所有権分野においては、知財庁における登録官（Registrar）の決定に対する不服申立ては、まず知財庁の Director General（以下「DG」という。）<sup>8</sup>にされるが<sup>9</sup>、これに対する DG の決定に対しては、司法による再審査がされるものとしている<sup>10</sup>。

## 第3 司法審査の形式

知財庁の DG の決定に対する司法審査は、行政処分に対する取消訴訟の形式で行われる。

DG の決定に不服のある当事者は、裁判所に対して、DG の決定の取消しを求める訴訟を提起する。裁判所は、DG の決定が正しいと判断する場合は原告の請求を棄却する判決をし、DG の決定が誤っていると判断する場合は DG の決定を取り消して、事件を DG に差し戻す。すなわち、裁判所は、DG の決定が誤っていると判断する場合には、当該事件について自ら最終的な判断を行わず、DG に再度の審査と再度の決定を求める。

## 第4 取消訴訟の類型

### 1 登録拒絶決定に対する取消訴訟

DG の判断に2つの類型があることに対応して、取消訴訟にも2つの類型がある。

1つは、拒絶査定取消訴訟である。これは、DG が商標登録を拒絶すべき旨の決定をした場合に、これに不服な商標登録出願人が提起する取消訴訟である。

知財庁内における商標登録手続について簡単に説明すると、商標登録出願がされると、審査官による審査が行われ、その結果に基づいて登録官により商標登録又は登録拒絶が

---

<sup>6</sup> TRIPS 41 条(4)

<sup>7</sup> ミャンマーにおいては、コモンローに基づく司法審査が行われていたこともあって、従来から、行政機関の判断が司法審査の対象となるという意識が一般的であった。

<sup>8</sup> DG は、閣僚ではなく、我が国の官僚組織との対比でいえば、中央官庁の事務次官ないし事務総長に相当するものであり、実務官僚のトップにある役職といえることができる。

<sup>9</sup> 商標法案においては、60 条に規定されている。

<sup>10</sup> 商標法案においては、61 条に規定されている。

される<sup>11</sup>。登録官による登録拒絶に対しては、出願人は DG に対して不服申立てをすることが許され、当該不服申立てに対して DG が判断を行う。DG が登録拒絶を維持する決定をした場合には、出願人は、DG の決定に対して、取消訴訟を提起することになる。

## 2 無効・取消手続の決定に対する取消訴訟

もう 1 つは、商標登録無効手続又は商標登録取消手続における DG の決定に対する取消訴訟である。

商標法案においては、登録された商標について第三者が争う方法として、商標登録無効手続<sup>12</sup>と商標登録取消手続<sup>13</sup>が規定されている。

商標登録無効手続及び商標登録取消手続の双方とも、利害関係人が請求することができるものとされている。無効手続は、登録障害事由を看過して商標登録がされた場合に対するものであり、商標登録無効決定の効力は商標登録時に遡及する。これに対して、商標登録取消手続は、商標の不使用や登録後の普通名詞化などの事後的な理由によるものであり、取消決定の効力も遡及しない。

商標登録無効手続、商標登録取消手続の双方とも、請求がされた場合には、まず登録官が判断を行う。登録官の判断に不服のある当事者（請求人又は商標権者）は、DG に対して不服申立てをすることが許され、当該不服申立てに対して DG が判断を行う。DG の決定に対しては、不服のある当事者が取消訴訟を提起することになる。

## 第 5 取消訴訟の当事者

### 1 登録拒絶決定に対する取消訴訟

商標登録出願人が原告となり、DG が被告となる。

### 2 無効・取消手続の決定に対する取消訴訟

DG の決定に不服な当事者（手続請求人又は商標権者）が原告となる。

問題は、誰が被告となるかである。1 つ目の方法は、我が国における商標登録無効審判の審決に対する取消訴訟<sup>14</sup>と同様に、DG の決定の維持を求める反対当事者のみを被告とし、DG を被告としない方法である。2 つ目の方法は、DG のみを被告とする方法である。この場合には、DG の決定の維持を求める反対当事者については、参加人として訴訟への関与を認める方法と、当事者として訴訟に関与することを認めない方法の双方が考えられる。3 つ目の方法は、DG と反対当事者の双方を被告（共同被告）とする方法である。

<sup>11</sup> このほか、商標法案は、商標登録出願に対する第三者の異議の申立手続（付与前異議手続）を定めている。異議申立てがされた場合には、審査官から提出された調査結果及び審査官の意見を参酌して登録官は登録の可否を判断する（商標法案 20 条）。異議申立人の主張を容れて登録を拒絶すべきものとした登録官の判断を維持すべきものとした DG の決定に対する取消訴訟については、現在のところ、商標登録後の商標登録無効手続及び商標登録取消手続における DG の決定に対する取消訴訟と同様の類型に属するものとして取り扱うことが検討されているようである。

<sup>12</sup> 商標法案 46 条

<sup>13</sup> 商標法案 47 条

<sup>14</sup> 講学上、「形式的当事者訴訟」と呼ばれる。



現在、ミャンマーにおいては、この3つ目の方法、すなわち DG と反対当事者の双方を共同被告とする方法が検討の対象となっている。その理由としては、紛争を効果的に解決するためには、DG を含めた関係当事者全てを訴訟の当事者にする必要があること<sup>15</sup>、及び、ミャンマー民事訴訟法の規定とも整合していることが挙げられている。また、知財庁による商標登録の有効性を左右する訴訟の進行を私人を委ねることに不安があること、取消判決がされた場合には知財庁における審理が再度行われることになること、差戻し後の審理への円滑な移行には DG を当事者とするのが適切であることなども、事情として考慮されている。

## 第6 取消訴訟の管轄裁判所

DG の決定に対する取消訴訟の管轄については、知財四法の成立後に最高裁の規則により定められることになるが、現在のところ、ヤンゴン高裁の専属管轄とすることが検討されている。

その理由としては、①ヤンゴンが経済の中心地であり、知財事件の当事者となる企業等が多数存在しており、知財訴訟の代理人となり得る弁護士等もヤンゴンに偏在していること、②知財庁の実務官僚のトップである DG の決定に対する審査は、国家機関としての職制階層のバランスから高裁が行うことが適切であること、③知財庁の所在地をヤンゴンとすることが検討されていること、④知財分野の民事・刑事事件の管轄は、ヤンゴンに所在する地方裁判所の専属管轄とすることが検討されている<sup>16</sup> ので、民事・刑事事件の控訴審が係属するヤンゴン高裁が取消訴訟の管轄を併せて有することが適切であること、などが挙げられている<sup>17</sup>。

## 第7 DG の訴訟代理人等

上述のように、取消訴訟においては、DG が当事者となること<sup>18</sup> が想定されているところ、取消訴訟の法廷に DG 自身が出廷することは考えられないから、誰かが DG の訴訟代理人として裁判所での訴訟手続を行うことになる。政府機関の代理人として訴訟行為を行うの

<sup>15</sup> 取消訴訟の判決の効果を知財庁に及ぼすためには、DG を共同被告とすることが必要であるとする意見が存在する。

<sup>16</sup> 知財訴訟には技術的専門的な要素が強いことから、これを通常民事事件と区別せずに配てんした場合には、知財事件の審理の質が低下し、審理も長期化することが懸念されるが、他方において知財事件を審理するための専門知識を備えた裁判官を速やかに多人数養成することは困難であることから、知財法施行後当分の間は、知財分野の民事事件及び刑事事件については、知財事件の提訴が多数となることが予想されるヤンゴン所在の地方裁判所の専属管轄として、専門部において知財事件処理の知識経験のある裁判官に審理を委ねることが検討されている。このように知財分野の民事事件及び刑事事件についてヤンゴン所在の地方裁判所が専属管轄を有することになるのであれば、これらの訴訟の控訴審を管轄するヤンゴン高裁に、DG の決定に対する取消訴訟の専属管轄を認めることが適切と考えられている。

<sup>17</sup> ただし、高裁を取消訴訟の一審裁判所とするに当たっては、知財庁における DG による審理手続において地裁における審理と同程度の手続保障がされていることが前提となるとして、知財庁における審理手続の充実を求める意見が表明されている。

<sup>18</sup> 少なくとも、登録拒絶決定に対する取消訴訟においては、DG は被告となる。

は法務長官府に属する法務官とされていることから、取消訴訟において DG の訴訟代理人として訴訟行為を行うのは法務官である。もっとも、取消訴訟においては、知的財産に関する専門知識が必要となるから、DG から指定された知財町の職員が法務官の訴訟活動を補助することとなる。

## 第8 侵害訴訟と登録無効・登録取消手続の関係

商標権等の工業所有権の侵害訴訟において、登録無効ないし取消の抗弁を提出できるか否かについては、見解が分かれている。

侵害訴訟において抗弁を提出できないという考え方は、登録無効ないし取消は知財庁における登録無効ないし取消の手続（及びそれに引き続く取消訴訟）で行われるべきものとするもので、侵害訴訟においては、裁判所は必要に応じて訴訟手続を中止することができるとする。

これに対して、知財四法には、侵害訴訟における登録無効ないし取消の抗弁の提出の可否についての規定がないことを理由として、抗弁の提出は許されるという考え方も存在する<sup>19</sup>。もっとも、侵害訴訟における抗弁の提出を許容すると、侵害訴訟と登録無効ないし取消を求める訴訟との間で権利の有効性についての判断が齟齬する危険を生ずることになる。

## 第9 今後の我が国からの協力の在り方

知財四法の立法準備及び知財四法成立後における司法手続の運用準備に関しては、既に、我が国の関係機関からミャンマーの科学技術省ないし教育省や最高裁に対して、情報提供や担当者との意見交換などを通じて、多くの協力がされている。

本稿において紹介した知的財産分野における司法審査に関しては、我が国は、審決取消訴訟や、侵害訴訟における権利無効の抗弁の扱い等について、多くの経験を有している。今後も引き続き、我が国においてこれらの訴訟の知識経験を有する専門家から、ミャンマーの担当者に対して情報提供及び意見交換を行うことにより、同国における知的財産制度の整備を援助することが、有益であろう。

---

<sup>19</sup> 最高裁においては、侵害訴訟における登録無効ないし取消の抗弁の提出は許されると解する見解が、どちらかと言えば優勢のようであるが、この点は、今後の検討に委ねられている部分が多い。

# ミャンマーにおける知的財産法制度整備支援について (弁護士からの立場から)

弁護士知財ネット理事<sup>1</sup>

弁護士 伊原友己

## 第1 はじめに

1 ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」）は、長期にわたる軍政のもとで閉鎖的な政策がとられ、ASEAN 諸国においては相対的に経済発展にも遅れが生じ、大都市部はともかくとして、今なお多くの国民が貧困から脱却できていない現状にあるが、民政移管<sup>2</sup>、新政権の誕生<sup>3</sup>を機に、種々の改革に挑戦しているところである。

そして、知的財産法（以下「知財」等と略称することもある。）の分野においては、これまで、商標についてのみ、コモンローによる使用商標を保護する道はあるものの<sup>4</sup>、商標登録制度およびそれに基づく商標権の付与といった法制度が存在するわけではなく、先進諸国で整備されていると同様の意味での商標制度はなく、他の産業財産権制度も存在しない。また、著作権法についても大正3年（1914年）に施行された、当時の英国著作権法を引用する形で規定された僅か十数か条のものであって、現代社会に対応しきれるものではなく、かつ外国著作を保護するものでもない。そのため、外国投資を呼び込む産業振興の社会インフラという意味では、ミャンマーには、いまだ知的財産権制度が整備されていないといつてよい<sup>5</sup>。

2 そこで、ミャンマーにおいては、新たに知的財産庁<sup>6</sup>を設立することとし、先進諸国と同等レベルの商標制度や特許制度等の産業財産権<sup>7</sup>制度等を整備すべく法改正作

<sup>1</sup> 訪問当時は、知財ネット ASEAN 担当理事。

<sup>2</sup> 平成22年（2010年）11月に実施された総選挙の結果、連邦連帯開発党（USDP）が約8割の議席を占め、翌年3月にテインセイン政権が誕生した。

<sup>3</sup> 平成27年（2015年）11月に行われた総選挙の結果、アウンサン・スーチー党首率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝し、2016年2月1日には、NLDが上下両院の過半数の議席を握った国会が召集された。NLDを中心とするティン・チョウ新政権が3月30日に発足した（アウンサン・スーチー党首は新しく設置した国家顧問に就任した。）。

<sup>4</sup> 明治41年（1908年）の登録法等により、農業灌漑省に自己の使用商標を登録し、かつ自ら新聞に広告記事を掲載して社会に告知するような制度である。登記商標制度などと言われることもある。

<sup>5</sup> ミャンマーはWTO（世界貿易機関）に加盟しており、TRIPS協定の履行義務を負っている。国内法整備について猶予期間が与えられているが、法整備を図らなければならない立場におかれている（2013年6月に開催されたTRIPS理事会でLDC〔後発開発途上国〕の履行期限を2021年7月1日まで延長することが決定されたため、ミャンマーにもこれが適用されて同日まで猶予されている。）。もっとも、外国投資を呼び込むためには、2021年を待たずに早急に整備しなければならない。

<sup>6</sup> 産業財産権のみならず、著作権法等も幅広く所管することになるため、わが国の特許庁、経済産業省本省、文化庁、それに農林水産省の知財担当部署を統合したような組織になるものと思われる。現時点では、ミャンマー教育省の下に設置される動きである。

<sup>7</sup> 「産業財産権」とは、わが国においては講学上の用語であり、特許庁が所管する特許法、実用新案法、意匠法、商標法によって付与される権利を指す（平成14年頃まで、「工業所有権」と称されていたが、「工業」という概念も狭きに失し、「所有権」という用語も無体物に対する支配権に関して、これを使用するのはミスリードのおそれがあるため、よりの確な名称をということで生み出された用語である。

業が進められているところである<sup>8</sup>。これらの制度整備には、知的財産庁における産業財産権の審査・登録手続に関する行政判断についての不服申立手続（司法審査を含む）や、知財保護、すなわち知財権侵害訴訟等、各種知財紛争にも対処しうる知財司法制度の運用改善や法整備も含まれている。その意味で、現下のミャンマーは、知的財産法制度の黎明期にあるといえる。

ミャンマーの知財関係機関における改革機運は、約 130 年前、いまだ維新の混乱も尾を引いていたであろう明治 17 年に、わが国に特許庁の前身機関<sup>9</sup>が創設された頃の新鮮でエネルギッシュな空気感をイメージさせるものがあり、わが国の知財関係者が世代を超えて蓄積してきた知財法制に関する様々な知識・経験（成功経験も失敗経験も含め）が、これからスタートするミャンマーの知財法制度の整備に多少なりとも役立つのであれば、まさにわが国が有する知識・経験という無形資産の平和的活用ということであるから、大変意義深いことであり、また感慨深いことでもある。

- 3 前述のとおり、知財（産業財産権）法制は、産業社会の社会インフラであり、国内産業の競争基盤となるものであり、また外国からミャンマーへの投資を検討するための重要な考慮要素となるものでもある。法による規律の維持、権利保護における司法制度の整備は、同国がさらに経済発展を遂げるためには、早急に整備されることが望ましい。競争環境が整備された結果としてもたらされるバランス<sup>10</sup>のとれた産業の発展は、国民各層の貧困からの脱却、健康衛生の改善をもたらすこととなる。さらには、都市部や農村部、山岳部を問わず、将来を担う子供達により良い教育を受けさせる機会が増加することとなって、民主主義の担い手である国民の政治参加も促し、平和的かつ自律的・持続的な成長をもたらすこととなる（ミャンマーの安定は、ASEAN 地域あるいはアジア地域に平和と安定をもたらすこととなる。）。

かかる観点から、ICD（法務省法務総合研究所国際協力部）が推進しておられる同国への知財法制度整備支援<sup>11</sup>は、非常に意義のあることであり、我々在野の弁護士としても、なにがしかの寄与あるいは貢献ができればと願っている次第である。

- 4 そのような認識に立って日本弁護士連合会の専門特別委員会の 1 つである「日弁連

---

<sup>8</sup> ミャンマーにおける立法過程については、小松健太「ミャンマーの立法過程」（本誌第 67 号 [2016 年 6 月号] 41 頁以下）参照。

<sup>9</sup> 商標条例に基づく商標登録業務を担うため、農商務省工務局に「商標登録所」が設置された。初代所長は、高橋是清。

<sup>10</sup> 急激な経済発展は、わが国の高度成長期にもみられた公害問題や環境破壊を誘発しかねず、環境保全とのバランスが大切である。そしてまた、著しい富の偏在（貧富の格差）は、支配層と被支配層という構造的な対立を生みかねず、国の平和的な成長や発展には好ましいことではないという点でバランスを図ることも大切であろう。

<sup>11</sup> 野瀬憲範「ミャンマー知的財産関連分野における協力の概要」（本誌第 67 号 [2016 年 6 月号] 119 頁以下）が網羅的にミャンマー法整備支援プロジェクトの解説をしている。また、ASEAN 全体への知財法整備支援の概況については、熊谷健一「ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力」（本誌第 67 号 [2016 年 6 月号] 4 頁以下）参照。



知的財産センター」<sup>12</sup>（以下「知財センター」）と、「弁護士知財ネット」<sup>13</sup>（以下「知財ネット」）とは、公式の合同プロジェクトとして、ICD等のサポートを受け、平成28年2月7日から12日まで、ミャンマーにおける知財関係の法整備状況、知財制度の構築にむけた準備作業の現状や実務の状況等を調査するため、初めてヤンゴン及び首都ネピドーへ調査団を派遣した（以下「2月訪問」という。）。

この2月訪問の調査団の規模は、ヤンゴンやシンガポールに居住して現地で執務をしている者を含め、総勢19名であり<sup>14</sup>、団長は、知財センター副委員長の宮川美津子弁護士が務めた。また、ミャンマーの知財法制等にも造詣が深い熊谷健一教授（明治大学法科大学院）にも、訪問団特別顧問という位置づけで一緒頂けたのは、弁護士メンバーにとっては大変心強いものであった。

- 5 これまで、知財センターでは、平成25年11月に、JETRO<sup>15</sup>にサポートを頂き、タイ王国（バンコク）を訪問し、また知財センターと知財ネットとの初の合同プロジェクトとして、平成26年11月、ICD等のサポートのもとでインドネシア共和国（ジャカルタ）を訪問し、現地の各種知財関係機関にて担当者と意見交換をするなどして、同国の知財法制度（知財司法を含む。）の運用状況等を調査した<sup>16</sup>。今回のミャンマー訪問は、後述のとおり、単なる現況調査ではなく、これからミャンマー知財法制を担っていく諸機関にとっては未知の法領域である知的財産に関する紛争等について、今後発生することが予想される種々の問題状況の具体的なイメージの共有化であったり、理想的な制度設計イメージの構築であったり、判断手法の習得であったりと、これまでの訪問とはまったく異質の、一国の知財制度の基本設計に関わるようなものであったことは特筆に値する。如何に知財法分野の知識・経験を有するとはいえ、在野の立場にある我々訪問団と、このような意見交換の機会を設けて頂けることはあまり経験しないところである。また、連邦最高裁長官を始めとした連邦最高裁判事、科学

<sup>12</sup> 全国に所在する約80名の委員、幹事からなる。東京地裁、東京高裁での知財専門部の部総括を歴任し、わが国の知財司法を牽引してこられた牧野利秋元判事や、知財高裁前所長の飯村敏明元判事などもメンバーであり、これら裁判官として豊富な事件処理経験を有する委員・幹事には貴重な知見を提供して頂いている。

<sup>13</sup> 知財ネットは、旧日弁連知財政策推進本部（現日弁連知財センター）の取組みとして、知財分野を手掛ける弁護士の養成や機動的な全国展開等を企図して設立された任意団体であり、日弁連知財センターに戦略本部的機能が期待されるとした場合、知財ネットには全国津々浦々あるいは国外で実践する別動隊的な役割が期待されるものであり、国内外に約1000名の会員を擁する全国組織である。

<sup>14</sup> 2月訪問の訪問団メンバーは、宮川美津子（知財センター副委員長〔第一東京〕）、小松陽一郎（知財ネット理事長〔大阪〕）、田中雅敏（知財センター副委員長〔福岡〕）、三村量一〔第一東京〕、三尾美枝子〔第二東京〕、村田真一（知財センター国際PT座長〔第二東京〕）、小野寺良文〔第二東京〕、木村耕太郎〔東京〕、高橋淳〔東京〕、重富貴光〔大阪〕、星大介〔第二東京〕、矢部耕三（知財ネット国際チーム担当理事〔第一東京〕）、松井真一（知財ネット国際チームプロジェクトリーダー〔第一東京〕）、長谷川良和（シンガポール在住〔第一東京〕）、山本匡（シンガポール在住〔第一東京〕）、古庄俊哉（大阪）、甲斐史朗（ヤンゴン在住〔第一東京〕）〔以上弁護士〕及び熊谷健一教授（明治大学法科大学院）と筆者である（〔 〕内の都道府県表記等は、所属する単位弁護士会を指す。肩書きは訪問時。）。

<sup>15</sup> 独立行政法人日本貿易振興機構

<sup>16</sup> インドネシア訪問時の帰朝報告書（付属資料も含め）は、「知財ぷりずむ」（経済産業調査会）平成27年1月号から同年3月号までに連載されて公表されている。



技術省の副大臣<sup>17</sup>、連邦法務長官府<sup>18</sup>の DIRECTOR GENERAL (以下「DG」)<sup>19</sup>ら知財法制改革を担う担当省庁のトップクラスの方々とも親しく懇談の時間を持たせて頂くことができ、意見交換の機会が得られたのは、まさに望外のことであった(ちなみに、これらの方々には異口同音に日本の官民挙げての支援に感謝の意を表されるとともに、今後の継続的な支援への期待が表明された。)



科学技術省副大臣(左列中央)ら幹部との意見交換会の模様



連邦最高裁長官との懇談風景・右端が長官。対して左列に、通訳を挟んで、宮川美津子弁護士、小松陽一郎弁護士、三村量一弁護士、筆者、矢部耕三弁護士

こういったことが実現できたのは、これまで数年に亘って ICD から JICA<sup>20</sup> 長期派遣専門家としてネピドーに所在する連邦法務長官府に赴任しておられた國井弘樹検事(JICA チーフリーガルアドバイザー)や、坂野一生氏(JICA リーガルアドバイザー)、それに現在も奮闘しておられる小松健太弁護士(JICA リーガルアドバイザー)、それに JICA 知財アドバイザーとして特許庁から科学技術省(省庁再編後は教育省)に赴任しておられる上田真誠特許審査官らが現地知財関係機関の方々と共に築き上げてきた信頼関係の賜物といえるのであり、彼の地において法整備支援に献身的に取り組まれているの方々に対しては、心底頭の下がる思いである<sup>21</sup>。

<sup>17</sup> アウン・チョー・ミヤツ副大臣。2月訪問の3ヶ月ほど前に大臣が急逝され、訪問時点では他省の大臣が兼務されていたため、実質的な科学技術省のトップは、同副大臣であった。

<sup>18</sup> 法務長官は閣僚であり、日本の法務省的な役割を担う。検察としての役割と共に、内閣法制局的な役割を担っている省庁である。途上国においては知財権の保護における刑事手続の利用率が比較的高いため、法務長官府も商標権侵害事案や著作権侵害事案を扱っていくこととなる。また産業財産権の審査登録手続の過程での司法審査の局面でも、知財庁側の訟務検事的な役割を付与される可能性がある。

<sup>19</sup> DG は、日本の中央省庁の役職のレベル感では「局長」級であり、連邦最高裁にあつては、事務総長的なイメージの役職である。従前、ミャンマーには日本の中央省庁の「事務次官」に相当する役職はなかったようであるが、最近、複数の DG の中でチーフを務める立場が新設されたようであり、それが事務次官的役職といえよう。

<sup>20</sup> JICA は、2013年11月から、最高裁判所及び法案起草に関する助言・審査、刑事行政などを担当するミャンマー連邦法務長官府(「法務長官府」との間で、両機関を実施機関とし、ミャンマーにおける法の支配、民主主義、持続可能な経済成長を促進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を開始した。その一環として、これまで知的財産法案作成及び知財庁設置に対する支援が行われてきた。

<sup>21</sup> 坂野氏は法学研究者であり、平成28年3月に任期満了で帰朝された。また國井検事も平成28年5月に任期満了で帰朝され、後任は野瀬憲範検事(ICD 教官)とのことであるが、野瀬検事も國井検事らと共に赴任前から本邦研修等で休みなくミャンマーの方々のために奔走しておられる熱血漢であり、リオ五輪の陸上男子400メートルリレーの如く、第2走者として國井検事からのバトンを受け継いでもらっている。

6 本稿では、その2月訪問の概要並びに、同年5月に再度、枢要メンバー数名を派遣し（以下「5月訪問」という。）、ミャンマー連邦最高裁にてワークショップを行ったので、その概要もあわせてご紹介するものである。

## 第2 2月訪問の概要（平成28年2月7日から12日まで）<sup>22</sup>

### 1 科学技術省とJICA<sup>23</sup>と日弁連の共催によるワークショップ（2月10日）

- (1) 本ワークショップは、「Workshop on Development of IP System in Myanmar, including IP Attorney System and Future Trademark System」と題して、ホテルのバンケットルームにおいて終日にわたって実施された。



ワークショップの様。左端はミャンマー側コーディネーターのモー・モー・トゥエ知的財産部長。その右側は日本側コーディネーターの小松陽一郎弁護士



集合写真。バックドロップには科学技術省のロゴマーク（左上）。右端にミャンマーの伝統的衣装を着用する上田真誠 JICA 知財アドバイザー。その左隣の男性が野瀬憲範検事（ICD 教官）。最後列左端は、國井弘樹 JICA チーフリーガルアドバイザー

ミャンマー側の主な参加者は、科学技術省の知財担当部署の実質的なトップといえるモー・モー・トゥエ博士を始めとする科学技術省関係者、連邦最高裁判所（事務総局メンバー）、教育省、法務長官府、税関、警察、ミャンマー弁護士協会、ミャンマー商工会議所連盟、現地法律事務所等から30名以上もの参加があった。将来の商標登録制度を所轄する知的財産庁や出願代理人等の専門家人材の在り方について活発な議論が展開された。

- (2) 訪問当時は、ミャンマーでは新政権発足後間もない時期であり、平成28年3月の連邦議会で中央省庁再編案の可決前の時期であった。当時は、知財関連法案の所管官庁は、科学技術省であり（その後の省庁再編で教育省の所管となった。）、同省提出の法案がまさに国会に提出されているというタイミングであった（2月1日に

<sup>22</sup> 2月訪問の帰朝報告書は、「知財ぷりずむ」（経済産業調査会）の平成28年4月号から6月号に連載されているのでご参照されたい（弁護士知財ネットのウェブサイトにも掲載されている。）。

<sup>23</sup> 独立行政法人国際協力機構

召集された連邦議会で、商標法、特許法、意匠法及び著作権法<sup>24</sup>の法案が審議される予定であった。そして前3者の法案のいずれか一つでも議会を通過すれば、それを担う組織として知財庁も創設される流れであった。その後、知財関連法案（知財4法案）は一旦、取り下げられて教育省と法務長官府とによってブラッシュアップされて再度連邦議会に提出され、現在、連邦議会内の法案審査部門（法案委員会）の審査を待つ状況のようである。

もともと、法案の詳細は必ずしも詳らかではなく、しかも実際に制度を始動し、運用するうえにおいて、現行の無審査の登記商標制度との関係をどうするのかといった過渡的な問題も含め、種々の問題も想定され得ることから、今回の訪問は、現地の知的財産保護の実態を調査するという通常のASEAN諸国への調査訪問というより、将来構築される知的財産制度と知的財産紛争処理のために、日本の知的財産制度と知財訴訟の実務に関する情報をミャンマー知財関係機関に提供し、予想される問題点や手続整備の観点を踏まえ、当該機関と種々の意見交換（知見の共有化）を行うのが主たる目的といえるものであった。

## 2 連邦最高裁と JICA と日弁連の共催によるワークショップ（2月11日）

本ワークショップは、「Workshop on IP Dispute Resolution System」と題して、前日の科学技術省とのワークショップと同様、ホテルのバンケットルームにおいて午前午後にわたって実施された。



集合写真。バックドロップには連邦最高裁判所のロゴマーク（上部中央）。前列着席者の左から5人目がエイ・エイ・チッ・テ女史

参加者は、連邦最高裁事務総長（DG）のエイ・エイ・チッ・テ女史を始めとする連邦最高裁知財関係幹部（事務総局所属の判事）と科学技術省、連邦法務長官府等の知財関係省庁の幹部であった。ミャンマー知財裁判所の必要性や知財事件の管轄の在

<sup>24</sup> この4法を、ミャンマーでの「知財4法」と称することもある。日本における産業財産権4法は、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法を指し、著作権法は含まれないので（著作権法は文化的表現を保護する法制であり、産業財産権法あるいは工業所有権法には分類されない。）、留意すべきである。



り方等につき活発な議論が行われた。特に、日本の裁判所における専門部（知財部）や知財高裁の存在、知財関連事件についての管轄の在り方、裁判官が技術的な知識を得るための制度（裁判所調査官、専門委員制度）について関心が高かった。

連邦最高裁においては、知財法施行後の知的財産関連事件に対応するため、裁判所の組織整備や手続の策定、ガイダンスの作成、裁判官や職員に対するトレーニング等について対応に迫られている。

### 3 ヤンゴン税関での意見交換会（2月8日）

(1) 首都ネピドーにおける科学技術省や連邦最高裁とのワークショップ開催に先立つ8日と9日はヤンゴンの諸機関を訪問し、意見交換を実施した。

まず、8日は、JETRO バンコク事務所の高田元樹知的財産部長（東南アジア担当）及び同知財専門家澤井容子弁理士らのお取り計らいで、ヤンゴン税関を訪れることができた。午前、ミャンマー税関財務省関税局に派遣されているJICA チーフアドバイザー植野修平氏ら日本人専門家と面談し、実情をお伺いした。植野氏から、ミャンマーでは通関事務手続の迅速化、ペーパーレス化が課題であり、日本のODAでミャンマーに電子通関システムを導入し、通関手続の近代化を図ろうとしていることが説明された。他方、知的財産については、法整備以前に、なぜ権利を守らなければいけないのかというところから税関職員を含め国民の意識を変えなければならないとの指摘があった。訪問団からは、いわゆるニセモノの類は、往々にして粗悪であって、ユーザーの生命身体への悪影響が生じるとか、ニセモノは闇ルートで流通して業者は税金も払わないため、ミャンマーの経済や財政が蝕まれ、国民全体に実害が発生するというような点をアピールしないと、知的財産権者の商売（儲け）を保護する制度に誤解されているのでは、知財保護の重要性には気づきにくいのではないかという指摘もなされた。ASEAN 諸国、東アジア諸国において、国民に対し、如何にして知財マインドを醸成するのかということは大変重要なことであり、かつ難しいことであろうと思われる。

なお、模倣品について税関に登録制度はあるが、実効的な取り締まりは行われていない状況であるとのことであった。

(2) 午後は、訪問団は二手に分かれ、訪問団本隊は再度ヤンゴン税関を訪れ、現地税関職員との意見交換会を実施し、数名はJETRO ヤンゴン事務所の山岡所長を訪問しての意見交換会を並行して実施した。そして、その後合流してJICA ミャンマー事務所を訪問し、中澤所長ら職員の皆様からJICAのミャンマー支援活動の概要につきご説明をうけた。また、ミャンマーへの投資状況、日・ミャンマー協力により昨年9月に開業したティラワ工業団地等についてもご説明頂いた。投資の障害となっているのはインフラと法律の未整備であるといわれており、法整備、特に経済法の必要性をミャンマーの政策決定者に伝えたいとのことであった。



ヤンゴン税関職員との意見交換会

#### 4 ヤンゴン管区東地区地方裁判所（2月9日）

2月9日は、午前にはヤンゴン管区東地方裁判所を訪問し、同裁判所所長、副所長2名及びヤンゴン州チーフ法務オフィサーを含むこの管区の裁判所挙げてのご対応を頂けた。大会議室でミャンマーの司法制度や裁判実務についてご説明を受け質疑応答の後、裁判所庁舎内をご案内頂き、民事と刑事事件の法廷傍聴の機会を得た。



意見交換会風景。宮川弁護士（団長）の挨拶



実際の法廷での審理風景



地裁訪問後、玄関で現地マスコミの取材を受ける宮川団長



### 第3 5月訪問の概要（平成28年5月2日（月）から6日（金）まで）

#### 1 5月訪問について<sup>25</sup>

- (1) 幸いにも2月訪問が非常に充実したものであったと、ミャンマーの知財関係省庁から高い評価を受けることができた。

そして、2月訪問後、すぐにミャンマー側から、知的財産訴訟システム（審査・審判といった産業財産権の成立あるいは無効・取消手続についてのシステムとの関連性の問題も含む。）の構築に向けて、さらに突っ込んだ議論をするために連邦最高裁（首都ネピドー）において数日間のワークショップを開催したいので協力して欲しいという要望がJICA及びICDへ寄せられた。

- (2) この要請を受けてJICA及びICDと、知財センター及び知財ネットとで鋭意調整を行い、2月訪問メンバーの中から、小松陽一郎弁護士<sup>26</sup>、三村量一弁護士<sup>27</sup>、松井真一弁護士<sup>28</sup>、熊谷健一教授<sup>29</sup>及び筆者の5名が選定されて、ゴールデンウィーク中であるこの時期にネピドーへ再派遣されることとなった<sup>30</sup>。

#### 2 ミャンマー連邦最高裁でのワークショップ



裁判所庁舎の中央より向かって左手側の建物部分が連邦最高裁部分であり、中央より右手側の建物部分が憲法裁判所である

<sup>25</sup> この5月訪問の帰朝報告書は、「知財ぷりずむ」の平成28年6月号に掲載されているので参照されたい。

<sup>26</sup> 知財ネット理事長。2月訪問時の科学技術省及び連邦最高裁とのワークショップでコーディネーターを務めた。ミャンマー側の信認も厚い。

<sup>27</sup> 元知財高裁判事。東京地裁の知財専門部の部総括や最高裁調査官も歴任し、裁判所の目からみた知財訴訟を解説できる立場にあり、退官後は当事者の立場においても知財訴訟経験が豊富であって、連邦最高裁を始めミャンマー側は知財訴訟のエキスパートとして多大な信頼を寄せている。ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザーグループ幹事。

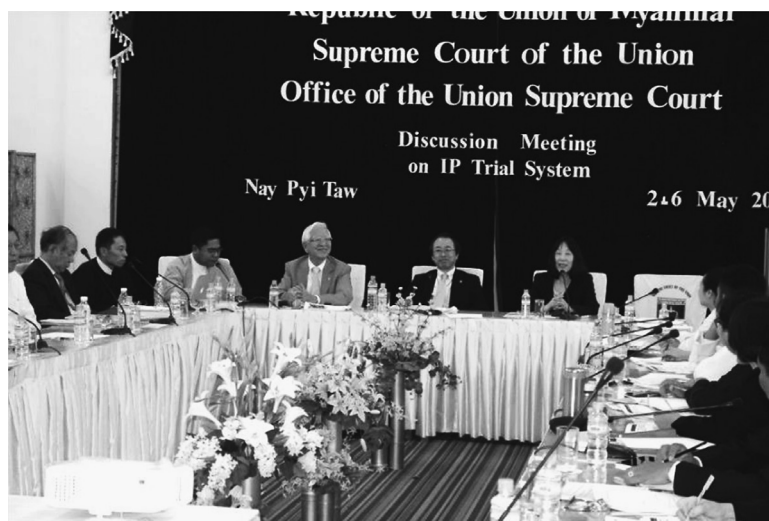
<sup>28</sup> 訪問時は知財ネット国際チームプロジェクトリーダーであり、現在は知財ネットASEAN担当理事である。模倣品対策をはじめ、涉外弁護士として国際経験が豊富であり、諸外国の紛争実務について知見を有する。

<sup>29</sup> 明治大学法科大学院教授。特許審査官の経歴を有し、特許庁の審査・審判実務に精通し、また知財関係条約についても造詣が深い。ミャンマー知財法の第一人者であり、教え子にはミャンマーからの留学生も少なくなく、そうした方々が現在ミャンマーの知財関係省庁で活躍している。ミャンマー側の担当者から父親のように慕われている。特許庁ミャンマー知的財産制度整備支援チーム座長、ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザーグループ幹事役。

<sup>30</sup> 移動日を入れると5月1日～8日の旅程であった。なお、小松陽一郎弁護士と筆者は、現地5月3日（火）のワークショップから参加した。

(1) ワークショップは、期間中、毎日午前10時から午後4時過ぎまで、テーマを絞って連邦最高裁庁舎の裏手にある別館1階の大会議室で行われた。

ミャンマー側参加メンバーは、ミャンマー連邦最高裁の知財訴訟ワーキンググループ・ヘッドのティン・ヌエ・ソー部長（判事）を含む15名の裁判官、教育省のモー・モー・トゥエ知的財産部長以下5名、そして法務長官府から5名であった。日本側参加メンバーは、訪問団の5名の他、前記のとおり、現地に赴任されている國井検事（JICA チーフリーガルアドバイザー）、小松健太弁護士（JICA リーガルアドバイザー）、上田真誠特許審査官（JICA 知財アドバイザー）、JICA ヤンゴン事務所職員の瀬戸典子氏、そして日本から駆けつけた野瀬検事（ICD 教官）ら約10名で、最終日には、ネピドー出張中の赤根智子法務省法務総合研究所所長<sup>31</sup>にもご臨席頂いた。



ワークショップ風景。正面右側が、赤根智子法務省法務総合研究所所長，正面左側が小松陽一郎弁護士，中央が筆者（発表担当）

(2) テーマ等

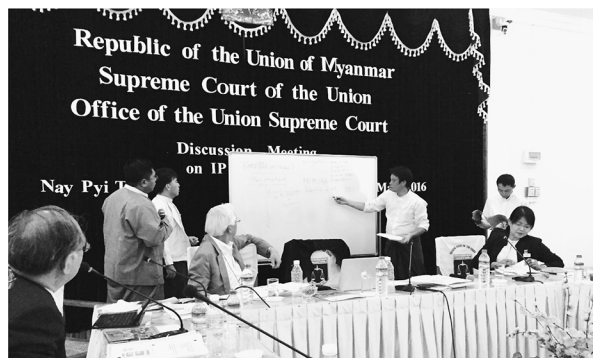
このワークショップにおいては、知財訴訟における裁判官に対する技術的サポート体制や裁判官研修の在り方、知的財産庁での商標や特許、意匠などの産業財産権の設定登録や無効・取消手続の流れやポリシー（適正手続の問題、準司法手続としての位置づけの要否）、そこにおける行政判断の司法審査の問題（知的財産庁を被告とした訴訟をどうするのか、その場合の訴訟追行者は誰かという問題を含む）、知的財産権侵害訴訟の管轄問題、商標権侵害の判断基準や判断手法、知的財産権侵害訴訟における損害賠償金の算定の手法や、訴訟審理における証拠の要否、知的財産庁が訴訟や権利の設定登録や無効・取消手続を担当する場合の知的財産庁の組織の在り方等、実に様々な観点から、自由闊達な本音の意見交換が行われた。

<sup>31</sup> 肩書きは当時のものである。

ミャンマーでは、これまで行政優位の国家体制であったため、行政判断に対する司法審査やデュープロセスの価値観が浸透していない面もあり、ミャンマー側にとっては非常に興味深い議論の連続で、真剣な議論がなされた。



ワークショップ風景。松井弁護士のプレゼン資料には、下記のとおり、特許庁からJICA 知財アドバイザーとして教育省に赴任されている上田真誠特許審査官と共同作成のミャンマー文字商標の類否検討サンプルも仕込まれており、ミャンマー側の議論も活発になされて大変好評であった



野瀬憲範教官〔検事〕による議論の整理風景（白板右）、左側に立っているのは上田審査官

## 2. Identical Trademark

▶ Characters Identical in Deferent Fonts

U Gyan

ဦးဂျမ်း ဦးဂျမ်း ဦးဂျမ်း

## 3. Similar Trademark

▶ Composite Trademark

ရွှေစိန် ဝိုင် ရွှေစိန် ဝီစကီ

Shwe Sein Wine

Shwe Sein Whiskey



連邦最高裁ソー部長（判事）の説明



教育省モー・モー知財部長の説明





三村弁護士のプレゼン風景，右はソー部長



熊谷教授のプレゼン風景

#### 第4 まとめ

- 1 ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザーグループ  
知財センター及び知財ネットにおいては、5月訪問の後は、オフィシャルな形のミャンマー支援はできていない。しかし、ミャンマー知財法整備支援の観点から、前述の熊谷教授をトップとして、「ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザーグループ」が編制され、同グループには、前述の三村量一弁護士及び小野寺良文弁護士が所属している<sup>32</sup>。

そして、これら同グループの上記3名は、平成28年8月にもワークショップのためにミャンマーに訪れている。仄聞するところでは、5月訪問の連邦最高裁でのワークショップ後、ミャンマー側の知財関係官庁間（担当者間）で、横の連携がさらに密となり、より深い議論が展開できる状況になっているようである。

2月訪問及び5月訪問が踏み台となっているのであれば、喜ばしい限りである。

今後は、同グループが軸となり、現地での展開や本邦研修を担当する形で積極的な支援が進められていくことになろう。

- 2 ミャンマー知財法制度の方向性

前記のとおり、知財4法案は連邦議会において法案審査がなされる局面を迎えているところ、日本の国会とは異なり、ミャンマーにおいては、政府提案であっても多くの実質的修正がなされるため、最終的にどのような法律に仕上がるのかは未だ見通せない。現時点においては、そもそも知財庁の庁舎をどこに建設するのか（ネピドーかヤンゴンか）、いつから稼働するのもも確定していないようであり、また出願された個別の出願内容のデータ管理を全庁的に行うシステム（審査において引用される先願商標等の調査手段ということにもなる。）の準備は大丈夫なのかといったハード面の整備の問題もある。

手続の整備という観点では、例えば商標登録出願の手続だけをとってみても、具体的にどのような書面をどのようにして知財庁へ提出するのかとか、出願審査費用等の負担をどうするのかとか、公報発行や登録簿の作成等をどうするのかなど、すべて規

<sup>32</sup> 特許庁及び文化庁からも担当者が参加している。

則化しなければならないはずである。もとより、判断結果の均一化・平準化のために審査基準の策定も必要である。

さらに審判手続やその不服申立手続としての審決取消訴訟という手続を設けることにもなれば、ダイレクトに行政権限と司法権限との兼ね合いの問題となるため、これをどのように調整するのか、それらの手続をどうするのか、訴訟管轄をどのように絞り込むのが相当か、などが問題となる。

侵害訴訟の局面においても、訴訟管轄のほか、ミャンマー民事訴訟法における証拠制限との関係をどうするのか、知的財産権侵害事案における損害賠償額の算定について何か判断手法を示さなくても大丈夫かなど、いろいろ検討課題はあり、法律で規定されていない部分は、規則やガイドライン等で指針を定めることになる。

さらに、知財庁の審査官や審判官、税関や捜査機関における処分権者、裁判における裁判官、さらには当事者側の手続代理人の人材育成をどうするのかとか（知財判決の公開の問題も絡む）、また税関や捜査機関における各種手続中に知財法の専門的知見を反映する道を設けるべきか、設ける場合、どのような手続にするのか等々、実務的な検討事項はなお少なくない。

いずれにせよ、これらの各制度設計ポリシーとしては、三権分立という大きな統治システムにおける合憲性・合法性の判断についての司法判断の尊重・優位というバックボーンのもと、デュープロセス（適正手続・手続的正義）の価値観の尊重が必要であろう。知的財産法の分野においては、わが国においてもなお、より良い法制の実現に向けて試行錯誤が続けられている状況であるところ<sup>33</sup>、法適合性や手続合理性あるいは当事者の利便性等の観点から、我々は、ミャンマーの知財法制度の設計に資するようにこれまでの経験を語ることはできるのではないかと考えている。

### 3 オールジャパン態勢で！

知財法整備に限らず、長年の軍事政権下で成長が鈍化していたミャンマーが、「法の支配」の価値観を共有し、今後 ASEAN の中でも重要な地位を占める民主国家へと変貌を遂げるためには、引き続き痒いところに手の届く、ミャンマーサイドに寄り添った継続的な法整備支援が必要であろうかと思われる<sup>34</sup>。

2月訪問は、先の通常国会（衆議院法務委員会）でも取り上げられ、政府においても、あらためて法整備支援の重要性が確認されるなど<sup>35</sup>、国内的にも一定の成果を収めることができたものと自負している。

<sup>33</sup> 毎年6月に政府の知的財産戦略本部から「知的財産推進計画」が公表され、各省庁の所管の知的財産法の改正がなされている。とりわけ、今次臨時国会では TPP 対応の知的財産法改正が審議され、また知財紛争処理システムの面では、訴訟の提訴前や提訴後の証拠収集手続に改善の余地があるかどうか産業構造審議会・知的財産分科会・特許制度小委員会で検討が進められている。

<sup>34</sup> 前掲本誌第 67 号 4 頁以下に掲載の熊谷健一教授の論攷の「協力を行う際には『焦らず』、『一緒に（相手の立場になって）』、『上から目線はなく』、『笑顔で』、『怒らず』に続けていくことが重要ではなからうか。」という指摘は、支援関係者の全員が肝に銘ずべきことであろうかと思われる。

<sup>35</sup> 平成 28 年 3 月 23 日開催の衆議院法務委員会における城内実議員（自民）の質疑。



また、2月訪問及び5月訪問を通じ、知的財産法整備あるいは知財訴訟実務（知財司法システムの在り方）の制度設計については、知識と経験を有する日弁連（知財センター）及び知財ネットによる継続的な支援への期待が非常に大きいことが強く実感された。我々も、これに応えていければと願っている。

さりとて、国家間の関係において、在野の弁護士のみ力量では、いかんともし難いこともある。幸いにして今回の2度にわたるミャンマー訪問は、ICDを始め<sup>36</sup>、裁判所<sup>37</sup>、外務省<sup>38</sup>、JICA 及び JETRO の皆様方の直接・間接のサポートを頂き、何とか実現に漕ぎ着けることができた。

知財センターでは、平成26年2月に弁護士会館（クレオ）にて「ミャンマー知的財産セミナー」を開催し<sup>39</sup>、当時、特許庁に留学されていたモー・モー・トゥエ知的財産部長らにご講演を頂いたことが一つの契機となり、ミャンマー訪問の実現の可能性について模索され始めた。しかし、その後、ミャンマーの知財法整備の進捗状況等についてもタイムリーに正確な情報が入らないため、特許庁ミャンマー知的財産制度整備支援チーム座長の熊谷教授に知財法制の動向等についてのレクチャーなどもお願いして現状把握に努め、訪問のタイミングと実現可能性を図っていた<sup>40</sup>。平成27年末には歴史的な転換点となった連邦議会議員の総選挙などもあって、政情等も不安定要素があるようにも思えた。このようなことで、2月訪問が実現するまでには、結果的に準備に2年の歳月を要することとなったが、我々にとっては充実した訪問活動であったと総括できる。

ミャンマーへの知財法制度整備支援については、今後ともICDを始めとした関係省庁・諸機関のお力添えを頂いて、アドバイザリーグループの展開支援ということも含めて、在野の弁護士の知見をミャンマーで役立てて頂ければ幸いであるという思いを持って微力ながら継続的に関与して参りたい。

以上

<sup>36</sup> 2月訪問及び5月訪問を通じ、我々訪問団が一定の成果を収めることができたのは、赤根智子所長や阪井光平国際協力部部長のリーダーシップに因るところが大であり、改めて感謝申し上げたい。

<sup>37</sup> ASEAN 諸国における日本の知財司法システムの紹介ツールとして、知的財産高等裁判所の英文パンフレットが大変有効であり、我々は、平成26年のインドネシア訪問においても、今回のミャンマー訪問においても活用させて頂いた。最高裁の協力を感謝申し上げたい。

<sup>38</sup> 2月訪問時には、ミャンマー側中央省庁との間では外交ルートで訪問準備をする必要があり、在ミャンマー日本大使館の西澤聡二等書記官や藤川雅大大使館員らには御世話になり、またヤンゴンにおいても、日本企業の進出状況等の説明を受けた。法制度が十分に整備されておらず、外国企業に進出も未だ少ないミャンマーにおいては、企業活動上も私生活上も、同大使館は日本からの駐在員やその家族の拠り所となっているようである。

<sup>39</sup> このセミナーの総合司会が、2月訪問の団長の宮川弁護士であった（セミナー開催時の知財センター委員長は林いづみ弁護士であった。）。なお、2月訪問、5月訪問時の知財センター委員長は、早稲田祐美子弁護士（現日弁連知財センター担当副会長）である。

<sup>40</sup> 熊谷教授は、この時点で既に数度、ミャンマーを訪れて現地知財関係者と意見交換等をされており、ミャンマーの知財事情等について精通されていた。

## 2015年ベトナム民法と財産登記制度の課題

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

### I はじめに

本稿は、2015年ベトナム民法<sup>1</sup>（以下、特に断らない限り、「2015年民法」という。条文引用の際の略記は「2015ベ民」とする<sup>2</sup>）の制定・施行に伴って必要になると考えられる財産登記制度のあり方について、検討を加えるものである。

2015年民法の基本的特色は、経済活動の機軸をなす法主体間の取引をより自由にし、かつ取引の安全を確保するための基礎的な制度インフラとしての民事一般法を整備する点にある<sup>3</sup>。そして、取引の安全を実現するために不可欠の制度インフラが、財産登記制度にほかならない。

2015年民法は、財産、財産の登記、および財産に対する権利について、以下のような規定を置いている。

(i)第I編「総則」・第7章「財産」は、財産および登記すべき財産について定める。それによれば、「財産」とは「物、金員、有価証券及び財産権」である（2015ベ民105①）。また、「財産は、不動産及び動産からなる。不動産及び動産は、現存財産及び将来形成財産である」とされる（2015ベ民105②）。そのうえで、「財産の登記」について、以下の規定を置いている（ベ民106①～③）。

①不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される。

②動産である財産に対する所有権、その他の権利は、財産登記に関する法令に異なる規定がある場合を除き、登記しなくてよい。

③財産の登記は、公開されなければならない。

<sup>1</sup> 2015年11月24日、ベトナム社会主義共和国国会（法律番号：91/2011/QH13）。

<sup>2</sup> 条文番号を（ ）内で引用する際には、例えば、「1条1項、前段・後段、本文・ただし書」は、それぞれ「1①、前・後、本・但」と略記する。

<sup>3</sup> 松本剛「2015年ベトナム民法典の概要」ICD NEWS 67号（2016）25頁。詳しくは、別稿で論じるが、2015年民法が取引安全の推進を図ったものとして、ひとまず以下の点を確認しておく。①法主体を個人と法人の2種類のみとし、現行2005年民法が法主体として認めている世帯および組合の法主体性を否定し、個人の集合体とする（2015ベ民101）、②書面や公証等の要式が要求されているにもかかわらず、それを具備しない要式違反の契約もただちに無効とせず、当事者の一方または双方が義務の少なくとも3分の2を履行したときは、裁判所は取引を有効と認めることができる（2015ベ民129①・②）、③無効な民事取引に基づいて財産の登記が行われ、その登記を信頼して登記名義人と取り引きした善意・無過失の第三者は権利を取得できる（2015ベ民133②前）、④無権代理行為がされた場合でも、本人が無権代理行為を知ったにもかかわらず合理的期間内に異議を述べなかったとき（2015ベ民142①b、本人の故意／過失により、相手方が代理権をもたず、または代理権の範囲を越えて行為していることを知らず、または知ることができなかったとき（2015ベ民142c）は、本人に効果が帰属する（表見代理）などが含まれる。

ここでは、(ア)不動産および(イ)財産登記法令によって登記制度が設けられた動産について、登記すべきことが規定されている<sup>4</sup>。

(ii)第I編第8章「民事取引」は、「権限のある国家機関において登記」された財産について、民事取引が無効であった場合でも、善意・無過失の第三者の権利取得可能にして保護すべき旨の規定を置いている（2015 べ民 133 ②）。これは、財産が登記されることの大きなメリットとなることから、財産登記の効果として注目すべき規定である。

(iii)第II編「所有権及び財産に対するその他の権利」においては、第11章「総則」・第1節で「所有権、財産に対するその他の権利の確立、履行の原則」について定め、第13章「所有権」において、第3節「所有権の確立、消滅」・第1款「所有権の確立」の中で、契約に基づく所有権の取得（2015 べ民 223）等を定めている。さらに、第14章「財産に対するその他の権利」では、隣接不動産に対する権利とその確立根拠（2015 べ民 245, 246）、享有権の確立根拠（2015 べ民 258）、地上権の確立根拠（2015 べ民 268）等についても定めている。これらの規定は、財産登記の対象が、(a)財産に対する所有権・その他の権利そのものか、(b)財産に対する権利の変動（プロセス）かを検討する際に、考慮に入れる必要がある。

いずれにせよ、財産に対する権利の登記に関する法律を定める場合、民法の規定と登記法令および登記実務の間で整合性がとることができるように規定を置く必要がある。以下では、登記の対象となる財産および財産に対する権利に関する2015年民法の規定を確認したうえで、登記に関する法律のあり方について検討する。

## II 2015年民法第2編「所有権及び財産に対するその他の権利」と登記

### 1. 登記の対象となりうる財産および財産権

2015年民法は、第2編・第1節において、所有権および財産に対するその他の権利の確立および履行の原則について定めている。それによれば、財産に対する権利としては、①所有権（2015 べ民 158）のほか、②隣接不動産に対する権利、③享用権、および④地上権を認めている（べ民 159 ②）。

そして、不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、「本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される」としている（2015 べ民 106 ①）。不動産に対するこれらの権利については、登記義務を課すように解されなくもないが、登記義務の存在を直接かつ明確に規定することはしていない<sup>5</sup>。解釈の余地が残る点である。

なお、動産である財産に対する所有権、その他の権利は、財産登記に関する法令に異なる規定がある場合を除き、登記しなくてよいものとしている（2015 べ民 106 ②）。

<sup>4</sup> もっとも、それが登記強制を意味するか否かについては、さらに検討する余地がある。

<sup>5</sup> 登記をしなかった場合に、権利取得の効果を否定すること（登記＝効力要件。2015 べ民 458 ②）、または第三者に対抗できないとすること（登記＝第三者対抗要件。2015 べ民 297 ①・②）により、登記を間接的に促しているとみられることもできる。

## 2. 登記の対象となりうる権利変動

### (1) 第2編「所有権及び財産に対するその他の権利」における規定

2015年民法は、権利変動に関して、(i)第2編・第11章「総則」で、「所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は、本法典、その他の関係法律の規定に基づき行う；法律に規定がない場合、各当事者の合意に基づき行う；法律に規定がなく各当事者の合意もない場合、所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は、財産が引き渡された時点である。財産が引き渡された時点とは、権利を有する当事者又はその合法的代理人が財産を占有した時点である」とする(2015ベ民161①)。一方、(ii)第2編・第13章「所有権」では、契約に基づく所有権の取得について、「売買、贈与、交換、消費貸借又は法令の規定に基づくその他の所有権移転契約を通じて財産の交付を受けた者は、その財産に対する所有権を有する」と規定する(2015ベ民223)。これらの規定を整合的に解釈し、所有権の移転時期等の権利変動の時期を確定することは、必ずしも容易でない。ひとまず、①法律の規定、②当事者の合意、③財産の引渡しというルールで明確にされるように見えるが、最もプライオリティの高いルールである①法律の規定が必ずしも明確でないために、権利変動の時期を明確にすることは、容易とはいえない<sup>6</sup>。

所有権以外の権利についても、以下の規定があるが、同様の問題が残る。すなわち、

(iii) 隣接不動産に対する権利は、法律の規定、合意または遺言に基づき、自然の地形により確立される(2015ベ民246)。

(iv) 享用権は、法律の規定に基づきまたは合意もしくは遺言に基づき確立される(2015ベ民258)。

(v) 地上権は、法律の規定に基づきまたは合意もしくは遺言に基づき確立される(2015ベ民268)。

これら(iii)~(v)の規定も、これらの権利の確立時期について明確に定めているとはいえない。ひとまず、法律が規定する時期<sup>7</sup>、合意または遺言がされた時に確立されるものと解されるが、明快ではない。

### (2) 第3編「義務及び契約」における規定

もっとも、これらの権利の取得時期については、第3編「義務及び契約」において、所有権の取得原因に従い、別途規定があることにも注意を要する。

(i) まず、財産の売買による所有権の取得時期について、「財産(権)に対する所有権が移転する時点は、買主が当該財産(権)に対する所有権に関する書類を受領した時点、又は法令に規定があるときは所有権移転を登記した時点である」と

<sup>6</sup> 松本・前掲(注3)34頁参照。

<sup>7</sup> ここでも、法律の規定が指し示す内容が明確でないために、所有権の場合(前述(i),(ii))と同様の問題がある。



規定されている（2015 べ民 450 ③）<sup>8</sup>。もっとも、ここにいる「法令に規定があるとき」に当たる規定が何であるかは、必ずしも明確ではない。

- (ii) つぎに、贈与による所有権の取得については、「動産の贈与契約は、受贈者が財産を受領した時点から効力を生じる。ただし、異なる合意がある場合を除く」（2015 べ民 458 ①）とし、「法律に所有権登記の規定がある動産については、贈与契約は登記の時点から効力を生ずる」（2015 べ民 458 ②）。したがって、「所有権登記の規定がある」動産は、移転登記によって所有権が移転するものと解される。

他方、不動産の贈与に関しては、「不動産が法令の規定に基づき所有権を登記しなければならないとき」（2015 べ民 459 ①）は、「不動産贈与契約は、登記の時点から効力を生ずる」とされ、「不動産が所有権を登記する必要のないときは、贈与契約は財産の引渡しの時点から効力を生ずる」とする（2015 べ民 459 ②）。したがって、登記しなければならない不動産の所有権が贈与された場合は、移転登記によって所有権が移転するものと解される。

- (iii) さらに、「土地所有権の移転は、土地法の規定に基づく**登記の時点から効力を有する**」（2015 べ民 503。強調は引用者による）。これは、土地所有権の移転について、登記効力要件主義をとるものと解される。

### (3) 担保権の設定

これに対し、担保権の設定による担保権の取得時期については、以下のような規定がある。

「担保措置は、担保措置を登記した又は担保受領者が担保財産を把持した若しくは占有した時点から**第三者への対抗力を生じる**」（2015 べ民 297 ①。強調は引用者による）。ここでは、登記された担保権は、登記の時点から「第三者への対抗力」を生じるものと規定している<sup>9</sup>。これは、登記を対抗要件とする趣旨であろうか。

このことは、担保権の各論でも確認されている。すなわち、――

財産の質契約は、「〔契約〕締結の時点から効力を有する」（ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。2015 べ民 310 ①）が、「財産の質は、質受領者が質財産を把持した時点から**第三者への対抗力**」を有し、「不動産が法律の規定に基づく質の対象である場合、不動産質は登記の時点から**第三者への対抗力**を有する」とされる（2015 べ民 310 ②）。

財産の抵当契約も、「〔契約〕締結の時点から効力を有する」（ただし、異なる合意

<sup>8</sup> 財産に対する所有権に関する書類の授受も登記もないときに関する規定について、確認する必要がある。

<sup>9</sup> 2015 民法 298 条 2 項も、登記によって第三者対抗力が生じることを規定する。すなわち、「担保措置は、合意又は法律の規定に基づき登記され」（2015 べ民 298 ①前）、「登記は、法律に規定がある場合においてのみ有効な担保取引のための条件」（2015 べ民 298 ①後）であり、「登記された場合、担保措置は登記の時点から第三者に対する対抗力を生じる」（2015 べ民 298 ②）。そして、「担保措置の登記は、担保措置の登記に関する法令の規定に基づき行われる」（2015 べ民 298 ③）。



がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。2015 べ民 319 ①)が、「財産の抵当は、登記の時点から第三者への対抗力を生じる」とされる (2015 べ民 319 ②)。

所有権留保も「登記の時点から、第三者への対抗力を生じさせる」(2015 べ民 331 ③)。

これらの担保権設定の場合についてとくに登記を第三者対抗要件とする理由についても、必ずしも明らかでなく<sup>10</sup>、さらに確認を要する。

### 3. 登記と危険の移転

登記には、売買契約における危険の移転時期を画する効力も認められている。すなわち、売買における危険の移転時期は、原則として、財産の引渡し・受領の時であるが (2015 べ民 441 ①)、「法令が財産に対する所有権を登記しなければならないと規定している財産の売買契約については、売主は登記手続の完了時まで危険を負担し、買主は登記手続の完了時から危険を負担する」(ただし、異なる合意がある場合を除く。2015 べ民 441 ②)。

このように、登記は危険の移転時期を画するものとされており、それについては比較的明確な規定がある。

## III 財産登記制度のあり方

### 1. 登記法のカバー範囲

不動産および不動産に対する権利に限定するか、登記制度のある動産も含むものとするか、慎重に検討する必要がある。

### 2. 登記の対象となる財産および権利の確定

2015 年民法 106 条は、「財産の登記」として、①不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、民法典および財産登記に関する法令の規定に基づいて登記されるとし (2015 べ民 106 ①)、②動産である財産に対する所有権、その他の権利で、財産登記に関する法令に登記すべき旨の規定がある場合は登記すべき旨を規定している (2015 べ民 106 ②) と解される。

これらについては、すでに述べたように、登記を強制するものか否かを明確にする必要がある。

そのうえで、登記の対象となる権利をリスト化することが考えられる。例えば、登記法の範囲を不動産および不動産に対する権利に限定するとすれば、――

①土地に対する使用权、②建物に対する所有権、③隣接不動産に対する権利、④不動産に対する享用権、⑤地上権、⑥不動産に対する賃借権などが考えられるであろうか。

### 3. 土地と建物の関係

土地・建物を一体不動産とするか、土地・建物を別不動産とするか、自国の慣習法や現在の取引実務に照らして、明確にする必要がある。土地・建物別不動産とするときは、土地登記簿と建物登記簿について、規定を用意する必要がある。

この点は、現在の不動産取引実務および登記実務も十分に考慮する必要がある。

<sup>10</sup> 松本・前掲 (注 3) 35-36 頁参照。

2015年民法107条は、「不動産は、次のものからなる」とし、a) 土地、b) 土地に付着した住宅、建築物、c) 土地、住宅、建築物に付着したその他の財産、d) 法令の規定に基づくその他の財産を挙げている（2015ベ民107①）。しかし、土地と住宅・建築物が別個の不動産か、土地と一体化した不動産かは規定していない。

土地・建物が一体不動産であれば、売買による所有権の移転や、抵当権・質権の設定は、土地上に建物が存在するときは、土地と建物を一体として扱うことになる。ただし、土地上に地上権を設定し、それに基づいて建物（例えば、コンドミニウム等）を建築したときは、地上権+建物所有権と土地所有権は別個の不動産となる。これは、建物所有権には土地に対する権原としての地上権が伴っているからであり、土地・建物一体不動産に反するものではない。しかし、他人の土地の上に無権原で建築物を建てたときは、土地・建物が一体不動産であれば、その建物は土地と一体化することから、土地所有者が自ら撤去することができる<sup>11</sup>。

これに対し、土地・建物が別個の不動産であれば、売買による所有権の移転や、抵当権・質権の設定に際しても、土地または建物の一方のみを売却したり、質入れしたり、抵当権を設定できることになる。登記法でも、それを前提とした規定が必要になる。

また、他人の土地の上に無権原で建築物を建てた場合も、当該建築物は土地と一体化しないことから、土地所有者は自ら撤去することはできず、当該建築物の所有者を探して、土地所有権に基づく建物収去・土地明渡請求をする必要がある。

なお、不動産登記を正確なものにするためには、土地および建物に関する情報の把握と更新が必要である。この点で、土地に関する地籍調査、建物に関する家屋籍調査をどこまで正確に進められるかが重要になってくる<sup>12</sup>。

#### 4. 登記簿のシステム

##### (1) 総論的検討

登記簿のシステムとして物的編成主義をとるか、証書登録制をとるか、両者をミックスさせるか、自国の伝統的な所有権観念ならびに所有権移転観念、および比較法の分析に照らして検討する必要がある。

その前提として、登記簿に登記すべき事項が、権利変動そのものなのか、権利変動の原因も含む契約なのか、明確にする必要がある。

##### (2) 各論的検討

登記すべき財産およびそれに対する権利ごとに、登記簿への記載の仕方を定める必要がある。例えば、――

①土地に対する使用権、②建物に対する所有権、③隣接不動産に対する権利、④不動産に対する享用権、⑤地上権、⑥不動産に対する賃借権など（前述2参照）、個々

<sup>11</sup> フランス、ドイツ等、多くのヨーロッパ諸国は、ローマ法以来の伝統を承継し、土地・建物一体不動産制を採用している。

<sup>12</sup> 土地に関しては、登記簿上の土地の境界（2004年不動産登記法では筆界）と実体法上の所有権界ができるだけ一致するよう、正確な測量と情報の更新が必要である。

の財産および権利について、登記の方法を規定しなければならない。

このうち、③隣接不動産に対する権利の場合、登記をどのように行うべきか、隣接不動産についての登記簿にその権利の情報を登記するとともに、それによって便益を受ける不動産についても登記が必要かについても、検討する必要がある。

#### 5. 登記申請手続

登記の手続について、誰が、どのようにして登記しうるかを定める必要がある。これについては、当事者の申請による登記と、官庁・公署の嘱託による登記が考えられる。

申請による登記の場合、誰が、どのように申請するか、共同申請か、単独申請を認めるか、どのような文書または情報の提出を求めるか、とくに登記申請の真実性を確保するための規定が重要になる。

2015年民法323条は、抵当受領者の権利として、「法令の規定に基づき抵当登記を行う」と規定する（2015ベ民323④）。これを受けて、不動産登記法は、抵当登記の手続を定める必要がある。抵当受領者だけでよいか、どのような文書や情報の提出を求めるかである。

現在の取引実務および登記実務がどうなっているか、そこで何か問題が生じていないかも、確認する必要がある。

#### 6. 登記の効力

2015年民法133条2項は、「民事取引が無効であるが、財産が権限のある国家機関において登記され、その後、他の民事取引により善意・無過失の第三者に引き渡され、その者が当該登記を根拠として取引を確立、履行したときは、当該民事取引は無効とならない」と規定している。

この2015年民法133条2項が定める「財産」には不動産も入るか。入るとすれば、不動産登記に公信力を認めたものかを確認する必要がある。また、この規定は、不動産以外にも、動産を含め、登記されたあらゆる財産について、登記に公信力を認める趣旨か、その必要性や妥当性について、確認する必要がある。

登記に公信力を認めるべきか否かは、登記の真実性を確保するための制度的な裏付けがあるか、公信力を認めることへの社会的要請がどれだけ強いかを考慮して、慎重に判断する必要がある。

#### 7. 登記の公開

2015年ベトナム民法は、不動産にせよ動産にせよ、いったん登記された以上は、財産の登記が公開されなければならないものとしている（2015ベ民106③）。

そこで、公開の方法、要件、手数料、コピーの可否等について、（不動産）登記法、その施行規則等に定める必要がある。

### IV おわりに

登記法は、不動産登記法に限定しても、必要な規定事項は相当に多くなるものと考えられる。したがって、財産の種類、権利の種類、取引の種類に従い、取引実務の必要性も考

慮に入れて、必要な登記法のカバー範囲、登記すべき財産とそれに対する権利、登記簿の仕組み、登記手続、登記の効力、登記の公開方法等を検討することが必要になるものと考えられる。

# ラオスと国際労働基準

立命館大学法学部教授

吾郷 眞一

## 1. ラオスと国際労働基準

ラオスは1964年よりILO（国際労働機関）の加盟国であるが、1980年代まで、活動は活発ではなかった。当初10年以上、総会に政労使4人の代表をフルに送っていないこともそのことは表れている。今よりも財政事情が厳しかった80年代、ラオスにとっては、3週間という期間、物価も高く、ずいぶん遠いジュネーブに一人の代表を送ることすら大きい負担になっていたことも、一つの原因であるが<sup>1</sup>、社会主義国として、労働組合の代表制に問題を持っていたことも背後にあった。しかし、近年はILO カントリー・コーディネーターが置かれ、各種のプロジェクトが進行するなど、ILO のプレゼンスも高まり、条約の批准もゆっくりとではあるが進みつつある。

ILO という国際組織の加盟国として（すなわち、ILO 憲章という国際条約を批准して加盟国としての義務を遂行することを約束した国として）ラオスはいくつかの国際法上の義務を負っている。そのうち最も重要なものが、批准したILO 条約の国内的实施であり、ILO 条約はラオスの国内法と並んで（場合によっては補完して）、一定の手続きを経て国内において有効な規範である（ラオスは、タイや中国における条約の取り扱い方法と同様に、条約は直接的には国内法としての効力を持たないが<sup>2</sup>、批准すれば、当然それに応じた国際立法がなされる必要がある。）。

国際労働基準には、条約以外にもILO 勧告（International Labour Recommendation）があつて、ILO 条約とILO 勧告を総合して国際労働基準と呼び、批准をしていない場合も、一定の法的義務が発生する。それ以外にも、ILO においては結社の自由について特別な制度があり、ラオスが批准していない結社の自由に関する87号条約に抵触する事態が生じ、ILO が定めた一定の手続きに則り訴えが提起されれば、それに関してラオス政府は説明責任を有することになる<sup>3</sup>。しかし、なんととっても重要なのが、多くの条約を批准することと、批准した条約の確実な国内実施である。

---

<sup>1</sup> 当時、同じアジア太平洋地域からフルに代表団を出すことができなかった（時によっては、政府代表すらジュネーブでの総会に出席できなかった）ところにはソロモン諸島もあるが、この場合主たる原因は予算であった。人口60万未満のマイクロステートにとっては、代表団の旅費は大きな出費である。オーストラリアが旅費支援を考えたことがあったが、こればかりは主権国家からなる国際組織の理念に合致しないので、実行には移されなかった。

<sup>2</sup> 日本では、憲法98条2項の解釈として、批准した条約は憲法の下、法律の上、という位置づけがなされ、裁判所は国内法として直接援用することができる。

<sup>3</sup> ただし、現在のところ提訴されたケースは記録されていない。



## 2. 条約の批准と適用

### (1) 批准

ILO 条約は、一般的な条約よりは少し拘束力が重くなっている部分もあるが<sup>4</sup>、基本的には批准するかしないかは、加盟国の意思に関わってくる。ただ、国家は ILO 憲章を批准して加盟するにあたり、一般的な形で条約を批准する努力義務は負っており、ILO からは常に批准への働きかけがなされる。最近では 1998 年の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」が、その中心的なものであり、ここでは、基本権条約批准が、加盟国の半ば義務であるということが言われ、批准・適用に困難を抱える国に ILO は批准に向けた技術協力を行うことも宣言されている。自由貿易協定などの中で、制裁措置を含めた条件化の指標として労働基準が採用される傾向がある中、ILO のこのアプローチは懲罰的ではなく促進的 (promotional) である、ということができる。

ILO 全加盟国 (187) の平均批准数は 43 で、先進工業国 (OECD 加盟国) のそれは 75 であり、(中にはスペインやフランスのように 100 以上の批准をしている国もあるなかで、) アジアの平均批准数は低い。日本でさえ、49 と全体の平均を少し上回るにすぎず、アジア太平洋地域は、25 前後である。これにはいろいろな理由があるが、批准数の改善が要請されることは言うまでもない。

ラオスは、10 という、いわゆる CLMV 諸国カンボジア 13、ミャンマー 23、ベトナム 21、の中でも最下位で、もう少し批准数を伸ばすことが期待される。もっとも、1964 年に加盟して以来、長い間批准がわずか 4 に留まっていたものが、2005 年以降増えはじめ、最近では 2014 年に批准があり、10 の大台に達したのは、ゆっくりではあるが前進していることの表れであるといえることができる。しかも、最近では労働監督に関する 81 号条約の批准が検討されている<sup>5</sup>。また、8 つの基本権条約の内、5 つ批准していることは、評価できる。しかし、まだまだ改善の余地がある。

### (2) 批准を難しくしている要因及び適用の課題

批准及び適用上の最大な要因は、国内における労働法及び労働行政の整備が不完全であることと思われる。これは、タイとマレーシアを除くインドシナ半島のほぼすべての国にあてはまるが、体制移行国の場合顕著である。さらに、その中でラオスやベトナムなどの社会主義国においては、結社の自由という基本権において、組合の自由選択 (union multiplicity) を基本とする ILO 条約との整合性が図れないという根源的な問題も加わる。

次に言えることは、労働行政の未発達であり、国際労働基準は、国内的に実施されて初めて意味を持つものであるから、規範を実施するための仕組み、とりわけ労働基準監督制度などの整備が必要である。その意味では、後述の<sup>6</sup> プロジェクトが進んでいるこ

<sup>4</sup> 批准しない場合でも ILO 憲章 19 条に基づき、一定の報告をする義務があったり、一旦批准すると批准撤回が容易ではなかったりすること (10 年に一度、1 年間の間だけ撤回を通告することができる) など。

<sup>5</sup> ILO アジア太平洋総局のホームページ [http://www.ilo.org/asia/info/public/pr/WCMS\\_402362/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/asia/info/public/pr/WCMS_402362/lang--en/index.htm) (2016 年 10 月 29 日閲覧)

<sup>6</sup> 脚注 8 参照

とは注目に値する。

ILO はいずれにおいても加盟国に技術協力を行っており、法整備支援、労働監督制度整備、監督官の訓練などのプロジェクトが世界各地で進められている。

また、批准阻害要因には、関係者のあいだでの情報不足もある。ILO の加盟国として、どのような義務があるのか、その義務遂行には、何がなくてはならないか、についての情報が、政労使三者ともに不足していることが考えられる。これについては、事務局が専門家を派遣し、各種のセミナーを開催して周知を行うとともに、ILO トリノ研修センターで加盟国の政労使、研究者、司法官を対象とした研修を行っている。

### 3. 今後の課題

#### (1) 国内労働法の整備

先述のように、国際労働基準を実施するためには、国際労働法がある程度整備されていなくてはならない。これは、必ずしも単一の労働法典が編纂されなくてはならないという意味ではなく、労働分野に係る各種の法規が充実していればよい。労働協約（労使間の協定）でも、条約上の義務の実施が可能であることについては、多くの条約の中にその趣旨の規定がある。労働判例の拡充も有用であるが、そのためには前提としての実体法の整備が必要である。

#### (2) 条約の批准

ラオスは少なくとも、あと 10 ほどの条約を批准する必要がある。批准数は多ければ多いに越したことはないが、基本権条約や優先条約と並んで、とりわけ労働安全健康に関する一連の条約は重要である。ILO は基本権条約として 8 つを挙げ、さらに優先条約など重要度の高い条約群を指定してはいるが、これらばかりが国際労働基準ではなく、ILO が技術的条約としてくくっているものの中にもラオスなどの途上国にとっては批准が推奨されるべきものが多く存在し、ILO はラオスに対して、そのような条約への注意喚起をすべきと考える。

#### (3) ILO および国際労働基準の周知

ILO に関する基本的情報を国内の社会的パートナー（social partner）が共有することができるような学習活動が必要で、そのためには事務局の技術協力が不可欠で、ILO はこの点に関しても協力を強めるべきであり、大学などの高等教育機関における情報提供も必要と思われる。

### 4. 国際労働基準の間接的实施

十分に国内の労働立法・行政制度が機能していない国において、試行として始められた Better Work Project<sup>7</sup> というものがある。カンボジアで最近終了した Better Factory Project の成功に鑑み、現在ベトナムで試みられている。これは、いわゆる CSR（corporate social

<sup>7</sup> [http://www.ilo.org/global/programmes-and-projects/WCMS\\_084616/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/global/programmes-and-projects/WCMS_084616/lang--en/index.htm)

responsibility) の考えに根差すものであり、企業の自発的な労働条件整備を ILO プロジェクトが認証することによって、事実上労働基準を高めていくという考え方である。そこで援用されるものが、国際労働基準であるため、間接的に ILO 条約や勧告が適用されることを意味する。カンボジアの場合、衣類産業が輸出産業の中心的なものであったことと、主たるバイヤーである米国が、このプロジェクトの認証を輸入への条件としたために、かなり拘束力が強いものとなった。しかし、そうでない場合も、この方法は有効であることが、ベトナムや、他の地域（アフリカのレソトと中東のヨルダン）で検証されている。衣類産業はラオスにおいても相当数の労働者が携わっているので、批准を待たずに国際労働基準を実質的に適用する方法として、この手法は考えられてもいいかもしれない。

しかし、現在ラオスでは、複数の国及び世銀の支援のもと、衣類産業における監督行政整備支援プロジェクトが進行中である<sup>8</sup>。しかもその結果として、ラオスは労働監督条約(81号)の批准が近いと言われている。これは、企業の自発的基準遵守表明を第三者機関が認証するという CSR の手法を用いることをせず、正統的に、(正面から)行政的手法による基準実施の担保を確保しようとすることを意味し、正しい方向性を持っているものと言える。

しかしながら、何らかの形で 81 号条約の批准が遅れ、あるいは批准が達成されたとしても労働監督が有効に機能しない状況になる場合<sup>9</sup>もあり得、また、観光などの別の産業分野に労働力が多く集中することになれば、その業界に特化した形での認証制度も再考される価値が有るものといえよう。

---

<sup>8</sup> Improving the Garment Sector in Lao PDR: Compliance through Inspection and Dialogue Facility (TDF-2) – a multi donor trust fund financed by Australia, the European Union, Germany, Ireland, USA and the World Bank

<sup>9</sup> カンボジアの場合などがこれにあたる。

## ミャンマーの民事裁判における当事者主義(2)

JICA 長期派遣専門家

小松 健太<sup>1</sup>

### 1. はじめに

前号にて、ミャンマーの民事裁判における当事者主義が、民事訴訟法<sup>2</sup>（以下「CPC」という。）及び証拠法<sup>3</sup>（以下「EA」という。）においてどのように現れているか、日本法との比較を通して検討してきた。本号においては、ミャンマーにおける民事裁判の実務において、当事者主義がどのように運用されているか、検討したい。

以下の記載は、ミャンマー最高裁判所職員からの聞き取りによるものであるが、できるだけ先方から具体的な回答が得られるよう金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求事件をもとに議論を進めた。そこで X が Y 銀行から借り入れた 10,000 ドルの返済を怠り、Y が不払金の支払いを求めて X を裁判所に訴えたという事例を用いながら以下、説明をする。

### 2. 請求レベルにおける実務

上記の貸金返還請求事件においては、Y は裁判所に対して、X は Y に 10,000 ドルを支払えとの判決を求めることになる。まず、裁判所は、当事者の申し立てていない事項について判断することはできないとされており、日本法でいう処分権主義と同様の原則が妥当している<sup>4</sup>。

被告が認諾した場合（Order XII Rule 1<sup>5</sup>）であるが、原告が、裁判所に対して判決（Judgment）及び執行命令（Decree）を出すよう請求することができる（Order XII Rule 6（1）<sup>6</sup>）。この場合、原則として、認諾の内容に応じた判決が下されることになる。例えば、上記貸金返還請求事件において、被告が原告の請求を認めた場合、裁判所は、原告に 10,000 ドルの支払いを被告に命じる判決及び執行命令を出すことになる。ただ、請求や請求原因が公序良俗や法令に違反する場合は、認諾は許されない。日本では、貸金返還請求事件においては、元本と合わせて利子を請求することが許されているが、ミャンマーでは、利子を請求できるのは、許可を受けた金融機関だけであり、一般の私人間での消費貸借契約にお

<sup>1</sup> JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトの専門家（弁護士）として 2014 年 1 月からミャンマーの首都ネピドーに駐在。連邦法務長官府（Union Attorney General's Office）及び連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）との間で法案の起草及び審査能力の向上、裁判官及び検察官の研修制度の改善などの活動を行っている。

<sup>2</sup> ビルマ法典 12 卷所収 The Code of Civil Procedure（India Act No.5/1908）。ミャンマーでは、Civil Procedure Code の略として、一般に CPC と呼ばれるため、本文でも「CPC」を用いることとする。

<sup>3</sup> ビルマ法典 12 卷所収 The Evidence Act（India Act No.1/1872）

<sup>4</sup> CPC 上に明文の規定はないが、判例に根拠があるとのことである。

<sup>5</sup> CPC の別添第 1（The First Schedule）に添付されている Order を指す。以下も特に記載がある場合を除き、同様である。

<sup>6</sup> 条文上、事実を認めた場合に適用されると読めるが、請求を認諾した場合にも適用されるという。



いて利子をつけることは認められていない。したがって、上記事例において Y が金融機関ではなく、一般人であった場合、X が利子の請求について認めたとしても、裁判所は、それにしたがった判決をすることはできず、元本に関する部分のみ認諾を認めることになる。

また、被告が認諾した場合であっても、訴訟において、物（動産、不動産問わず）の引渡しや物の所有権の帰属が問題になる場合は、判決等を出すためには、当事者の所有権<sup>7</sup>の帰属の確認が必要だとされる。例えば、A が B に対し、土地売買契約に基づき、土地の引渡しを請求している事件では、B が A の請求を認めたとしても、B が本当に係争地の所有者であることを裁判所が確認できない限り、裁判所は、A の請求を認める判決はできない。その理由としては、当該土地の所有権が別の所有者に属していた場合、引渡しを命じる判決等を下しても紛争の解決に役に立たないということが挙げられた。この場合、裁判所は、B に損害賠償の支払いを命じる判決をすることになるという。なお、裁判所の判決の効力については、原則として、A 及び B 以外の第三者には及ばない。また、A が当該土地について強制執行する場合において、当該土地の所有権を争う第三者がいた場合、当該第三者は、執行手続において異議を申し立てることができるのは日本法と同様である。

前号で述べたとおり、訴訟係属中において、当事者間で和解が成立した場合には、裁判所がそれにしたがった執行命令 (Decree) を出すことになっている (CPC)<sup>8</sup>。もともと、ミャンマーでは、裁判官が和解に関与しないことが当然とされており、また、裁判官が和解を勧告することを不適法だとする実務家もおり、訴訟継続中に和解に至ることはほとんどないという<sup>9</sup>。なお、弁護士の報酬が期日の数に比例することから、弁護士自体が和解に消極的であるとの意見も聞かれた。

### 3. 事実レベルにおける実務

まず、上記事例における請求原因事実を確認しよう。①金銭返還の合意、②金銭の交付、③弁済期の合意、④弁済期の到来のほか、⑤訴権が消滅していないことの主張が必要である。①から④については、日本と同様である。しかし、⑤について、日本においては、時効期間が満了したことは、被告が主張すべき抗弁となるが、ミャンマーでは異なる。原告が、訴権制限法<sup>10</sup> が定めている期間が満了していないことを主張しなければならない。同法別添第 1 (The First Schedule) はそれぞれの請求の類型に応じて訴えを提起できる期間を定めている。定められている期間のうち一つでも満了していなければ、訴権は消滅せず、訴訟を提起することが可能となる。例えば、貸金返還請求事件では、貸金が交付された日か

<sup>7</sup> ミャンマーの不動産法制については立ち入らないが、ここでいう所有権には、本稿においては、所有権類似の権利も含まれる。詳しくは、森・濱田松本法律事務所ヤンゴンオフィス「ミャンマー法務最前線-理論と実務」(2016年)第5章参照

<sup>8</sup> 裁判外での和解については、都市部においては、郡 (Township) の役所の長などが、都市部以外の地域においては、高位の宗教家などが、当事者の間に立ち、和解を促すことが見られるとのことである。

<sup>9</sup> 西村あさひ法律事務所「ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態」(2015年)35頁

<sup>10</sup> ビルマ法典 12 巻所収 The Limitation Act (India Act No.4/1908)

ら3年（別添第1部（First Division）57）、又は、弁済期から3年が制限となる（同65）。このうち一つでも期間が満了していなければ請求が認められることになる。

弁済の主張や錯誤、詐欺及び契約能力の欠缺に基づく契約の取消しないし無効の主張は、被告が主張すべき事実となり、この点については日本と同様である。

事実の自白についても、基本的には、前号で述べたとおり、当事者が争わない事実は、原則として証明を要しないとされている（EA58条）。ただ、上記2.と同様、物の所有権に関する自白は、裁判官による所有権の確認が必要である。また、公序良俗や法令に反する自白は、認められない。

#### 4. 証拠レベルにおける実務

まず、前号で述べたとおり、EA上、証拠の提出に関する責任と権利は当事者にある。ただ、EAは、イギリス植民地時代に成立したものであるため、証拠能力について厳格な制限があり、また、その後の実務の影響も受けている。そのような制限の一つが、全て書証については、作成者に対する証人尋問が必要ということである<sup>11</sup>。書証の作成者の証人尋問（契約書については、さらに署名についての証人に対する証人尋問）を経ないものについては、証拠として採用できない。

もともと、当事者主義の原則からすると、証拠能力を付与することについて当事者の合意があった場合には、証拠能力を認めて良いとも思われる。しかし、そのような解釈は許されていないということである。日本の刑事訴訟法327条、シンガポール証拠法32(1)(k)条のように当事者の合意によって証拠能力を付与することを明文で認める規定がなければならぬということである。そうすると、原則として、全ての書証の作成者が法廷で証言をしなければならないこととなる。このことが訴訟の遅延を招く一つの原因となっているのではないかと考えられる。

また、現在、当プロジェクトでは、知的財産紛争に関する裁判手続の効率化を目指した活動を行っているが、私的な鑑定書の証拠能力が認められるかという点が一つの論点となっている。真贋に関する鑑定書を念頭においての議論だが、知財法が施行されてしばらくの間、これらの書面は、ミャンマー国外の権利者から提出されるものが多くを占めることが想定される。しかし、現状のままであれば、当事者が合意したとしても上記の鑑定書の作成者が出廷して証言しなければならず、裁判手続の遅延を招くことにならないか危惧される。

---

<sup>11</sup> この根拠としては、EA60条が挙げられるが、EA60条は、供述証拠は、直接証拠でなければならない、つまり、供述者が、直接、見た、聞いた、感じたものを証言しなければならないとする規定であり、書証に関して、作者の尋問を義務付けるものではないと考えることも可能であると思われるが、このような考えは採用されていない。また、上記EA60条を根拠に、書証が、伝聞証拠（Hearsay）であることから作成者に対する尋問が必要だという考え方もあるようだ。なお、伝聞証拠について、日本では、刑事訴訟手続では、原則、証拠能力を有しないが（刑事訴訟法320条1項）、民事訴訟手続では、証拠能力は否定されていない（伊藤真「民事訴訟法（第4版）」（2011年）348頁）。

## 5. おわりに

これまで、ミャンマーの民事訴訟の法制度及び実務をみてきたが、基本的には、当事者主義が採られているといえるだろう。ミャンマーの社会状況などの影響を受けているところも見られる。上記2.において、物の引渡しなどを求める訴訟について当事者が認めている場合でも当事者の所有権の帰属の確認が必要だとされるのは、不動産の登記簿等が実際の権利関係を必ずしも正確に表していないことに原因があるのではないかと考えられる。また、書証について、作成者に対する尋問を必要とするのも、おそらくは書証を偽造して提出してくる当事者が後を絶たないからであろう。ただ、当事者双方が認めている場合であっても、証人尋問を必要とするのは行き過ぎではないかと思われるし、このような制限が、現在、進めようとしている調停手続まで及んでしまえば、調停制度の簡易性、迅速性が損なわれてしまうことになるだろう。ミャンマーのこれまでの実務と新しい制度の導入との整合性をどのように図っているか、引き続き、検討を続けていきたい。

以上

### 【お詫びと訂正】

---

ICD NEWS 67号（2016年6月）の拙稿の記事において誤りがありました。同号46頁注30にてミャンマーにおける一票の格差について触れていますが、引用したデータが2010年のものであったため記載に誤りがあります。2015年の選挙において最も有権者数が多かったのは、ヤンゴン管区のフラインターヤー選挙区の454,307人であり、最も少なかったのは、カチン州のインジャニヤンの1,408人になります。読者の皆様及び選挙データを頂いた北九州市立大学伊野憲治教授にお詫び申し上げます。

# インドネシアにおける司法制度の概要(1)

JICA 長期派遣専門家

間 明 宏 充

2015年12月、インドネシアにおいて「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が開始し、これを受けて、2016年2月、検事2名（うち1名は裁判官出身）が長期専門家として派遣された。インドネシアの司法制度については、ICD NEWS や法務省ホームページにおいて度々報告されているが、派遣後の日々の活動を通じて新たに得られた情報<sup>1</sup> や最新の統計資料等に基づき、知的財産関係事件に関する事柄を中心に、改めてインドネシアにおける司法制度の概要及び裁判官の執務状況等について整理し、2回に分けて報告する。なお、以下の内容の中には、口頭での説明を聴取したにとどまり、裏付けとなる法令、資料等の確認ができていない事柄も含まれていることを申し添える。また、訳語についても、当方の拙い語学力に基づいて訳したものが混在しているが、ご容赦いただきたい。

## 第1 裁判所の組織

### 1 概要

#### (1) 司法権

司法権は、最高裁判所（Mahkamah Agung）、その下に設置される通常裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所及び行政裁判所、並びに憲法裁判所が行使する（インドネシア憲法24条2項）<sup>2</sup>。

最高裁判所は、上告審の裁判を行い、法律に基づき制定された政令及び規則の当該法律に対する適合性を審査する権限、並びに法律の付与するその他の権限を有する（インドネシア憲法24A条1項）。

憲法裁判所は、初審かつ最終審として裁判を行い、その決定は、憲法に対して法律を審査し、憲法に基づきその権限を付与された国家機関の権限に関する紛争、政党の解散及び総選挙の結果に関する紛争につき決定をなし、同決定は終局的なものとなる（インドネシア憲法24C条1項）。

<sup>1</sup> 以下の脚注に記載した各資料のほか、Agus 裁判官（司法研修所裁判実務研修部長）及び Ennid 裁判官（司法研修所教官）、Rahmi 裁判官（最高裁判所特別民事室書記官）及び Joko 弁護士等からのヒアリングに基づく。なお、Ennid 裁判官及び Rahmi 裁判官は、いずれも ICD による第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2014年2月実施）及び JICA による第1回合同本邦研修（2016年7月実施）の参加者である。

<sup>2</sup> インドネシア共和国1945年憲法（仮訳）ICD NEWS 10号（2003年7月号）。法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/content/000053552.pdf>）参照。



## (2) 最高裁判所及び下級裁判所<sup>3</sup>

上記のとおり、最高裁判所を頂点とし、その下に下級裁判所が設置されているところ、下級裁判所は管轄する事件の種類によって4つの系列に分かれている。

### ① 通常裁判所系列<sup>4</sup>：高等裁判所 (Pengadilan Tinggi), 地方裁判所 (Pengadilan Negeri)

一般の民事事件, 刑事事件<sup>5</sup>

### ② 宗教裁判所系列：高等宗教裁判所 (Pengadilan Tinggi Agama), 宗教裁判所 (Pengadilan Agama)

当事者がイスラム教徒で、イスラム教に従って判断をする必要がある婚姻関係事件など

### ③ 軍事裁判所系列：上級軍事裁判所 (Pengadilan Militer Utama), 高等軍事裁判所 (Pengadilan Militer Tinggi), 軍事裁判所 (Pengadilan Militer)

### ④ 行政裁判所系列：高等行政裁判所 (Pengadilan Tinggi Tata Usaha Negara), 行政裁判所 (Pengadilan Tata Usaha Negara)

行政事件

4系列に関するすべての上告事件は最高裁判所が管轄する。なお、日本の簡易裁判所に相当するものは存在しない。

通常裁判所系列に属する地方裁判所は約350か所、高等裁判所は30か所ある<sup>6</sup>。

## (3) 特別法廷

事件処理に際して専門的知見を要する類型（労働事件、汚職事件、商事事件等）については、いくつかの裁判所に特別法廷が設置されている。例えば、通常裁判所系列には、知的財産関係事件及び倒産事件の第一審を管轄する商事裁判所<sup>7</sup> (Pengadilan Niaga)<sup>8</sup>が5つの地方裁判所（中央ジャカルタ (Jakarta Pusat), スラバヤ (Surabaya), スマラン (Semarang), メダン (Medan), マカッサル (Makassar))<sup>9</sup>に設けられてい

<sup>3</sup> 山下輝年「インドネシア司法事情」ICD NEWS 12号 (2003年11月号)。法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/content/000010280.pdf>) 参照。

<sup>4</sup> 2004年法律第8号及び2009年法律第49号による改正後の通常裁判所に関する1986年法律第2号。なお、引用した条文（インドネシア語）は、最高裁判所の法文書・情報ネットワークのウェブサイト (<https://jdih.mahkamahagung.go.id/>) から参照できる。

<sup>5</sup> 同法50条, 51条。

<sup>6</sup> 概ね、高等裁判所は州都に、地方裁判所は市及び県の中心都市にそれぞれ置かれているが、必ずしも一対一対応とはなっていない。

<sup>7</sup> 英語では commercial court と訳される。地方裁判所から独立した別個の裁判所ではなく、日本の知的財産権専門部に近いものと考えられることから、日本語でどのように訳すかについては、検討する余地がある。

<sup>8</sup> 破産法改正に関する1998年法律に代わる政令第1号281条。緊急の特別な事情があるときは、大統領は法律に代わる政令を定めることができるが（インドネシア憲法22条1項）、直後の会期において国会の同意を得る必要がある（同条2項）、同意を得られなかったときは、当該政令は廃止される（同条3項）。

<sup>9</sup> 中央ジャカルタ地方裁判所については破産法改正に関する1998年法律に代わる政令第1号281条1項、その余の裁判所については同条2項、1999年大統領決定 (Keputusan Presiden) 第97号にそれぞれ定められている。

る<sup>10</sup>。特別法廷が管轄する事件を取り扱うためには、司法研修所が実施する資格付与研修を受けて、その研修中に行われる試験に合格し、当該資格を付与される必要がある<sup>11</sup>。

商事裁判所が、知的財産関係事件のうち、いかなる種類の事件を取り扱うかについては、各知的財産法に個別的に規定されている<sup>12</sup>。たとえば、商標権に関する事件についてみると、商標登録の職権抹消決定に対する不服申立て（商標に関する 2001 年法律第 15 号<sup>13</sup> 61 条 5 項）、商標登録の不使用抹消請求（同法 63 条）、商標登録の取消請求（同法 68 条 3 項）、商標権侵害に基づく損害賠償・差止請求（同法 76 条 2 項）などは、商事裁判所が取り扱うと定められている。

知的財産関係事件について商事裁判所がした判決に対する不服申立ては、最高裁判所に対する上告のみで（同法 64 条 1 項、70 条、79 条、82 条等）、二審制となっている<sup>14</sup>。

なお、商事裁判所が管轄する事件は民事事件に限られており、刑事事件については、全国の地方裁判所で取り扱われる。

## 2 裁判官

### (1) 裁判官候補生 (Calon Hakim, Cakim)

日本のような法曹三者共通の資格試験はなく、裁判官になろうとする者は、まず、最高裁判所が実施する裁判官候補生試験に合格し、裁判官候補生として採用される必要がある。裁判官候補生は系列ごとに募集される<sup>15</sup>。

受験資格は次のとおりである<sup>16</sup>。

通常裁判所裁判官候補生及び行政裁判所裁判官候補生は法学士以上、宗教裁判所裁判官候補生はイスラム法学士以上

年齢が 25 歳以上 33 歳以下

身長が男性 160cm 以上、女性 152cm 以上

大学の成績 (Indeks Prestasi Kumulatif<sup>17</sup>) が 2.75 以上

<sup>10</sup> 知的財産関係事件のみを取り扱う特別法廷の設置も検討されたが、経済関連の事件類型という点で共通するとして、破産事件を取り扱う商業裁判所で知的財産関係事件も処理されることになったそうである。

<sup>11</sup> 破産法改正に関する 1998 年法律に代わる政令第 1 号 283 条。

<sup>12</sup> 特許庁のウェブサイトにて設けられている「外国産業財産権制度情報」のページ ([http://www.jpo.go.jp/shiryu/s\\_sonota/fips/mokuji.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryu/s_sonota/fips/mokuji.htm)) から、インドネシアの一部の知的財産法の日本語訳（参考仮訳）が参照できる。

<sup>13</sup> 現在、2016 年中の成立、施行を目指し、議会で改正法の審議が行われている。

<sup>14</sup> インドネシアにおける知的財産関係事件の実情については、平石努・山本芳栄「インドネシアにおける知的財産関係訴訟に関する調査研究（平成 26 年度法務省インドネシア委託調査）」(<http://www.moj.go.jp/content/001144522.pdf>) において詳しく述べられている。

<sup>15</sup> 2010 年 9 月 24 日付け募集要項。インドネシア最高裁判所ホームページ ([https://www.mahkamahagung.go.id/images/news/cpnsma2010/1\\_penerimaan\\_cakim\\_dan\\_cpns\\_2010\\_si.pdf](https://www.mahkamahagung.go.id/images/news/cpnsma2010/1_penerimaan_cakim_dan_cpns_2010_si.pdf)) 参照。

<sup>16</sup> 前掲募集要項のほか、角田多真紀「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」8 ページ。法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/content/000073986.pdf>) 参照。

<sup>17</sup> 最高値は 4、最低値は 0。

コンピューターの操作技術を有している

心身の故障がない

前科前歴がない

約5年前まで、通常裁判所裁判官候補生として毎年250から300人程度が採用されていたが、その後、現在に至るまで、採用は行われていないようである<sup>18</sup>。

## (2) 員数

2015年末時点での裁判官の員数は次のとおりである<sup>19</sup>。

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 最高裁判所 <sup>20</sup> : | 199   |
| 高等裁判所 :               | 592   |
| 地方裁判所 :               | 3,311 |
| 高等宗教裁判所 :             | 485   |
| 宗教裁判所 :               | 3,045 |
| 高等軍事裁判所 (上級含む) :      | 13    |
| 軍事裁判所 :               | 92    |
| 高等行政裁判所 :             | 38    |
| 行政裁判所 :               | 322   |
| 合計 :                  | 8,097 |

## 3 司法研修所

正式名称は、Badan Penelitian dan Pengembangan dan Pendidikan dan Pelatihan Hukum dan Peradilan (あえて直訳すると、法司法研究開発教育訓練所、などということができる。)という。司法研修所の各部門のうち、官房、裁判官研修部門(裁判実務及び組織運営)は、ボゴール県メガムンドウン(Megamendung, Kabupaten Bogor。ジャカルタの南約60km)に、研究開発部門はジャカルタ・アフマドヤニ通り (Jl. Ahmad Yani。最高裁判所本庁舎<sup>21</sup>の東約6 km) にそれぞれ所在する。

現在、裁判実務研修部門の長は、裁判官が務めている<sup>22</sup>。その下に常勤スタッフが合計30名ほどいるが、裁判実務に係る経験を有しない者(書記官、裁判所事務官に相当する者でもないという。)で構成されている<sup>23</sup>。このほか、カリキュラム作成や講師などの実務的な作業を担当する教官<sup>24</sup>が合計11名配属されている。

<sup>18</sup> Mahkamah Agung Republik Indonesia, Laporan Tahunan 2015 p. 163

<sup>19</sup> Supreme Court of the Republic of Indonesia, Annual Report 2015 Executive Summary, p.26

<sup>20</sup> うち最高裁判所判事の員数は49。Mahkamah Agung Republik Indonesia, Laporan Tahunan 2015 p. 162

<sup>21</sup> 本庁舎は、ジャカルタの観光名所・モナスタがあるムルデカ広場のすぐ北側にある。

<sup>22</sup> 現在は、上記の Agus 裁判官が務めている。

<sup>23</sup> 2016年9月までは、裁判官1名がスタッフとして勤務していたが、異動となった。

<sup>24</sup> 現在、上記の Ennid 裁判官のほか、Pahala 裁判官、Willem 裁判官(いずれも JICA による第1回合同本邦研修(2016年7月実施)の参加者)らが所属している。

## 第2 裁判官等に対する研修

### 1 司法研修所における研修

司法研修所においては、裁判官候補生に対する研修だけではなく、実務に携わっている裁判官に対する研修も行っている。

裁判官の知見・知識を向上させる目的で、薬物犯罪、人権、漁業等に関する研修を行っているほか、特別法廷担当裁判官の資格付与研修を行っている。

司法研修所単独の研修のみならず、インドネシア銀行、アメリカ合衆国大使館、汚職撲滅委員会（KPK）、法務人権省などとの共同研修も行っている。

労働事件、汚職事件、商民事件（知的財産関係事件及び破産事件）などの特別法廷事件を担当するための資格付与研修は、各裁判官個人がこうした分野に関心を持っているかどうかにかかわらず、勤務年数が10年以上で、勤務評定が優れた者に対し、最高裁判所からこれらの研修を受けるよう指示がされるという。裁判官によっては、複数の特別法廷の資格を保有していることもある。

### 2 通常裁判所裁判官候補生の研修<sup>25</sup>

2010年7月、ドナー支援に基づき、通常裁判所裁判官候補生に対する新たな研修プログラムが開発された<sup>26</sup>。当該研修プログラムによれば、通常裁判所裁判官候補生試験に合格した後、裁判官候補生は司法研修所が実施する約2年間の研修を受ける。研修は、司法研修所における研修と、配属先の地方裁判所における実務研修とで構成されており、裁判官候補生はこれらを交互に受けることになる。

研修の概要は次のとおりである<sup>27</sup>。

- |              |     |                  |
|--------------|-----|------------------|
| ① 研修所における研修Ⅰ | 3週間 | 導入研修（裁判所組織、機構など） |
| ② 実務研修Ⅰ      | 5か月 | 一般研修、管理者研修       |
| ③ 研修所における研修Ⅱ | 3か月 | コートマネジメント研修      |
| ④ 実務研修Ⅱ      | 6か月 | 書記官研修            |
| ⑤ 研修所における研修Ⅲ | 3か月 | 裁判官研修            |
| ⑥ 実務研修Ⅲ      | 6か月 | 裁判官研修（判決起案など）    |
| ⑦ 裁判所外研修     | 1か月 | 検察庁、弁護士事務所などでの研修 |

研修後に実施される試験に合格すると、裁判官に任命される。資格要件のうち、主なものは次のとおりである<sup>28</sup>。

法学士以上

裁判官候補生研修の修了

<sup>25</sup> 商事裁判所は通常裁判所系列に属するため、通常裁判所裁判官候補生についてのみ述べる。

<sup>26</sup> 角田多真紀，前掲調査報告12ページ。同「インドネシア最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討，および今後の改善充実の方向性について」（法務省ホームページ・<http://www.moj.go.jp/content/000073987.pdf>）においても詳しく述べられている。

<sup>27</sup> Program Pendidikan dan Pelatihan Calon Hakim Terpadu 参照。

<sup>28</sup> 裁判官となるための要件は、2004年法律第8号及び2009年法律第49号による改正後の通常裁判所に関する1986年法律第2号14条1項に定められている。



心身の故障がない

年齢が 25 歳以上 40 歳以下

前科前歴がない

もつとも、上記のとおり、ここ数年間は裁判官候補生の採用が停止されているということからすると、当該プログラムに基づく研修はほとんど行われていないものと思われる。

### 3 商事裁判所担当裁判官の資格付与研修の概要

商事裁判所担当裁判官の資格付与研修は、概ね年 1 回実施されており、40 から 50 人程度が参加している。この研修は、知的財産関係事件に係る研修と、倒産事件に係る研修の 2 つから構成されており、2 週間ずつ、合計 4 週間のプログラムとなっている<sup>29</sup>。

研修で取り扱う科目は、商事裁判所が管轄する事件類型かどうかを基準として決められている。カリキュラムや講師<sup>30</sup>については、まず、司法研修所教官<sup>31</sup>らが中心となって案を作成し、この案に基づいて裁判実務研修部長が決定している。講義の具体的な内容については、実質的に各講師の裁量に委ねられているが、プログラム開始の 2、3 日前にすべての講師が集まって、講義内容、ケーススタディ及び試験問題等について協議し、最終調整を行っているそうである。

研修終了に際し、研修参加者に対し、研修内容、講師、司法研修所、他の研修参加者に関するアンケートが実施され、次年度以降の研修の参考にしている。しかし、現に実務に携わっている者からの研修内容に対する要望等のヒアリングやフィードバックは何ら行われていないということである。

---

<sup>29</sup> 2015 年は、知的財産権に関する研修は、11 月 9 日から同月 21 日まで行われた。なお、2016 年は、商事裁判所担当裁判官の資格付与研修を実施しないということである。

<sup>30</sup> 講師は、裁判官のほか、法務人権省知的財産総局 (DGIP)、弁護士会、知財コンサルタント団体などの他の関係機関から推薦があった者の中から選ばれている。

<sup>31</sup> 2015 年の知的財産権に関する研修は、主に上記の Ennid 裁判官が担当した。

## 新たな民法の制定に向けて ～ネパール法整備支援の現場から(2)～

JICA 長期派遣専門家

長尾 貴子

### 1. はじめに

前号 ICD NEWS 68 号に続き、「ネパール法整備支援の現場から(2)」を寄稿する機会を頂いた。前号では、立法議会立法委員会が、UNDP 及び JICA の意見も容れて作成した、民法、民訴法、刑法、刑訴法及び量刑法の 5 法を立法議会本会議で可決するまでに実施する一連の活動とそのタイムラインを定めた以下のワークプランが策定され、コンサルタントが選定され（ステップ 1）、立法委員会、UNDP 及び JICA のジョイント・アクティビティが開始されたところまでご紹介した。なお、本日 2016 年 11 月 3 日時点では、5 法の法案はまだ最終化されておらず、立法委員会内で検討修正作業が進められている段階である。

#### [ 5 法制定に向けたワークプラン ]

ステップ 1：立法委員会の活動をサポートするコンサルタントを各法について選定

ステップ 2：全国的パブリックコンサルテーション

立法委員会及びコンサルタントが高等裁判所所在地（合計 16 か所）へ赴き、当該地の裁判官、弁護士、検察官、NGO 関係者等を広く招き、5 法案に関する意見を募る。

ステップ 3：カトマンズでのコンサルテーション（フォーカスグループディスカッション）

ステップ 4：International Expert Review

ステップ 5：一連の活動で得られた意見を踏まえて法案最終化のうえ、本会議へ送付

本稿では、ワークプランの中の目玉であり、最大の労力が割かれたステップ 2 の全国的パブリックコンサルテーションについてご紹介したい。

### 2. 全国的パブリックコンサルテーション

#### (1) 全国的パブリックコンサルテーション：計画段階

ネパールには、2016 年 9 月まで、全国に 16 の高等裁判所が設置されていた<sup>1</sup>。全国的パブリックコンサルテーションは、上記の通り、立法委員会の所属議員、同委員会事務局スタッフ、各法のコンサルタント、そして立法委員会の活動を支援している UNDP と JICA のスタッフが、高等裁判所所在地 16 か所全てに順に赴き、各地の裁判官、弁護士、検察官、NGO 関係者等を招いて 5 法に関するコンサルテーションを実施するという壮大な計画である。16 の高等裁判所をその所在地に基づいて以下の通り 6 つにグループ

<sup>1</sup> 2015 年 9 月に制定された新憲法の規定に基づき、2016 年 9 月、16 の高裁が 7 つの高裁へと再編成された。

分けし、首都カトマンズ市内の Patan 高等裁判所を除く 15 か所を回るため、2016 年 3 月下旬から 6 月にかけて、5 回の地方出張を行なうことを当初の目標とした。(カッコ内は実際の実施時期。いずれも 2016 年。)

|           |          |  |
|-----------|----------|--|
| Cluster 1 | 極東部：     |  |
|           | チーム 1    | Ilam, Dhankuta (4月28日～5月2日)                  |
|           | チーム 2    | Biratnagar (4月28日～4月30日頃)                    |
| Cluster 2 | 東部：      | Hetauda, Janakpur, Rajbiraj (3月24日～3月29日)    |
| Cluster 3 | 中部：      | Butwal, Pokhara, Baglung (5月15日～5月21日)       |
| Cluster 4 | 西部：      | Dang, Nepalgunj, Surkhet, Jumla (6月4日～6月12日) |
| Cluster 5 | 極西部：     | Kanchanpur, Dipayal (6月27日～7月2日)             |
| Cluster 6 | カトマンズ市内： | Patan (8月10日)                                |

## (2) パブリックコンサルテーション：実施段階

ネパールは、面積は北海道の 1.8 倍ほどの小さな国で東西に長く、北部はヒマラヤ連峰が座する山間部でありその向こうは中国、南部はインドへと続く平野である。いかに国土が狭いとはいえ、交通手段や道路の整備がまだまだ途上のネパールにおいて、5 回の地方出張を約 3 か月の間にすべて実施するのは相当ハードであろうことは容易に予想でき、立法委員会と UNDP がカレンダーを見ながら出張時期の目安を決めているのを見たときは、「途上国での支援活動である以上こういうこともあるだろうと覚悟していたが、ついにこの時が来たか」と、驚愕したものである。各出張は、当該地域の主要都市まで飛行機で移動、当該地域内は自動車で移動という行程であり、特に山間部の移動は、谷底への落下事故も発生するような整備されていない細い山道を、前後の車の無事を互いに確認しながら四輪駆動で走行することもしばしばであった(写真1)。その道中、道が大岩でふさがれていたため、出張参加者その他その場に居合わせた男性陣が力を合わせて石を取り除き、夜営を免れたこともある(写真2)。国会議員自らが議会活動の合間を縫いながらこのような厳しいスケジュールを完遂したことをひとえに尊敬するばかりである。

出張準備やその道中で経験した fun and trouble についてさらにあれこれ書いた方があるいは面白いのかもしれないが、本題に戻ろう。各地でのパブリックコンサルテーションは、立法委員会の所属議員又はコンサルタントが各法を紹介するプレゼンテーションを実施し、ついで参加者からの意見を募るといふ、シンプルな半日プログラムである。参加者の多数が裁判官、弁護士を中心とする法律家であったものの、事前に各法案の内容を検討して臨む参加者は残念ながら少数派であり、招待を受けてやって来て、プログラム会場で配布される法案集をその場でパラパラと見て、プレゼンテーションを聞いた限りでの意見を述べる参加者が多かったものと思われる。そのため、いずれの地でも、多くの参加者が発言をし、活発ではあったが、法律論が白熱するということはなく淡々と進んだ。



写真 1

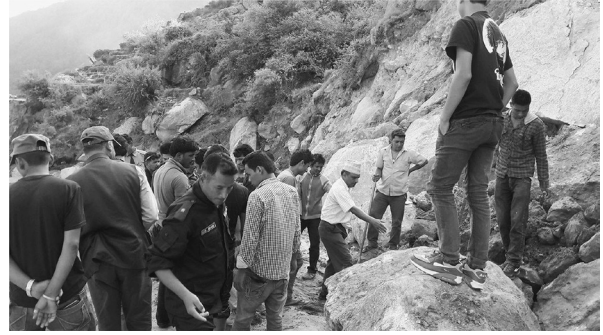


写真 2

### (3) パブリックコンサルテーション：その意義

とはいえ、やはり 16 回も実施したとあり、長らく事実上塩漬けになっていた 5 法がいよいよ制定に向けて本格的に動いていることを各地の法律家に知らせる **awareness program** として役割を果たしたことは確かであろう。また、国会議員が、各地の法律家が関心を持っている主要事項を自ら感じ取ったことも間違いない。だからといってその全てが法案に反映されるわけではないが、現在中央カトマンズで進行中の法案検討に間接的に影響を与えているだろうし、将来の改正にも影響を与えるかもしれないと個人的には思っている。

さらに、Cluster 3 及び 6 に参加された JICA ネパール事務所の<sup>だいずもとゆき</sup>大豆本由紀企画調査員は、「ネパールでは、2006 年に包括和平が成立し、その後 2008 年に制憲議会選挙が行われるまでは、主に高位カーストの力のある一部の勢力だけがものを言える時代であった。しかし、連邦共和国となった今、全ての人々が政府に対して声を上げられるようになり、またそうあるべきだという考えが浸透している。この度の全国的パブリックコンサルテーションは、ネパールのこの変化を如実に表すものであり、各地で提示された意見が実際に取り入れられるかどうかにかかわらず、すべての人の声が聞き入れられるというプロセスがあり、またそれが全国で実施されたこと自体に大きな意味がある。」と評されている。なるほどネパールは多民族国家であり、地域により人口の大部分を占める民族が異なる。全国津々浦々 16 か所すべてに赴くことで、偏りなく広く人々の声を聞くことができたといえよう。

当事者である国会議員その他ネパール側関係者は様々な別のお考えもお持ちであろうと思うが、以上が私の簡単な私見である。

### (4) 法整備支援の立場から

さらにもう一つ、法整備支援を行う者の立場として深く想うことがある。この全国的パブリックコンサルテーションについては、立法委員会より、UNDP 及び JICA スタッフの参加については全面的に承認がされていたことから、タイムリーに情報収集をして日本側関係者と共有するため、5 回の出張含め 15 回に参加し、何か所かでは JICA を代表して簡単なスピーチもさせて頂いた。ただ、プログラムはすべてネパール語であったので、民法コンサルタントのマダブ・パウデル氏やリーガルカウンスルのラビン・ス



ベディ氏のサポートを受けながら全体像と要点を把握し、日本側へ報告するのが私としては限界であった。むしろ、日本人にはこの食事はあわないだろうか、このホテルはつらいだろうか気を遣ってもらうことも多く、ただ同行するだけで特に何もしないことに申し訳ない気持ちになったことも度々ある。しかし、地方出張5回がすべて終わった後だったと思うが、立法委員会事務局スタッフのR・S氏と話をしているときに、「JICAが全てのコンサルテーションに参加した、その強いコミットメントに、議員が感謝している。自分を含め事務局もそうだ。」と聞いた。それを聞いたときは、「すべての出張に参加したことの最大の意義はそこにあったのか！」と、事後的ではあるがまさに閃き、喜びよりも驚きが先に立った。外国ドナーとして、「金を出すが必要以上に口も出す」事態は避けなければならないが、「金だけ出して自分はいつもオフィスにいる」ではやはり相手国関係者と良い関係を築くことはできない。相手国関係者が見聞きして感じていることを共に感じ、苦楽を分かち合うことで、個人レベルでは、相手国関係者を「支援する」から「共に活動する」の境地に近づいていけるのであろう。事実、5回の出張を通じて、立法委員会事務局と私及びラビン・スベディ氏間の関係は格段に強くなった。同事務局と当方で、良い意味で時に相互依存しながら日々活動をしていることに、法整備支援の現場スタッフとして無上の喜びを感じるし、いつも笑顔でNamasteを言って下さる立法委員会関係者の皆様には感謝の気持ちでいっぱいである。

### 3. 終わりに

出張中、多くの議員が、“You are lucky because you can travel all over Nepal.”と仰って下さった。急ぎ足であったとはいえネパールの東西南北を旅し、多くの光景を見た。たとえば、山間部の北側と平野部の南側とでは北側の方が貧しいと聞いていたが、見てみれば確かにその通りである。日本とは何か違う雰囲気の大らかな山々や溪谷を見ると、小国ネパールは最大の大陸の一部であり、国境とは所詮人間が決めたものに過ぎない線であることを感じる。ヤギの群れを追いながら歩く山間の村の人々、水瓶を頭に掛けて山を登る女性、道端でバナナを売る子供、このような人々にも成立すればこの民法が適用されるのだ、成立後の施行と普及も、制定に劣らず困難な道のりなのだろうと思いを馳せ、それでもそんな日が近く来ればと思いをながらの旅であった。ネパール民法（案）のこの旅は、この後どのように進むのであろうか。

なお、本稿では、各パブリックコンサルテーションで民法案のどの制度が議論されたか等、法案の内容については敢えて立ち入らなかった点、ご了承頂きたい。

以上

## 中国行政訴訟法の改正条文等について(2)

JICA 長期派遣専門家  
弁護士 白 出 博 之

### 第2章 新行政訴訟法の主要な改正点

#### 第3 訴訟参加人制度の改善等

##### 1 原告適格の明確化 (25 条)

###### 【原告適格】

第25条 行政行為の相手方及びその他の行政行為と利害関係を有する公民・法人・その他の組織は、訴訟を提起する権利を有する。

- 2 訴訟を提起する権利を有する公民が死亡した場合は、近親者が訴訟を提起することができる。
- 3 訴訟を提起する権利を有する法人・その他の組織が終止した場合は、その権利を承継した法人・その他の組織が訴訟を提起することができる。

本条は原告適格に関する規定である（一部改正）。旧24条の原告適格に関する規定は主観的基準であり、実務においては行政事件の受理を望まない法院が、原告適格に対して過度に制限を加え、公民・法人・その他組織の訴権に影響を与えていたという事情がある。そこで本改正では原告適格に関して「行政行為の相手方及びその他の行政行為と利害関係を有すること」という客観的基準を定めている（新25条1項）。

1) 行政訴訟の原告適格について、①旧24条1項は「本法に基づき訴訟を提起した公民・法人・その他の組織を原告とする。」とし、②旧41条は「原告は具体的な行政行為が自身の合法的權益を侵害したと認識する公民、法人又はその他組織である」と定めていた。もっとも、これらの条項では原告に関する客観的基準が明確にされておらず、主観的基準が規定されているだけであり、原告が自己の合法的權益が侵害されたと「認識」したに過ぎないものである。かかる主観的「認識」は、提訴した者が原告適格を有するかどうかについて、裁判官が客観的に判断する上で明らかに不利である。また客観的基準がないことにより、様々な圧力の下、人民法院が行政事件の受理に消極的となって原告適格に過度の制限を設けるものも現れ、或いは原告を行政行為の客体としか理解せず、行政訴訟として解決すべき紛争を行政事件と見ない法院もあった。

2) 上記問題を解決するため、2000年最高人民法院「中華人民共和國行政訴訟法の執行における若干の問題に関する解釈」（以下「2000年司法解釈」という。）では、原告につき「具体的な行政行為との間に法律上の利害関係を有する公民・法人・その他の組織」と定めて原告適格認定基準の客観化が進められた。しかし何をもって「法律上の利害関係」とするかについては、法律によって明確に保護が規定された利益か、

それとも法律が保護すべき利益か、また直接的利益ないし反射的利益も含まれるか、学説・実務において依然見解が分かれている。このほか参考となる基準としては民事訴訟の原告適格があり、中国民訴法 119 条 1 号では、原告は事件との間に直接的利害関係を有する公民・法人・その他の組織と定められ、「直接的利害関係」が基準とされている。

3) 以上の状況に対して、本改正では、司法解釈における「法律上の利害関係」も、民事訴訟法における「直接的利害関係」をも採用せず、「利害関係」基準が採用された。その理由は、①法院が行政事件受理に消極的な現状にあつては、「法律上の利害関係」では見解が分かれて公民の訴権を客観的に制限するおそれがあること、②「直接的利害関係」を基準とする場合は、行政行為の相手方と解される可能性があること等により、「法律上の利害関係」「直接的利害関係」のいずれの基準にしても、現在行政訴訟において存在する「立案難」問題の解決には不適當だからである。これに対し「利害関係」を基準として採用することは、司法実務における実際の必要性に基づいて、本来受理すべき行政紛争を法院の受理範囲に入れる上で積極的に作用するものである。無論ここにいる「利害関係」の範囲は、決して無制限のものではなく、実務における具体的状況に基づく判断が必要となる。すなわち、2000 年司法解釈を参考として、本条の「行政行為との間に利害関係を有するその他の公民・法人・その他の組織」には、行政行為の相手方だけでなく、少なくとも次の場合が含まれる。すなわち、①提訴された行政行為がその相隣権又は公平競争の権利に係る場合、②提訴された行政不服審査決定との間に利害関係を有する、又は不服審査手続において第三者として追加された場合、③主管行政機関に対して法に基づき加害者の法的責任追及を要求する場合、④取消又は変更された行政行為との間に利害関係を有する場合である。さらに、本条は上記各状況以外にも、実務の必要性に基づき、その他の公民・法人・その他の組織についても原告適格拡大の余地を認める趣旨である。

※参考文献<sup>1)</sup> 前掲① p69～71, ② p72～74, ③ p51～52, ④ p56～58 参照。

## 2 被告適格の明確化 (26 条) [司解 6 条～8 条]

### 【被告適格】

第 26 条 公民・法人・その他の組織が人民法院に直接訴訟を提起した場合、行政行為を行った行政機関を被告とする。

2 不服審査を経た事件について、不服審査機関が原行政行為を維持した場合は、原行政行為を行った行政機関と不服審査機関を共同被告とする。不服審査機関が原行政行為を変更した場合は、不服審査機関を被告とする。

<sup>1)</sup> 参考文献として①全人代法工委編・信春鷹主編「中華人民共和國行政訴訟法・釈義」(法律出版社・2014 年 12 月)、文献②全人代法工委編・袁傑主編「中華人民共和國行政訴訟法・解説」(中国法制出版社・2014 年 12 月)及び文献③全人代法工委行政法室・黄薇主編「最新中華人民共和國行政訴訟法条文釈義及び配套法律法規と司法解釈実用全書」上(中国民主法制出版社・2014 年 11 月)、文献④全人代法工委行政法室編「中華人民共和國行政訴訟法・解釈と適用」(法律出版社・2015 年 1 月)を引用する。

- 3 不服審査機関が法定期間内に審査決定をせず、公民・法人・その他の組織が原行政行為を提訴した場合、原行政行為を行った行政機関を被告とする。不服審査機関の不作为を提訴した場合には、不服審査機関を被告とする。
- 4 二つ以上の行政機関が同一の行政行為を行った場合、行政行為を共同で行った行政機関を共同被告とする。
- 5 行政機関により委託された組織が行った行政行為については、委託した行政機関を被告とする。
- 6 行政機関が廃止され、又はその職権が変更した場合、その職権を引き続き行使する行政機関を被告とする。

本条は行政訴訟の被告適格ないし被告の確定に関する規定である（一部改正）。行政訴訟の被告は、公民・法人・その他の組織の合法的権益侵害を理由として、法院に訴えを提起された行政機関と法律、法規、規章が授権した組織である。本改正では、旧 25 条を基礎として 26 条 3 項を新設し、2, 4, 5, 6 項に相応の修正が加えられている。

1 不服審査を経ていない事件では、行政行為を行った行政機関を被告とする

1) 公民・法人・その他の組織が行政行為を不服とする場合、2 種類の法定救済手段があり、すなわち、①上級行政機関に対する行政不服審査請求、及び②法院に対する行政訴訟の提起である。新 44 条及び行政不服審査法の関連規定によると、法令が不服審査前置を規定している場合以外でも、公民・法人・その他の組織が先に行政機関に対する不服審査請求を選択し、不服審査決定を不服とする場合、さらに人民法院に対して提訴できるし、直接人民法院に対して提訴することもできる。直接人民法院に対して提訴した場合、行政行為を行った行政機関を被告とする。また新 2 条 2 項の規定により、法律、法規、規章により授権された組織が行った行政行為については、当該組織を被告とする。

2) 注意すべきは、最終決定ではない行政行為につき、どのように被告を確定するかという点である。一部行政行為には法により下級行政機関又は授権された組織による初歩的審査が必要とされ、このような初歩的審査は最終決定ではないものの、行政行為の相手方の権利に対して事実上影響を及ぼすもので、司法的救済を提供する必要がある。そこで初歩的審査を不服とする場合、法により初歩的審査権を行使する下級行政機関又は授権された組織を被告とする。かかる規定の実務上のメリットは、原告による訴訟請求、及び法院による監督がよりの確になること、また理論的根拠は上級行政機関が行政過程に参加しておらず、当該機関の意思を体現していないことから、これを被告とするのは不適当なことに基づく。

2 不服審査を経た事件につき不服審査機関が原行政行為を維持した場合、原行政機関と不服審査機関を共同被告とし、不服審査機関が原行政行為を変更した場合は、不服審査機関を被告とする（本条 2 項）



1) この点、旧 25 条 2 項前段は不服審査機関が原具体的行政行為につき維持する決定をした場合、原具体的行政行為を行った行政機関を被告とする旨を規定していた。これに対し本改正では、不服審査機関が原行政行為を維持した場合、原行政行為を行った行政機関及び不服審査機関を共同被告とすることが明記された（本条 2 項前段）。その理由は、主に行政不服審査の現状では原行政行為が維持される確率が高く、是正される確率が低いという問題を解決する点にある。行政不服審査は行政紛争を解決する重要な手段であり、利用しやすさ、判断の迅速さ、コストが低い等の制度的特徴を有し、行政紛争解決のための主要ルートとすべきものである。しかし実務の状況を見ると、実態は必ずしもそうではなく、不服審査請求される行政事件の年間件数はさほど多くなく、長期にわたり不服審査機関の受理事件件数は、行政訴訟を下回り、ここ数年は行政訴訟事件の受理事件数とほぼ同数で推移している。これは主に公民・法人・その他の組織の不服審査機関に対する信用度の低いことが原因であり、その理由は①不服審査機関の中立性、権威性が不十分であり、妨害を受けることが比較的多く、受理すべき事件を受理せず、既に受理した事件につき公正に不服審査決定が行われない場合があること、及び②制度自体が合理的でないという理由もある。上記のように旧規定では、不服審査機関が原行政行為を維持した場合は被告にならず、原行政行為を変更した場合にのみ被告とされていた。このため、実務では一部不服審査機関が、専ら原行政行為を維持しており、取消すべきもの、是正すべきものを取消・是正せずに維持の結論を出す確率が極めて高い状況を招き、行政紛争解決における不服審査制度の作用が発揮できない状態にある。そこで、制度上から不服審査機関の下級機関の行政行為に対する監督、公民の権利救済という作用を発揮させるために、上記改正が行われたものである。

2) 不服審査機関が原行政行為を変更した場合、不服審査機関を被告とする（本条 2 項後段）。不服審査機関は原行政行為を行った行政機関の上級機関であり、原行政行為を変更することができる。変更後の不服審査の決定は新たな行政行為となり、原行政行為の効力は存在せず、当事者が不服審査の決定を不服とする場合、不服審査機関に対して提訴するしかなく、不服審査機関を被告とする。

3 不服審査機関の不作为については、当事者が原行政機関、不服審査機関のいずれかを被告として選択（本条 3 項）

本項は 2000 年司法解釈で追加された内容であり、同規定の効力が本項で確認されている。不服審査機関が法定期限内に不服審査決定を行わなかった場合、公民・法人・その他の組織は、原行政行為以外に、不服審査機関の不作为についても提訴することができる。本来、権利救済面から見ると、行政名宛人が原行政行為について提訴する方がより直接的、合理的であるが、行政名宛人に不服審査機関に対する提訴選択権を与えた理由は、①行政不服審査も一種の行政行為であり、作為不作為にかかわらず、司法による監督を受けるべきこと。すなわち、法院が不服審査機関の不作为に対して監督を行うことにより、不服審査機関の積極的作為を促進し、行

政紛争解決という職責の履行に役立つ。②不服審査機関の不作为は、行政名宛人の義務を加重するものではないが、行政名宛人に権利救済の機会を失わせるものであり、法院の判決を通じて、不服審査機関に審査権を行使させることにより、行政名宛人救済の機会を増やすことになる。③行政不服審査による行政名宛人の合法的権益に対する救済がより全面的になる。訴訟を通じて不服審査機関の役割を発揮させることによって、合法的権益をより適正に保護できることである。

#### 4 2以上の行政機関が同一の行政行為を行った場合、共同被告とする（本条4項）

例えば、行政許可法26条2項では、行政許可について法により地方人民政府の2以上の部門がそれぞれ実施する場合、当該人民政府は1つの部門を確定し行政許可申請を受理し、かつ関係部門に対しそれぞれ意見を提出後、統一的に手続を進めるよう伝える、又は関係部門の共同か、集中により手続を手配できる。このとき、1つの行政許可決定が異なる政府部門で異なる法令により下される可能性があり、性質上いくつかの行政行為に分けることも可能だが、行政名宛人の便宜のために、1つの行政許可決定として下されることになるのが典型的場合である（なお共同で行った行政行為に属するかどうかの認定方法は、行政決定文書上の署名・捺印の確認による）。

#### 5 行政機関の委託組織による行政行為の場合、委託行政機関が被告となる（本条5項）

本項では、旧25条4項前段の法令により授権された組織に関する内容を新2条2項に移している。ここに「行政機関が委託した組織」とは、主に行政機関以外の社会組織を指し、行政機関も含まれる。受託組織は自己名義によって行政行為を実施することがないため、受託して行った行政行為に対して法的責任を負担せず、行政訴訟の被告とすることはできない。理論的にも、また行政許可法、行政処罰法の規定から見ても、受託組織による行為に対し、委託した行政機関が監督義務を負い、かつ当該行為によってもたらされたマイナスの影響について法的責任を負うことが要求されるため、委託行政機関を被告とするものである。

#### 6 行政機関の解散又は職権変更があった場合、引き続きその職権を行使する行政機関が被告となる（本条6項）

本改正では旧25条5項を基礎として「職権変更」が追加されている。改革開放以来、中国では政府の機構調整と職能転換が進行中であり、一部行政機関は解散、合併し、また一部部門の職権が調整され、従来行使していた職権を別部門が行使する状況にある。かかる状況において、行政名宛人が、原行政機関が行った行政行為を不服として提起した訴訟につき、被告を明確にする必要があるところ、本項では行政機関が解散又は職権が変更された場合、引き続きその職権を行使する行政機関を被告とする旨明記している。

※参考文献）前掲① p71～76、② p74～79、③ p52～54、④ p58～62 参照。

### 3 代表者訴訟制度を追加（28条）

#### 【代表者訴訟】

第28条 当事者の一方が多数である共同訴訟において、当事者が選出した代表者が訴訟を進めることができる。代表者の訴訟行為は、その代表する当事者に対して効力を生じるが、代表者の変更、訴訟請求の放棄、相手方の訴訟請求を認諾する場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。

本条は代表者訴訟に関する規定である（新設）。行政管理実務では1つの行政行為が多く行政名宛人に及ぶ場合があり、例えば農村土地収用、都市の家屋立退等は、往々にして数百戸以上に及ぶ場合もあるが、それら全ての者が出廷することは非現実的であり、その必要性もない。そこで、手続を簡素化し、時間・労力を節約するため、上記の状況において当事者が選出した代表者が訴訟活動を行う規定を追加したものである（中国民訴法53条参照）。

1) 本条の要点として、第1に代表者は当事者から選出されなければならない、当事者以外の者の選出は許されない。訴訟代表者による訴訟行為は代表される当事者に対して効力を生じ、その利益が一致することを必要とするからである。第2に訴訟代表者による訴訟行為は、管轄権に対する異議申立て、証拠提供、法廷弁論実施等、当事者の実体権に関わらない行為のみを指す。代表者の変更、訴訟請求の放棄又は相手方当事者の訴訟請求の承認は、当事者の実体権に属するものであり、代表者以外の当事者の同意を得なければならない、それを欠けば当事者の権利に対する侵害となる。この規定の理由は、代表者が相手方と悪意で通謀し、代表者以外の当事者の権益を害するのを防止するためである。注意すべきは、当事者の人数が非常に多い場合、必ず代表者を選出して訴訟を行わなければならないのではなく、訴訟代表者の選出に同意しない場合は、自ら出廷も可能なことである。

2) 本条は民訴法の関連規定に基づいて追加されたものではあるが、同法とは異なっており、本条の「当事者」は主に原告を指す。なぜなら、①一般的状況では、被告となる行政機関が多数という問題が生じないためであり、また②提訴された行政行為が2以上の行政機関により実施された場合でも、各行政機関の職権が異なり、行政行為の根拠も異なることから、1つの行政機関により、その他行政機関が行った行政行為の適法性を十分に反論ができない可能性があり、被告が代表者を選出して訴訟を行うのは好ましくないとの考慮に基づく。

※参考文献) 前掲① p77～78, ② p81～82, ③ p55～56, ④ p63～64 参照。

### 4 第三者に関する制度を具体化（29条）

#### 【第三者】

第29条 公民、法人又はその他の組織は、提訴された行政行為と利害関係を有するにもかかわらず訴訟を提起しない場合、又は当該事件の処理結果と利害関

係を有する場合は、第三者として訴訟参加を申請することができ、あるいは人民法院が訴訟参加を通知する。

2 人民法院の判決により義務負担を命じられ、又は権益を減損された第三者は、法により上訴する権利を有する。

本条は行政訴訟における第三者に関する規定である（一部改正）。行政訴訟における「第三者」とは、原告、被告以外の者で提訴された行政行為に利害関係を有する者、又は当該事件の処理結果に利害関係を有する者であり、自らの合法的権益を維持するために既に開始された訴訟に参加する公民・法人・その他の組織である。公民・法人・その他組織以外に、行政機関も第三者となることができ、2000年司法解釈によれば、被告を追加すべきだが原告がこれに同意しない場合、人民法院は第三者の身分により訴訟に参加することを通知すべきと規定している。本条では、旧27条による第三者制度に対して、まず第1項に「当該事件の処理結果と利害関係を有する場合」を追加し、また第三者の上訴権に関する第2項を新設している。

### 1 提訴された行政行為との間に利害関係を有する場合

提訴された行政行為との間に利害関係を有することとは、一般的に言えば、原告適格を有することであるが、自己名義で行政訴訟を提起可能であるのに提訴せず、その他の利害関係人が提訴した場合は、第三者として訴訟に参加できる<sup>2</sup>。第三者の訴訟参加は、事件事実を明らかにし、公正な裁判を実現させることに役立ち、また同一問題を原因とする新紛争発生を回避し、事件終了と問題解決を実現し、司法効率の向上にも資する。

### 2 事件の処理結果との間に利害関係を有する場合

一部の公民・法人・その他の組織は、提訴された行政行為との間に利害関係がなくとも、事件の判決結果と利害関係を有する場合、自らの合法的権益を保護するため、第三者として既に開始されている行政訴訟に参加することができる<sup>3</sup>。

### 3 第三者の義務負担又は権益減損の判決について上訴権を有する

第三者が既に開始されている行政訴訟に参加することは、自らの合法的権益を保護するためであり、提訴された行政行為との間に利害関係を有する場合、事件の処

<sup>2</sup> 例えば、新法では農地経営権を独立した権利として事件受理範囲に加えているが、元の請負農家が自らの請け負った農地経営権を他の個人に譲渡することについて農業部門・郷鎮政府の干渉を受けた場合、元の請負農家は法院に対して提訴することができ、農地経営権を取得した個人は第三者として訴訟に参加することができる（前掲文献①79頁参照）。

<sup>3</sup> 注2の例で、元の請負農家が自身の請け負った農地経営権を他の個人に譲渡し、農業部門又は郷鎮政府が農地経営権の取得者に対して、ある種の農作物を統一的に栽培するよう要求し、農地経営権の取得者がそれを不服とした場合、法院に提訴することができる。このとき農業部門又は郷鎮政府は元の請負農家に対しては譲渡合意の解除を要求しておらず、元の請負農家は栽培に対する干渉行為について提訴できないが、法院が農地経営権取得者に敗訴の判決を下した場合、農地経営権の取得者は農地経営権譲渡合意の解除を要求する可能性がある。この場合、元の請負農家は第三者として訴訟参加できる（前掲文献①79頁参照）。



理結果との間に利害関係を有する場合のいずれにおいても、法院がその義務負担又は権益減損の判決を下したときは、第三者は自己名義による上訴権を有する（本条2項）。

※参考文献）前掲① p78～80, ② p82～84, ③ p56～57, ④ p64～65 参照。

## 5 当事者・訴訟代理人の権利強化（32条）

### 【当事者・訴訟代理人の権利】

第32条 訴訟を代理する弁護士は、規定に基づきその事件に関する資料を閲覧し、複製する権利を有する。関係する組織及び公民に調査を行い、当該事件に関係する証拠を収集する権利を有する。国家機密、営業秘密、個人のプライバシーに関わる資料については、法律の規定により秘密を守らなければならない。

2 当事者及びその他の訴訟代理人は、規定に基づき、その事件の裁判資料を閲覧、複製する権利を有する。但し、国家機密、営業秘密、個人のプライバシーに関わるものを除く。

本条は弁護士の調査権、及び弁護士、当事者及びその他訴訟代理人の事件資料を閲覧・複製する権利に関する規定である（一部改正）。

#### 1 代理人弁護士の権利について

本条1項による代理人弁護士の権利には2つの内容が含まれる。第1に証拠の調査、収集である。弁護士は専門の法的サービス提供に従事する者であり、証拠の調査・収集は法的サービス提供における基本的要求である。よって、法律によりその調査権を保障し、関連の事業単位、個人はこれに協力しなければならない（但し、行政訴訟における被告代理人弁護士は新法35条により、訴訟過程において、自ら原告、第三者及び証人から証拠収集を行ってはならないとの制限を受ける）。第2に、事件に関する資料の閲覧、複製の権利である。ここに資料とは証拠資料、法廷での尋問記録及び起訴状、答弁書、代理意見書等の法廷審理に及ぶ関連資料が含まれる。証拠の調査・収集及び事件資料の閲覧、複製においても、国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに関わる資料であれば、弁護士は法律規定に基づき守秘義務を負う。

#### 2 当事者及びその他の訴訟代理人の権利について

本条2項によれば、当事者及びその他の訴訟代理人は事件の法廷審理に関する資料を閲覧、複製する権利を有するが、国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに関する内容については閲覧、複製することができない。注意すべきは、本項では当事者及びその他の訴訟代理人が訴訟において調査権を有すると規定されていない点であり、これは民訴法61条とは異なる。その理由は、①旧法で当事者及びその他訴訟代理人の調査権が規定されていなかったこと、②行政訴訟では主に被告が挙証を行うが、被告は原則として訴訟において再度調査し証拠収集することは許されず、原告は主に被告の不履行に対する提訴や行政賠償、補償に関する事件において挙証責任を負うが、これらの事件では原告もその他の単位・個人に対して証拠調査

を行う必要がないこと, ③行政行為に関する証拠は, 主に行政機関が掌握しており, 弁護士以外の代理人には調査権がなく, 原告及び第三者は法院に証拠の調査取得を申請できるためである。

※参考文献) 前掲① p83 ~ 84, ② p87 ~ 88, ③ p58 ~ 59, ④ p68 ~ 69 参照。

#### 第4 証拠制度の整備

##### 1 証拠の種類を追加 (33条)

###### 【証拠の種類】

第33条 証拠は次に掲げるものを含む。

- (一) 書証
- (二) 物証
- (三) 視聴覚資料
- (四) 電子データ
- (五) 証人の証言
- (六) 当事者の陳述
- (七) 鑑定意見
- (八) 実地検証記録, 現場記録

2 以上の証拠については, 法廷審理を経て真実に属すると認められたものに限  
り, 事件事実の認定根拠とすることができる。

本条は証拠の種類に関する規定である。

##### 1 証拠種類の追加

1) 電子データ (第4号) 電子データは本改正において追加された証拠の種類である。その理由は①電子技術, とりわけコンピュータ及びインターネット技術の発展に伴い, 電子データの数が次第に増加し, 裁判における役割も次第に大きくなってきたためであり, 現実及び将来的発展の需要に着眼し, 電子データを新しい証拠として扱う必要があること。②2012年改正の民事訴訟法においても既に電子データが証拠の種類の一つとされていること (中国民訴法 63条5号参照) である。

2) 鑑定意見 (第7号) 旧法では「鑑定結論」と表現されていたが, 本改正では「鑑定意見」に改められた。その理由は, ①結論とは「人又は事物に対する最終的な判断」であり, 終局性を有するため, 鑑定結論は往々にして特定事実を証明するための権威性を備えた証拠, ないし疑いの余地がない証拠であると捉えられていた。しかし, 鑑定人個人の認識及び判断として, 鑑定人個人の意見を表現しているに過ぎないことから, 鑑定意見という表現がより科学的で正確であり, 鑑定活動の本質的特徴により合致している。また②事件全体から見ると, 鑑定意見は数多い証拠の中の1つに過ぎず, 裁判官は事件の全ての証拠を組み合わせて, 総合的に審査した上で判断を下し, そこから正確に事件の事実認定を行い, 正確な判決を下さなければならず, 受動的に「結論」を最終判断の根拠としてはならないこと等からである (中

国民訴訟法 63 条 7 号参照)。

## 2 証拠が法廷審理を経て真実に属すると認められたものに限り、事件事実の認定根拠とすることができる

証拠は法定手続を経て調査した上で真実に属すると認められる必要がある。具体的には、証拠の提出、収集及び保全、質証（一方当事者から提出された証拠について相手方当事者が識別し、及び証拠に係る質問・証明をすることにより、その証明力を確認する手続。43 条参照）、審査・認定等の手続が含まれる。法廷審理を経て真実に属すると認められた証拠のみ事件事実の認定根拠とすることができ、法廷での審査を経ない証拠は、事件事実の認定根拠とすることはできない。

この点、旧法では「以上の証拠については、法廷審理を経て真実に属するものを裁判の根拠〔定案的根据〕とすることができる。」と規定していたが、〔定案〕は法律用語ではないことから、本改正では正確性を期して民訴法の関連規定と一致した表現に改められている<sup>4</sup>。

※参考文献) 前掲① p85～90, ② p89～94, ③ p59～62, ④ p70～75 参照。

## 2 挙証期限後も被告が立証を行わない場合の効果を明確化 (34 条) [司解 9 条 2 項]

### 【被告の挙証責任】

第 34 条 被告は、行った行政行為に対して挙証責任を負い、行った行政行為の証拠及びその根拠とする規範性文書を提出しなければならない。

2 被告が証拠を提供しない、又は正当な理由なく証拠を所定期限までに提出しない場合には、相応する証拠がないものとみなす。但し、提訴された行政行為が第三者の合法的権利・利益に関わり、第三者が証拠を提出する場合を除く。

本条は、被告が行った行政行為に関する挙証責任負担に関する規定である。

### 1 被告の挙証責任 (本条 1 項)

この点、民事訴訟において当事者は自らが提出した主張について速やかに証拠を提出しなければならず、「主張した者が挙証を行う」のが原則である。これに対して、行政訴訟の被告は、自らの行った行政行為について挙証責任を負うのが行政訴訟における挙証責任分配の基本原則であり、行政訴訟がその他の訴訟と区別される点でもある。

その理由は、第 1 に公平原則の徹底である。被告は行政管理活動において、支配的立場にあり、行政行為の実施において一般的に公民・法人・その他の組織の同意を得る必要がないのに対し、原告は行政管理活動において被支配的立場にあり、相対的に弱者である。挙証責任分配に関する制度設計上、被告の挙証責任負担を原告の責任より重くすることは、原告の利益保護を重視するのに役立ち、また新 8 条の定める行政訴訟当事者の法的地位の平等原則を真に體現し、法院による公正な裁判

<sup>4</sup> 江必新・邵长茂「新行政訴訟法・修改条文理解と適用」(中国法制出版社, 2015 年 1 月) 118 頁参照。

を保障することができる。第2に当事者の挙証能力の格差である。この点、行政機関は行政手続において職権に基づき証拠の調査・収集を行うことができる<sup>5</sup>。行政機関は行政上の法執行活動において、国家を代表して行政行為を実施し、国家の強制力による保障と国家財政の支持を受け、証拠の収集、掌握の面で優位的立場にある。それに対して原告は、行政上の法律関係において終始弱い立場にあり、証拠収集も困難である。被告が挙証責任を負うことは、行政上の法執行における一般的規律に合致し、原告・被告双方の挙証能力上の格差を均衡化する点で有用である。第3に行政機関に対して法律による行政の実施を促し、職権濫用を防止するのに役立つ。訴訟において、行政機関がより多くの挙証責任を負担することは、行政機関による法執行行為に対してより高い要求を提出することでもある。すなわち、行政行為を行う際、十分に証拠を収集し、事実を把握することを要求し、行政機関の違法行政行為を減少させることにつながる。

## 2 証拠の失権（本条2項）

証拠の失権とは、挙証責任を負う一方の訴訟当事者が所定期間内に人民法院に対して証拠を提出できなかつた場合、挙証権を放棄したとみなされることである。行政訴訟において、被告は自ら行った行政行為について挙証責任を負い、被告が証拠を提供しない、又は正当な理由なく証拠の提出が期限に遅れた場合、相応する証拠がないものとみなされる。

まず、被告は主体的に証拠を提出し、かつ挙証期限内に証拠を提出しなければならない。挙証期限は、挙証責任を負う当事者が、法律で規定された期限内に人民法院に対して自らの主張を証明するための相応する証拠を提出しなければならないことを指し、期限を過ぎても証拠を提出しない場合、人民法院はそれを採用しない。本法では「被告は起訴状の副本を受け取った日から15日以内に人民法院に行った行政行為に関する証拠及び根拠とする規範性文書を提出するとともに、答弁書を提出しなければならない。」と規定しているが（67条）、この「15日」が挙証期限に関するものである。被告が期限を過ぎて証拠を提出する場合には、不可抗力等の正当事由が必要とされる（36条1項参照）。

次に、被告が証拠を提出しない、又は正当理由なく証拠提出が期限に遅れ、人民法院が事実の是非を確認できない場合、提訴された行政行為には相応する証拠がないものとみなされ、被告は不利な影響を受ける<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 例えば行政処罰法36条は、「現場で科すことのできる行政処罰だけでなく、行政機関が法に基づいて公民・法人・その他の組織に対して行政処罰を科すべき行為があることを発見した場合、全面的、客観的、かつ公正に関連証拠に対する調査・収集を行わなければならない、必要時には、法令の規定に基づいて検査を行うことができる。」と定める。

<sup>6</sup> 新70条「行政行為に関する主要証拠が不十分な場合、人民法院は取消し又は一部取消しの判決を下し、かつ被告に対して再度行政行為を実施する旨の判決を下すことができる。」の規定によると、被告が主要な証拠を提出しない、又は正当理由なく主要な証拠の提出期限に遅れた場合、敗訴リスクを負うこととなる。



さらに本条2項では、被告の証拠失権に関する例外、すなわち、訴えを提起された行政行為が第三者の合法的権益に関わり、第三者が証拠を提出する場合を証拠失権の例外と定めている。ここに第三者とは、公民・法人・その他の組織において、訴訟を提起された行政行為との間に利害関係を有するが訴訟を提起していない者、又は事件の処理結果との間に利害関係を有する訴訟参加人を指し、事件との間に「利害関係」を有することが第三者の特徴である。行政訴訟において、第三者による挙証は自らの利益主張に関する内容だけであるはずだが、一部の状況では、第三者の利益に関する主張と行政行為の適法性には密接な関係がある。例えば甲が乙を殴打し負傷を負わせ、公安機関により行政拘留に処され、甲が行政訴訟を提起して行政拘留決定の取消を求めたが、乙は行政拘留決定が適法と判断したとする。この場合、乙は第三者として訴訟参加し、かつ行政拘留に関する適法性の関連証拠を提出することができる。

※参考文献) 前掲① p90 ~ 92, ② p94 ~ 96, ③ p62 ~ 63, ④ p75 ~ 77 参照。

### 3 行政機関の証拠収集の制限 (35 条)

#### 【行政機関の証拠収集の制限】

第 35 条 訴訟手続中において、被告とその訴訟代理人は、自ら原告、第三者及び証人から証拠を収集してはならない。

本条は被告及びその訴訟代理人の証拠収集の制限に関する規定である（一部改正）。旧 33 条では、訴訟過程において被告は自ら原告及び証人から証拠を収集してはならないと定めていたが、新法では、①証拠収集を制限する主体に、被告に加えて「その訴訟代理人」が、②証拠収集の対象に「第三者」が追加されている。

1) 訴訟過程において、被告及びその訴訟代理人は自ら原告、第三者及び証人から証拠を収集してはならない。この規定は〔案巻〕（調書ないし事件記録）主義原則を体现している。すなわち、同原則は〔案巻〕排他主義の原則とも称され、行政機関が行政手続以外で形成した証拠は行政機関の行為の適法性を証明する、又は結論を下すための根拠とすることができないことであり、行政訴訟特有の規則である。この原則が最も早く設けられたのはアメリカであり（「連邦行政手続法」第 556(e) 条）、フランス、ドイツ等大陸法系国家の行政訴訟においても類似の規定がある。

行政機関は法律による行政を行い、証拠をもって自らの行政行為が認定する事実を証明しなければならず、法律を根拠として行政行為を実施することは、行政機関に対する基本的要求であり、行政機関は「先に証拠を収集し、後に決定を下さなければ」ならない。すなわち、行政機関は自らが行政行為実施時に収集した証拠によってのみ、行政行為の適法性を証明することができる。行政決定が一旦送達されて発効すれば、行政機関は再び自ら証拠を収集してはならない。よって、訴訟手続においても、行政機関が行政行為の適法性を証明する目的で再び新たな証拠を収集することは許されない。行政機関が先に行政行為を行い、行政行為に因り法院に提訴された後に、原告、

第三者及び証人から証拠を収集することは、行政機関が「先に決定を下し、後に証拠を収集できる」ことを意味し、これでは行政機関の手續上の違法行為を放任するに等しく、法律による行政原則に反する。よって、被告（及びその訴訟代理人）は、訴訟過程において再び自ら証拠を収集してはならない。このように規定することにより、「法律による行政」を促進し、行政機関による軽率で一方的な行政行為の実施を防止でき、かつ公民・法人・その他の組織の合法的權益をより適正に保護することにつながる。

2) 被告訴訟代理人は被告による委任に基づき、被告に代わって訴訟活動を行い、委任事項及び権限は授權委任状により確定し、受任者としての権限は委任者の権利を上回ってはならないところ、被告が自ら証拠を収集してはならない以上、その訴訟代理人も自ら証拠を収集してはならないことが、本改正で被告訴訟代理人が追加された理由である。

3) 被告及びその訴訟代理人が証拠収集してはならない対象には、原告、第三者及び証人が含まれる。本改正で第三者を追加した理由は、第三者が事件との間に利害關係を有しているためであり、被告は行政行為実施時において、第三者の合法的權益を十分に考慮して関連証拠を収集すべきであった以上、行政訴訟過程において再び第三者から証拠を収集してはならないことに基づく。

4) 被告が本条に違反し、自ら証拠を収集した場合、当該証拠は提訴された行政行為の適法性を認定するための根拠とすることは原則として許されない（人民法院が許可した特別な状況については新 36 条 2 項参照）。

※参考文献）前掲① p93～95, ② p97～99, ③ p63～65, ④ p77～79 参照。

#### 4 被告立証に関する制度を整備（36 条）

##### 【被告の証拠提出延期と証拠補充】

第 36 条 行政行為がなされた時点において被告が既に証拠を収集済みであったにもかかわらず、不可抗力等の正当事由によってそれを提供できないとき、人民法院の許可を得て、被告は証拠を補充することができる。

2 原告又は第三者が、当該行政処分手続において提出していない理由・証拠を提出したとき、人民法院の許可を得て、被告は証拠を補充することができる。

本条は被告の証拠提出延期と証拠補充に関する規定である（新設）。

##### 1 証拠提出の延期

この点、新 67 条によれば、被告は 15 日の挙証期限内に証拠を提出できるが、被告が期限内に証拠を提出しなかった場合には、提訴された行政行為には相応する証拠がないものとみなされるのが原則である。そして、本条は特殊な状況において被告は証拠提出を延期できる旨を定める。具体的には次のとおり。

1) 人民法院の許可を得ること。被告は法定挙証期限内に挙証を行うのが原則である以上、その延期には厳格な制限を受けなければならない。被告が正当理由なく

挙証を延期し、又は挙証延期を名目として実際は違法な証拠収集が行われることを防止するため、挙証延期については人民法院の許可を得なければならない。

2) 被告が行政行為時に既に収集していた証拠であること。この要件は、被告が証拠提出延期を申請する場合、「先に証拠を収集し、後に決定を下す」原則に従うことを強調したものである。すなわち、当該証拠は法定手続に基づき行政行為の実施過程において収集したものであることが必要であり、法定手続に基づかない証拠収集は、提訴された行政行為に相応する証拠がないものとみなされ、かつ提出延期も許されない。

3) 不可抗力等の正当事由により提出できない証拠であること。「不可抗力」とは、戦争、地震、台風、水害等の、予見・回避及び克服が不可能な客観的状況であり、さらに不可抗力だけでなく、「等の正当事由」には客観的に制御できないその他の正当な理由の場合（行政機関による主観的意思により解決できる事項以外を指し、例えば証人が海外に滞在し、すぐに連絡が取れないなど）が含まれる。

## 2 証拠の補充

被告による証拠の補充とは、被告が法定挙証期限に証拠を提出後さらに証拠を提出する行為である。上述の新35条によると、訴訟過程において被告及びその訴訟代理人は自ら原告、第三者及び証人から証拠を収集してはならず、したがって、一般的に被告による証拠の補充提出は許されないのが原則である。これに対して本条2項は、特殊な状況において被告による証拠の補充提出を認める。具体的には次のとおり。

1) 人民法院の許可を得なければならない。主に被告による証拠補充の任意性を排除するためである。本条は被告が証拠補充できる場合を二つの状況に限定しているが、具体的認定権を法院に与えることで公正性を体現することが可能となり、また当該権限の濫用も防止できる。

2) 原告又は第三者が行政処分手続において未提出の理由・証拠を行政訴訟で提出した場合である。すなわち、証拠補充が行政機関の過失が原因ではなく、原告又は第三者が新たな理由・証拠を提出したことに起因することである。この点、原告又は第三者が行政手続において新たな理由・証拠を提出した場合の法律上の影響につき、2002年最高人民法院「行政訴訟の証拠における若干問題に関する規定」59条が、「被告が行政手続において法定手続に基づき原告に証拠提供を要求し、原告が法に基づき提出しなければならないにも拘わらずそれを拒否し、訴訟手続において提出した証拠につき、人民法院は一般にこれを採用しない。」と定めていた<sup>7</sup>。但し、

<sup>7</sup> 例えば、行政許可法は、公民・法人・その他の組織が特定活動に従事し、法に基づいて行政許可取得が必要な場合、行政機関に申請しなければならない、申請資料は内容が揃っており、法定形式に符合しなければならないことを要求する。よって、行政許可申請過程において、申請資料に不備があった原告が、訴訟過程において新たな申請資料を提出する場合、人民法院は一般にこれを採用しない（前掲文献①101頁参照）。

次の例外がある。例えば①被告が行政手続において、原告に対して証拠提出を要求せず、原告が訴訟において人民法院に対して新たな証拠を提出した場合、及び②行政処罰法、行政強制法、行政許可法、税収徴収管理法等の法律ではいずれも行政名宛人による陳述及び釈明権の規定が定められている。当事者が行った陳述・釈明に関して、行政機関は当事者の意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実・理由・証拠につき、審査・照合を行わなければならない、当事者提出にかかる事実・理由・証拠が成立する場合、行政機関はこれを採用しなければならない。

もっとも、実務では、一部行政名宛人が行政行為実施過程において、自らの陳述及び釈明権を軽視し、又は客観的原因により、自己に有利な事実・理由・証拠を提出せず、訴訟過程に入って初めて相応する反論理由を提出する場合がある。かかる状況で、行政機関に対して証拠補充の機会を与えない場合は、行政機関が訴訟において不利な影響を受けることになり、行政機関にとって不公平となることを考慮する必要がある。

3) このほか被告による証拠補充には一定の時間的制限が必要であり、実務においては、①人民法院が指定した期限内に補充証拠を提出するか、②人民法院が期限指定しない場合には、第一審法廷弁論の終結前に証拠の補充提出を行う方法がある。  
※参考文献) 前掲① p95 ~ 97, ② p99 ~ 101, ③ p65 ~ 66, ④ p79 ~ 81 参照。

#### 5-1 原告の挙証責任を明確化 (37条)

##### 【原告による証拠提出】

第37条 原告は、行政行為の違法性を証明する証拠を提出することができる。  
原告が提出する証拠が成立しない場合、被告の挙証責任は免除されない。

本条は、原告による行政行為の違法性証拠の提出に関する規定である（新設）。

1) 前述の新34条によれば行政行為の適法性証明に関する挙証責任は被告が負う。そして、原告は行政行為に関する挙証責任を負担しないが、原告は自らの合法的權益を保護するために、自発的に関連証拠を提出して行政行為の違法性をさらに証明し、自らに有利な裁判を下すよう促すことができる。

この規定の理由は、第1に法院が全面的、客観的に事件事実を明らかにし、正確な裁判を行うのに有用であること。すなわち、人民法院による事件審理は事実を根拠とし、多くの方面や様々な角度から証拠を取得してはじめて事件の公正な審理を保障できる。第2に原告の訴訟上の権利保護に資すること。被告は証拠提出時に、自らの利害を考慮して有利な証拠だけを提出し、不利な証拠を提出しない場合がある。また原告が行政機関に不利な証拠を所持する場合もある。よって、原告による関連証拠の提出を認めることにより、原告の勝訴可能性を高め、その合法的權益を保護することができる（例えば、行政機関職員が暴力による法執行を行った場合、原告が現場撮影した録画を提出する等）。

2) 本条は「原告は行政行為の違法性を証明する証拠を提供することができる」と規



定するが、注意すべきは「できる」とする点である。つまり、原告には行政行為が違法であることを証明する証拠を提出する責任はなく、原告による関連証拠の提出は完全に自発的行為であり、人民法院に行政行為の違法証明のための証拠は、提出しても、提出しなくてもよい点である。

3) そして、提訴された行政行為が違法であることを証明する（原告提出の）証拠が成立しなかったとしても、当該行政行為の適法性に対する被告の挙証責任は免除されない（本条後段）。被告が自らの行政行為実施に関する証拠について提出しない、又は正当理由なく証拠提出期限に遅れた場合、相応する証拠がないものとみなされ、法的に不利な結果を負うことになる。

※参考文献）前掲① p97～98, ② p102～103, ③ p66, ④ p82～83 参照。

## 5-2 原告の挙証責任を明確化（38条）

### 【原告の挙証責任】

第38条 被告が法定職責を履行しないことを理由とする提訴事件において、原告は、被告に対して申請を提出した証拠を提出しなければならない。但し、次に掲げる事由の一つに該当する場合を除く。

(一) 被告が職権に基づき法定職責を自発的に履行しなければならないとき

(二) 原告が正当な理由により証拠を提出できないとき

2 行政賠償と補償に関する事件において、原告は、行政行為から生じた損害について証拠を提出しなければならない。被告の原因により原告が挙証できなくなった場合、被告が挙証責任を負担する。

本条は原告の挙証責任に関する規定である（新設）。被告は自ら行った行政行為について挙証責任を負うのが原則であるが、原告も特定の状況下において相応する証拠を提出しなければならない。

### 1 被告の不作为に関する事件における原告の挙証責任

被告の不作为に関する事件では、一般的状況において原告が被告に対して申請した証拠を提出しなければならない。この点、新12条6号が「行政機関に人身権、財産権等の合法的権益を保護する法定職責の履行を申請した際、行政機関が履行を拒絶し、又は回答しないとき」を行政事件の受理範囲に属する旨を定める。申請による行政行為とは、行政名宛人が申請した場合に限って行政機関が行政行為を実施でき、その申請がなければ行政機関が主体的に行政行為を実施できないものである。申請による行政行為について、行政機関が行政名宛人の申請行為を挙証することは非常に困難であり、とりわけ行政名宛人がもともと申請を行っていない状況ではさらに挙証が困難である。よって、かかる状況では原告による証拠提出が合理的である。

原告による証拠提出には2つの例外がある。第1に、被告が職権に基づき主体的に法定職責を履行しなければならない場合である。職権に基づく行政行為は、行政

機関が法定職権に基づき主体的に実施すべき行政行為であり、その特徴は積極性・主体性にあり、行政機関は迅速かつ主体的にこれを行わなければならない、行政名宛人の申請を必要としない。行政機関が法定職責によって履行すべきであるにも拘わらずこれを履行しない場合、挙証責任は行政機関が負担する<sup>8</sup>。第2に、原告が正当理由により証拠を提出できない場合である。被告の申請受理に関する登録制度に不備がある等の正当理由により、原告が関連証拠を提出して合理的説明を行うことができない場合である<sup>9</sup>。

## 2 行政賠償、補償事件における原告の挙証責任

1) 行政賠償事件。国家賠償法によれば、行政機関及びその職員が行政上の職権を行使し、人身権の侵害に関わる次のいずれかに該当する場合、被害者は賠償を取得する権利を有すると定める。すなわち、①違法に拘留又は公民の人身自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合、②違法に拘禁又はその他の方法により公民の人身自由を違法に剥奪した場合、③殴打、虐待等の行為又は他人に殴打、虐待等の行為を教唆、放任し、公民の身体を傷害又は死亡させた場合、④武器、警備用具を違法に使用し、公民の身体を傷害又は死亡させた場合、⑤公民の身体を傷害又は死亡させたその他の違法行為、である（同法3条）。

また行政機関及びその職員が行政上の職権を行使し、財産権侵害に関わる次のいずれかに該当する場合、被害者は賠償を取得する権利を有すると定める。すなわち、①過料・許可証・免許証の取消、生産・営業停止命令、財物の没収等の行政処罰を違法に実施した場合、②財産に対して封印、差押、凍結等の行政強制措置を違法に講じた場合、③違法に財産を収用、公用使用した場合、④財産に損害を与えるその他の違法行為、である（同法4条）。

原告は、行政機関の職権行使がその合法的權益を侵害し、かつ損害を与えたと認める場合、損害事実につき相応する証拠を提出しなければならない。損害事実とは、実際は既に発生し、又は発生するであろう損害結果を指し、例えば武器、警備用具を違法に使用し、公民の身体を傷害又は死亡させた場合である。人身の傷害に対して賠償を行う場合、原告は負傷の状況を証明する病院の診断証明書、処方箋・カルテのコピー、医療費の領収書等を提出しなければならない。

行政機関は行った行政行為に対して挙証責任を負い、該行政行為に関する証拠及び根拠とする規範性文書を提出する必要がある他、自らが提出した主張に対する証

<sup>8</sup> 例えば、公共の場において警察官が法律違反者による他人への殴打行為を発見したにも拘わらず制止しなかった場合、被害者が当該警察官所属の公安機関に対して提訴する場合、行政手続において保護申請を行った証拠を提出する必要はない（前掲文献①100頁参照）。

<sup>9</sup> 例えば、ある公民が工商機関に対する個人事業経営許可証申請時に、工商機関に関連資料を提出したが、当該機関が全く手続を行わず、理由説明も行わずに当該公民に個人事業者経営許可証を発給しない場合、当該公民には自身が行政手続において申請した事実を証明する証拠もないが、当該公民の訴権保護のために、人民法院は工商機関に対して当日の登録申請受理に関する登録簿の提出を要求し、工商機関が提出できない場合、人民法院は当該公民が行政手続において申請を行った事実の存在を推定する（前掲文献①100頁参照）。

拠を提出しなければならない（国家賠償法 15 条）。また、賠償義務機関が行政拘留又は人身自由を制限する強制措置を講じている間に、人身自由の制限を受けた者が死亡又は行為能力を喪失した場合、賠償義務機関の行為と人身自由の制限を受けた者の死亡又は行為能力喪失との間に因果関係が存在するか否かにつき、賠償義務機関が証拠を提出しなければならない。

2) 行政補償事件。行政補償は、国家行政機関及びその職員が国家・社会公共事務の管理過程において、適法な行政行為が公民・法人・その他の組織の合法的権益に損失を与えたことにより、国家が法に基づき適正補償を行う制度である。例えば、国有地にある家屋の土地収用補償決定に関する事件において、被収用者は基本的な生活、生産経営条件の保障がないとする事実について証拠を提出して、補償を請求する。

3) 被告の原因により原告が挙証不能の場合、被告が挙証責任を負担（本条 2 項後段）

例えば、行政機関が違法建築物の強制撤去を実施し、行政名宛人は、行政機関が法定手続に違反しており期間を定め建築物撤去を要求する権限がなく、強制撤去を行う資格もないと認識して行政賠償訴訟を提起したが、当該建築物は既に行政機関により撤去されて存在せず、行政行為による損害について行政名宛人の証拠提出が不可能な場合、行政機関が法執行時に記載した違法建築物の強制撤去に関する物品リストを提出しなければならない。

※参考文献) 前掲① p99 ~ 102, ② p103 ~ 106, ③ p66 ~ 68, ④ p83 ~ 85 参照。

## 6 人民法院による証拠の調査取得（40 条）

### 【人民法院による証拠の調査取得】

第 40 条 人民法院は、関係行政機関及びその他の組織又は公民から証拠を調査取得する権限を有する。但し、行政行為の合法性を証明するために、被告が行政行為を行ったときに収集していなかった証拠を調査取得してはならない。

本条は、人民法院の職権による証拠の調査取得（以下「調取」という。）に関する規定である（一部改正）。人民法院は行政紛争を正しく解決するため、証拠によって事件事実を証明しなければならない。人民法院は十分な証拠を掌握して初めて明確な事実を基礎として法律を適用し、行政事件の正確な処理を行うことができる。中国では、人民法院による職権主義による証拠調査規則と当事者主義による証拠調査規則を組み合わせた証拠の提出及び調取に関する規則を実施している。

一般的状況では、当事者が挙証を行わなければならない、具体的には①被告は自らが実施した行政行為について挙証責任を負う。②原告は行政行為の違法性を証明する証拠を提出することができる。③被告による不作為、行政賠償及び補償事件等の特別な状況においては、原告が挙証責任を負う。但し、当事者の挙証を経てもなお十分な証拠を取得することができない場合、人民法院は事件事実を明らかにするために、関連

行政機関及びその他の組織，公民から証拠を調取する権限を有する。

### 1 証拠の調取の意義

証拠の調取とは，人民法院が訴訟において法定手続に従い，職権に基づき事件事実との間に関係を有する証拠について調査・収集を行う活動である。証拠の調取は，人民法院が行政裁判権を行使して行う重要な職権活動である。人民法院に対する証拠提出は関連行政機関及びその他の組織，公民が果たさなければならない義務であり，さもなければ相応する法的な不利益を負担しなければならない。人民法院による証拠の調取の目的は，当事者が提供した証拠の客観性，関連性及び適法性を確認し，事件事実を明らかにする点にある。

人民法院による証拠の調取には次の意義がある。第1に当事者のみが証拠を提出する場合の欠陥・不足を補う点で有利に作用すること。当事者の提出証拠は，十分に信頼できると言えない場合があり，当事者は事件の審理結果との間に利害関係を有することより，自らに有利な証拠を提出するが，自らに不利な証拠を隠蔽する傾向がある。よって，当事者が提出した証拠には往々にして一定の限界があり，事件事実の認定を正しく行うには，人民法院が関連証拠を調取する必要がある。第2に人民法院の迅速かつ適時の行政事件の審理終結に資する。証拠は人民法院が事件事実の認定を行う根拠であり，人民法院が正確に事件を審理するための基盤でもある。人民法院が証拠を調取することにより，事件事実に関する状況を迅速かつ全面的に了解し，正確な裁判を行うことができる。

### 2 職権に基づく証拠の調取及び申請による証拠の調取

人民法院による証拠の調取は，職権に基づく場合と申請による場合とに分けられる。

職権に基づく証拠の調取とは，人民法院が主体的に関連行政機関及びその他の組織，公民から証拠を調査し取得することである。司法実務において職権に基づく証拠の調取は主に次の場合に行われる。すなわち，第1に国家，公共利益又は他人の合法的權益に関わる事実認定を行う場合である。一定の状況において，当事者は自らの利益に符合する証拠のみを法廷に提出し，自らの利益と関係のない証拠は提出しない可能性がある。当該証拠が国家，社会公共利益及び他人の合法的權益に関わるのに，人民法院が主体的に証拠を調取しない場合には，取り返しのつかない損害が生じることになる。第2に職権に基づく当事者の追加，訴訟の中止，訴訟の終結，回避等の手続に関する事項に関わる場合である。

申請による証拠の調取とは，原告又は第三者が自ら収集できない場合，人民法院に対して調取を申請できることであり，新41条に具体的規定が置かれている。

### 3 人民法院による証拠の調取に対する制限

人民法院が証拠を調取する場合，行政行為の適法性を証明するために被告が行政行為実施時に未収集であった証拠を，調取してはならない（本条但書）。「法律に依る行政」原則によれば，行政機関は行政行為実施時に調査・証拠収集を行わなければならないが，行政機関が行政行為実施後に自ら証拠を収集した場合，当該行政行為は



違法を構成する。同様に、人民法院が訴訟中に再度この種の証拠を収集して、提訴された行政行為の適法性を証明した場合、行政訴訟の目的及び原則に違反したことになる。もっとも注意すべきは、行政行為の違法性を証明するための証拠につき、人民法院が職権に基づいて調取できる点である。

※参考文献) 前掲① p103 ~ 106, ② p108 ~ 111, ③ p69 ~ 70, ④ p86 ~ 89 参照。

## 7 人民法院による証拠収集に関する制度を整備 (41 条)

### 【人民法院に対する証拠の調査取得の申立】

第 41 条 本案と関係がある次に掲げる証拠について、原告又は第三者が自ら収集できない場合、人民法院に調査取得を申し立てることができる。

- (一) 国家機関が保存し、人民法院が調査取得しなければならない証拠
- (二) 国家機密、営業秘密、個人のプライバシーに係わる証拠
- (三) 確実に客観的な原因により、自ら収集が不可能なその他の証拠

本条は、原告又は第三者の人民法院に対する証拠の調取の申立に関する規定である(新設)。原告又は第三者が自ら証拠を収集できる場合、原則として自ら収集すべきであるが、原告又は第三者が自ら証拠を収集できない場合に限って、人民法院に対して証拠の調取を申し立てることができる。

本条の申請主体は原告又は第三者に限られ、行政機関は人民法院に対して証拠の調取を申請することはできない。その理由は、行政機関と行政名宛人は客観的に不平等な立場にあり、行政機関は十分な人員、装備等の有利な条件を有し、証拠を取得する上で有利であること。行政機関による行政行為実施に関する証拠及び根拠とする規範性文書は一般に行政機関が掌握しているところ、客観的理由により行政名宛人はそれらの調査・取得自体が不可能という状況にあるためである。

証拠の調取は人民法院の職権であり、人民法院は関連の行政機関及びその他の組織、公民から証拠を調取する権限を有する。よって、原告又は第三者が自ら証拠を収集できない場合、人民法院に申請し、人民法院が証拠を調取しなければならない。原告が調取を申請する証拠には、①行政行為の違法を証明する証拠、②行政による不作為に関する事件、行政賠償及び補償等の特別な事件において、原告が挙証責任を負って提出すべき証拠の二つがある。

原告又は第三者が人民法院に対して調取を申請する証拠は、事件と関連性が必要であり、さらに次の条件を満たさなければならない。

1) 国家機関が保存し人民法院による調取を要する証拠であること(第1号)。この種の証拠には主に档案(各種組織、機関或いは個人が業務処理を行う際に発生し保管される記録、文書、資料)等が含まれる。档案は国家機構、社会組織及び個人が政治、軍事、経済、科学、技術、文化、宗教等の活動の実施において直接形成された保存価値を有する各種文字、図表、音声・画像等の異なる形式による履歴に関する記録である(例えば、土地利用計画、建設用地、土地台帳の管理に関する档案等)。証拠

の調取を申請する場合2つの要件が必要である。すなわち、①証拠が国家機関により保存されていること、②調取が人民法院のみに限られることである（例えば、ある保存資料が対外的に公開されておらず、公民・法人・その他の組織が身分証、紹介状等の関連証明書類があっても閲覧及び取得ができないもの等）。この点、「政府情報公開条例」規定に該当し申請によって取得できる証拠であれば、人民法院に証拠の調取を申請する必要はない。他方で法に基づき行政機関への申請を通じて相応する証拠取得が可能であるにも拘わらず、行政機関がそれを拒否する場合に、人民法院に証拠調取を申請することができる。

2) 国家秘密, 営業秘密又は個人のプライバシーに関わる証拠であること (第2号)。国家秘密は国家の安全及び利益に関わり, 法定手続に基づいて確定し, 一定期間内において一定範囲内の者のみが知り得る事項である。営業秘密とは公衆に知られておらず, 権利者に経済利益をもたらすことができる, 実用性があり権利者が秘密保持に関する措置を採用した技術情報及び経営情報を指す (不正競争防止法 10 条 3 項参照)。個人のプライバシーは公民個人の生活において他人に公開されたくない, 又は知られたくない秘密を指す。

3) 客観的原因により自ら収集することができないその他の証拠であること (第3号)。これは比較的範囲の広い包括条項であり, 関連の規範性文書により具体的規定を定め, 又は人民法院の裁量で決定することができる。但し次の2条件がある。すなわち, ①客観的原因によること (主観的要素を排除するものであり, 原告・第三者が証拠の収集を怠った場合, 客観的原因ではない), ②自ら収集することができない証拠であること, である。

※参考文献) 前掲① p106 ~ 108, ② p111 ~ 113, ③ p70 ~ 71, ④ p89 ~ 91 参照。

## 8 証拠の適用ルールを明確化 (43 条)

### 【証拠適用規則】

第 43 条 証拠は, 法廷において提示し, 当事者が互いに質証を行わなければならない。国家機密, 営業秘密, 個人のプライバシーに関わる証拠については, 公開開廷時に提示してはならない。

2 人民法院は, 法定手続に従って, 全面的かつ客観的に証拠の審査と事実確認を行わなければならない。未採用証拠については裁判文書中においてその理由を説明しなければならない。

3 違法な手段によって収集された証拠は, 事件事実を認定する根拠としてはならない。

本条は証拠適用規則に関する規定である (新設)。実務において, 往々にして証拠の使用について規範化がなされず, 裁判文書での説明も不十分という問題が存在している。そこで本改正では証拠の使用について規範化し, 判決の公正さと説得力を強化するために本条を追加し, 具体的には証拠の提示と質証, 証拠審査, 事実確認及び違

法証拠排除を含んでいる。

### 1 証拠の提示・質証（本条1項）

当事者が法院に対して提出した証拠及び人民法院が調取した証拠につき、事件事実の認定を行う証拠とする場合、法廷上で提示し、当事者による質証を経て、証拠の真実性、適法性及び関連性を保証し、事件事実の認定を行う証拠に誤りを生じないようにし、事実をもって根拠とする原則を真に実現しなければならない。しかし、国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに関わる証拠は秘密を保持し、公開開廷時に提示してはならず、開廷前の証拠交換等の手段を通じて提示することができる。

「質証」は法廷での審理過程において、訴訟当事者及び代理人が法廷上で提示した証拠資料につき尋問、反論、識別、質疑、説明等の方式を採用し、証拠の採用可能性及び証明力等の問題に対する裁判官の心証を形成する訴訟活動を指す。当事者及び代理人は証拠の関連性、適法性及び真実性につき、証拠の証明力の有無及び証明力の程度に対して「質証」を行わなければならない。法廷での「質証」を経ない証拠は、事件事実の認定根拠とすることができない。

### 2 証拠の審査、事実確認（本条2項）

提示された証拠に対し、人民法院は实事求是（事実の実証に基づき物事の真理を追求する）の精神に則り、法定手続に基づいて、全面的、客観的に審査、事実確認を行い、不要な内容、虚偽の内容を取り除き、重要な内容、真実の内容を残すようにしなければならない。人民法院は事件の具体的状況に基づき、証拠が法定形式に符合しているか、証拠の取得が法律、法規の要求に符合しているか、証拠能力に影響を及ぼすその他の違法な状況が存在していないか等の点から証拠の適法性について審査を行い、証拠が構成された原因、証拠の発見時の客観的環境、証拠が原本・原物であるか、コピー、複製物が原本・原物と同じか、証拠の提供者又は証人と当事者との間に利害関係があるか等の点から証拠の信憑性に対して審査を行う。当事者双方に異議がない場合、人民法院は当該証拠の証明力を認定することができる。一方当事者から証拠に異議のあった場合、人民法院は当該証拠につき、さらに調査・確認を進めなければならない。異議のあった証拠を事件事実の認定根拠とすることはできない。

当事者が提出した証拠につき、人民法院が採用できないと判断する場合、裁判文書において不採用の理由を説明して裁判文書の説得力を強めなければならない。これによって当事者を心から納得させて訴訟を終息させ、その判断に従わせる。

### 3 違法証拠の排除（本条3項）

本改正過程では、行政訴訟における違法証拠排除関連ルールの制定については意見が分かれた。

法工委は、行政訴訟において違法証拠排除関連ルールの制定することには次の長所があると考えた。すなわち、第1に行政機関の「法律に依る行政」に対する意識を向上させ、法律に依る行政を促進させるのに有用である。行政機関は行政行為を

行う場合、厳格に法定手続に基づき合法的手段を通じて証拠を取得しなければならず、そうでなければ当該証拠は違法と認定され、当該行政行為も証拠による支持を失い敗訴することになる。第2に、違法行政行為の是正を徹底する上で有利である。行政機関が違法に取得した証拠を排除し、その証拠の証明力を否定し、既に存在する違法行政行為の是正を徹底することができ、特に現在実務上みられる「釣魚執法（おとり捜査）」の問題を解決できる。第3に、行政名宛人の権利保障を確実にする点で有利である。違法証拠排除については、行政上の違法行為に対する調査・懲罰に一定の影響を及ぼす可能性はあるが、行政名宛人の権利保障により資するものであり、公権力の抑制及び個人の権利尊重を一層体现できる。この点、2002年最高人民法院「行政訴訟の証拠における若干問題に関する規定」58条が「法律の禁止規定に違反又は他人の合法的權益を侵害する方法により取得した証拠は、事件事実の認定根拠とすることができない。」と規定し、これより実際上は既に行政訴訟における違法証拠排除に関するルールが採用されている。本改正では、行政訴訟においてこれまでに得てきた実務経験及び効果的な方法を吸収し、さらに進化させ、行政訴訟における違法証拠排除に関するルールとして確定するものである。

本項の「違法な手段により取得した証拠」とは、法律の禁止規定に違反し、又は他人の合法的權益を侵害する方法により取得した証拠を指し、主に次の3つの内容を含む。①法定手続に対する重大な違反により収集した証拠資料、②盗撮、秘密録音、盗聴等の手段により他人の合法的權益を侵害して取得した証拠資料、及び③利益による誘導、詐欺、脅迫、暴力等の不当手段により取得した証拠資料である

※参考文献）前掲① p110～113、② p115～118、③ p72～74、④ p93～95 参照。

## 第5 訴訟手続の改善（その1）

### 1 行政訴訟と調解（60条）

#### 【調解】

第60条 人民法院の行政事件審理において、調解を適用しない。但し、行政賠償と補償及び行政機関が法律・法規に規定する自由裁量権を行使した事件に関するものを除く。

2 調解は自由意思により、適法であるという原則を遵守し、国家利益、社会公共利益と他人の合法的権利・利益を害してはならない。

本条は行政訴訟における調解に関する規定である（一部改正）。行政訴訟における調解とは、当事者が人民法院による主宰の下、自由意思に基づいて合意に達し、紛争を解決する行為である。この点旧法は「人民法院の行政事件審理において、調解を適用しない。」と明確に定めていた。その理由は、行政機関の行政権は法律が付与した国家の公権であり、行政機関が自らこれを処分することは許されないこと、および人民法院による行政事件審理を通じて行政行為の適法性審査を行い、判決を下さなければならないことに基づくものであり、本改正でもこの原則は維持されている（本条1



項本文)。他方で、本法施行により行政事件審理に調解を適用しない旨が定められているにも拘わらず、当事者が裁判外和解の方式により紛争を解決することが多数存在することも考慮された。裁判外和解は法院による確認を経ないなど制度的な保障がなく、行政機関が詐欺、脅迫等の違法手段により原告に訴えを取下げさせ、訴え取下げ後に往々にして以前の約束を反故にする場合もあるが、これでは当事者の合法的権益保護にも、行政紛争の効果的解決にも不利である。

行政訴訟の実務上存在する問題につき、行政賠償・行政補償等の事件では行政機関が一定の裁量権を有すること、及び調解の適用によって行政紛争をより円滑に解決し、公民・法人・その他の組織の合法的権益が保護できることを考慮して、本法改正第1次草案では、行政賠償及び行政機関による法に基づく補償に関する事件は調解を可能とする規定が追加された。第2次審議において、一部の常務委員会委員、代表、地方及び法院より、行政紛争の効果的解決のために草案中の調解の範囲について適度に拡大する意見があり、検討を経て新法には、行政機関が法律・法規に規定する自由裁量権を行使した事件が追加されている。

本条1項但書によると、調解を適用できる行政事件は、行政賠償事件、行政補償事件、法律・法規が規定する行政機関の自由裁量権行使に関わる事件の3種類であり、これらの共通点は行政機関が一定の裁量権を有する点である。

1) 行政賠償事件。行政賠償とは行政機関が職権を違法に行使し、行政名宛人の合法的権益を侵害して損害を与えた場合に、国が負う賠償責任を指す。行政賠償は国家賠償のうちの1つで、法定の計算基準はあるが、賠償義務機関と賠償請求人との間の賠償方式等に関する協議、調解を妨げない。1997年最高人民法院「行政賠償事件審理における若干問題に関する規定」において、人民法院による行政賠償事件の審理は、自由意思の堅持を前提に、賠償範囲・賠償方式・賠償金額について調解を行うことができ、調解が成立した場合、行政賠償調解書を作成しなければならないことが規定されている。2010年の国家賠償法改正の際も、賠償義務機関による賠償決定について、賠償請求者の意見を十分に聴取しなければならないと、かつ賠償請求者と賠償方式・賠償項目・賠償金額につき協議できることが追加された(同法23条1項)。同規定により法律上行政機関が行政賠償に対して一定の裁量権を有することが明確にされ、行政訴訟における調解のための実体法の基盤を構築した。

2) 行政補償事件。行政補償は行政機関が公共事務の管理過程において、適法な行政行為によって公民、法人又はその他の組織の合法的権益が損失を受けた場合、法に基づき国が補償を与えるものである。現在の中国憲法<sup>10</sup>及び一部の法律法規<sup>11</sup>におい

<sup>10</sup> 憲法第13条第3項「国は公共利益の必要のため、法律規定に基づき公民の私有財産に対する公用収用又は公用使用を実施することができ、かつ補償を与える。」

<sup>11</sup> 行政許可法8条2項「行政許可の根拠とした法律・法規・規則が改正・廃止された場合、又は行政許可承認の根拠とした客観的状況に重大な変化が生じた場合、公共利益の必要のため、行政機関は既に効力を生じた行政許可を、法に基づいて変更又は撤回することができる。これにより、公民・法人・その他の組織が財産に損失を受けた場合、行政機関は法に基づき補償しなければならない。」

て行政補償が明規されており，一部法令ではさらに行政補償は協議の上で補償協議書を締結することができる」と明記されている（例えば「国有土地上家屋公用収用補償条例」）。これらは行政機関が行政補償事件に関する一定の裁量権を有することを示す。

3) 法律法規が規定する行政機関の自由裁量権行使に関わる事件。行政賠償，行政補償以外のその他の行政事件においても，行政機関が裁量権を行使する場合がある（例えば行政処罰事件において行政機関は関連実体法の定める過料の範囲内で，自ら適切と判断する金額を選択し，過料決定を行う）。法律法規に基づく裁量権行使の範囲内において，人民法院による主宰・監督のもと，行政機関は行政名宛人と調解合意を締結することができる。

調解は，自由意思，適法の原則に従い，国家，社会公共利益及び他人の合法的權益を害してはならない（本条2項）。自由意思原則は手続・実体面を含み，手続面につき当事者は調解するか否かの決定権，及び調解開始時間，調解方式の選択権を有する。実体面では，調解合意の内容には，双方当事者の真の意思が反映され，関連実体権に対する処分は，双方の自由意思によることが必要であり，強制があってはならない。適法原則は，人民法院と双方当事者による調解活動及びその合意内容が，法律規定に適合すべきことを指し，具体的には，①人民法院が主宰して双方当事者が調解活動を行い，法律法規の定める手続に基づき進行すること，②双方当事者の合意内容は，法律法規に違反してはならず，国家，社会公共利益及び他人の合法的權益を害することは許されない。

調解の具体的手続を本条は定めていないが，新101条により民訴法関連規定が適用され，人民法院は事実が明確であることを基礎として，是非を明確に区別し，調解を進めなければならない（民訴法93条）。調解合意が成立した場合，人民法院は調解書を作成し，調解書には訴訟請求，事件事実及び調解結果を明記し，裁判官，書記官が署名し，人民法院の印章を押捺し，双方当事者に送達することを要する。調解書は双方当事者が受領署名した後，直ちに法的効力を生じる（即時履行が可能な事件については，調解書作成を省略できる）。調解合意が成立せず，又は調解書の送達前に一方が翻意した場合，人民法院は速やかに判決を下さなければならない。

※参考文献）前掲① p160～163，② p167～170，③ p99～101，④ p134～136 参照。

## 2 民事紛争と行政紛争が交錯する場合の処理（61条）

### 【民事紛争と行政紛争の交錯】

第61条 行政許可，登記，公用徴収，公用使用と行政機関が民事紛争に対して行った裁決に関する行政訴訟において，当事者が関連民事紛争を併せて解決することを申し立てた場合，人民法院は，併せて審理することができる。

2 人民法院は，行政訴訟において，当該事件の審理が民事訴訟の裁判を拠所とする必要があると認める場合，行政訴訟を中止する裁定を下すことができる。

本条は民事紛争と行政紛争が交錯する場合の処理に関する規定である（新設）。実

務では一部行政行為に起因する紛争は、往々にして関連民事紛争を伴う。この2種類の紛争につき、行訴法及び民訴法に基づいて個別に立件し、別々に審理を行うことは、司法資源の浪費であり、中には訴訟が繰り返される場合もあって司法効率に影響し、当事者の合法的権益保護にも不利益となる。

本改正では、第1に実務における行政紛争と関連民事紛争を併せて審理する方法に基づいて、行政許可、登記、公用収用、公用使用及び行政機関による民事紛争裁決に関わる行政訴訟において、当事者が関連民事紛争の同時解決を請求した場合、人民法院は併せて審理を行うことができる旨規定された（本条1項）。第2に、行政訴訟において、人民法院は行政事件審理に民事訴訟の裁判を根拠とする必要があると判断する場合、行政訴訟を中止する裁定を下すことができる旨規定した（本条2項）。行政訴訟において民事紛争を併せて審理することは、当事者の訴訟における負担軽減、紛争の迅速な解決、当事者の権益の迅速かつ適法な保護に有利に働き、司法資源の節約、司法効率の向上とともに、行政訴訟及び民事訴訟の裁判結果の矛盾衝突の防止にも有用である。

行政訴訟において民事紛争を同時に審理する場合、一定の条件を具備しなければならない。すなわち、①行政訴訟の成立、訴訟提起条件、訴訟提起期間等の規定に適合していること、②当該行政訴訟が行政許可、登記、公用収用、公用使用及び行政機関による民事紛争裁決に関わること、③当事者が行政訴訟過程において民事紛争の同時解決を請求すること、④行政訴訟と民事訴訟との間に関連性があること、である。行政訴訟と付帯する民事訴訟の関連性とは主に2件の訴訟が共に特定行政行為の適法性に関する問題に及んでいることである。

行政訴訟において民事紛争を同時に審理する制度は、訴訟の便宜のために2件の異なった性質を持つ訴訟を同時に併せて審理することが考慮されたものである。同時に審理した後も、依然として行政と民事の2種類の訴訟、2件の紛争が存在しており、2種類の手続規則を適用しなければならない。

行政訴訟において民事紛争を同時に併せて審理する事件には次の4種類がある。

1) 行政許可に関わる事件。例えば、不動産開発業者甲が住民乙の家屋付近に分譲住宅を建設することを計画部門が許可し、乙は分譲住宅建設後に通行・採光に影響があると考えて、計画部門を被告に行政訴訟を提起するとともに甲を被告に民事訴訟を提起したとする。この状況で当事者が行政紛争と民事紛争の同時解決を請求する場合、人民法院は同時に併せて審理することができる。

2) 登記に関わる事件。例えば家屋共同所有者たる甲乙につき、甲が乙に無断で家屋を丙に売却し、かつ署名偽造等の手段により家屋所有権者を丙に変更した。乙が事情を知った後、家屋の所有権変更登記に対する審査義務を果たさず、その財産権侵害を理由に不動産登記機関を被告に行政訴訟を提起して家屋所有権の登記変更を請求するとともに、甲丙の両名を被告として民事訴訟を提起したとする。この状況で当事者が行政紛争と民事紛争の同時解決を請求する場合、人民法院は同時に併せて審理する



ことができる。

3) 公用収用, 公用使用に関わる事件。例えば, 甲が自らの家屋を乙に賃貸した後  
に他の土地に長期滞在し, 半年後に政府が当該区域の全家屋を公用収用する決定を行  
い, 乙が所有者になりすまして自らが家屋収用部門と補償金について協議したが合  
意に至らず, 家屋収用部門が補償決定を行い, 乙は訴訟提起せずに補償金を受領した。  
甲が事情を知った後, 補償対象が誤っておりかつ補償金額が低すぎると判断し, 補償  
決定に対して人民法院に行政訴訟を提起すると共に乙に対して民事訴訟を提起して,  
不正受領した補償金返還を請求したとする。この状況で当事者が行政紛争と民事紛争  
の同時解決を請求した場合, 人民法院は同時に併せて審理することができる。

4) 行政機関による民事紛争裁決に関わる事件, すなわち行政裁決事件である。行  
政裁決は主に土地, 草原, 水域, 干潟等の自然資源の所有権・使用権に関する紛争及  
び特許, 商標等の知的財産権に関する紛争に適用され, 土地権利帰属に関する紛争に  
対して行政機関が行う裁決が典型例である。土地管理法によると, 土地の所有権・使  
用権に関する紛争については当事者が協議の上解決するものとし, 合意に達しなかつ  
た場合, 人民政府が処理を行う。当事者は関連人民政府の処理による決定を不服とす  
る場合, 決定通知受領日から 30 日以内に, 人民法院に訴訟を提起することができる。  
例えば甲, 乙の間において宅基地(農村の農家又は個人が住宅用地として占有し, 利  
用するための集団所有地)の使用権をめぐる紛争が発生し, 郷人民政府は, 宅基地  
使用権が乙に帰属する旨の決定を行ったところ, 甲が当該決定を不服として行政訴訟  
を提起し, さらに乙を被告として宅基地使用権返還の民事訴訟を提起したとする。こ  
の状況において当事者が行政紛争と民事紛争の同時解決を請求した場合, 人民法院は  
同時に併せて審理することができる。

本条 2 項によると, 行政訴訟において, 人民法院が行政事件審理に民事訴訟の裁判  
を根拠とする必要があると判断した場合, 行政訴訟の中止裁定を下し, 民事訴訟の裁  
判後に, 民事訴訟の裁判を根拠として引き続き行政訴訟手続を進めることができる。  
実務では, 基礎となる民事紛争を先に解決する方法は, 行政紛争と民事紛争の解決に  
不利となる場合がある。例えば, 民事訴訟において裁判官は登記行為の適法性審査を  
行わず, 逆に登記証書が民事訴訟において有利な証拠となる。したがって, 本条 2 項  
では民事訴訟を先に行うことが「できる」と定め, 強制的要求とはしていない。

※参考文献) 前掲① p163 ~ 166, ② p170 ~ 173, ③ p101 ~ 103, ④ p136 ~ 139 参照。

### 3 審理期限の延長 (81, 88 条)

#### 【第一審の審理期限】

第 81 条 人民法院は, 立案の日から 6 か月以内に第一審判決をしなければならない。特別な状況により延長する必要がある場合, 高級人民法院がこれを許可する。高級人民法院が審理する第一審事件について延長する必要がある場合は, 最高人民法院がこれを許可する。



## 【第二審の審理期限】

第 88 条 人民法院は、上訴事件を審理する場合、上訴状を受領した日から3 か月以内に終審判決をしなければならない。特別な状況により延長する必要がある場合、高級人民法院がこれを許可する。高級人民法院の上訴事件審理について延長する必要がある場合は、最高人民法院がこれを許可する。

第 81 条は第一審の、第 88 条は第二審の審理期限に関する規定である（一部改正）。

### 1 第一審審理期限の延長

まず本改正では第一審事件の審理期限が 3 か月から 6 か月に延長された（81 条前段）。本改正過程では第一審、第二審行政事件の審理期限を延長すべしとする意見が多数を占めた。すなわち、行政事件は一般に複雑で調整も困難であり、旧 57 条による 3 か月の第一審審理期限では、多くの場合に事件処理を完了できずに審理期限を超過して高級人民法院に延期承認を得ることが常態化しているため、民訴法の審理期限と一致させて 6 か月に延長すべきとの提案がなされていた。他方、行政訴訟は行政秩序の安定、行政管理の有効性、及び当事者の合法的権益の迅速な保護にも関わるため、審理期限は過度に長くはならず、適切な範囲で延長すべきである。

本改正では第一審審理期限を 6 か月に延長するとともに、旧 57 条と同様に任意での延長を避けるため審理期限延長の承認手続に関する承認権を、高級人民法院及び最高人民法院に与えている（81 条後段。民訴法 149 条によれば、審理期限延長承認権は、審理を行う法院の院長が有し、延長期限は 6 ヶ月内であり、さらに延長が必要な場合は上級人民法院の承認を得て行う。これに対して第一審行政事件では審理期間をどれだけ延長できるかについても、承認権を有する法院により決せられる）。

### 2 第二審の審理期限の延長

本改正では第二審事件の審理期限が 2 か月から 3 か月に延長された（88 条前段）。第一審手続の審理期間が 6 か月であるのに対し、第二審手続の審理期間は 3 ヶ月と相対的に短い。この理由は、第二審事件の審理は第一審を基礎として行うものであり、大量の審査、確認及び調査、証拠収集が既に第一審人民法院で行われており、第二審事件審理の業務量は一般に第一審よりも少ないためである。さらに、新 86 条によると、文書の確認、調査及び当事者尋問を経て、新たな事実、証拠又は理由が提出されず、開廷審理は不要と合議体が判断した上訴事件は、開廷審理を行わずに直接判決を下すことができる。よって、第二審事件に第一審よりも短い審理期限が規定されることは合理的であり、実行可能との考慮に基づく。

民訴法 176 条 1 項が審理期限を第二審立案日から起算するのとは異なり、行政訴訟の第二審審理期限は、上訴状受領日から起算される。これは行政訴訟における裁判効率を向上させ、及び行政管理における効率追求の要求を満たすことができ、上

訴人の合法的權益を速やかに保護する点で有用だからである。また 88 条後段が、行政事件の第二審審理期限延長の承認について高級人民法院・最高人民法院の権限とし、民事訴訟とは異なるより厳格なコントロールを及ぼす点は上述した 81 条後段と同趣旨である。

なお 88 条は、判決に対する上訴事件の審理期限について規定しているが、裁定に対する上訴事件の審理期間は、民訴法の関連規定を適用し、第二審立案日から 30 日以内に審理を終了し、終審裁定を下さなければならない（民訴法 176 条 2 項）。

※参考文献）第 81 条につき前掲① p208～209, ② p217～218, ③ p125～126, ④ p174～175。第 88 条につき前掲① p223～224, ② p233～234, ③ p134, ④ p186～187 を参照。

(つづく)

## 活動報告

### 【国際研修・共同研究】

#### 第53回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

松尾宣宏

##### 第1 本研修の経緯等

平成28年（2016年）7月19日から同月29日までの日程（移動日含む。詳細日程については別添日程表参照）で、ベトナム首相府官房副長官キエウ・ディン・トゥ氏ら10名（別添研修員名簿参照）が来日し、法務省法務総合研究所（東京）ほかにおいて、ベトナム首相府職員らに対する第53回ベトナム法整備支援研修を実施した。

ベトナムでは、現在、平成27年（2015年）4月から平成32年（2020年）3月まで5年間の予定で実施されている「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）において、これまでのプロジェクトの成果を踏まえ、引き続き各種法令の起草支援及び実務改善支援を行っているほか、新たな取組として、法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援を実施しており、首相府は、本プロジェクトからカウンターパートに加わったものである。

ベトナム首相府は、ベトナムにおける法規範文書に関し、事前のチェックを行うとともに、各省庁間の調整の役割も担っており、法令の整合性及び明確性確保、並びに法規範文書<sup>1</sup>の統一的な運用において重要な役割を果たしている機関である。

首相府に対しては、平成27年（2015年）9月に初めての研修を行ったところであるが、本研修においても、内閣法制局等による法令の事前審査のシステム等、法令の整合性及び明確性確保に向けた日本の取組の基本的な部分について引き続き理解してもらうべく、関連機関の訪問及び講義等をプログラムに組み込んだ。

そのほか、法規範文書の統一的な運用に必要な関係省庁間の連携及び国と地方との関係調整等についてもインプットを行った上、法令の整合性及び明確性確保等のための一般的な取組だけではなく、それらの取組についてより具体的なイメージが持てるよう、具体的な法令を題材に、法令の整合性及び明確性確保を目標とした、法令作成の前提としての政策立案の在り方についてもインプットを行うこととし、具体的には、ベトナム側が希望していた水利・灌漑関連法<sup>2</sup>（農業用水関連の法案）等を題材に取り上げることとした。

<sup>1</sup> ベトナムにおける広義の法令のこと

<sup>2</sup> ベトナム側が同法を題材として取り上げてほしいとした背景として、今年初め頃から、ベトナム南部が大干ばつに見舞われ、農業用水関連法案の整備が急務であったことが挙げられる。また、我が国の外務大臣がベトナムを訪問した際、大干ばつに対する支援を表明したことから、法制度の観点からの支援も重要であると考え、本研修で題材として取り上げることが妥当であると判断したものである。

## 第2 本研修の内容等

### 1 講義等

#### (1) 日本における立法過程について

当職から、行政権を中心とする日本の統治機構について説明し、また、日本における立法過程についての概説を行った。

#### (2) 法令整合性確保のための施策と取組（内閣法制局）

内閣法制局総務主幹から、内閣法制局における、政府提出法案にかかる法令審査の仕組みや、審査過程における留意点等について御講義いただいた。

#### (3) 内閣官房における省庁間調整について（内閣官房）

内閣官房副長官補室参事官らからの講義及び質疑応答を通じて、省庁横断的な業務を行う内閣官房の役割や、法案提出過程における関係省庁間での調整方法等についてインプットを行った。

研修員らは、省庁間調整の方法や閣議の機能等につき、日本とベトナムの違いに驚きつつ、非常に興味深く参事官らの話に聞き入っていた。

#### (4) 政策立案における省庁間調整（国土交通省）

国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課課長補佐から、ベトナムの水利・灌漑関連法制定を念頭におき、日本の水資源政策及び政策立案における関係省庁との調整方法について御講義いただいた。

#### (5) 地方行政制度について（総務省）

総務省自治行政局行政課地方議会企画官から、地方行政制度の概要や、国と地方とで利害が対立した場合の相互の関係調整方法等について御講義いただいた。

#### (6) 議員立法の立案過程（衆議院法制局）

衆議院法制局法制次長から、議員立法を中心とした、法律案作成における整合性確保の方策等について御講義いただいた。

#### (7) 政策立案の推移及び法律への具現化について（農林水産省）

農林水産省農村振興局水資源課課長補佐らから、ベトナムの水利・灌漑関連法制定を念頭におき、日本における農業用水関連法令の前提としての政策の推移や、政策立案において関係省庁所管法令に留意することの重要性等について御講義いただいた。

#### (8) 首相府立案に係る法規範文書をめぐる諸問題

法務総合研究所国際協力部教官らと研修員との間で、ベトナムにおける法令の整合性を図るための方策等の論点について意見交換を行った後、市橋克哉・名古屋大学副総長をコメンテーターに迎え、前記論点に関し、更に深化した意見交換を行った。

#### (9) 国と地方との関係、条例制定における諸問題（東京都）

東京都総務局総務部文書課統括課長代理らから、東京都の条例制定における整合性確保のための留意点や、国と地方との関係調整の方法について御講義いただいた。



## 2 訪問等

### (1) 法務総合研究所

研修初日に、法務総合研究所長の表敬訪問を行った。

### (2) 内閣法制局

講義に先立ち、横畠裕介内閣法制局長官を表敬訪問し、審査部を見学した。

### (3) 衆議院法制局

講義に引き続き、国会議事堂を見学した。

### (4) 国際協力機構（JICA）

同機構の産業開発・公共政策部長に対する表敬訪問を行うとともに、同機構の職員らと、本研修の題材となっている水利・灌漑関連法について意見交換を行い、法令の立案における関連法令との整合性を図ることの重要性について理解した。

### (5) 東京都

講義に引き続き、東京都庁を見学した。

## 第3 おわりに

研修員らは、いずれの講義及び意見交換のセッションにおいても、熱心に講義を聴き、活発に質問するなど、意欲的に取り組んでいた。

研修員たちは、法令の整合性・明確性確保のため、内閣法制局や衆議院法制局による法案審査段階での取組の重要性を理解したことはもちろんながら、どの講義や訪問でも必ず話題に上った、法案作成過程、あるいはその前段階の政策立案過程から関係省庁と連携、調整を行う日本の手法について大いに関心を示し、理解を深めている様子であった。

今後、法令の整合性・明確性確保に向けた取組みは更に進んでいくこととなるが、そのためには、地道ながらも、本研修で取り組んだように、具体的な法案の作成や改正等を題材にして、法案審査の方法や立案過程の見直しや改善を継続していき、ベトナム側にその重要性を浸透させていくというのが一番の早道ではないかと思われる。

法務省法務総合研究所国際協力部は、今後とも、本プロジェクトの取組みを全力で支えていく所存である。

最後に、本研修の円滑な実施に当たり、講義や訪問を御承諾いただいた関係機関の皆様、長期派遣専門家の方々、当部職員らにこの場を借りて深く御礼を申し上げ、本稿を終えることとする。

## 第53回 ベトナム法整備支援研修日程表

【 教官：松尾教官，横山教官 専門官：千同専門官 】

| 月日                | 10:00   | 12:00                            | 14:00  | 17:00  | 備考                |
|-------------------|---|----------------------------------|--|--|-------------------|
| 7<br>／<br>火<br>19 | 入国  |                                  |  | 15:00<br>JICAオリエンテーション                               |                   |
| 7<br>／<br>水<br>20 | 10:00<br>ICDオリエンテーション<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室  | 11:00<br>法務総合研究所長表敬<br>法務総合研究所長室 | 12:15<br>13:45<br>所長主催意見交換会<br>写真撮影<br>法曹会館  | 14:00<br>17:00<br>講義「日本における立法過程について」<br>国際協力部教官 松尾宜宏 | 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |
| 7<br>／<br>木<br>21 | 10:00<br>講義及び意見交換「法令整合性確保のための施策と取組」<br>内閣法制局総務主幹 岩尾信行                               | 12:00<br>内閣法制局                   | 14:00<br>講義及び意見交換「内閣官房における省庁間調整について」<br>内閣官房官房副長官補室参事官 平光信隆，主査 堀内亜紀  | 17:00  | 内閣官房              |
| 7<br>／<br>金<br>22 | 10:00<br>講義及び意見交換「政策立案における省庁間調整（国交省所管業務を題材に）」<br>国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課 課長補佐 時間利和 | 12:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室       | 14:00<br>講義及び意見交換「地方行政制度について」<br>総務省自治行政局行政課地方議会企画官 江口哲郎   | 16:00  | 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |
| 7<br>／<br>土<br>23 |   |                                  |  |  |                   |
| 7<br>／<br>日<br>24 |   |                                  |  |  |                   |
| 7<br>／<br>月<br>25 | 9:30<br>講義「議員立法の立案過程～法令の整合性の確保を中心として～」及び国会見学<br>衆議院法制局衆議院法制次長 橋 幸信                  | 13:30<br>衆議院法制局                  | 15:00<br>講義及び意見交換「政策立案の推移及び法律への具現化について（農業用水関連法令を題材に）」<br>農林水産省農村振興局設計課海外土地改良技術室海外技術調整係長 成田晃洋，土地改良企画課総括班長 中西滋樹，水資源課水資源企画班課長補佐 東崇史 | 17:00  | 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |
| 7<br>／<br>火<br>26 | 10:00<br>質疑応答及び意見交換「首相府立案，審査に係る法規範文書をめぐる諸問題」<br>国際協力部教官                             | 12:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室       | 14:00<br>講義及び意見交換「首相府立案に係る法規範文書をめぐる諸問題」<br>名古屋大学理事・副総長 市橋克哉  | 17:00  | 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |
| 7<br>／<br>水<br>27 | 10:00<br>JICA 表敬訪問，JICA職員との意見交換<br>JICA職員等  | 12:00<br>JICA本部                  | 14:00<br>講義「国と地方との関係，条例制定における諸問題」及び東京都庁見学<br>東京都総務局総務部文書課統括課長代理 木伏佐恵子，統括課長代理 杉本健太  | 17:00  | 東京都庁              |
| 7<br>／<br>木<br>28 | 10:00<br>討論・意見交換（今後のプロジェクトの活動の方向性について）<br>国際協力部教官                                   | JICA市ヶ谷ビルセミナールーム                 | 13:00 14:30<br>評価会，修了式   |  |                   |
| 7<br>／<br>金<br>29 | 帰国  |                                  |  |  |                   |

## 第53回 ベトナム法整備支援研修 研修員

|    |   |
|----|---|
| 1  | キエウ・ディン・トゥ<br>Mr. Kieu Dinh Thu<br>首相府官房副長官             |
| 2  | ディン・ズン・シイ<br>Mr. Dinh Dung Sy<br>首相府総合部長                |
| 3  | ド・バン・タイン<br>Mr. Do Van Thanh<br>農業農村開発省水利総局水源・農村用水管理部長  |
| 4  | ルオン・アイン・タン<br>Mr. Luong Anh Tan<br>首相府法令部副部長            |
| 5  | ブ・ティエン・ブオン<br>Mr. Vu Thien Vuong<br>首相府総合部副部長           |
| 6  | ド・バン・ズン<br>Mr. Do Van Dung<br>首相府第一部部長相当                |
| 7  | ド・ティ・ラン<br>Ms. Do Thi Lan<br>首相府法令部副部長相当                |
| 8  | グエン・レ・トウイ<br>Ms. Nguyen Le Thuy<br>首相府法令部副部長相当          |
| 9  | ルウ・ゴック・イエン<br>Ms. Luu Ngoc Yen<br>首相府経済セクター一部副部長相当      |
| 10 | グエン・ティ・ゴック・ビック<br>Ms. Nguyen Thi Ngoc Bich<br>首相府総合部専門員 |

### 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 松尾 宣宏 (MATSUO Nobuhiro) , 教官 / Professor 横山 栄作 (YOKOYAMA Eisaku)

主任国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 千同 舞 (SENDO Mai)

## 第 54 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

伊 藤 淳

### 第 1 はじめに

- 1 法務総合研究所国際協力部は、2016年9月4日（日）から同月17日（土）まで（移動日を含む。）の間、ディン・チュン・トゥン（Dinh Trung Tung）司法省次官を団長とする研修員10名<sup>1</sup>を対象に、第54回ベトナム法整備支援研修を実施した。<sup>2</sup>

本研修は、2015年4月から開始した「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」<sup>3</sup>の一環である。

- 2 ベトナムでは、本プロジェクト開始後の2015年11月に新たに民法典（以下「2015年民法典」という。）が制定されたことで、民事関係における平等な法主体同士の経済活動を、より自由に、かつ取引の安全を図りながら行うための基礎となる民事一般法が備えられた。そして、2015年民法典では、「不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される。」（106条1項）とされ、「動産である財産に対する所有権、その他の権利は、財産登記に関する法令に異なる規定がある場合を除き、登記しなくてよい。」とされ（同条2項）、その登記は公開されなければならないこととされている（同条3項）。

もっとも、ベトナムでは、住宅や土地等に関する法律や土地台帳記載事項が公開される旨定められている省庁通達等は存在するものの、財産登録に関する本格的な法律は未だ制定されていない。

そのため、ベトナム司法省では、今後、2015年民法典の関連法令として、不動産、動産その他財産に関する権利を広く公示の対象とする財産登録法を制定する予定であり、これについて、ベトナム司法大臣も強い関心を寄せている。その制定のため、我が国の財産登録に関する法令の理論や実務に関する知見の提供や第三者的観点からの意見交換を求められているところである。

そこで、我が国の不動産登記法を始めとする財産登録に関する法令の学者や実務家による講義及び意見交換、財産登録に関する機関への見学などにより、我が国における財産登録に関する法令の理論や実務に関するベトナム側が必要とする情報を提供するとともに、ベトナムにおける財産登録法制定における問題点の分析と検討を行い、ベトナム司法省職員等の知見を深め、その能力向上及び法案作成に役立てるために本

---

<sup>1</sup> 研修員は、別紙1（研修員名簿）のとおり。

<sup>2</sup> 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

<sup>3</sup> ベトナムにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICD NEWS各号（当部ホームページにも掲載）及び当部ホームページ内の「ベトナム」、JICAホームページ内の「プロジェクト概要」等を参照されたい。



研修を実施したものである。



サンクン広場前での全体集合写真

## 第2 研修内容<sup>4</sup>

### 1 講義

- (1) 元法務局局員である藤原勇喜講師及び新井克美講師には、「不動産登記総論①」、「不動産登記総論②」と題して、我が国における不動産登記制度の概要及び歴史について講義していただいた。

研修員は、いずれも日本の不動産登記制度に関する知識がほとんどなかったことから、研修初期に実施された本講義において、我が国の不動産登記制度の理論及び実務の概要やその歴史等の説明を受けることは非常に有意義だった様子である。

- (2) 法務省民事局民事第二課沼田知之補佐官及び同局商事課辻雄介局付らには、「不動産登記実務概論」及び「動産・債権譲渡登記実務概論」と題して、我が国における不動産登記及び動産・債権譲渡登記の実務の概要、最近の諸問題等について講義をいただいた。研修員は、既に藤原講師及び新井講師から我が国の不動産登記制度の概要等についての講義を受けていたものの、繰り返し日本の不動産登記制度や動産・債権譲渡登記制度についての説明を受けることで、日本における不動産登記制度や動産・債権譲渡登記制度の概要の理解を深めることができた様子だった。
- (3) 法務省民事局総務課登記情報センター室渡部吉俊法務専門官には、「不動産登記における情報通信技術の活用」と題して、我が国の不動産登記における情報通信技術の利用の歴史、現状、問題点等の講義をいただいた。我が国では現在、不動産登記制度のオンライン化が進められているところ、ここに至るまでの長い歴史やオンライン化による問題点を理解することは、今後ベトナムにおいて財産登録制度を整

<sup>4</sup> その他当部教官による講義もあったが、我が国の財産登録に関する法令を全般的に紹介する内容であったため、ここでは講義内容に関する詳細な説明を割愛させていただく。

備していく予定の研修員にとって有意義なものとなった様子だった。

- (4) アンダーソン・毛利・友常法律事務所の三木康史弁護士、佐々木慶弁護士及び大西一成弁護士からは、「利用者の観点からの登記，登記に関わる紛争の解決」と題して、財産登録制度を利用する側の観点から見た我が国における不動産登記及び動産・債権譲渡登記の概要，実務上の問題点等の講義をいただいた。これまで理論的な話を中心に講義を受けていた研修員には，より実務的な観点で我が国における不動産登記制度等の財産登録制度について説明を受けることで，より我が国の財産登録制度に関する理解が深まった様子だった。

なお，同講義においては，同事務所のホーチミンオフィスの代表を務める三木弁護士から，研修員に対し，ベトナムの現在の財産登録制度に関する質問等もあり，研修員はこれに答えることで，日本とベトナムの財産登録制度の違いなどがより深く理解できた様子であった。

- (5) 国土交通省自動車局自動車情報課酒井一成登録係長及び同省航空局総務課阿部和哉係長からは、「自動車登録制度の概要及び航空機登録制度の概要」と題して，我が国における自動車登録制度及び航空機登録制度について，立法目的，手続，所管，最近の動向等の講義をいただき，研修員はこれらについても理解することができた様子であった。

- (6) 2015年民法典起草にも関与した慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授からは、「諸外国と比較した日本の物権法，登記制度の特徴」と題して，フランス及びドイツにおける制度の両方を踏まえた我が国独自の物権法及び不動産登記制度を中心とする財産登録制度の特徴に関する講義，さらには，「ベトナム2015年民法における第二編（所有権及び財産に対するその他の権利）からみた財産登録制度の考え方」と題して，2015年民法典を前提にした場合，ベトナムにおいてはどのような財産登録制度を制定することが考えられるかについて，講義をいただいた。

松尾教授から，我が国の物権法及び財産登録制度について，歴史的観点及び比較法的観点から講義をいただいたことで，研修員は，より我が国の現在の物権法及び財産登録制度に関する理解が深まった様子であった。

また，松尾教授から，2015年民法においては理論的にどのような財産登録制度が考えられるかの説明をいただいたことは，今後ベトナムにおいて2015年民法を前提に財産登録制度の整備を進める研修員にとって，非常に有益なものとなった様子であった。

## 2 討論・意見交換

本研修では，藤原講師及び新井講師との討論・意見交換，松尾教授及び当部教官との討論・意見交換<sup>5</sup>も行った。

それぞれの討論・意見交換では，現在のベトナムの財産登録に関する制度及び民法典

<sup>5</sup> 松尾教授及び当部教官との討論・意見交換に先だてて，研修員から，ベトナムの財産登録制度の現状に関する発表があった。

の内容を確認するとともに、今後ベトナムにおいて財産登録法を制定するに当たって検討すべき事項等について、講師側から提案し、それに研修員が回答する形式をとった。これらの討論・意見交換を通して、ベトナムにおいて財産登録法を制定するに当たって検討すべき事項として、財産登録制度の対象とする財産をどのようにするか、公示の方法をどのようにするか、既存の制度との整合性をどのようにして図るか、所管省庁、省庁間の調整等をどのようにするか等、多数の事項が挙げられた。研修員からは、本研修において、我が国の財産登録に関する法令の理論や実務を学んだことで、ベトナムにおいて財産登録法を制定するに当たって課題が多数あることを認識することができ、課題を解決するためには、今後も日本からの支援を受け、財産登録制度に関する知見を高めしていくことが重要である旨の意見が出されており、非常に充実した討論・意見交換となった。



藤原講師及び新井講師との討論・意見交換の様子

### 3 施設訪問・見学

#### (1) 東京法務局不動産登記部門及び動産・債権登録課訪問

東京法務局では、東京法務局長への表敬、登記・登録部門職員による講義、登記・登録部門の見学及び職員らとの意見交換を行った。

研修員は、講義で説明を受けた不動産登記及び動産・債権譲渡登録の実務現場を実際に見学することで、これらの制度に関する具体的なイメージができると共に、研修員が実際に行っているベトナムの登記・登録実務との違いを具体的に比較することもできたことで、日本の登記・登録制度の理解がより深まった様子であった。





東京法務局動産登録課及び債権登録課の見学

(2) 日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会

日本司法書士会連合会では、同会役員らによる講義及び役員らとの意見交換を行い、日本土地家屋調査士会連合会でも、同会役員らによる講義及び役員らとの意見交換を行った。

いずれにおいても、研修員から講義の内容等に関する質問が活発にされるなどし、充実したものとなった。

### 第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることは言うまでもないが、改めて、講師の先生方、東京法務局、日本司法書士連合会及び日本土地家屋調査士会連合会の皆様、通訳人大貫錦氏及び綱川秋子氏、JICA 長期派遣専門家、公益財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げます。

以上



第54回ベトナム法整備支援研修

別紙 1

|    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 1  | ディン・チュン・トゥン           |   |
|    | Mr.                   | Dinh Trung Tung   |
|    | 司法省次官                 | Vice Minister, Ministry of Justice(MOJ)   |
| 2  | ファム・トゥアン・ゴック          |   |
|    | Mr.                   | Pham Tuan Ngoc  |
|    | 司法省国家担保取引登録局長         | Director General, Department of National Registration on Secured Transactions, MOJ                                |
| 3  | グエン・チ・ラン              |   |
|    | Ms.                   | Nguyen Chi Lan  |
|    | 司法省国家担保取引登録局副局長       | Deputy Director General, Department of National Registration on Secured Transactions, MOJ                         |
| 4  | チャン・ヴァン・ダット           |   |
|    | Mr.                   | Tran Van Dat  |
|    | 司法省法整備総務局副局長          | Deputy Director General, Department of General Affairs on Legislative Development, MOJ                            |
| 5  | グエン・ヴァン・チェン           |   |
|    | Mr.                   | Nguyen Van Chien  |
|    | 天然資源環境省土地管理総局土地登録局副局長 | Deputy Director of Land Registration Department, General Department of Land Administration, Ministry of Natural   |
| 6  | ディン・ティ・ビック・ゴック        |   |
|    | Ms.                   | Dinh Thi Bich Ngoc  |
|    | 司法省国際協力局上級法律専門員       | Senior Legal Expert, International Cooperation Department, MOJ  |
| 7  | グエン・ティ・トゥ・ハン          |   |
|    | Ms.                   | Nguyen Thi Thu Hang   |
|    | 司法省国家担保取引登録局業務管理課長    | Head of Division, Operation Management Division, Department of National Registration on Secured Transactions, MOJ |
| 8  | チャン・ハイ・イエン            |   |
|    | Ms.                   | Tran Hai Yen  |
|    | 司法省民事経済法局民事法課副課長      | Deputy Head of Division on Civil Law, Department of Civil and Economic Law, MOJ                                   |
| 9  | グエン・ヴァン・マイン           |   |
|    | Mr.                   | Nguyen Van Manh   |
|    | 首相府法令部専門員             | Expert, Legal Department, The Office of Vietnam Government  |
| 10 | グエン・ズイ・リン             |   |
|    | Mr.                   | Nguyen Duy Linh   |
|    | 国会事務局法律部専門員           | Staff, Law Department, The Office of the National Assembly  |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 松尾 宣宏(MATSUO Nobuhiro), Professor 伊藤 淳(ITO Atsushi), Professor 大西 宏道 (ONISHI Hiromichi)

国際協力専門官 /Administrative Officer 下岡 純一(SHIMOOKA Junichi), 遠藤 裕貴(ENDO Yuki)

## 第54回 ベトナム法整備支援研修日程表

【教官:伊藤(淳)教官, 大西教官 専門官:下岡主任専門官, 遠藤専門官】

別紙 2

| 月 | 曜 | 9:30   | 12:30                      | 14:00               | 備考  |                                      |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
|---|---|--|----------------------------|---------------------|---|--------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------|------------------|----------------------------|------------------|---------------|
| 9 | 日 | 9:30   |                            |                     | 17:00   |                                      |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 日 | 12:30  |                            |                     |   |                                      |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 月 | 10:00<br>オリエンテーション(JICA)   | 11:00<br>オリエンテーション(ICD)    | 11:30<br>法務総合研究所長表敬 | 11:45<br>所長室  | 12:00<br>所長主催意見交流会<br>及び記念撮影<br>法曹会館 | 13:30<br>民事局長表敬訪問<br>民事局長室 | 14:00<br>講義(不動産及び動産の登記又は登録に関する法制度の概観) | 15:30<br>国際協力部教官 | 17:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 | 17:30<br>副大臣表敬訪問 | 18:00<br>副大臣室 |
| 9 | 火 | 9:30<br>講義(不動産登記法総論①)<br>藤原民事法研究所代表 藤原勇喜講師                                   | 12:30<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |                     | 14:00<br>講義(不動産登記法総論②)<br>都城市代表監査委員 新井克美講師  | 17:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室           |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 水 | 10:00<br>意見交換<br>藤原勇喜講師, 新井克美講師, 国際協力部教官                                     | 12:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |                     | 14:00<br>東京法務局不動産登記部門訪問   | 17:00<br>東京法務局(九段)                   |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 木 | 9:30<br>講義(不動産登記実務概論)<br>法務省民事局民事第二課 沼田知之補佐官                                 | 12:30<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |                     | 14:00<br>講義(不動産登記における情報通信技術の活用)<br>法務省民事局総務課登記情報センター室 渡部吉俊法務専門官                                     | 17:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室           |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 金 | 9:30<br>講義(動産・債権譲渡登記実務概論)<br>法務省民事局商事課 辻埜介局付, 青山琢磨商業法人登記第二係長, 太田裕介商業法人登記第三係長 | 12:30<br>法務総合研究所赤れんが棟第三教室  |                     | 14:00<br>講義及び意見交換(法律事務所訪問)(利用者の視点からの登記, 登記が関わる紛争の解決)<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所 佐々木慶弁護士, 大西一成弁護士, 三木康史弁護士 | 17:00<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所           |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 土 |  |                            |                     |   |                                      |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 日 |  |                            |                     |   |                                      |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 月 | 9:30<br>意見交換(ベトナム側からの現状の発表)<br>慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授, 国際協力部教官                 | 12:30<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |                     | 14:00<br>講義(自動車登録制度及び航空機登録制度の概要)<br>国土交通省自動車局自動車情報課 酒井一成登録係長, 航空局総務課 阿部和哉登録係長                       | 17:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室           |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 火 | 9:30<br>講義(諸外国と比較した日本の物権法, 登記制度の特徴)<br>松尾弘教授                                 | 12:30<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |                     | 14:00<br>講義(諸外国と比較した日本の物権法, 登記制度の特徴)<br>松尾弘教授   | 17:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室           |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 水 | 10:00<br>日本司法書士会連合会訪問, 意見交換  | 12:00<br>日本司法書士会連合会        |                     | 13:30<br>日本土地家屋調査士会連合会訪問, 意見交換  | 15:30<br>東京法務局<br>動産登録課及び債権登録課       | 16:30<br>17:30             | 17:00<br>東京法務局(中野)                    |                  |                            |                  |               |
| 9 | 木 | 10:00<br>講義(ベトナム2015年民法における第二編(所有権及び財産に対するその他の権利)からみた財産登録制度の考え方)<br>松尾弘教授    | 12:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |                     | 14:00<br>意見交換<br>松尾弘教授, 国際協力部教官   | 17:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室           |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 金 | 10:00<br>統括質疑・意見交換<br>国際協力部教官  | 12:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 |                     | 13:00<br>評価式, 修了式   | 17:00<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室           |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 土 | 帰国   |                            |                     |   |                                      |                            |                                       |                  |                            |                  |               |
| 9 | 日 |  |                            |                     |   |                                      |                            |                                       |                  |                            |                  |               |

# カンボジア現地セミナー（民事実務上の諸問題）

国際協力部教官

内 山 淳

## 第1 はじめに

2016年8月11日から同月12日までの2日間にわたり、カンボジア王国の首都プノンペンにあるプノンペン・ホテルにおいて、「Seminar on Practice and Procedure of Suit related with Civil Case（民事実務上の諸問題セミナー）」と題し、同国の民法及び民事訴訟法に関する実務上の諸問題<sup>1</sup>についての現地セミナー（以下「本セミナー」という。）を実施した。

## 第2 本セミナーの内容

### 1 参加者<sup>2</sup>

アン・ボン・ワッタナ（Ang Vong Vathana）司法大臣  
チャン・ソティアビ（Chan Sotheavy）司法省<sup>3</sup>次官  
チョロン・プロロン（Chhorn Proloeueng）RAJP<sup>4</sup>学院長  
ブン・ホン（Bun Honn）BAKC<sup>5</sup>会長  
ルイ・チャンナ（Luy Channa）RULE<sup>6</sup>学長  
裁判官，弁護士，司法省職員 等

### 2 日程

|             |  |
|-------------|--|
| 8/11（木）8:30 | 開会式<br>カンボジア国歌斉唱<br>JICA 代表者挨拶<br>司法大臣挨拶 |
| 9:30        | 講義（テーマ1について），質疑応答                        |
| 13:30       | 講義（テーマ2について），質疑応答                        |
| 15:30       | 講義（テーマ3について），質疑応答                        |

<sup>1</sup> 民法及び民事訴訟法の条文は、当部ホームページにも掲載。実質的な内容は、日本の民法及び民事訴訟法と類似。

現在、カンボジアの実務では、民法・民事訴訟法の規定にそぐわない運用がなされている事例も散見されることから、本セミナーのテーマとして取り上げることになった。

<sup>2</sup> セミナー参加者は、各日約200余名（日本側除く）。日本側の出席者は、JICA長期派遣専門家、プロジェクト・オフィスのスタッフ、通訳人、当部教官等。

なお、司法大臣、司法省次官、RAJP学院長、弁護士会長及びRULE学長は、所用のため、開会式のみ出席。

<sup>3</sup> MOJ：Ministry of Justice

<sup>4</sup> RAJP：Royal Academy for Judicial Professions（王立司法学院）

<sup>5</sup> BAKC：Bar Association of the Kingdom of Cambodia（カンボジア弁護士会）

<sup>6</sup> RULE：Royal University of Law and Economics（王立法律経済大学）



開会式

- 8/12 (金) 8:30 講義 (テーマ4について), 質疑応答  
13:30 講義 (テーマ5, 6について), 質疑応答  
16:30 閉会式  
司法省次官挨拶

### 3 講義内容

- (1) 本セミナーでは、「民事実務上の諸問題」と題し、カンボジアの民事実務において実際に問題となっている個別のテーマを取り上げ、事例形式で紹介しながら説明した。

具体的なテーマは、

1. 訴状に不備がある場合
2. 訴えの提起後、請求を追加する場合
3. 原告の求める請求の内容が、訴状に適切に書かれていない場合
4. 同じ事件が重複して訴えられた場合
5. 本案判決が確定した後、民事保全処分の申立てがあった場合
6. 不服申立ての期間を守らない場合

であり、訴状の補正、訴えの変更、裁判所による釈明、重複訴訟、確定力、保全の必要性、判決の確定、再審等が関連する法律概念となる。

それぞれの説明の中では、基本的な法律概念や手続の流れを確認するとともに、具体的な事例に則して、実務上の留意点を指摘し、問題解決のための考え方を提示するなどした。このような構成にすることによって、実務上の問題を考えながら、民法・民事訴訟法の基本的な理解も再確認できるようにした。





講義風景（内山）



講義風景（東尾和幸教官）

## (2) 質疑応答

各講義では、1つのテーマごとに、質疑応答の時間を設けたところ、以下のような質問が出た。

- ・親権変更（民法 1039 条）を求めて通常訴訟を提起して受理されたが、本来は非訴訟事件として受理すべき事案であった場合（民事非訴訟事件手続法別表 4 項 12 号）、訴状の補正によって対処することができるか？
- ・訴状に不備があった場合、当事者が遠方に住んでいると補正させることが難しいが、弁論準備手続等で釈明権を行使することによって補正を促すことができるか？
- ・訴えの変更（民事訴訟法 84 条）を求める場合、条文上、「書面で」（同条 2 項）と明示されているのに対し、「求める判決及び請求を特定するのに必要な事実」（同法 75 条 2 項 2 号）を記載すべきとは明示されておらず、準用規定もないが、訴えの変更を求める書面にも、訴状と同様に、かかる事実の記載が必要か？
- ・同一の土地について、売買契約に基づく所有権移転登記請求訴訟（前訴）を提起したが、請求が棄却されたため、交換に基づく所有権移転登記請求訴訟（後訴）を提起した場合、後訴には、前訴判決の確定力（民事訴訟法 194 条 1 項）が及ぶか？
- ・判決確定後の再訴は不適法であるから、棄却（民事訴訟法 277 条）ではなく、却下（民事訴訟法 268 条）とすべきではないか？
- ・判決確定後、同一の訴訟物について保全申立てがなされたが、裁判所は、申立人敗訴の確定判決の存在を知り得ず、申立てに応じた仮処分決定を出したため、相手方は、保全処分の執行停止の申立て（民事訴訟法 551 条）をしようとしたものの、間に合わなかった場合、相手方はどのように保護されるのか？
- ・控訴期間満了後、敗訴当事者が控訴状を出した場合、それより後に、勝訴当事者が、強制執行のための執行文付与の申立てをすることができるか？
- ・逆に、勝訴当事者が執行文付与の申立てをしていたが、控訴期間満了後、敗訴

当事者が控訴状を出した場合、執行文付与の申立てに関する手続は中断されるのか？



会場の様子 1



会場の様子 2

### 第3 おわりに

本セミナーでは、これまでの現地セミナーと異なり、個々の法令や法制度をテーマとして取り上げて体系的な説明を行うのではなく、カンボジアの実務で現実の問題となっている「旬」のテーマを取り上げた。

このようなセミナーのテーマ設定は、カンボジア側からの要望を踏まえたものであるが、予想以上に好評だったようであり、事後のアンケート等によると、引き続き、民事実務上の諸問題を取り上げて、理解の促進や現状の改善に資するようなセミナーを開催してほしいとの声が多いようである。

実際にも、質疑応答では、単に講義内容をもう少し分かりやすく説明し直してほしいというような質問はほとんどなく、講義内容を理解していることを前提にした質問が多かった。このことは、民法・民事訴訟法について、カンボジアの法律実務家の理解が着実に進んでいることを示唆しているように思われる。

法律に携わる人材の育成には、時間が掛かる。しかし、カンボジア司法の最前線で活躍している法律実務家の質が向上しているということは、長年にわたる法整備支援がしっかりと実を結んでいることの証左であるといえる。

最後に、本セミナーの開催に御尽力いただいた長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆さん、JICA 関係者の皆さん、通訳人の先生、その他多くの関係者の方々に対し、改めて心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上

## 第8回ラオス法整備支援本邦研修

国際協力部教官

廣 田 桂

### 第1 本研修の目的

2016年9月25日（日）から同年10月8日（土）まで（移動日を含む。）、ソムサク・タイブンラック中部高等裁判所長を団長とする18名の研修員<sup>1</sup>を対象に、第8回ラオス法整備支援本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本研修は、2014年7月から開始した「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」<sup>2</sup>（以下「本プロジェクト」という。）の一環であり、本プロジェクトは、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、民法典の起草及び執務参考資料の作成、民事経済法分野の執務参考資料等の作成・普及、刑事法分野の執務参考資料等の作成・普及、法学教育・法曹等養成制度の改善・検討等の活動を通じて、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としている。

本プロジェクトにおいて設置されたサブワーキンググループ（SWG）の一つである民事経済関連法SWGにおいては、民事経済関連法分野の法令に関する執務参考資料として、裁判外紛争解決手続（ADR）を定めた経済紛争解決法ハンドブックや労働法ハンドブックの作成に取り掛かっているところ、本研修は、前記SWGのメンバーを研修員として日本に招き、講義、意見交換等を通じて、日本における労働法の概要、労働関係紛争の概要・解決方法、労働基準監督署の業務の概要や役割等について知見を提供するとともに、経済紛争解決法ハンドブックや労働法ハンドブックに関する集中討論を行い、今後、これらの執務参考資料の作成作業が効果的・効率的に行われ、ひいては、ラオスの法令運用・執行能力を向上することなどを目的として実施したものである。

<sup>1</sup> 研修員は、別紙1（研修員名簿）のとおり。

<sup>2</sup> ラオスでは、2010年7月から2014年7月の4年間にわたり実施されてきた独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトである「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」に引き続き、同年7月から、「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」が4年間の計画で実施されている。



国際会議室での全体集合写真

## 第2 研修内容<sup>3</sup>

### 1 労働法ハンドブックに関するセッション

労働法ハンドブックに関するセッションは、中山・男澤法律事務所中山慈夫弁護士、大阪大学大学院法学研究科小嶋典明教授、竹林・畑・中川・福島法律事務所竹林竜太郎弁護士、滋賀大学経済学部地神亮佑特任講師を講師としてお招きして行った。

当該セッションにおいては、ラオス側で作成した労働法ハンドブック案について、その構成や記載すべき内容等について集中的な討論を行い、また、日本における労働法の概要や参考文献等について講師の先生方から紹介があった上、ラオス労働法においては、時間外労働の割増賃金について、その割増率が定められていない時間帯が存在するという問題点について講師の先生方から指摘があり、研修員においてラオス労働法における具体的な問題点についても把握することができるなど、今後の同ハンドブックの作成に非常に有意義なものになったものと思料される。



労働法ハンドブックのセッションの様子

<sup>3</sup> 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。



## 2 経済紛争解決法ハンドブックに関するセッション

経済紛争解決法ハンドブックに関するセッションは、大阪大学大学院法学研究科仁木恒夫教授，同大学院高等司法研究科名津井吉裕教授，増田・横山法律事務所増田卓司弁護士を講師としてお招きして行った。

当該セッションにおいては，これまでにある程度完成していた労働法ハンドブック案について，その構成や記載すべき内容等について活発な討論等がなされ，研修員においても，同ハンドブックの構成や記載内容・方法について再度検討する必要があることについて認識した様子であった。



経済紛争解決法ハンドブックのセッションの様子

## 3 講義

### (1) 労働法の起源

神戸大学名誉教授，大阪女学院大学国際・英語学部教授である香川孝三教授には，「労働法の起源」について御講義いただいた。この講義においては，労働法を定めた目的など労働法の基本的事項や，労働法の沿革，ラオスにおける労働法の問題点等について説明があった。

現在，ラオスでは，労働問題はそれほど多くなく，研修員の中には，労働法についてある程度知っているものの，そもそも労働法がいかなる理由で定められたのかを把握できていない者もあり，この講義を経て，労働法の基本的事項や，ラオスの労働法の問題点等を認識するなど，今後労働法ハンドブックを作成する際に，非常に有益な情報を得られた様子であった。



労働法の起源の講義の様子

## (2) 国際労働基準・東南アジアの労働法制

立命館大学法学部教授である吾郷眞一教授からは、「国際労働基準・東南アジアの労働法制」について御講義をいただいた。この講義においては、ILO の組織及び沿革、国際労働基準、適用の監視状況、ラオスと近隣諸国における国際労働基準の適用状況等について説明があった。

研修員において、ラオスは、近隣諸国に比して ILO 条約の批准数が乏しいこと、その要因の一つとしてラオス国内の労働法の整備の不十分性や労働行政組織が未発達であることが考えられること、そのため、今後、労働法を整備することや、ILO 条約の批准数を増やしていくことが要請されることなどを認識でき、国際的視点からラオスの抱える問題点、改善点等について知見を得ることができた。



国際労働基準・東南アジアの労働法制の講義の様子

### (3) 日本における労働紛争

中本総合法律事務所黒柳武史弁護士には、「日本における労働紛争Ⅰ」というテーマで、日本における労働紛争の概要、紛争解決の方法、近時の個別労働紛争の傾向、労働紛争が起こった場合の企業側のリスク（金銭リスク・刑事罰等のリスク・風評リスク）などについて御講義をいただいたほか、中本総合法律事務所の見学をさせていただいた。

関西学院大学大学院司法研究科客員教授である豊川義明教授には、「日本における労働紛争Ⅱ」というテーマで、労働紛争の概要、紛争解決の方法、労働法の意義や紛争解決機構等についての講義をいただいた。

研修員は、これらの講義を通じて、将来、ラオスの労働法分野において起こりうる具体的な問題を認識でき、労働紛争ハンドブックを作成する際に非常に有益な情報を得られた様子であった。



日本における労働紛争の講義の様子

### 4 大阪中央労働基準監督署訪問

大阪中央労働基準監督署を訪問し、施設を見学させていただくとともに、日本における労働基準監督署の役割、組織体制、労働基準監督署での相談の現状などについて説明を受け、研修員は、これらについて知見を得ることができ、今後のラオスでの法制度等を分析するために非常に有意義なものになったものと思料される。



大阪中央労働基準監督署訪問の様子

### 第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることは言うまでもなく、改めて、講師の先生方、大阪中央労働基準監督署の関係者の皆様、通訳人チッタコン氏、本年11月で任期満了となる棚橋玲子 JICA 長期派遣専門家、公益財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げます。

以上



## ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修 研修員

|    |  |
|----|--|
| 1  | ソムサック・タイブンラック  |
|    | Mr. Somsack TAYBOUNLACK<br>中部高等人民裁判所長                  |
| 2  | ブアリー・ペットミサイ  |
|    | Mr. Boualy PHETMIXAY<br>最高人民検察院民事事件検討局副局長              |
| 3  | パイマニー・サイウオンサ   |
|    | Ms. Phaymany SAYVONGSA<br>ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長         |
| 4  | トンピム・ウオンラパー  |
|    | Mr. Thongphim VONGRAPHA<br>労働組合連盟労働者保護局副局長             |
| 5  | シスダー・ソパワンディ  |
|    | Ms. Sisouda SOPHAVANDY<br>司法省法令普及局副局長                  |
| 6  | カムラー・カムソンカー  |
|    | Mr. Khamla KHAMSONGKA<br>最高人民検察院刑事局麻薬事件検討課副課長          |
| 7  | ブントウン・シートンケオチャンバ                                       |
|    | Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA<br>ラオス国立大学法政治学部民法学副学科長 |
| 8  | シリマタ・チャンタラシイ   |
|    | Dr. Syrimata CHANTHARASY<br>司法省法制局条約契約審査課長             |
| 9  | トンカム・ローヤン  |
|    | Mr. Thongkham LORYANG<br>ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科副学科長       |
| 10 | プーサイ・チャンタウオン   |
|    | Mr. Phouxay CHANTHAVONG<br>ラオス国立大学法政治学部民法学講師           |
| 11 | ワンナコーン・チャンタパンヤ   |
|    | Mr. Vanhnakone CHANTHAPANYA<br>司法省法制局法律意見審査課長          |
| 12 | ネオパチャン・カムマニウオン   |
|    | Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG<br>司法省法制局法令審査課長           |
| 13 | センタワン・ウオンパスート  |
|    | Mr. Sengtavanh VONGPASEUTH<br>司法省人事局人事課長               |
| 14 | ブンタイ・ウオンローカム   |
|    | Mr. Bounthai VONGLOKHAM<br>ビエンチャン首都人民検察院民事事件係長         |
| 15 | ラッタナポーン・パパックディ   |
|    | Ms. Lattanaphone PHAPHAHDY<br>中部高等人民検察院民事事件検討課長        |
| 16 | ムッダー・センウィライ  |
|    | Mr. Moukda SENGVILAY<br>労働社会福祉省労働管理局労働保護課副課長           |
| 17 | マニカン・ペットウィサイ   |
|    | Ms. Manikhan PHETVISAY<br>最高人民裁判所商事部テクニカルスタッフ          |
| 18 | スリスアック・ケオパスート  |
|    | Mr. Soulisack KEOPASEUTH<br>最高人民裁判所司法研修所テクニカルスタッフ      |

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 廣田 桂(HIROTA Kei), 伊藤 淳 (ITO Atsushi)

国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田 俊輔 (KISHIDA Shunsuke)

## ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修日程表

[ 担当教官: 廣田教官, 伊藤(淳)教官 事務担当: 岸田専門官 ]

| 月  | 曜 | 9:30   | 12:30                                  | 14:00   | 17:00 |
|----|---|--|--|---|-------|
| 9  | 日 | 入国   |  |   |       |
| 9  | 月 | 9:30~10:30<br>JICAオリエンテーション<br>国際会議室   | 11:00~11:45<br>国際協力部オリエンテーション<br>国際会議室 | 14:00~17:00<br>セッション①「労働法ハンドブック①(1章前半)」<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                         |       |
| 9  | 火 | 9:30~12:00<br>セッション②「労働法ハンドブック②(1章後半)」<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                         | 12:15~13:30<br>部長主催意見交換会<br>及び記念撮影     | 14:00~17:00<br>講義「労働法の起源」<br>大阪女学院大学国際・英語学部教授 神戸大学名誉教授<br>香川孝三<br>国際会議室   |       |
| 9  | 水 | 9:30~12:45<br>セッション③「労働法ハンドブック③(2章前半)」<br>中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫<br>大阪大学大学院法学研究科教授 小島典明<br>国際会議室                             |  | 14:00~17:15<br>セッション④「労働法ハンドブック④(2章後半)」<br>中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫<br>大阪大学大学院法学研究科教授 小島典明<br>国際会議室                             |       |
| 9  | 木 | 9:30~12:30<br>講義「日本における労働紛争Ⅰ」<br>中本総合法律事務所弁護士 黒柳武史<br>中本総合法律事務所  |  | 14:00~17:00<br>講義「国際労働基準・東南アジアの労働法制」<br>立命館大学法学部教授 香郷真一<br>国際会議室  |       |
| 9  | 金 | 9:30~12:30<br>セッション⑤「労働法ハンドブック⑤(3章)」<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                           |  | 14:00~17:00<br>セッション⑥「労働法ハンドブック⑥(4章)」<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                           |       |
| 10 | 土 |  |  |   |       |
| 10 | 日 |  |  |   |       |
| 10 | 月 | 9:30~12:45<br>セッション⑦「経済紛争解決法ハンドブック①(1章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>増田・横山法律事務所弁護士 増田卓司<br>国際会議室 |  | 14:00~17:15<br>セッション⑧「経済紛争解決法ハンドブック②(2章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>増田・横山法律事務所弁護士 増田卓司<br>国際会議室 |       |
| 10 | 火 | 9:30~12:45<br>セッション⑨「経済紛争解決法ハンドブック③(3章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>増田・横山法律事務所弁護士 増田卓司<br>国際会議室 |  | 14:00~17:00<br>セッション⑩「経済紛争解決法ハンドブック④(4章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>増田・横山法律事務所弁護士 増田卓司<br>国際会議室 |       |
| 10 | 水 | 9:00~12:00<br>大阪中央労働基準監督署訪問<br>大阪中央労働基準監督署   |  | 14:00~17:00<br>講義「日本における労働紛争Ⅱ」<br>関西学院大学大学院司法研究科客員教授 豊川義明<br>国際会議室  |       |
| 10 | 木 | 9:30~12:30<br>セッション⑪「労働法ハンドブック⑦(5章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 小島典明<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>国際会議室                         |  | 14:00~17:00<br>セッション⑫「労働法ハンドブック⑧(6章)」<br>中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                                 |       |
| 10 | 金 | 9:30~12:30<br>総括質疑<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>大阪大学大学院法学研究科教授 小島典明<br>中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫<br>国際協力部教官<br>国際会議室            |  | 12:45~13:15<br>評価会・修了式  |       |
| 10 | 土 |  |  | JICA国際協力専門員 入江克典<br>国際会議室   |       |
| 10 | 日 | 帰国   |  |   |       |

# 第1回インドネシア法整備支援本邦研修

国際協力部教官

石田正範

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、インドネシアにおける法整備支援活動として、平成27年12月に、独立行政法人国際協力機構（JICA）が開始した同国最高裁判所、同国法務人権省法規総局<sup>1</sup>（以下「法規総局」という。）及び同省知的財産総局<sup>2</sup>（以下「知財総局」という。）を実施機関（以下インドネシア最高裁判所、法規総局及び知財総局を「実施3機関」という。）とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）<sup>3</sup>に全面的に協力しており、当所から本プロジェクトのために検事2名（1名は裁判官出身）をインドネシアへ長期派遣するなどしている。

本プロジェクトの特色としては、民法や民事訴訟法等といった基本法に関する支援がオーソドックスな法整備支援であるとするれば、知的財産権の保護を軸として、ビジネス関連法令の整備等をも視野に入れた、いわば新しい形の法整備支援といえる点や、それらの点と関連するが、本プロジェクトは従前我が国の特許庁<sup>4</sup>が協力してきたJICAプロジェクト（実施機関は知財総局）を発展させる形で形成されたものであることから、特許庁と同一プロジェクトに協力している<sup>5</sup>という点が挙げられる。

そして、本プロジェクトにおける最初の本邦研修として、実施3機関関係者と日本側関係者が顔合わせをするとともに、実施3機関それぞれと関連する日本側機関を訪問し、日本側の知見を得るほか、インドネシアの政府機関は日本以上に政府組織が縦割りであり、他機関の関係者との関係が希薄といわれていることから、本プロジェクトに関係する実施3機関の関係者同士の横の連帯関係を構築してもらうことなどを目的として、第1回インドネシア法整備支援本邦研修（以下「本研修」という。）を東京において実施した。

本研修の日程は、平成28年7月21日から同月28日までの間（移動日除く、最高裁判所及び知財総局については同月27日まで）<sup>6</sup>であり、研修員は、最高裁判所からラミ・ムリアティ最高裁判所裁判官ら7名、法規総局からウィドド・エカチャヒアナ法規総局長ら

<sup>1</sup> 我が国の内閣法制局等に相当する組織である。

<sup>2</sup> 我が国の特許庁等に相当する組織である。

<sup>3</sup> 平成32年12月までの5年間で予定。本プロジェクトの詳細については、横幕孝介 JICA 長期派遣専門家が執筆した ICD NEWS 第67号（2016年6月）51 ページ「[インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

<sup>4</sup> 我が国の特許庁は、約20年前から知財総局へ職員を長期派遣しており、本プロジェクトへの協力としては、平成27年12月から、職員1名をインドネシアへ長期派遣している。

<sup>5</sup> 我が国の特許庁は、ベトナム、ミャンマー等でも、JICAプロジェクトを通じて支援をしているが、当省と特許庁が同一プロジェクトに協力しているのは、インドネシアのみである。

<sup>6</sup> 日程は、別添1（日程表）のとおり。

7名、知財総局からサルモン・パルデデ知財総局捜査・紛争解決局長ら7名の合計21名であった<sup>7</sup>。

以下、その概要を報告する。

## 第2 本研修の概要

### 1 訪問等

#### (1) 知的財産高等裁判所訪問

前記のとおり、本プロジェクトは知的財産権の保護を軸としている上、当所から長期派遣している裁判官出身の検事は、我が国の知的財産高等裁判所での勤務歴を有することなどから、同裁判所を訪問し、同裁判所長を表敬訪問したり、同裁判所の施設を見学したり、同裁判所の裁判官から、同裁判所における知的財産関連訴訟の審理、処理状況について、概要説明を受けた。

研修員も、高裁レベルにおいて知的財産関連訴訟を知的財産高等裁判所に専門的に取り扱わせる日本のシステムや、同裁判所における同訴訟の処理状況について強い興味を有した模様で、同裁判所の裁判官に多くの質問を投げかけていたほか、本研修後のアンケートでは、「知的財産高等裁判所において日本の知的財産事案の裁判、解決の流れを学べたことが有益であった。」旨の回答がなされるなどした。

#### (2) 法務省法務総合研究所訪問

前記のとおり当所は本プロジェクトに全面的に協力していることから、当所所長を表敬訪問し、同所長と懇談するとともに、同所長から国際協力を含めた当所の業務について、概要説明を受けた。

#### (3) 最高裁判所訪問

最高裁判所を訪問し、秘書課参事官を表敬訪問したり、同裁判所の施設を見学したり、同裁判所で勤務する裁判官及び書記官から同裁判所の事件の審理・処理状況等について、概要説明を受けた。

#### (4) 内閣法制局訪問

現在インドネシアでは法令間の整合性の確保が喫緊の課題となっており、そのためには法規総局による法案審査が重要な意味を持っていることから、とりわけ法規総局関係者が、我が国の内閣法制局による法案審査のシステムに対して従前から非常に強い関心を有していた。

そこで、内閣法制局を訪問し、同局長官を表敬訪問したり、同局総務主幹から同局の組織、業務、法案作成過程における同局の役割等について、講義を受けたりした。

研修員は、内閣法制局による法案審査のシステムに対して、非常に強い興味を抱いた模様で、他省庁からの出向者が参事官として法案の審査に当たることで、各専門分野について深いレベルで審査を行っているわが国のやり方について、質問が出された

---

<sup>7</sup> 研修員の氏名、役職等は、別添2（研修員名簿）のとおり。



ほか、本研修後のアンケートでも、「内閣法制局での講義内容は、インドネシアでの法令策定プロセスとの比較に有益であった。」「内閣法制局では、立法プロセスにおける新しい知見を得た。」旨の回答がなされるなどした。

#### (5) 司法研修所訪問

インドネシア最高裁判所からの研修員は、裁判官に対する研修について強い興味を有していたことから、司法研修所を訪問し、同研修所所長を表敬訪問したり、施設見学をしたり、同研修所の教官から、同研修所における裁判官を含めた職員への研修状況等について説明を受けたりした。

研修員は、司法研修所による研修システムに強い興味を抱いた模様で、本研修後のアンケートでも、「司法研修所における、外部の機関での研修、専門分野における研究会についての情報が有益であった。」「日本の司法研修所の手法、業務、制度はインドネシアの司法研修所のカリキュラムの改善に役立つ。」などといった回答が得られた。

#### (6) 特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）訪問

前記のとおり、我が国の特許庁は、知財総局に対して長年支援をしており、両機関の間には緊密な協力関係が築かれていることなどから、特許庁及び INPIT<sup>8</sup> を訪問し、同庁総務課長を表敬訪問したり、同庁及び INPIT の施設見学をしたり、同庁職員から同庁の業務、審判制度等について、概要説明を受けたりした。

研修員は、特許庁の効率的な業務遂行状況や、INPIT で見学した商標等の検索システムについて、強い印象を受けた模様であった。

#### (7) 工場訪問

前記のとおり、本プロジェクトは知的財産権の保護を軸としていることなどから、特許が取得されている製品を製造しているユニ・チャームプロダクツ白川工場を訪問し、同工場でのオムツ等の製品製造過程を見学するなどした。

#### (8) 東京税関外郵出張所訪問

知的財産権の保護に当たっては、税関における知的財産侵害物品の取締りが重要であることなどから、東京税関外郵出張所を訪問し、施設見学をしたり、同出張所職員から、同出張所の業務、前記取締り状況等について説明を受けたりした。

とりわけ知財総局からの研修員は、現場における知的財産侵害物品の見抜き方等について、強い興味を有している模様であった。

## 2 意見交換

全体での意見交換においては、研修員の一部から、各訪問先における質問時間がもう少し欲しかった旨の意見が出されたものの、本研修の日程、内容については、研修員全員から積極的評価がなされた。

また、全体での意見交換に加えて、当部と法規総局との間では、個別の意見交換を実

---

<sup>8</sup> 特許庁と同一建物内に所在。

施した。

その際には、インドネシアにおける法案作成過程について、相当程度詳細な説明を受けることができ、本プロジェクトにおいて同総局との関係での今後の活動内容を固める上での前提知識を深めることができたほか、従前より同総局から事実上要請が出されていた「2011年インドネシア法律第12号」<sup>9</sup>の改正に対する支援について、法規総局側から具体的な要望を伺うことができ、今後の本プロジェクトの活動に大いに資するものとなった。

### 3 その他

#### (1) 昼食会

当部阪井光平部長主催の意見交換会兼昼食会を実施し、阪井部長ら当部職員と研修員との間で率直な意見交換をするとともに、親睦を深めることができた。

その場では、阪井部長から、我が国における「法曹」の概念についての説明がなされたが、それが研修員の印象に強く残った模様であり、本研修後のアンケートでも、多くの研修員がその旨の回答をしていた。

#### (2) 懇親会

公益財団法人国際民商事法センター主催の懇親会が開催され、研修員と日本側関係者との間で一層の懇親が図られた。

## 第3 所感

本研修は、本プロジェクト開始後最初の本邦研修であり、本件プロジェクトに関係する実施3機関の研修員には、できるだけ多くの日本側関係者と顔合わせをしていただきかったこと、また実施3機関の横の連帯関係を構築してもらう狙いもあって、職域、関心事項が異なる実施3機関の合同という形で研修を実施したこと<sup>10</sup>などから、関係機関への訪問を中心としたカリキュラムとなったが、各訪問先において関係者の皆様から丁寧な説明、質疑への回答をしていただき、研修員も日本のシステム、知見について、一定の知識を得ることができたほか、研修員と日本側関係者との間で、本プロジェクトの今後の活動にむけた関係強化がなされたものと思われる。

また、本研修中は種々の局面で、別組織の研修員同士が親密に話をしている場面も見受けられ、また、本研修後のアンケートでも、「本研修により、実施3機関で連携が取れた。」旨の回答がなされるなど、実施3機関の横の連帯関係の強化を図るという本研修の狙いも、一定の成果を挙げられたものと思われる。

最後に、大変御多忙の中、本研修にご協力いただいた関係機関の皆様、通訳の呼子紀子氏らに対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。

<sup>9</sup> インドネシアの立法手続等を規定した法規総局所管の法律。

<sup>10</sup> 2回目以降の本邦研修は、機関ごとに実施。

## インドネシア法整備支援第1回本邦研修日程表

[担当教官:石田教官, 廣田教官, 湯川教官 事務担当:岸田専門官]

| 月日   | 曜日 | 10:00<br>12:30   | 14:00<br>17:00  |
|------|----|--|---|
| 7/20 | 水  | 移動日<br>最高裁判所(SC), 法務人権省知的財産総局(DGIP), 同省法規総局(DGL)<br>※7/27AMまで3機関合同 |   |
| 7/21 | 木  | 9:50~10:50<br>JICA<br>オリエンテーション                                    | 11:00~12:00<br>国際協力部<br>オリエンテーション                               |
|      |    | 12:15~13:30<br>部長主催意見交換会<br>写真撮影                                   | 14:30~16:30<br>知的財産高等裁判所訪問                                      |
|      |    | 16:45~17:15<br>法務総合研究所長表敬  |   |
|      |    | 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室  | 知的財産高等裁判所<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室                                  |
| 7/22 | 金  | 10:10~11:10<br>最高裁判所訪問<br>最高裁判所                                    | 12:00~13:15<br>JICA主催意見交換会                                      |
|      |    |  | 14:00~16:45<br>内閣法制局訪問及び講義「法令整合性確保のための施策と取組」<br>内閣法制局総務主幹 岩尾 信行 |
|      |    |  | 17:30~18:30<br>DGLとの協議<br>法務総合研究所赤れんが棟共用会議室                     |
| 7/23 | 土  | 帰国(DGL:ウイット総局長, カルジョノ第一局長)   |   |
| 7/24 | 日  |  |   |
| 7/25 | 月  | 10:00~12:00<br>司法研修所訪問<br>司法研修所                                    | 14:10~17:10<br>特許庁, 独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)訪問                  |
| 7/26 | 火  | 13:00~16:00<br>ユニ・チャームプロダクツ株式会社見学(東白川郡)                            |   |
| 7/27 | 水  | 10:00~12:15<br>東京税関外郵出張所訪問<br>東京税関                                 | 14:15~15:15<br>総括質疑・意見交換<br>JICA市ヶ谷ビル                           |
|      |    |  | 15:45~16:00<br>修了式(SC, DGIP)<br>JICA市ヶ谷ビル                       |
|      |    |  | 15:45~17:00<br>協議・意見交換(DGL)<br>JICA市ヶ谷ビル                        |
| 7/28 | 木  | 帰国(SC, DGIP)   |   |
|      |    | 10:00~12:30 協議・意見交換(DGL)<br>12:30~13:00 修了式(DGL)                   |   |
|      |    | 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室  |   |
| 7/29 | 金  | 帰国(DGL)  |   |

## インドネシア法整備支援第1回本邦研修員名簿

別添 2

|   |  |
|---|--|
| 1 | <b>ラミ・ムリアティ</b>  |
|   | <b>Ms. Rahmi Mulyati</b><br>最高裁判所民事室書記官                                |
| 2 | <b>パハラ・シマンジュンタック</b>   |
|   | <b>Mr. Pahala Simanjuntak</b><br>司法研修所教官／高等裁判所判事                       |
| 3 | <b>ウイレム・サイジャ</b>   |
|   | <b>Mr. Willem Saja</b><br>司法研修所教官／高等裁判所判事                              |
| 4 | <b>エニ・ハサヌディン</b>   |
|   | <b>Mr. Ennid Hasanuddin</b><br>司法研修所教官／高等裁判所判事                         |
| 5 | <b>スウィディア・アブドラ</b>   |
|   | <b>Mr. Suwidya Abdullah</b><br>北スマトラ州メダン高等裁判所判事                        |
| 6 | <b>ニルワナ</b>  |
|   | <b>Ms. Nirwana</b><br>タンゲラン特別地方裁判所長                                    |
| 7 | <b>ティティック・テジャンシ</b>  |
|   | <b>Ms. Titik Tejaningsih</b><br>中央ジャカルタ地方裁判所内商事裁判所判事                   |
| 1 | <b>ウイドド・エカチャヒアナ</b>  |
|   | <b>Mr. Widodo Ekatjahjana</b><br>法務人権省法規総局長                            |
| 2 | <b>カルジョノ</b>   |
|   | <b>Mr. Kajono</b><br>法務人権省法規総局整合性第一局長                                  |
| 3 | <b>トリ・ワヒユニンシ</b>   |
|   | <b>Ms. Tri Wahyuningeh</b><br>法務人権省法規総局事務局協力課長                         |
| 4 | <b>レトノ・エンダ・クマラサリ</b>   |
|   | <b>Ms. Retno Endah Kumalasari</b><br>法務人権省法規総局整合性第二局国家開発計画・予算・国有財産調整係長 |
| 5 | <b>リズキ・アルファ</b>  |
|   | <b>Mr. Rizki Arfah</b><br>法務人権省法規総局公布・翻訳・広報局翻訳課政策・法・人権・社会福祉係長          |
| 6 | <b>アンドリアーナ・クリスナワティ</b>   |
|   | <b>Ms. Andriana Krisnawati</b><br>法務人権省法規総局条例支援起草指導局起草基準・指針課指針・相談係長    |
| 7 | <b>モハマッド・ザムロニ</b>  |
|   | <b>Mr. Mohammad Zamroni</b><br>法務人権省法規総局起草局起草担当者                       |
| 1 | <b>サルモン・バルデデ</b>   |
|   | <b>Mr. Salmon Pardede</b><br>法務人権省知的財産総局捜査・紛争解決局長                      |
| 2 | <b>スリ・ラストミ</b>   |
|   | <b>Ms. Sri Lastami</b><br>法務人権省知的財産総局総局官房管理・広報課長                       |
| 3 | <b>マンガンター・シララヒ</b>   |
|   | <b>Mr. Mangantar Silalahi</b><br>法務人権省知的財産総局捜査・紛争解決局執行・監視課長            |
| 4 | <b>ジュジュン・ザエヌリ</b>  |
|   | <b>Mr. Jujun Zaenuri</b><br>法務人権省知的財産総局捜査・紛争解決局文民捜査管理・情報管理担当補佐         |
| 5 | <b>ベビ・マリヤティ</b>  |
|   | <b>Ms. Baby Mariaty</b><br>法務人権省知的財産総局特許(等)局法律相談・訟務担当補佐                |
| 6 | <b>アハマド・リファディ</b>  |
|   | <b>Mr. Ahmad Rifadi</b><br>法務人権省知的財産総局著作権・意匠局集中管理団体担当補佐                |
| 7 | <b>ノファ・スサンティ</b>   |
|   | <b>Ms. Nova Susanti</b><br>法務人権省知的財産総局商標・GI局法律相談・訟務担当補佐                |

【研修担当/Officiels in charge】  
 教官 / Professor 石田 正範 (Ishida Masanori), 廣田 隼 (Hirota Kei), 湯川 亮 (Yukawa Ryo)  
 国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田 俊輔 (Kishida Shunsuke)



## 第5回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

### 第1 はじめに

2016年7月18日(月)から同月30日(土)まで(移動日を含む。),ゴパール・パラジュリ(Gopal Parajuli)最高裁判所判事を団長とする研修員15名<sup>1</sup>を対象に,第5回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した。

本研修は,2013年9月から開始した「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」<sup>2</sup>(以下「本プロジェクト」という。)の一環である。

本プロジェクトでは,これまで,事件管理及び司法調停を中心的なテーマとして本邦研修を実施してきた。具体的には,日本における事件管理及び調停に関する制度全般や裁判所を始めとする実務運用等を紹介し,ネパール側が抱える問題点を改善するための知見を提供してきた。また,研修員がネパールの現状等について発表する機会を設け,日本側も,ネパールの実情を踏まえた意見交換や提案等ができるように心がけてきた。

本研修では,より多くのネパールの法律家に日本の制度を深く理解してもらい,ネパールでの問題解決に役立つようにするため,改めて裁判所を始めとする関係機関を訪問し,日本の実務家と意見交換するとともに,比較法や事件管理史という視点も取り入れながら日本の制度の特色を伝えることにした。

### 第2 研修内容<sup>3</sup>

#### 1 訪問

- (1) 大阪地方裁判所,大阪簡易裁判所,大阪家庭裁判所,大阪地方裁判所第14民事部(民事執行センター)

各裁判所では,事件管理,調停及び民事執行等につき,裁判官を始めとする職員の方々との意見交換の場を設けていただき,施設内の見学もさせていただいた。

研修員は,裁判官や裁判所職員であるため,直接,日本の実務を見聞したことによって,様々な疑問を解消することができ,帰国後の日常業務にも役立つ知見を得ることができた様子であった。

- (2) 大阪大学大学院

大阪大学大学院では,福井康太教授による講義「比較法的に見た日本の裁判制度

<sup>1</sup> 研修員は,別紙1(研修員名簿)のとおり。

<sup>2</sup> ネパールにおける法整備支援プロジェクトの詳細は,既刊のICD NEWS各号(当部ウェブサイトにも掲載)及び当部ウェブサイト内の「ネパール」,JICAウェブサイト内の「プロジェクト概要」等を参照されたい。

<sup>3</sup> 研修日程は,別紙2(日程表)のとおり。

の特徴」を拝聴し、模擬法廷等の施設を見学させていただいた。

ネパールでは、現在、新憲法制定を受け、民法を始めとする基本法の改正が進められているが、各国の法令を参照しながら起草している。そのため、日本における法の継受史や各国制度との比較というトピックは、研修員にとって、時宜に合った内容となった。

### (3) 最高裁判所

最高裁判所では、判事への表敬や最高裁判所の法廷見学等の機会をいただいた。

本プロジェクトのカウンターパートであるネパールの最高裁判所は、かねてより日本の最高裁判所への表敬訪問を希望していたため、今回、その訪問が実現したことから、本プロジェクトの今後の協力関係にも良い効果をもたらすのではないかと期待される。

### (4) 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会では、矢吹公敏弁護士による講義「弁護士会と裁判所、検察庁の実務上の連携の取り組み」を拝聴した。

ネパールでは、法曹三者間の意思疎通が十分とは言い難い状況にあるが、三者間相互に密接な連携を取ることが重要であるとの認識は広まっているため、日本での取り組みを紹介できたことは、有意義であった。

## 2 講義<sup>4</sup>

### (1) 吉野孝義教授には、「日本の事件管理史」と題して講義をしていただいた。

ネパールでも、審理の充実や促進は重要な課題であるが、日本でも、これまで様々な工夫を凝らしながら審理の迅速化を図ってきた歴史がある。この点について、統計データ等を用いながら詳細に言及されたことから、研修員にとっては、多くの好事例を知る機会となった。

### (2) 稲葉一人教授には、「民事調停（比較法）－日本の司法調停を概観し、諸外国（アジア）を比較する」と題して講義をしていただいた。

ネパールでは、裁判官が関与する司法調停の有用性に着目し始めているため、モンゴルやインドネシアなどの実例を基にした比較法的視点から、あるべき司法調停の姿を模索できたことは、有益であった。

## 3 研修員による発表

### (1) シュリプラカーシュ・ウプレティ（Shreprakash Upreti）判事からは、「ネパールの事件管理の課題」と題する発表があった。

発表の中では、裁判所の係属事件数及び処理事件数、事件管理の関連法規等について紹介した上で、当事者等の召喚手続、調停の活用等が十分でないという問題点を指摘し、今後の方針についての提言が示された。

### (2) ニルマラ・ポウデル（Nirmala Poudyal）司法評議会事務局次長からは、「ネパー

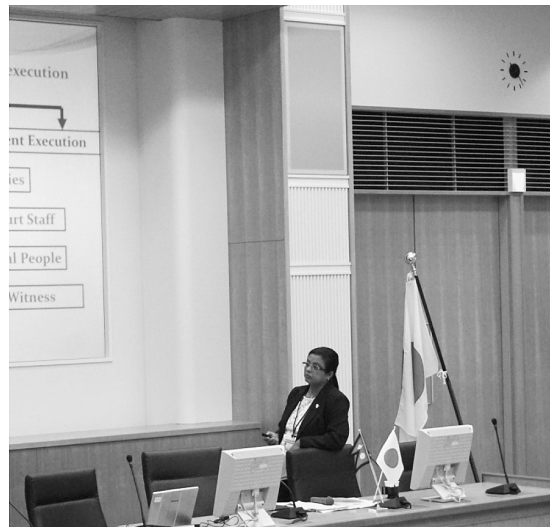
<sup>4</sup> UNAFEI 及び当部の教官による講義も実施したが、制度等についての一般的な説明のため、割愛。

ルの判決執行」と題する発表があった。

発表の中では、民事・刑事の判決執行手続について説明した上で、罰金未納や懲役刑の言渡しを受けた者の不出頭等、刑の執行に関する多くの問題点を指摘し、今後の解決に向けた展望が示された。



ウプレティ判事による発表



ポウデル司法評議会事務局次長による発表



研修開始前の記念撮影

### 第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることは言うまでもないが、改めて、講師の先生方、裁判所及び日本弁護士連合会の皆様、通訳人野津治仁氏及び湊・シャルマ・ジャヤンティ氏、JICA 長期派遣専門家、財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

以上

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第5回本邦研修

別添 1

|    |   |
|----|---|
| 1  | <b>ゴパール パラジュリ</b>                                       |
|    | <b>Mr. Gopal PARAJULI</b><br>最高裁判所判事                    |
| 2  | <b>プレムラジュ カルキ</b>                                       |
|    | <b>Mr. Prem Raj KARKI</b><br>パタン高等裁判所判事                 |
| 3  | <b>モハメッド サビル フセイン</b>                                   |
|    | <b>Mr. Muhammad Sabir HUSSAIN</b><br>イラム高等裁判所判事         |
| 4  | <b>レクナート ポウデル</b>                                       |
|    | <b>Mr. Lekha Nath PAUDEL</b><br>在外労働紛争法廷委員(スルケツト高裁事務局長) |
| 5  | <b>ニルマラ ポウデル</b>  |
|    | <b>Ms. Nirmala POUDYAL</b><br>司法評議会事務局次長                |
| 6  | <b>チンタamani バラール</b>                                    |
|    | <b>Mr. Chintamani BARAL</b><br>シンドバルチョーク地方裁判所判事         |
| 7  | <b>リシ プラサッド アディカリ</b>                                   |
|    | <b>Mr. Rishi Prasad ADHIKARI</b><br>ダヌシャ地方裁判所判事         |
| 8  | <b>メディニ プラサッド ポウデル</b>                                  |
|    | <b>Mr. Medini Prasad PAUDEL</b><br>カブレパランチョーク地方裁判所判事    |
| 9  | <b>チュラマン カドカ</b>  |
|    | <b>Mr. Chura Man KHADKA</b><br>ダン地方裁判所判事                |
| 10 | <b>クリシュナラム コイララ</b>                                     |
|    | <b>Mr. Krishnaram KOIRALA</b><br>マクワンプール地方裁判所判事         |
| 11 | <b>シュリプラカーシュ ウプレティ</b>                                  |
|    | <b>Mr. Shreepakash UPRETI</b><br>ラウタハット地方裁判所判事          |
| 12 | <b>ビドゥール カフレ</b>  |
|    | <b>Mr. Bidur KAFLE</b><br>最高裁判所書記官                      |
| 13 | <b>スマンクマール ネウパネ</b>                                     |
|    | <b>Mr. Suman Kumar NEUPANE</b><br>最高裁判所書記官              |
| 14 | <b>パーラス ポウデル</b>  |
|    | <b>Mr. Paras POUDEL</b><br>国家司法学院副事務局長                  |
| 15 | <b>スラッダ リジャー</b>  |
|    | <b>Ms. Shradha RIJAL</b><br>最高裁判所事務官                    |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / 内山 淳 (UCHIYAMA Jun)

国際協力専門官 / Administrative Staff 下岡 純一 (SHIMOOKA Jun-ichi), 遠藤 裕貴 (ENDO Yuki)



# ネパール裁判所能力強化プロジェクト第5回本邦研修日程

別添 2

[教官: 伊藤教官, 内山教官, 東尾教官 専門官: 下岡主任専門官, 遠藤専門官]

平成28年7月6日 現在

| 月日             | 曜日 | 10:00<br>12:30   | 14:00<br>17:00  | 備考   |
|----------------|----|--|---|--|
| 7<br>/ 月<br>18 |    | 移動日  |   |  |
| 7<br>/ 火<br>19 |    | 10:00-12:00<br>JICAオリエンテーション<br><br>国際会議室  | 14:00-15:00<br>ICDオリエンテーション<br>国際協力部教官 内山淳<br>国際会議室                     | 15:00-17:00<br>講義「日本の司法行政全般について」<br>内山淳教官<br>国際会議室 |
| 7<br>/ 水<br>20 |    | 9:30-11:30<br>講義「刑事事件管理」<br>国際協力部教官 伊藤淳<br>国際会議室   | 11:45-13:00<br>部長主催意見交換会<br>記念写真撮影                                      | 14:00-17:00<br>大阪地方・簡易裁判所訪問<br>大阪地方・簡易裁判所          |
| 7<br>/ 木<br>21 |    | 10:00-12:30<br>講義「民事事件管理」<br>国際協力部教官 東尾和幸<br>国際会議室   | 14:30-17:00<br>大阪家庭裁判所訪問<br>大阪家庭裁判所                                     |  |
| 7<br>/ 金<br>22 |    | 9:45-12:20<br>ネパール発表(刑事・民事執行)及び質疑応答<br>ネパール研修員代表<br>大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義<br>中京大学法科大学院教授 稲葉一人<br>国際会議室    | 14:00-17:00<br>講義「比較法的に見た日本の裁判制度の特徴」/大阪大学見学<br>大阪大学法科大学院教授 福井康太<br>大阪大学 |  |
| 7<br>/ 土<br>23 |    | 移動日  |   |  |
| 7<br>/ 日<br>24 |    | 移動日  |   |  |
| 7<br>/ 月<br>25 |    | 10:00-12:30<br>講義「日本の事件管理史」<br>吉野孝義客員教授<br>国際会議室   | 14:00-17:00<br>講義「民事調停(比較法)」<br>稲葉一人教授<br>国際会議室                         |  |
| 7<br>/ 火<br>26 |    | 10:00-12:20<br>ネパール側発表(事件管理)及び質疑応答<br>ネパール研修員代表<br>吉野孝義客員教授, 稲葉一人教授<br>国際連合極東アジア犯罪防止研修所教官 平野望<br>国際会議室 | 14:00-17:15<br>(続)質疑応答<br>吉野孝義客員教授, 稲葉一人教授<br>平野望教官<br>国際会議室            |  |
| 7<br>/ 水<br>27 |    | 9:45-12:15<br>講義「民事執行手続について/最高裁判所について」<br>平野望教官<br>国際会議室   | 14:00-16:30<br>大阪地方裁判所執行センター訪問<br>大阪地方裁判所民事執行センター                       | 17:00~<br>東京へ移動                                    |
| 7<br>/ 木<br>28 |    | 10:30-11:30<br>最高裁判所訪問<br>最高裁判所  | 14:00-17:00<br>日本弁護士会訪問<br>日本弁護士連合会                                     |  |
| 7<br>/ 金<br>29 |    | 10:00-12:30<br>評価会, 修了式<br>JICA本部  |   |  |
| 7<br>/ 土<br>30 |    | 移動日  |   |  |

## 【海外出張】

### インドネシア共和国出張

国際協力部教官

石田 正 範

#### 第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、インドネシアにおける法整備支援活動として、平成27年12月に、独立行政法人国際協力機構（JICA）が開始した同国最高裁判所及び同国法務人権省法規総局<sup>1</sup>（以下「法規総局」という。）及び同省知的財産総局（以下「知財総局」という。）を実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）<sup>2</sup>に全面的に協力している。

本プロジェクトの最終目標の一つである法令間の整合性の確保を図るためには、法律案の審査を担っている法規総局の役割が非常に重要となるところ、法規総局は、立法過程の合理化策の一環として、立法手続等を具体的に規定する2011年インドネシア法律第12号の改正（以下「12号法律改正」という。）作業を進めている。

しかるところ、法規総局は、12号法律改正の準備作業の一つとして、他国の立法課程についての知見を収集することなどを目的に、平成28年8月22日ないし同月25日の間、インドネシアにおいて、国際シンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催した<sup>3</sup>。

そして、法規総局から、当所へ、同シンポジウムへの参加の要請があったことなどから、名古屋大学大学院国際開発研究科島田弦教授、阪井光平当部部長、当所からインドネシアへ長期派遣されている横幕孝介 JICA 長期派遣専門家及び当職が本シンポジウムに参加した。

以下、本シンポジウムの状況等を報告する。

#### 第2 本シンポジウムの概要

##### 1 参加者

本シンポジウムには、ジャカルタ市内において、インドネシア、オーストラリア、シンガポール、ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、タイ、東ティモール、韓国、日本、

<sup>1</sup> 我が国の内閣法制局等に相当する組織である。

<sup>2</sup> 平成32年12月までの5年間で予定。本プロジェクトの詳細については、横幕孝介 JICA 長期派遣専門家が執筆した ICD NEWS 第67号（2016年6月）51ページ「[インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

<sup>3</sup> 今年度が最初の開催であり、主催者は、法規総局、法務人権省一般法総局（Directorate General of General Law Administration）、同省入管総局（Directorate General of Immigration）等であり、ドイツの公益財団である Hanns Seidel Foundation（HSF）が財政面で支援した模様であった。

オランダ、ドイツ、ノルウェー及びイギリスの立法担当者、外交官、研究者等が参加した。

## 2 8月22日（1日目）

8月22日は、ジャカルタ市内において、各国参加者から、各国の立法手続等に関するプレゼンテーションが実施され、当方からは、島田教授が日本の立法過程について発表をされた。

また、同日夜には、ジャカルタ市内において、ヤソナ・ラオリーインドネシア法務人権大臣<sup>4</sup> 出席の下での歓迎夕食会が実施された。



本シンポジウムのプレゼンテーション時



本シンポジウムのレセプション時（前列中央ヤソナ法務人権大臣，後列中央阪井部長）

## 3 8月23日（2日目）

8月23日は、ジャカルタ市内において、主催者、各国参加者による捜査共助、逃亡犯罪人引渡し及び受刑者移送に関する意見交換、インドネシア憲法裁判所長官の表敬訪問、同裁判所施設見学等が実施された。

また、同日にスラバヤ市<sup>5</sup>に移動し、トス・リスマハリニ市長<sup>6</sup>主催の歓迎夕食会が実施された<sup>7</sup>。

## 4 8月24日（3日目）

8月24日は、スラバヤ市内において主催者、各国参加者による人身売買、不法入国等の犯罪への対策に関する意見交換、スラバヤ刑務所の施設見学等が実施され、その後、ブロモ山<sup>8</sup>まで移動した。

スラバヤ刑務所は、施設内で受刑者がかなり自由に行動しており、日本の刑務所とは雰囲気違った。刑務所内には、受刑者が種々の製品を製造する工場がいくつかあり、その一つの工場で、日本に留学経験があるというネクタイ姿の男性が、堪能な日本語で

<sup>4</sup> 拙稿 ICD NEWS 第68号(2016年9月)149ページ「法務大臣インドネシア共和国訪問」記載のとおり、平成28年5月4日に、当時の岩城光英前法務大臣が、ジャカルタにおいてヤソナ法務人権大臣と会談した。

<sup>5</sup> ジャカルタ東方約800キロメートルに位置するインドネシア第二の都市。

<sup>6</sup> 平成27年に、米国フォーチュン誌の世界の最も偉大な指導者50人に選ばれた、インドネシアではジョコウィ大統領に匹敵するとも言われる人気を有する女性市長。

<sup>7</sup> 阪井部長は、他の公務のため、スラバヤ市に移動せずに帰国した。

<sup>8</sup> スラバヤ市南方約90キロメートルに位置する標高2382メートルの複式火山。

同工場の説明をしてくれたため、当職はその男性が刑務所職員だと思い込んでいたが、後にその男性も受刑者だと知り、非常に驚かされた。

5 8月25日（4日目）

4日目である8月25日は、ブロモ山において、法規総局幹部による、法令作成における人権尊重、汚職撲滅、環境保護等の理念を宣言するブロモ宣言に立ち会った。

同宣言の内容は、日本の感覚からすれば、当たり前すぎるような内容であり、わざわざ海外からの参加者を招いて行うことに驚いたが、インドネシアでは、このような基本的な理念を確認していくこと自体が大切なこととされていることが感じられた。



ブロモ宣言時

### 第3 所感

本シンポジウムに参加したことで、法規総局が法律第12号の改正に向かい、諸外国の立法過程に関する知見を得ようとする姿勢を有していることが確認でき、また、島田教授のプレゼンテーション等により、法規総局等に対して日本の知見を提供することができたほか、本シンポジウムの合間に、阪井部長とウィドド・エカチャヒアナ法規総局長との個別会談も実施できたことなどから、当部と法規総局との関係を一層強化することもでき、今後本プロジェクトを円滑に進めていく上で、有意義なものとなったと思料する。

最後となるが、本シンポジウムへの参加に関し、多大なご協力を頂いた島田教授に、この場を借りて感謝申し上げたい。



## 【対外研修】

### 平成 28 年度司法修習（選択型実務修習）に係る研修

国際協力部教官

伊 藤 淳

#### 第 1 はじめに

法務総合研究所国際協力部では、平成 28 年 9 月 26 日から同月 30 日までの間、司法修習生 2 名に対し、選択型実務修習（以下「本修習」ということもある。）を実施したので、その概要を報告する。

#### 第 2 修習の目的等

選択型実務修習は、司法修習生が、分野別実務修習の 4 分野<sup>1</sup>を一通り修習した後に、自らの進路や興味、関心に応じて、修習内容を主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は分野別実務修習の過程では体験できない領域における実務修習をするための課程であり、新司法修習において初めて採り入れられた制度である。そして、この選択型実務修習においては、司法修習生が自ら受入先を探し、法曹活動に密接な関連を有する分野についての研修を受けることができる。

当部における法制度整備支援活動は、正に法曹活動に密接な関連を有する分野であり、選択型実務修習の趣旨に沿うものである。<sup>2</sup>

そこで、本研修は、以上のような趣旨に鑑み、司法修習生に対し、講義や見学等を通じ、当部の活動を直接見聞させることにより、我が国の法制度整備支援活動について、具体的な知見を提供するとともに、深い理解を得させることを目的として実施したものである。

#### 第 3 修習の概要

- 1 修習の日程は、別添 1（司法修習生（選択修習）日程表）のとおりであり、2 名の司法修習生が参加した。
- 2 司法修習生 2 名は、将来的に法制度整備支援活動を自ら行いたいとの意向をもって本修習を希望したことから、本修習においては、修習開始前の時点で、両名に対し、本修習最終日に本修習に関する発表を求めると告知した上で（告知した内容は別添 2「平成 28 年度選択型実務修習課題」のとおり。）、実際の修習においては、当部の阪井光平部長による「法務省職員の国際業務と法整備支援」、当部の伊藤浩之副部長による「法整備支援の概要」、独立行政法人国際協力機構（JICA）専門員の入江克典弁護士による「法整備支援における JICA の役割」、小職による「ラオスにおける法整備

<sup>1</sup> 刑事裁判修習、民事裁判修習、検察修習、弁護士修習を指す。

<sup>2</sup> 当部においては平成 27 年度にも選択型実務修習を実施しており、併せて人事院等が主催するインターンシップ生も受入れた。

支援の現状と問題点」, といった講義の他, 当部が本修習当時行っていたラオス本邦研修の見学<sup>3</sup>, 当部教官やラオス長期派遣専門家へのインタビューなど法制度整備支援に携わる様々な人から直接話を聞く機会を設け, 最終日の午後には司法修習生2名による課題に対する発表を行った。

#### 第4 おわりに

1 本修習は, 司法修習生2名という少人数で実施することとなったため, 修習開始前の時点で2名から個別に本修習で体験したいこと等を確認することができ, 本修習の内容も両名の希望を概ね満たす内容となった。そのため, 司法修習生2名は, 本修習の内容に満足したようであり, 最終日の発表の際にもその旨の感想を述べていた。

また, 司法修習生2名は, 本修習を経た上での今後の進路について, 本修習を通じて法制度整備支援への理解が深まったことから, 将来的に法制度整備支援活動に関わりたい旨の意思が強くなった旨述べていた。

2 本修習の目的は, 司法修習生に対し, 講義や見学等を通じ, 当部の活動を直接見聞させることにより, 我が国の法制度整備支援活動について, 具体的な知見を提供するとともに, 深い理解を得させることであるため, 本修習の目的は概ね達成できたものと言えるが, 当部としては, 明日の法制度整備支援を担う法曹実務家を養成するためにも, 今後も選択型実務修習についてより良いものを目指していく予定である。

3 最後に, 本研修が充実したものとなったのは, 関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることは言うまでもないが, 改めて, 講義やインタビューを引き受けていただいた皆様, ラオス本邦研修の聴講をお許しいただいたラオス法律人材育成研修プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修の関係者の皆様, その他多くの関係者の方々に, 心から御礼を申し上げたい。

以 上

---

<sup>3</sup> 同じ頃, 当部はラオス法律人材育成研修プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修を実施していた(同研修の日程は別添3の日程のとおり)。

### 司法修習生(選択修習)日程表

修習生：平成28年9月26日(月)～30日(金)

担当教官：伊藤 担当専門官：鎌田

| 日 | 曜 | 午前  |       | 午後                             |       |   |   |                                   |                              | 備考   |       |                                     |
|---|---|---|-------|--------------------------------|-------|---|---|-----------------------------------|------------------------------|--|-------|-------------------------------------|
|   |   | 9:30  | 12:00 | 13:30                          | 14:00 | 14:15   | 15:15   | 15:30                             | 16:30                        |  | 16:30 | 17:00                               |
| 9 | 月 | 移動  |       | 13:30<br>オリエンテーション<br>伊藤教官 4セミ | 14:00 | 14:15<br>講義①(法整備支援の概要)                              | 15:15   | 15:30<br>講義②(ラオスにおける法整備支援の現状と問題点) | 16:30                        | 16:30<br>質疑応答                              | 17:00 | 歓迎会                                 |
| 9 | 火 | 9:30<br>ラオス本邦研修見学①<br>(セッション「労働法ハンドブック」②)<br>竹林弁護士、地神講師 国際会議室 | 12:00 | 屋休み                            |       | 14:00<br>講義③(法整備支援におけるJICAの役割)<br>JICA専門員 入江弁護士 4セミ | 15:30   | 15:45                             | 国際協力部教官へのインタビュー①<br>内山教官 4セミ |  | 17:00 |                                     |
| 9 | 水 | 9:30<br>ラオス本邦研修見学②<br>(セッション「労働法ハンドブック」③)<br>中山弁護士、小島教授 国際会議室 | 12:30 | 屋休み<br>(ランチミーティング)             |       | 14:00   | ラオス本邦研修見学③<br>(セッション「労働法ハンドブック」④)<br>中山弁護士、小島教授 国際会議室 |                                   |                              |  | 17:00 | 昼食時にラオス人研修生との懇談                     |
| 9 | 木 | 9:30<br>起草支援演習、意見交換<br>伊藤教官 4セミ                               | 12:00 | 屋休み                            |       | 13:15<br>講義④(法務省職員の国際業務と法整備支援)<br>阪井部長 4セミ          | 14:30   | 14:45                             | 15:45                        | 16:00<br>国際協力部教官へのインタビュー②<br>湯川教官、大西教官 4セミ | 17:00 | 現地専門家へのインタビュー<br>須田専門家<br>石岡専門家 4セミ |
| 9 | 金 | 9:30<br>発表準備  | 12:00 | 屋休み                            |       | 13:30   | 修習生による発表<br>意見交換・講評<br>阪井部長・伊藤副部長・教官 4セミ              |                                   |                              |  | 16:30 | ICCLC懇親会                            |

【平成 28 年度選択型実務修習課題】

(全体について)

1. 法制度整備支援を担当する者に求められる資質，経験等について，どのようなものが必要と考えるか。

(各論について)

2. ラオスにおいて，労働法の執務参考資料が必要とされる理由は何だと考えるか。
3. ラオスの司法制度の現状には，どのような問題点があるか。
4. 当該問題点が改善されることにより，ラオスの司法制度や国民生活全般にどのような効果をもたらすと考えられるか。
5. 当該問題点が解決されるために必要なことは何か。また，日本はその改善のためにどのような支援をすることが可能か。

(注意点)

- ※ 最終日（9月30日〈金〉）午後に，上記課題について，1人30分～40分程度で，発表を行っていただきます。発表後，国際協力部教官と質疑応答を行う予定です。
- ※ 発表は，手控え程度の手元資料を基に行ってください，レジメ（ワード若しくはパワーポイントで作成）にまとめ，10月7日（金）までに提出してください。
- ※ 発表の最後に，今回の司法修習で学んだことや感想についても，付け加えて発表してください。

以 上



ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修日程表

[ 担当教官: 廣田教官, 伊藤(淳)教官 事務担当: 岸田専門官 ]

| 月      | 9:30   | 12:30                                  | 14:00   | 17:00 |
|--------|--|--|---|-------|
| 9 / 日  | 入国   |  |   |       |
| 9 / 25 |  |  |   |       |
| 9 / 26 | 9:30~10:30<br>JICAオリエンテーション<br>国際会議室   | 11:00~11:45<br>国際協力部オリエンテーション<br>国際会議室 | 14:00~17:00<br>セッション①「労働法ハンドブック①(1章前半)」<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                         |       |
| 9 / 27 | 9:30~12:00<br>セッション②「労働法ハンドブック②(1章後半)」<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                         | 12:15~13:30<br>部長主催意見交換会<br>及び記念撮影     | 14:00~17:00<br>講義「労働法の起源」<br>大阪女学院大学国際・英語学部教授, 神戸大学名誉教授<br>香川孝三<br>国際会議室  |       |
| 9 / 28 | 9:30~12:45<br>セッション③「労働法ハンドブック③(2章前半)」<br>中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫<br>大阪大学大学院法学研究科教授 小島典明<br>国際会議室                             |  | 14:00~17:15<br>セッション④「労働法ハンドブック④(2章後半)」<br>中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫<br>大阪大学大学院法学研究科教授 小島典明<br>国際会議室                             |       |
| 9 / 29 | 9:30~12:30<br>講義「日本における労働紛争 I」<br>中本総合法律事務所弁護士 黒柳武史<br>中本総合法律事務所   |  | 14:00~17:00<br>講義「国際労働基準・東南アジアの労働法制」<br>立命館大学法学部教授 吾郷真一<br>国際会議室  |       |
| 9 / 30 | 9:30~12:30<br>セッション⑤「労働法ハンドブック⑤(3章)」<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                           |  | 14:00~17:00<br>セッション⑥「労働法ハンドブック⑥(4章)」<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                           |       |
| 10 / 1 |  |  |   |       |
| 10 / 2 |  |  |   |       |
| 10 / 3 | 9:30~12:45<br>セッション⑦「経済紛争解決法ハンドブック①(1章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>増田・横山法律事務所弁護士 増田卓司<br>国際会議室 |  | 14:00~17:15<br>セッション⑧「経済紛争解決法ハンドブック②(2章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>増田・横山法律事務所弁護士 増田卓司<br>国際会議室 |       |
| 10 / 4 | 9:30~12:45<br>セッション⑨「経済紛争解決法ハンドブック③(3章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>増田・横山法律事務所弁護士 増田卓司<br>国際会議室 |  | 14:00~17:00<br>セッション⑩「経済紛争解決法ハンドブック④(4章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>増田・横山法律事務所弁護士 増田卓司<br>国際会議室 |       |
| 10 / 5 | 9:00~12:00<br>大阪中央労働基準監督署訪問<br>大阪中央労働基準監督署   |  | 14:00~17:00<br>講義「日本における労働紛争 II」<br>関西学院大学大学院司法研究科客員教授 豊川義明<br>国際会議室  |       |
| 10 / 6 | 9:30~12:30<br>セッション⑪「労働法ハンドブック⑦(5章)」<br>大阪大学大学院法学研究科教授 小島典明<br>竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎<br>国際会議室                         |  | 14:00~17:00<br>セッション⑫「労働法ハンドブック⑧(6章)」<br>中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫<br>滋賀大学経済学部特任講師 地神亮佑<br>国際会議室                                 |       |
| 10 / 7 | 9:30~12:30<br>総括質疑<br>大阪大学大学院高等司法研究科教授 名津井吉裕<br>大阪大学大学院法学研究科教授 小島典明<br>中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫<br>国際協力部教官<br>国際会議室            |  | 12:45~13:15<br>評価会・修了式<br>JICA国際協力専門員 入江克典<br>国際会議室   |       |
| 10 / 8 | 帰国   |  |   |       |

## 【部内研修】

### 法制度整備支援活動の対象国に係る政治，社会，文化等の情勢及び言語に係る研究会（ベトナム及びミャンマー）について

国際協力部教官

大西宏道

#### 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部が行う法制度整備支援活動に当たっては、対象国の政治，社会，文化等の情勢を踏まえて、現地の政府関係者及び司法関係者と直接連絡調整する必要がある上、法制度整備支援活動が進展し、法案等が作成され、最終的に正式な文書となった場合は、対象国の現地の言語が使用される。このように、法制度整備支援活動においては、法的知識はもとより、対象国の政治，社会，文化等の情勢に係る知識に加え、対象国の現地の言語に係る知識について、一定程度備えていることが有用である。

そこで、当部では、我が国の法制度整備支援活動を担う者の能力の向上を図るとともに、効果的な法制度整備支援活動の実現を図るため、当部で法制度整備支援活動に当たる法務教官等が、対象国の政治，社会，文化等の情勢と共に現地の言語に係る研究会を実施している。

研究会の開催に当たっては、大阪大学大学院言語文化研究科の協力を得て、東南アジア地域の各国の政治，社会，文化等の情勢及び言語を専門とする同科言語社会専攻の教員により、同内容の基本的な事項について講義を実施してもらっている。

#### 第2 ベトナム研究会について

平成28年8月30日（火）、大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の清水政明准教授から、ベトナムの政治，社会，文化等の情勢について、ベトナムの党と国家機構、2013年憲法第5条におけるベトナム語の地位、ホーチミン思想と少数民族問題、ベトナム語を第二の母語とする考え方等の観点から、講義がなされるとともに、ベトナム語の音節、声調等の講義がなされた。

また、同年10月27日（木）、同准教授から、ベトナムの社会等の情勢及び言語について、伝統的秩序及び南北ベトナムの観点から、風土と地域による言葉の違い、人間関係における距離間の考え方と関連付けた敬語の扱い等を題材として、講義がなされた。

#### 第3 ビルマ（ミャンマー）研究会について

平成28年9月5日（月）及び同年10月25日（火）、大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の加藤昌彦教授から、ビルマの政治，社会，文化等の情勢及び言語について、ビルマの歴史、少数民族の文化等を踏まえながら、ビルマ語の文字の仕組み、基本的な文法等を題材として、講義がなされた。

#### 第4 おわりに

今後も、引き続き、ベトナム、ビルマ及びインドネシアについて、複数回の研究会を実施する予定である。

## 【来 訪】

### 神戸大学法科大学院生による国際協力部訪問

国際協力部教官

松 尾 宣 宏

本年9月21日午後、神戸大学法科大学院生21名が、同法科大学院に教員として派遣されている大口奈良恵大阪高等検察庁検事の引率の下、国際協力部を訪問しました。

大口検事には、当部が本年6月18日に実施した公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」<sup>1</sup>における、同大学への広報に関して多大な御協力をいただき、また、広報等を通じて、当部の法制度整備支援事業に深い関心を寄せていただきました。

法律家を目指す学生の中には、国際業務や留学等に関心の高い方も相当数いると思われるところ、大口検事から、当部の業務はもちろんのこと、検事の国際業務や判事及び検事の留学等について広く学生に話してもらえないかと相談を受けました。当部は、まさに国際業務を行っている上、他の分野での国際業務や留学経験を有する職員が相当数いることもあり、大口検事の御要望、学生の皆さんの期待に十分沿えるものとして、本訪問が企画・実行されました。

まず、本職が、「法制度整備支援と国際協力部」との題目で、当部の業務と法制度整備支援一般について講義しました。なお、最近、当部が法制度整備支援について講義する機会を捉えて、「検事の仕事と法制度整備支援」というテーマについてもお話しすることがある<sup>2</sup>のですが、本講義においては、この点についても触れました。学生の皆さんは、検事の普段の業務内容について関心を深めるとともに、刑事法のスペシャリストである検事がなぜ法制度整備支援に携わっているのか、その素養の共通性を知り、感銘を受けたようでした。その後、当部の東尾和幸教官（裁判官出身）が、自身の留学経験を踏まえた「判事補の留学と外部経験」のテーマで講義を行い、当部の阪井光平部長が、「検事の検察の現場以外での仕事」について講義を行い、その中で、部長自身の在外公館における勤務経験を踏まえ、検事が携わる国際業務について説明をしました。

本訪問後、懇親会の場で学生の方々とお話しする機会を持ちましたが、本訪問で取り扱ったどのテーマについても、相当程度関心を深めていただけたと思われまます。

当部では、引き続き、皆様の御訪問をお待ちしております。関心のある方は遠慮なく御相談ください。

<sup>1</sup> 詳細については、ICD NEWS No.68における小職の拙稿（p.115～）をご覧ください。

<sup>2</sup> なお、当部の横山栄作教官が、名古屋大学におけるサマースクールで「検事の仕事と法整備支援」というテーマで本格的に講義を行っている。



## 【講義・講演】

2016年8月から同年10月までの期間中, 当部で行った講義・講演は以下のとおりである。

### 記

- 1 名古屋大学生に対する講義  
日 時 2016年8月22日  
場 所 名古屋大学  
対 象 名古屋大学生  
テーマ 検事の仕事と法整備支援  
担 当 国際協力部教官 横山栄作
  
- 2 名古屋大学留学生に対する講義  
日 時 2016年8月22日  
場 所 名古屋大学  
対 象 名古屋大学留学生  
テーマ 日本の刑事訴訟法～主に公判手続について～  
担 当 国際協力部教官 湯川亮
  
- 3 慶應義塾大学法科大学院に対する講義  
日 時 2016年10月27日  
場 所 慶應義塾大学  
対 象 慶應義塾大学法科大学院生  
テーマ 法制度整備支援活動  
担 当 国際協力部教官 伊藤浩之

## 【活動予定】

2017年1月から同年3月の間における、当部が実施する予定会合・研修等は下記のとおりである。

(なお、聴講等希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。また、研修内容や研修所のスペースの関係で御希望に添えない場合がありますので御了承ください。)

### 記

#### 1 第18回法整備支援連絡会

日 時 2017年1月20日(金)

場 所 大阪中之島合同庁舎, JICA 本部

テーマ 法整備支援の回顧と展望

～ベトナム法整備支援プロジェクト開始20年を機に～

担 当 国際協力部教官 石田正範(主任)

※「第18回法整備支援連絡会開催のお知らせ」記載のとおり。

#### 2 研修(いずれも JICA プロジェクト)

##### (1) ラオス本邦研修

日 時 2017年1月30日(月)～同年2月10日(金)

場 所 大阪中之島合同庁舎

テーマ ラオス国立司法研修所における教育・研修内容の改善等

担 当 国際協力部教官 伊藤淳, 国際協力専門官 稲本実穂

##### (2) インドネシア本邦研修

日 時 2017年2月13日(月)～同月21日(火)

場 所 大阪中之島合同庁舎

テーマ 立法過程に関する法律の改正等

担 当 国際協力部教官 石田正範, 廣田桂, 国際協力専門官 遠藤裕貴

##### (3) ミャンマー本邦研修

日 時 2017年3月上旬

場 所 大阪中之島合同庁舎

テーマ 倒産法等について

担 当 国際協力部教官 横山栄作, 国際協力部事務官 鎌田真梨子

### 3 共同研究

#### (1) 日本・東ティモール共同研究

日 時 2017年2月27日(月)～同年3月3日(金)

場 所 大阪中之島合同庁舎, 法務省赤れんが棟

テーマ 東ティモール市民登録法, 婚姻家族法に関する研究

担 当 国際協力部教官 大西宏道, 国際協力専門官 井倉美那子

#### (2) 日本・ラオス共同研究

日 時 2017年3月初旬

場 所 大阪中之島合同庁舎

テーマ ラオス民法典に関する研究

担 当 国際協力部教官 伊藤淳, 国際協力専門官 岸田俊輔

## 第 18 回法整備支援連絡会開催のお知らせ

第 1 日 時 平成 29 年 1 月 20 日（金）午前 9 時 45 分から午後 5 時 40 分まで

第 2 場 所 大阪会場 法務省法務総合研究所国際会議室（本会場）  
東京会場 独立行政法人国際協力機構（JICA）本部 228・229 会議室  
（各会場を TV 会議システムで接続）

第 3 主 催 者 法務総合研究所，JICA  
後援：最高裁判所，日本弁護士連合会，独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所，公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

### 第 4 開催趣旨

- 1 法務省は、平成 6 年（1994 年）からベトナムに対する法整備支援を開始し、平成 8 年（1996 年）には、JICA による同国に対する同支援プロジェクトが開始され、法務省も同プロジェクトに全面的に協力してきました。その後、法整備支援のプロジェクト対象国は、カンボジア、ラオス、インドネシア、ネパール、ミャンマー等に広がっていきましたが、本年度は、前記のベトナムに対する法整備支援プロジェクトの開始から 20 年目の節目の年となります。
- 2 我が国の法整備支援は、これまで、基本法の起草及び改正支援、法を適正に運用するための実務改善支援、裁判官、検察官等の法律家の人材育成支援等を中心に取り組んできており、相手国からも評価されていますが、いずれも短期間で成果が現われるものではなく、中・長期的な視点から、これまでの支援による具体的な成果や課題を検証する必要があると考えます。
- 3 さらに、近時は、従来の「開発途上国への法の支配の定着」等の観点のみならず、「日本企業の海外展開のための環境整備」という観点からも法整備支援の重要性が高まってきており、支援の対象分野も広がっていることから、これまでの成果や課題を踏まえて、より効果的・効率的な支援を実施する必要があるといえます。
- 4 このような観点から、第 18 回法整備支援連絡会は、テーマを「法整備支援の回顧と展望～ベトナム法整備支援プロジェクト開始 20 年を機に～」とし、ベトナムの前司法大臣及び前司法省次官並びにベトナム等における法整備支援に多大な貢献をされてきた森島昭夫名古屋大学名誉教授のほか、各国において法整備支援に携わってきた元 JICA 長期派遣専門家らをお招きし、ベトナムにおける法整備支援を中心に、これまでの同支援の歴史、成果等を回顧するとともに、時代の変化等に応じて変わりゆく同支援の今後の展望等について議論する予定です。



## 第5 参加予定人数

大阪会場：100名程度

東京会場：50名程度

※席に限りがありますため、事前申込みをお願いいたします。

ご参加希望の方は、平成29年1月10日（火）までに、下記連絡先まで、お名前、御住所、連絡先、所属先をご連絡ください。

連絡先：法務総合研究所国際協力部（担当：下岡，遠藤）

icdmoj@i.moj.go.jp

06-4796-2153/2154（電話番号）

06-4796-2157（FAX番号）

## 第6 プログラム（予定） ※敬称略

### 1 開会挨拶 9:45～10:05

法務総合研究所長

佐久間 達哉

JICA 理事

富吉 賢一

### 2 基調講演 10:05～11:10

前ベトナム司法大臣

ハー・フン・クオン

名古屋大学名誉教授・弁護士

森島 昭夫

### 3 対談 11:10～12:00

対談者

名古屋大学名誉教授・弁護士

森島 昭夫

前ベトナム司法省次官

ディン・チュン・トゥン

日本総研調査部上席主任研究員

三浦 有史

ベトナム日本商工会法務小委員会委員長・弁護士

武藤 司郎

モデレーター

法務総合研究所国際協力部長

阪井 光平

—— 昼食休憩（12:00～13:30） ——

- 4 元 JICA 長期派遣専門家らによるパネルディスカッション 13:30 ～ 15:30
- モデレーター  
慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘
- 前半 13:30 ～ 14:30
- パネリスト  
国連アジア極東犯罪防止研修所次長 森永 太郎  
JICA 法整備支援アドバイザー・弁護士 佐藤 直史  
大阪地方検察庁検事 西岡 剛  
大阪地方検察庁検事 松本 剛
- 総括コメント  
日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長 矢吹 公敏
- 後半 14:35 ～ 15:30
- パネリスト  
JICA 産業開発・公共政策部国際協力専門員・弁護士 磯井 美葉  
法務総合研究所国際協力部教官 伊藤 浩之  
福岡高等検察庁検事 國井 弘樹
- 全体総括コメント  
法務省特別顧問 横田 洋三
- 休憩 (15:30 ～ 15:50) ——
- 5 関係者による活動報告 (関係機関同士の連携の在り方等) 15:50 ～ 17:30
- 報告者  
JICA 産業開発・公共政策部審議役 河西 裕之  
ジェトロアジア経済研究所  
新領域研究センター法・制度研究グループ長 山田 美和  
日本弁護士連合会国際交流委員会委員長 外山 太士  
特許庁総務部国際協力課課長補佐 武井 健浩  
法務総合研究所国際協力部部长 阪井 光平  
法務総合研究所国際協力部教官 伊藤 浩之
- 6 総括・閉会挨拶 17:30 ～ 17:40  
ICCLC 理事長 原田 明夫

備考：日本語・ベトナム逐語通訳 (一部)，日本語・英語同時通訳

## 専門官の眼

国際協力専門官

井 倉 美那子

### 1 はじめに

「このような部署があるとは知らなかった。」少し前の国際協力部に来た専門官は、そのような専門官も多かったように思います。実際、私の所属する検察庁ではその知名度はいまひとつで、「あー、あの府中にある…」などとアジ研（国連アジア極東犯罪防止研修所。当部と同じく法務省法務総合研究所に属しています。）と間違われることも多いのが現実です。しかし、私もそうですが、昨今は、この部に興味を持ち、自ら希望してきた専門官もいます。今、この駄文を読んでくださっている検察事務官（全国の検察庁にも配布されているので読んでくれている事務官がどこかにいることを願います。）のどなたかの、数あるキャリアパスの参考としてくださることも願って、本稿を書かせていただきます。

### 2 専門官の仕事

国際協力専門官。この部署に来るに当たり拝命した役職です。随分仰々しい役職ですが、名前に反してその仕事は何かの「専門」というより、裏方の何でも屋という側面が強いかもしれません。

私の出身母体である検察庁では、検察事務官の仕事は大きく「事務局部門」「検務部門」「捜査・公判部門」に分かれます。事務局は総務課や会計課といった検察庁全体の事務を担い、検務は刑事事件の受理から刑の執行に至るまでの一連の事務に伴う事務を担い、捜査・公判は事件の捜査や公判の立会及びそれに伴う事務を担当しています。

検察事務官の仕事はこのように3部門に分かれています。国際協力部の専門官はその3部門に当たる仕事をひとつの部署で担当しています。例えば、予算の要求や執行、出張の手配やそれに伴う事務手続、国会対応といった国際協力部全体に係る事務（事務局部門相当）もあれば、ある研修の企画から事後処理に至るまでに伴う事務（検務部門相当）、実際の研修や出張に教官と共に立ち会う運営事務（捜査・公判事務相当）といった具合に。もちろん、すべてをたった一人きりでやるものではありませんが、どんなことでもオールマイティーにできなければ、専門官室の仕事は回らないように思います。

しかし、このような多岐にわたる仕事でも、経験豊富な先輩方や助けてくれる同僚に恵まれたことは幸いで、毎日慌ただしくもなんとか業務をこなして行くことができました。

### 3 ミャンマー

国際的な仕事からそうでない仕事まで、実に幅の広い専門官の仕事ですが、せっかくの機会ですので、担当させていただいた国のお話をさせていただきたいと思います。

私は、昨年4月に当部に異動してきましたが、大変有り難いことに現在まで一つの国を

継続して担当させていただいています。その国がミャンマーです。私は、普段から旅行が大好きであちこち行っており、ミャンマーも興味を持っている国の一つだったのですが、そんな私にとってもミャンマーはいまだ足を踏み入れたことのない「アジア最後のフロンティア」でした。そして、せっかく担当となったのだからこれは行かねばなるまい、との思いから、5月のゴールデンウィークには一人ミャンマーへ向かいました。その後、出張でも行く機会があったのですが、出張では官公庁がある首都のネピドーでの滞在がほとんどでしたので、この機会に他の町や都市を回ることができたのは良かったと思います。実際、この後、研修で多くのミャンマーの方をお迎えすることになるのですが、ネピドーだけでなく、バガンやマンダレー、インレーにも行ったことを話すと大変喜んでくれました。ミャンマーに行って一番感じたのは人々の優しさです。ミャンマーの第二の都市マンダレーに行ったときです。街のある場所まで行きたかったのですが、どうやって行こうか考えあぐねていると、中年の女性が声をかけてくれ、一緒にバスを待ってくれました。彼女は、バスを降りるまで面倒をみてくれた上（地元の方が乗るバスは、特にバス停というものはないので、外国人にはなかなかハードルの高い乗り物です。）、帰りはどうするのかと心配してくれ、信用できそうなバイクタクシーのお兄ちゃんを探すと、何かあったら電話をください、と自分の電話番号を渡してくれました。観光客とは、よくだまされる場面に出くわすものですが、ミャンマーの穏やかで実直な国民性もあるのか、そういったことは一切なく、実に安全に過ごすことができました。

そして、この旅行の後に、ミャンマーの研修員の方々をお迎えしたのですが、そこで感じたことは、ミャンマーの方々はとても勤勉で敬虔深いということでした。もちろん研修で来ているということもありますが、講師の一言一句を聞き漏らすまいとノートびっしりとメモをとり、質疑応答の場面ではいつも時間オーバーになってしまうほどです。また、東京にいらっしゃったときは、土日のどちらかに鎌倉にお連れするのが定番なのですが、鎌倉の大仏様の前では靴を脱ぎ、膝をついて熱心にお祈りをされます。そのような姿を見ると、自分自身の仕事に対する姿勢や自身の研修に対する姿勢が正される思いでした。



ミャンマーの研修員の方と  
(自前のロンジーを着て)



敬虔深いミャンマーの研修員の方々  
(鎌倉の大仏前で)

#### 4 東ティモール

国際協力部に来て、初めて東ティモールに関わったのは昨年度末に実施された共同研究（招へい）です。私の前任者が異動することが決まっており、引き継ぎも兼ねて同研究の運営を手伝わせてもらいました。ICD NEWS 66号「～国際協力の現場から～」で記載のとおり、前任者の東ティモールに対する愛は並々ならぬものがありました。その理由は研究員の方と接してみて、すぐに分かりました。他の東南アジアの国の方々と違い、ラテン気質で、実に陽気で人懐っこいのです。主担当ではない私のこともすぐに覚えてくれ、講義の合間やランチタイムなど陽気におしゃべりに花を咲かせます。このとき出会った司法省立法局リーガルドラフターのウォンデンさんは姉御肌気質で、いつも「ミナコ、ミナコ」と気にかけてくれます。今年8月の現地調査の出張で再会した時は、とびっきりのハグと笑顔で迎えてくれました。また、ウォンデンさんの後輩の女性共々仲良くしてくれ、Girls Night Out と称して、男性の教官を置いて夜の海辺と食事に連れ出してくれました。

その一方で、少数精鋭の方々なので研修に臨む姿勢はミャンマーの方々同様とても真剣で、自分たちの国を自分たちの手でよりよくしていきたいという思いを強く感じるものでした。この出張では、司法大臣にお会いする機会もありましたが、そこでは日本の継続的で実践的な支援に対して、その重要性と謝意のお言葉をいただきました。これまでの支援から当部とカウンターパートの司法省立法局の間には、大変深いつながりがありますので、今後もこの関係を続けながら、先方のニーズにあったよりよい支援をしていくことができればと思います。



東ティモールの方との昼食会  
(左の女性がウォンデンさん)



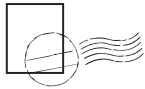
訪問先にてタイス（伝統織物）を頂く

#### 5 終わりに

この1年半の間に、研修や出張でたくさんの海外の方と出会うことができました。人数で言うと70名くらいの方との出会いをいただいたのではないのでしょうか。しかし、出会いは国外だけではなく、日本の関係者の方々とも多くの出会いがありました。JICA関係部署の皆様、通訳の方、研修の講師としてお世話になった大学や弁護士の先生方、研修の訪問先として受け入れてくれた他省庁の方、民間企業等の方、検察事務官として働いていたときには出会えなかったたくさんの方と出会うことができました。



そして、この素敵な出会い以上に素敵なことは、このように出会った方の思いが皆一緒だということです。「自分の国をよりよくしたい」「支援国の法制度がよりよいものになってほしい」。これだけたくさんの人の思いが同じベクトルに向いていれば、少し時間はかかるかもしれませんが、必ずその思いは叶うのではないのでしょうか。私もその思いを強く持つ一人として、ささやかではありますが、「法整備支援」の一端を担っていければと思います。



## 各国プロジェクトオフィスから



10月20日はベトナム女性の日でした。

1930年10月20日に「ベトナム反帝婦人会」（現在のベトナム婦人連合会）が発足したことを記念する共産党が定めた記念日です。当初は単なる党の記念日だったそうですが、ドイモイ政策が本格化した1990年頃から「女性に感謝する日」として特に北部の人に広まっていったそうです。

当プロジェクトにおいても、ベトナム人女性スタッフに対し、日頃の感謝の気持ちとして花束をプレゼントしました。

このようにベトナムには、ベトナム女性の日を始め、共産党などが定めた記念日が数多くあるのですが、実際に国家公務員の仕事がお休みとなる祝日は少なく、2016年のカレンダーを見ると、日本の祝日が16日あるのに対し、ベトナムでは国が定めた祝日が年間たったの10日しかありません。

日本では、正月休み、ゴールデンウィーク、シルバーウィークといった大型連休だけでなく、多くの連休がありますが、ベトナムの大型連休と言えば旧正月（テト）休暇くらいです。

そのため、この時期（2016年10月頃）になると、来年2017年の旧正月（テト）休暇がいつになるかが気になります。

このように言うと、少し違和感を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、ベトナムでは、旧暦に基づいて決定される祝日があり、政府が毎年、翌年の国家公務員の祝日・休日日程を発表しています。そのため、それまで来年の祝日がいつになるのかは、その発表を待たないと確定しません。最近の報道でも、2017年の休日案について、労働傷病兵社会省から政府に提出されたということであり、2016年も残り2か月余りですが、正式にはまだ確定していないようです。

（ベトナム長期派遣専門家 川西 一）



カンボジアでは、9月17日から10月1日までの15日間、プチュンという仏教行事がありました。プチュンは、ご先祖様の霊をお迎えしておまつりする行事で、4月のクメール正月に次いで重要な行事であり、15日間のうちの最後の2日間が国民の休日になります。プチュンの15日間の間に、少なくとも7つのお寺にお参りしなければならないと言われており、その期間中に知り合いに会うと、「お寺いくつ回った？」とお互いに聞き合うのが風物詩となっています。フェイスブックでも、「今日一日でお寺3つ回った！」などという書き込みが目立ちます。

お寺にお参りする際は、ステンレス製の円筒形の4段重ねのお弁当箱にご飯と料理を詰めて持参し、お坊さんに献上することになっています。お坊さんが料理を食べることにより、ご先祖様の霊が料理を食べたことになり、それが自分の功德になるそうです。ただ、みんなが同じ期間に一斉にお参りしますので、大量の料理がお寺に一度に集まり、お坊さんだけでは食べきれません。そこで、余った料理はお寺に集まってくる孤児や貧しい人たちに分け与えられるわけですが、とりわけ都市部のお寺や、有名なお寺など、参拝者が多いお寺では、おびただしい量の料理が集まり、最終的に余った料理は廃棄されることになります。そのように、功德を積むという美名の下に大量の料理が廃棄され、その一方で孤児や貧しい人たちが苦し

い生活をしているという現実に疑問を持つ人もいて、プノンペンに住む私の知人の多くも、都市部の大きなお寺には行かずに、地方のさびれた小さなお寺を回ると言っていました。

(カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦)



最近、私は、週末、8人制のサッカーに参加しています。私が仲間に入れてもらっているのは、日本に留学した経験のあるラオスの方々で構成されているサッカーチームです。我がプロジェクトのスタッフであるソットさんが、このサッカーチームの中心人物であり、私も参加させてもらうようになりました。このサッカーチームには20数名の日本留学経験者が所属しています。そのほとんどが日本の文部科学省の奨学金制度による留学スキームで日本に留学し、日本語で大学での勉強を終えてきた人たちです。中には大学卒業後に日本で働いた経験

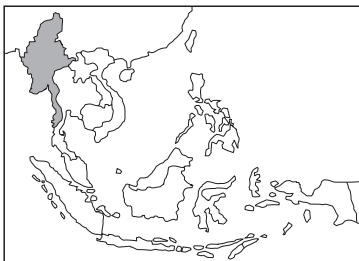
がある人もいて、皆、非常に流暢な日本語を話します。チームのユニフォームは当然のように日本代表のものを身につけていて、日本での生活が長かったからか顔つきや立ち居振る舞いも何となく日本風に感じられるメンバーが多いですし、もちろん私に話しかけてくれる時は、皆、日本語を使ってくれる上、試合中の掛け声にも日本語が出てきたりなどするので、時折、ラオスの人たちに交じってプレイしていることを忘れてしまいそうになるくらいです。

ラオスでは、スポーツの中でも特にサッカーの人气が高く、11人制サッカーの半分強程度のグラウンドで行う8人制のサッカーを楽しむ方が非常に多くいらっしゃいます。この8人制のサッカーにはプロチームもあり、テレビでも試合の中継が放映されています。ビエンチャンの街中には8人制サッカー場が数多くあり（屋根付きのものもあります。）、平日の夜や週末には、子どもから大人まで、それらのサッカー場でサッカーを楽しむラオスの人たちの姿をよく目にします。政府の人たちも、国際支援機関も、それぞれの省庁や機関でサッカーチームを作っていて、試合をしたりなどしているようです。

サッカー好きなラオスの大人達の定番は、一頻りサッカーを楽しんで大量の汗を流した後、仲間たちでビアオ（ラオスの誇るラオス産ビールです。）を飲みながら、その日の試合の反省会をすることです。8人制サッカー場の多くは、飲食ができるビアホールのようなイメージの場所が併設されているので、試合後は、そこでビアオを飲みながらサッカー談義に花を咲かせるのが定番になっています。非常に残念なことに、私は、自分で車を運転してサッカー場まで行くので、試合後のビールを楽しむことができないのですが、試合後に喉越し爽やかで炭酸の按配が何とも言えず丁度良いビアオをゴクゴクと飲んだら、さぞかし美味しかろうと想像しつつ、ハンドルを握りしめながら帰宅しております。

このようにサッカー好きの多いラオスですので、皆様も、ラオスに来られた際には、ひょっとするとラオスの方々からサッカーのお誘いを受けることがあるかもしれません。是非、ご来寮の折にはスーツケースの中にサッカーができる準備をして来られることをお勧めします。サッカーをなさらない方は、夕方のメコン川沿いを夕日を見ながら散歩して汗をかいていただいた後、ビアオを召し上がってみてくださいませ、こちらの楽しみ方も最高です。

(ラオス長期派遣専門家 須田 大)



文化やスポーツの香りがほぼしないネピドーにて立て続けにイベントがありました。

一つはバレーボールのアジアクラブ選手権。Vリーグの優勝者であるトヨタ合成チームが参加し、惜しくも準決勝で敗れてしまいましたが、3位に輝きました。

もう一つはタイのオーケストラによるコンサート。演目は、ベートーベンのピアノ協奏曲やチャイコフスキーの交響曲など本格的なものでした。当然、プロジェクトメンバーとその家族は揃って聴きに行きましたが、ミャンマー国立交響楽団の演奏よりは一枚上手だったような気がします。

(ミャンマー長期派遣専門家 小松 健太)



インドネシアでは、今年、概ね6月6日から7月5日までがラマダン（断食月）、これに続く7月6日及び7日が「イドル・フィトリ」と呼ばれる断食明けの大祭でした。

この時期は、国民の大多数であるムスリムにとって宗教的に重要な意味を持つのはもちろんですが、ムスリムではない人たちにとっても、普段とは少し異なる光景を目にする機会となります。

このラマダン時期になると、夕方以降、レストランなどの外食先が、普段にも増して混雑します。ラマダン期間中は、日の出から日没まで

の間、断食を義務付けられますが、その反面、断食が明けると（日が没むと）、家族や友人との絆を深めるため、普段よりも贅沢な食事を一緒に楽しむ習慣があるためです。

また、この時期は、ショッピングモールも、ラマダンセールやこれに伴うイベントなどで、深夜まで賑わいを見せます。イドル・フィトリの祝日に自分で着たり、帰省の際の親戚へのお土産などの目的で、新しい服を購入する人も多いようです。

こうして、何かと消費が増えることから、この時期は、一年で最も物価が高くなるとも言われています。そんな中、ひと際大きな変化は、ラマダン明けに目にすることができます。

イドル・フィトリの祝日に政令指定休日や土日を併せることで、連休を確保することができるのですが、多くの人が、一年で最も重要な大型連休であるこの時期に帰省するため、ジャカルタ市内が、文字通りガラガラになるのです。

是非、このタイミングを狙ってジャカルタを訪れてくだされば、渋滞のないジャカルタ本来の街の魅力を味わっていただけるのではないかと思います。

（インドネシア長期派遣専門家 横幕 孝介）

## － 編 集 後 記 －

2016年も間もなく終わる時期となりました。2016年は皆様にとって、どのような年でしたでしょうか。

2017年も、ここ人情の町大阪からお送りいたします「連携と協調のフォーラム」ことICD NEWSが皆様との架け橋になることを願っております。

さて、本号の「巻頭言」では、日本弁護士連合会の矢吹公敏弁護士から「日本の法整備支援に対する期待」と題して御執筆頂きました。

20年間にわたる法整備支援の御経験から考察されている我が国の法整備支援の課題は、法整備支援に関わる全ての方々にとって、今後の活動の指針となるものと思われま

「寄稿」では、大阪大学大学院言語文化研究科の加藤昌彦教授から「ミャンマーの諸民族と諸言語」と題して御執筆頂きました。

ミャンマーの民族と言語の関係について、ミャンマーになじみのない方でも理解できるようにわかりやすく説明して下さっています。

言語は民族的なアイデンティティを構成する重要な要因であり、その歴史を知ることは、その言語を使用する国の理解につながります。我が国と異なる多言語国家の問題点を理解することができるのではないのでしょうか。

また、辻長期派遣専門家（カンボジア）からは「通訳人を介して話をするときの留意点」を御執筆頂き、現地語で外国人と接することの多い私たちにとって、通訳人を通じた円滑なコミュニケーション方法についての認識を新たにさせられます。

本号では「ミャンマーに対する知的財産権分野に係る支援における我が国の支援機関の連携・協調」という特集で、ミャンマーの知的財産法制度の支援に関わっている方々から御執筆頂きました。他機関の取組を御紹介頂くことで、本誌は今号から「連携と協調のフォーラム」としてさらに内容を発展させています。

外国法制・実務では、「中国行政訴訟法の改正条文等について(2)」、「新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(2)～」、「2015年ベトナム民法と財産登記制度の課題」、「ラオスと国際労働基準」、「インドネシアにおける司法制度の概要」、「ミャンマーの民事裁判における当事者主義(2)」を掲載しました。

各国における専門家及び有識者からの法改正等の最新の情報を知ることができます。

「活動報告」の「国際研修・共同研究」では、石田教官による「第1回インドネシア法整備支援本邦研修」、松尾教官による「第53回ベトナム法整備支援研修」、内山教官によ



る「第5回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修」、伊藤教官による「第54回ベトナム法整備支援研修」、廣田教官による「第8回ラオス法整備支援本邦研修」、内山教官による「カンボジア現地セミナー（民事実務上の諸問題）」を掲載しました。2016年も前年に増して、当部は皆様の御協力の下、多くの国際研修・共同研究を実施いたしました。

また、「対外研修」及び「来訪」では司法修習生に対する選択型実務修習、神戸大学法科大学院生の訪問について掲載しました。外部からの訪問を当部では随時受け付けております。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。関係者各位におかれましては、今後とも法整備支援活動に更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 遠藤 裕貴

#### 【お詫びと訂正】

---

ICD NEWS No.68 の酒井長期専門家による「2015年ベトナム民事訴訟法の概要」46頁3行目に表記の誤りがございましたので訂正の上、お詫び申し上げます。

誤 「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ3」

正 「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」